

# IFRS 連結財務諸表記載例

2018年版



Building a better  
working world

# 目次

略語一覧	2
序論	3
連結損益計算書	8
連結包括利益計算書	10
連結財政状態計算書	12
連結持分変動計算書	14
連結キャッシュ・フロー計算書	16
連結財務諸表の注記	20
付録1－連結純損益及びその他の包括利益計算書(1計算書方式の例示)	135
付録2－連結損益計算書(費用性質法の例示)	137
付録3－連結キャッシュ・フロー計算書(直接法の例示)	138
付録4－財務諸表記載例と関連するIFRS一覧	139

## 略語一覧

本財務諸表記載例では、以下の略語を使用している。

IAS 33.41	国際会計基準第33号第41項
IAS 1.BC.13	国際会計基準第1号 結論の根拠第13項
IFRS 2.44	国際財務報告基準第2号第44項
SIC 29.6	解釈指針委員会解釈指針第29号第6項
IFRIC 4.6	IFRS解釈指針委員会(旧IFRIC)解釈指針第4号第6項
IAS 39.IG.G.2	国際会計基準第39号 適用ガイダンスセクションG: その他 第G.2項
IAS 39.AG71	国際会計基準第39号付録 A –適用指針第AG71項

GAAP	一般に公正妥当と認められた会計原則/実務
IASB	国際会計基準審議会
解釈指針委員会	IFRS解釈指針委員会(旧国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC))
SIC	解釈指針委員会

注釈では、開示例においてIFRSの規定がどのように適用されているかを説明している。

# 序論

本書では、国際財務報告基準（以下、IFRS）に従って作成された優良工業株式会社（親会社）及びその子会社（以下、当グループ）の連結財務諸表一式を掲載している。当グループは、架空の株式を公開している大規模な製造業という設定になっている。親会社は日本国で設立され、当グループの表示通貨はCUである。

## 目的

新日本有限責任監査法人は、企業の財務諸表作成を支援するために多数の資料を提供しており、本財務諸表記載例もその1つである。本財務諸表記載例は、広範囲の業界にわたる多くの企業にとって最も一般的で、かつ想定される取引、事象及び状況を示すように作成されている。網羅的に例示を示すという観点から、当グループにとって重要でないと考えられる項目や取引であっても、本財務諸表記載例では特定の開示を行っている場合がある。

## 本財務諸表記載例の利用方法—企業の実態に即した開示に向けて

本書の利用者は、本財務諸表記載例を参考にしつつ、企業の実態に即した開示を行うことが奨励される。そのため、当グループが行っていない取引や取決めについては、追加の開示が求められる場合がある。本財務諸表記載例は、すべての株式市場や各国における特有の規制に従うように作成されたものではなく、また規制対象となっている規定や、あるいは特定の業界において主に適用される開示規定を反映するものでもないため、留意して頂きたい。

各ページの右側には、具体的な開示規定として対応するIFRSの条項を記載している。また、開示の基礎を説明するため、あるいは本財務諸表記載例には含まれていない代替的な開示を取り上げるために、これらに関する注釈を記載している。なお、開示規定を網羅した一覧については、EYのOnline International GAAP® Disclosure Checklistを参照されたい。IFRSの規定について疑問が生じた場合には、関連する基準及び解釈指針を参照し、必要に応じて適切な専門家の助言を求める必要がある。

## 開示の有効性の向上

国際会計基準審議会（以下、IASB）、各国の基準設定機関及び規制当局は、財務報告上の重大な問題に直面しており、「開示の過重負担」及び「無駄の排除」へ対処することが優先課題になっている。また、財務諸表の作成者、そして何よりも財務諸表の利用者から、財務諸表の開示の増大及び複雑な開示に対する取組みについて、多大な関心が寄せられている。

「開示の過重負担」の正式な定義が存在する訳ではないが、特に利害関係者間の様々な議論などから、共通の3つのテーマが浮かび上がってきている。すなわち、「財務諸表の様式又は構成」、「状況に応じた開示」及び「重要性」である。

2017年12月31日に終了する会計年度の連結財務諸表記載例の注記の順序は、上記で述べた目的を勘案し、基本的には基本財務諸表における表示項目の順序に従っている。注記は、IAS第1号（2014年）第113項に基づき体系的な方法で記載しなければならず、同号第114項では、財務諸表作成者が検討する可能性のある複数の体系的な順序及びグルーピングの例が挙げられている。一方で、財務諸表利用者が目的適合性の高い情報をより容易に把握できるように、他の注記体系の方がより有効な開示につながると判断した場合には、財務情報の内容及び重要性に応じて、注記の順序を入れ替えることも考えられる。

下記の表では、7つのセクションから構成される別の注記体系の例を示している。

セクション	主な内容
企業及びグループ情報	▶ 企業及びグループ情報
作成の基礎及びその他の重要な会計方針	▶ 作成の基礎 ▶ その他のセクション（下記）で開示されていないその他の重要な会計方針 ▶ 会計方針及び開示における変更 ▶ 公正価値測定及び関連する公正価値の開示 ▶ 公表済未発効の基準の影響
グループの事業、営業活動及び経営陣	▶ 金融商品のリスク管理の目的及び方針 ▶ ヘッジ活動及びデリバティブ ▶ 資本管理 ▶ 利益分配の実施及び分配案 ▶ セグメント情報 ▶ 連結の基礎ならびに重要な非支配持分のある子会社に関する情報 ▶ ジョイント・ベンチャーに対する持分及び関連会社に対する投資

セクション	主な内容
重要な取引及び事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業結合及び非支配持分の取得</li> <li>▶ 非継続事業</li> <li>▶ のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損</li> <li>▶ 誤謬の訂正</li> <li>▶ 関連当事者についての開示</li> <li>▶ 後発事象</li> </ul>
純損益及びその他の包括利益計算書に関する詳細情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ その他の営業収益及び営業費用</li> <li>▶ 金融収益及び金融費用</li> <li>▶ 減価償却費、償却費、為替差損益及び棚卸資産の原価</li> <li>▶ 管理費、従業員給付、及び研究開発費の詳細な内訳</li> <li>▶ 株式報酬その他の包括利益の構成要素</li> <li>▶ 1株当たり利益</li> </ul>
財政状態計算書に関する詳細な情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法人所得税</li> <li>▶ 有形固定資産、投資不動産及び無形資産</li> <li>▶ 金融資産及び金融負債</li> <li>▶ 棚卸資産</li> <li>▶ 営業債権及びその他の債権ならびに営業債務及びその他の債務</li> <li>▶ 現金及び短期性預金</li> <li>▶ 資本金及び剰余金</li> <li>▶ 引当金</li> <li>▶ 政府補助金</li> <li>▶ 繰延収益</li> <li>▶ 年金及びその他の退職後給付制度</li> </ul>
コミットメント及び偶発事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ リース</li> <li>▶ その他コミットメント</li> <li>▶ 法的請求権に係る偶発事象</li> <li>▶ 保証</li> <li>▶ その他の偶発負債</li> </ul>

財務情報の内容及び重要性に応じた注記体系を構成することで、財務諸表の利用者は関連性のある情報をより把握しやすくなる場合がある。また、重要な会計方針、判断、主要な見積り及び仮定に関しても、各注記内容の全体像を示すために、関連する定性的情報と定量的情報を同じ箇所を開示することも考えられる。なお、「Good Group (International) Limited- Alternative Format」(英語版のみ)では、財務諸表記載例を本書で示した注記の順序とは異なる注記体系で作成しており、財務諸表の開示の有効性の向上について検討する際には、こちらを活用して頂きたい。

企業は、他の注記体系の方が開示の有効性を高める観点から効果的であると考えられる場合がある。「Good Group (International) Limited- Alternative Format」は、IFRSで代替的な注記体系が認められていることを解説する目的で作成されている。注記体系を決める際には、企業を取り巻く固有の状況や、主要な財務諸表の利用者が優先して求める情報を慎重に検討する必要がある。

企業は、特に表示及び開示を検討する際に、重要性の判断が求められ、その適用が適切でないことが「開示の過重負担」の原因の一つになっている可能性がある。IFRSは最低限の開示規定を定めているが、実務上、企業に固有の関連性のある情報を検討することなく、規定に準拠した開示がよく見受けられる。すなわち、企業にとって重要性がない取引又は項目がある場合、当該項目を開示することは財務諸表の利用者にとって目的適合性がなく、IFRSはそのような開示を求めているわけではない。一方で、重要性がない情報を財務諸表に含めた場合には、重要性のある財務情報の透明性及び有用性が低下し、その結果、財務諸表の目的適合性が損なわれると考えられる。

上述のとおり、本財務諸表記載例の主な目的は、最も一般的に適用される開示規定に関して、規定に準拠した開示を説明することである。したがって、本財務諸表記載例には、優良工業株式会社において実務上は重要性がないと判断されるような開示も含まれている。財務諸表における開示項目を決定する際には、自社の固有の状況を検討することが必要不可欠である。本財務諸表記載例は、重要性の判断を行う上での指針を示すものではない。したがって、企業は、自社の固有の状況及び重要性を勘案した上で、企業の実態に即した財務諸表の開示が求められ、そのような検討を踏まえることで、財務諸表を通じて意思決定に有用な財務情報を提供できるようになる。

開示の有効性の改善に関する詳細なガイダンスについては、EYの刊行物「Applying IFRS: Enhancing communication effectiveness」(2017年2月)を参照されたい。



## 財務諸表記載例

弊法人は、業種特有の財務諸表記載例及び検討を要する特定の状況を取り扱う財務諸表記載例を提供している。弊法人が公表している財務諸表記載例は、以下のとおりである。

- ▶ 製造・サービス業版財務諸表記載例(優良工業株式会社) - 本財務諸表記載例
- ▶ 製造・サービス業版財務諸表記載例(Alternative Format)(英語版のみ)
- ▶ 初度適用版財務諸表記載例
- ▶ 投資ファンド版(資本)財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 投資ファンド版(負債)財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 不動産業版財務諸表記載例
- ▶ 鉱業会社版財務諸表記載例
- ▶ 石油会社版財務諸表記載例
- ▶ 銀行業版財務諸表記載例
- ▶ 保険会社版財務諸表記載例

付録4では、上記の財務諸表記載例で適用されているIFRSの一覧を掲載している。

## 国際財務報告基準

IFRSは、国際財務報告基準に関する趣意書の第5項で定義されており、「国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: 以下、IASB)が承認した基準及び解釈指針、ならびに以前の定款の下で公表された国際会計基準(International Accounting Standard: 以下、IAS)及び解釈指針委員会(Standing Interpretations Committee: 以下、SIC)による解釈指針」が含まれる。このことは、IAS第1号第7項及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第5項でも述べられている。したがって、IFRSに準拠している旨を財務諸表に示すためには、IASBによって承認されたすべての公表された基準及び解釈指針に準拠しなければならない。これは、IAS、IFRS及びIFRS解釈指針委員会(前SIC)により作成された解釈指針を含む。

## 国際会計基準審議会(IASB)

IASBは、IFRS財団(公益に資する活動を行う独立の民間非営利組織)に属する独立した基準設定主体である。IASBは、中小企業向けIFRS(IFRS for SMEs)を含むIFRSの開発及び公表、またIFRS解釈指針委員会が作成する解釈指針書の承認に対して責任を負う。IASBは、基準の策定にあたり、デュー・プロセスを遵守しており、ディスカッション・ペーパーや公開草案などの諮問文書を、コメント募集のために公表することが、当該デュー・プロセスにおける重要な手続きの1つである。

## IFRS解釈指針委員会(解釈指針委員会)

解釈指針委員会は、IFRS財団の評議員会によって任命された委員会である。財務諸表の利用者、作成者及び監査人のために財務会計及び財務報告に関する基準を開発及び改善するにあたり、IASBを補佐する役割を担う。

解釈指針委員会は、特定の企業にのみ関連する論点ではなく、より多くの企業にとって重要となる論点を取り上げている。これらにはIFRSで取り扱われていない、新たに認識された財務報告上の論点が含まれる。また、解釈指針委員会は、IFRSの年次改善プロジェクトで検討すべき論点についてもIASBへ助言を行う。

## 2017年8月31日現在におけるIFRS

本財務諸表記載例の作成方針として、未発効の基準や改訂については早期適用していない。したがって、本財務諸表記載例は、2017年8月31日現在で公表され、2017年1月1日以降に開始する連結会計年度に適用される基準に基づき作成しており、2017年1月1日時点で公表済未発効の基準は早期適用していない。基準日以降に基準が公表あるいは改訂された場合には、本財務諸表記載例の更新が必要となる。

本財務諸表記載例の利用者は、2017年8月31日から財務諸表の公表承認日までの期間における、IFRSの規定に変更がないことを必ず確認して頂きたい。なお、公表はされているが未発効の基準及び解釈指針であっても、IAS第8号第30項に従い一定の開示が求められる(本財務諸表記載例の注記34を参照)。また、典型的には3月決算である日本企業のように、会計年度が暦年と異なる企業の場合は、新規及び改訂後の基準の適用時期にも留意する必要がある。

## 会計方針の選択

IAS第8号は、会計方針の定義を幅広く定めており、会計方針には一部の基準で明確に規定されている会計方針の選択だけでなく、IFRSを適用する上で採用されるその他の慣行や実務も含まれる。

またIFRSは、ある取引又は事象に関して、複数の会計処理を認めている場合がある。財務諸表の作成者は、自社の事業及び状況に照らして最も目的適合性の高い会計処理を、会計方針として選択しなければならない。

IAS第8号によれば、企業は、類似の取引や事象及び状況に照らして、会計方針を首尾一貫して選択適用しなければならない。ただしIFRSが、異なる会計方針の適用が適切となる財務諸表項目の区分を明確に要求又は容認している場合は除かれる。IFRSがこのような区分を要求又は容認している場合には、各区分に対して適切な会計方針を首尾一貫して選択適用することになる。

したがって、複数の会計処理の中から特定の会計処理を選択した場合には、それを会計方針として首尾一貫して適用することが求められる。最初のIFRS財務諸表を公表した後に行われた会計方針の変更は、IFRSによって要求されている場合、又は当該変更により、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する財務諸表となる場合にのみ認められる。

本財務諸表記載例では、IFRSにより会計方針の選択適用が認められる場合、当グループは自社の置かれている状況に照らして、最も適切と考えられる会計方針を選択している。そのような場合には注釈において、選択した会計方針及び当該会計方針を選択した理由を説明するとともに、他の会計処理を選択した場合における開示規定の相違点を要約して記載している。

### 経営者による財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する説明

多くの企業は、財務諸表とは別に年次報告書の中で、経営者による財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する説明を提供している。IAS第1号第13項では、年次報告書に含まれることがある項目を例示しているが、IFRSでは、そのような経営者による説明の開示を求めている。2010年12月、IASBIはIFRS実務記述書「経営者による説明」を公表した。本記述書は、IFRSに準拠して作成される財務諸表に関連する経営者のコメントの表示に関して、強制力のない広範なフレームワークを提供するものである。企業が本記述書で規定されるガイダンスに準拠する場合、経営者は本記述書に準拠した範囲を説明することが奨励される。本記述書に準拠した旨の記載は、本記述書に規定される全てのガイダンスに準拠した場合にのみ認められる。しかしながら、経営者による説明に関する内容は、企業が属する国や市場における規則又は法域における固有の問題を考慮して決定されることが多い。なお、本財務諸表記載例には、経営者による説明を含めていない。

### 財務諸表記載例2018年版に含まれる変更点

下記に列挙した基準及び解釈指針は、2016年8月31日以降に発効され、2017年1月1日に開始する会計年度から適用されるものである。下記では新たな基準の一覧を示しているが、新たな基準すべてが本財務諸表記載例に影響を及ぼすわけではない。基準及び解釈指針の変更による財務諸表記載例2017年版からの変更内容については、注記2.4に記載している。

2017年版からのそれ以外の変更は、実務の進展を考慮し、財務諸表記載例の全体的な品質の向上を目的として行っている。

#### IFRSの変更

下記の新たな基準及び改訂は、2017年1月1日以降に開始する会計年度より適用される。

- ▶ 開示イニシアティブ (IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂)
- ▶ IFRS第12号の開示規定を適用する範囲の明確化 (年次改善 (2014年－2016年)－IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の改訂)
- ▶ 未実現損失に係る繰延税金資産の認識 (IAS第12号「法人所得税」の改訂)

# 優良工業株式会社

## 連結財務諸表

2018年版

### 注釈

優良工業株式会社は、日本国に拠点を置く株式会社であり、取引所に株式を上場している。

上場企業の財務諸表は、通常、国際監査基準（ISA）又は各地域の監査基準に基づき、監査を受けることが義務付けられており、かつ監査報告書は年次財務諸表と共に開示される。しかし、本記載例は、ISA第700号（改訂後）「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」又は各地域の特定の規定に関するガイダンスの提供を意図したものではない。したがって、優良工業株式会社の連結財務諸表に関する監査報告書の記載例を含めていない。



# 連結損益計算書

2017年12月31日に終了する連結会計年度

		2017年	2016年	IAS 1.49 IAS 1.10(b) IAS 1.10A IAS 1.51(c) IAS 8.28
		修正再表示後*		
	注記	千CU	千CU	IAS 1.51(d),(e) IAS 1.81A
<b>継続事業</b>				
物品の販売		161,927	142,551	IAS 18.35(b)(i)
サービスの提供		17,131	16,537	IAS 18.35(b)(ii)
賃貸収益	17	1,404	1,377	
<b>収益合計</b>		<b>180,462</b>	<b>160,465</b>	IAS 1.82(a)
売上原価		(136,549)	(128,386)	IAS 1.103
<b>売上総利益</b>		<b>43,913</b>	<b>32,079</b>	IAS 1.85, IAS 1.103
その他の営業収益	12.1	2,435	2,548	IAS 1.103
販売費		(14,001)	(12,964)	IAS 1.99, IAS 1.103
管理費	12.9	(18,428)	(12,156)	IAS 1.99, IAS 1.103
その他の営業費用	12.2	(2,554)	(353)	IAS 1.99, IAS 1.103
<b>営業利益</b>		<b>11,365</b>	<b>9,154</b>	IAS 1.85, IAS 1.BC55-56
金融費用	12.3	(1,264)	(1,123)	IAS 1.82(b), IFRS 7.20
金融収益	12.4	336	211	IAS 1.82(a)
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分	9,10	671	638	IAS 1.82(c)
<b>継続事業からの税引前利益</b>		<b>11,108</b>	<b>8,880</b>	IAS 1.85
法人所得税費用	14	(3,098)	(2,233)	IAS 1.82(d), IAS 12.77
<b>継続事業からの当期利益</b>		<b>8,010</b>	<b>6,647</b>	IAS 1.85
<b>非継続事業</b>				
非継続事業からの当期利益又は当期損失	13	220	(188)	IAS 1.82 (ea) IFRS 5.33(a)
<b>当期利益</b>		<b>8,230</b>	<b>6,459</b>	IAS 1.81A (a)
帰属:				
親会社持分		7,942	6,220	IAS 1.81B (a) (ii)
非支配持分		288	239	IAS 1.81B (a) (i)
		<b>8,230</b>	<b>6,459</b>	
1株当たり利益	15			IAS 33.66
▶ 親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり利益		0.38 CU	0.33 CU	
▶ 親会社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり利益		0.38 CU	0.32 CU	
継続事業に関する1株当たり利益				
▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの基本的1株当たり利益		0.37 CU	0.34 CU	
▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの希薄化後1株当たり利益		0.37 CU	0.33 CU	

\* 当年度において2016年度の財務諸表を修正再表示しており、注記2.5にその内容を記載しています。

P. Goodman 会長

L. Goodright グループ最高経営責任者

2018年1月29日

## 注釈

IAS 第 1 号 10 項は、各財務諸表について、「純損益及びその他の包括利益計算書」や「財政状態計算書」などの名称を用いることを推奨している。しかし、IFRS は「損益計算書」や「貸借対照表」のように他の名称を使用することも認めている。当グループは、IAS 第 1 号で推奨している名称を変更し、「連結損益計算書」と表示している。

IFRS では、過年度の財務諸表に対して修正再表示を行った場合に、財務諸表の本体においてそれを明示する規定は特段存在しない。IAS 第 8 号では、修正再表示の内容について、注記で開示することのみを求めている。本書では、会計方針の遡及適用、誤謬の訂正及び組替えをまとめて「修正再表示」と表現している。当グループは、比較情報に「修正再表示」と付すことによって、IAS 第 8 号の開示規定を補完して記載している。それにより、過年度の財務諸表の金額を、当年度の財務諸表の比較期間において修正したことを、財務諸表の利用者に対して明示している。なお、比較情報を修正再表示したことが、必ずしも過去の財務諸表における誤謬や脱漏の存在を意味するわけではない。たとえば、新たな会計方針の遡及適用など、その他の理由によって修正再表示を行う場合がある。

IAS 第 1 号 82(a) 項では、収益を損益計算書の本体で独立掲記することを求めている。IAS 第 1 号 85 項に従い、当グループは収益の内訳を連結損益計算書の本体に表示している。

IAS 第 1 号 99 項は、損益計算書における費用の内訳を、性質別又は機能別分類のうち、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する方法を用いて表示しなければならないと規定している。費用を機能別分類により表示する場合には、費用の性質別分類に関する情報を注記で開示しなければならない。当グループは、費用の内訳を機能別分類により表示している。なお、付録 2 では、費用の内訳を性質別分類により表示した連結損益計算書を掲載している。

当グループは、営業利益を連結損益計算書に表示しているが、これは IAS 第 1 号で要求されている表示項目ではない。「営業利益」又は「営業収益」という用語は IFRS では定義されていない。IAS 第 1 号 BC56 項によれば、IASB は、営業活動の定義はされていないが、企業が営業活動の成果又は類似の表示項目の開示を選択する場合があることを認識している。営業利益を表示する場合には、開示される金額が通常「営業活動」とみなされる活動を表すものでなければならない。たとえば、「不規則に発生する又は発生する頻度が少ない、あるいは金額が異常であるといった理由により、明らかに営業活動に関連する項目（棚卸資産の評価減及びリース費用や移転費用など）を営業活動の成果から除外することは不適切となる。同様に、減価償却費のようにキャッシュ・フローを伴わないという理由で営業活動の項目から除外することも不適切となる。」(IAS 第 1 号 BC56 項)。実務上、営業活動の成果を表すその他の表示項目として、たとえば EBIT（利息支払前税引前利益）などが使用されることがある。そのような小計には、新しい規定である IAS 第 1 号 85A 項が適用される。

当グループは、「営業利益」の後に、IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」に従い、持分法により処理されている関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分を表示している。IAS 第 1 号 82(c) 項では、「持分法で会計処理されている関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分」を損益計算書の本体で独立掲記することを求めている。当該規定に準拠した表示を行う際に、当グループは、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分を合算して単一の表示項目としている。一部の国や地域では、投資先の営業活動と報告企業の営業活動が緊密に関連しているかを考慮して、持分法による純損益に対する持分を表示することを、規制当局又は基準設定機関が推奨又は容認している。これに従えば、持分法による純損益に対する持分は、営業利益の区分に含めて表示する場合と、営業利益以外の区分で表示する場合がある。一方、その他の国や地域では規制当局又は基準設定機関が、IAS 第 1 号 82(c) 項は持分法による純損益に対する持分を単一の表示項目とする（又は複数行の項目を表示した上で小計を掲記する）ことを求めていると解釈している。このような解釈の違いから、実務上の取扱いにばらつきが生じている。

IAS 第 33 号 68 項では、損益計算書の本体又は財務諸表の注記のいずれかにおいて、非継続事業に関する基本的及び希薄化後 1 株当たり利益を表示することを求めている。当グループは、継続事業の 1 株当たり利益に関する情報を連結損益計算書の本体で表示し、非継続事業の 1 株当たり利益に関する情報を、非継続事業に関するその他の開示とともに注記 13 に記載している。

# 連結包括利益計算書

2017年12月31日に終了する連結会計年度

	2017年	2016年	
	修正再表示後*		
注記	千CU	千CU	
			IAS 1.49
			IAS 1.51(c)
			IAS 1.81A
			IAS 1.10(b)
			IAS 8.28
			IAS 1.51(d),(e)
			IAS 1.90
			IAS 12.61A
<b>当期利益</b>	<b>8,230</b>	<b>6,459</b>	IAS 1.81A (a)
<b>その他の包括利益</b>			IAS 1.82A
<i>純損益に振り替えられる可能性のある項目</i>			
純投資のヘッジに係る利得	195	-	IAS 39.102(a)
			IAS 21.32
在外営業活動体の換算差額	(246)	(117)	IAS 21.52(b)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得及び損失	12.8 (512)	24	IFRS 7.23(c)
売却可能金融資産から生じた利得及び損失	12.8 (40)	2	IFRS 7.20(a)(ii)
関連会社のその他の包括利益に対する持分	10 (30)	-	IAS 1.82A (b)
			IAS 1.82A
<b>純損益に振り替えられる可能性のある税引後その他の包括利益</b>	<b>(633)</b>	<b>(91)</b>	
<i>純損益に振り替えられることのない項目</i>			
確定給付制度の再測定	29 257	(273)	IAS 19.120(c)
			IAS 19.122
日本国に所在するオフィス用不動産の再評価	16 592	-	IAS 16.39
関連会社のその他の包括利益に対する持分	10 30	-	IAS 1.82A (b)
<b>純損益に振り替えられることのない税引後その他の包括利益</b>	<b>879</b>	<b>(273)</b>	IAS 1.82A
<b>税引後その他の包括利益</b>	<b>246</b>	<b>(364)</b>	IAS 1.81A(b)
<b>当期包括利益合計</b>	<b>8,476</b>	<b>6,095</b>	IAS 1.81A(c)
帰属:			
親会社持分	8,188	5,856	IAS 1.81B (b) (ii)
非支配持分	288	239	IAS 1.81B (b) (i)
	<b>8,476</b>	<b>6,095</b>	

\* 当年度において2016年度の財務諸表を修正再表示しており、注記2.5にその内容を記載しています。

## 注釈

当グループは、会計方針として、連結純損益及びその他の包括利益を、1つの計算書で表示する1計算書方式ではなく、連結損益計算書と連結包括利益計算書の2つの計算書で表示する2計算書方式を採用している。2計算書方式を採用した場合、連結包括利益計算書は連結損益計算書の直後に表示しなければならない。付録1では、1計算書方式による連結純損益及びその他の包括利益計算書を掲載している。

IFRSでは、過年度の財務諸表に対して修正再表示を行った場合に、財務諸表の本体においてそれを明示する規定は特段存在しない。IAS第8号では、遡及修正の内容について、注記で開示することのみを求めている。当グループは、比較情報に「修正再表示」と付すことによって、IAS第8号の開示規定を補完して記載している。それにより、過年度の財務諸表の金額を、当年度の財務諸表の比較期間において修正したことを、財務諸表の利用者に対して明示している。なお、比較情報を修正再表示したことが、必ずしも過去の財務諸表における誤謬や脱漏の存在を意味するわけではない。たとえば、新たな会計方針の遡及適用など、その他の理由によって修正再表示を行う場合がある。

当グループは、連結包括利益計算書において、その他の包括利益の各内訳項目を純額で表示している。したがって、各内訳項目に係る組替調整額ならびに当期利得又は当期損失について、個別に注記で開示する必要がある(注記12.8を参照)。なお、各内訳項目を包括利益計算書の本体で表示することも認められる。

当グループは、その他の包括利益の各項目について、税効果考慮後の純額で表示している。したがって、その他の包括利益の各項目に関連する法人所得税について、注記で開示する必要がある(注記14を参照)。

当グループは、確定給付制度の再測定について、その他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えている(IAS第1号96項、IAS第19号122項を参照)。

IAS第1号82A項は、その他の包括利益を、特定の条件を満たした時に純損益に振り替えられる可能性のある項目と、純損益に振替えられないことのない項目を区分し、包括利益計算書の本体で表示しなければならないと規定している。企業はこのような開示を行うために、その他の包括利益の各項目が、IFRSにおいてその後に純損益に振り替えられる可能性があるかどうかを分析する必要がある。

IAS第1号82A項の要求事項及びIAS第1号の適用ガイダンスに基づくと、企業は持分法で会計処理されている投資先(すなわち、関連会社及びジョイント・ベンチャー)のその他の包括利益項目に対する持分を、「その後に純損益に振り替えられる可能性がある項目」と、「純損益に振替えられないことのない項目」に区分し、単一の表示項目として各区分内で表示を行わなければならない。2017年12月31日現在、当グループの関連会社は、売却可能金融資産及び日本国に所在するオフィス用不動産(再評価モデルを適用)を保有している。したがって、当グループは、連結包括利益計算書において、関連会社のその他の包括利益に対する持分を、2つの項目に区分して表示している。

# 連結財政状態計算書

2017年12月31日現在

	注記	2017年	2016年	2016年1月1日	IAS 1.10(a) IAS 1.10(f) IAS 1.49, IAS 1.51(c) IAS 8.28
		千CU	千CU	現在 修正再表示後*	IAS 1.51(d),(e) IAS 1.40A, IAS 1.40B IAS 1.60
<b>資産</b>					
<b>非流動資産</b>					
有形固定資産	16	32,979	24,329	18,940	IAS 1.54(a)
投資不動産	17	8,893	7,983	7,091	IAS 1.54(b)
無形資産	18	6,019	2,461	2,114	IAS 1.54(c)
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	9,10	3,187	2,516	1,878	IAS 1.54(e), IAS 28.38
非流動金融資産	20	6,425	3,491	3,269	IAS 1.54(d), IFRS 7.8
繰延税金資産	14	383	365	321	IAS 1.54(o), IAS 1.56
		<u>57,886</u>	<u>41,145</u>	<u>33,613</u>	
<b>流動資産</b>					IAS 1.60, IAS 1.66
棚卸資産	21	23,762	24,585	26,063	IAS 1.54(g)
営業債権及びその他の債権	22	25,672	22,290	25,537	IAS 1.54(h)
前払金		244	165	226	IAS 1.55
その他の流動金融資産	20	551	153	137	IAS 1.54(d), IFRS 7.8
現金及び短期性預金	23	17,112	14,916	11,066	IAS 1.54(i)
		<u>67,341</u>	<u>62,109</u>	<u>63,029</u>	
売却目的で保有する資産	13	13,554	-	-	IAS 1.54(j), IFRS 5.38
		<u>80,895</u>	<u>62,109</u>	<u>63,029</u>	
<b>資産合計</b>		<u><b>138,781</b></u>	<u><b>103,254</b></u>	<u><b>96,642</b></u>	
<b>資本及び負債</b>					
<b>資本</b>					IAS 1.54(r), IAS 1.78(e)
資本金	24	21,888	19,388	19,388	
株式払込剰余金	24	4,780	80	-	
自己株式	24	(508)	(654)	(774)	
その他の資本剰余金	24	1,171	864	566	
利益剰余金		33,592	27,885	23,538	
その他の資本の構成要素		(649)	(512)	(421)	
売却目的で保有する処分グループに係る剰余金	13	46	-	-	
<b>親会社株主に帰属する持分</b>		<u>60,320</u>	<u>47,051</u>	<u>42,297</u>	
非支配持分		2,410	740	208	IAS 1.54(q)
<b>資本合計</b>		<u><b>62,730</b></u>	<u><b>47,791</b></u>	<u><b>42,505</b></u>	
<b>非流動負債</b>					IAS 1.60
借入金	20	20,346	21,703	19,574	IAS 1.54(m)
その他の非流動金融負債	20	806	-	-	IAS 1.54(m), IFRS 7.8
引当金	26	1,950	77	60	IAS 1.54(l)
政府補助金	27	3,300	1,400	795	IAS 20.24
繰延収益	28	459	397	386	IAS 1.55
退職後給付に係る負債	29	3,050	2,977	2,526	IAS 1.55, IAS 1.78(d)
繰延税金負債	14	2,931	1,089	1,083	IAS 1.54(o), IAS 1.56
		<u>32,842</u>	<u>27,643</u>	<u>24,424</u>	
<b>流動負債</b>					IAS 1.60, IAS 1.69
営業債務及びその他の債務	31	19,076	20,417	19,537	IAS 1.54(k)
利付ローン及び借入金	20	2,460	2,775	4,555	IAS 1.54(m), IFRS 7.8(g)
その他の流動金融負債	20	3,040	303	303	IAS 1.54(m), IFRS 7.8
政府補助金	27	149	151	150	IAS 1.55, IAS 20.24
繰延収益	28	588	513	503	IAS 1.55
未払法人所得税		3,511	3,563	4,625	IAS 1.54(n)
引当金	26	850	98	40	IAS 1.54(l)
未払配当金	25	410	-	-	
		<u>30,084</u>	<u>27,820</u>	<u>29,713</u>	
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	13	13,125	-	-	IAS 1.54(p), IFRS 5.38
		<u>43,209</u>	<u>27,820</u>	<u>29,713</u>	
<b>負債合計</b>		<u><b>76,051</b></u>	<u><b>55,463</b></u>	<u><b>54,137</b></u>	
<b>資本及び負債の合計</b>		<u><b>138,781</b></u>	<u><b>103,254</b></u>	<u><b>96,642</b></u>	

\* 当年度において2016年度の財務諸表を修正再表示しており、注記2.5にその内容を記載しています。

## 注釈

IAS 第 1 号は、会計方針の遡及適用を行った場合、財務諸表の表示科目の遡及的修正再表示を行った場合、又は表示科目の組替えを行った場合で、かつ、それらの変更が損益計算書に重要な影響を及ぼす場合には、比較対象年度のうち最も早い期間の期首における財政状態計算書の表示を求めている(IAS 第 1 号 10(f)項)。このような場合、IAS 第 1 号 40A 項は、最低限 3 期分の財政状態計算書と、2 期分のそれ以外の計算書及び関連する注記を開示しなければならないと規定している。3 期分の財政状態計算書とは、当年度末時点の財政状態計算書、前年度末時点の財政状態計算書及び前年度期首時点の財政状態計算書(開始貸借対照表は第 3 の貸借対照表とも呼称される)である。当グループは、遡及して誤謬を訂正し財務諸表の修正再表示を行っており、2016 年 1 月 1 日時点における第 3 の貸借対照表を表示している。この第 3 の貸借対照表は、期首残高に対する修正が重要であると考えられる場合に限り要求される(IAS 第 1 号 40A (b) 項)。しかし、第 3 の貸借対照表に関連する注記の開示は求められておらず、同様に純損益及びその他の包括利益計算書、持分変動計算書、ならびにキャッシュ・フロー計算書についても追加して開示することは求められていない(IAS 第 1 号 40C 項)。

IFRS では、遡及的修正再表示を行った場合に、財務諸表の本体においてそれを明示する規定は特段存在しない。ただし、資本の各内訳項目に対する遡及適用又は遡及的修正再表示の影響額は、持分変動計算書に表示しなければならない(IAS 第 1 号 106(b) 項)。IAS 第 8 号では、遡及的修正再表示の内容について、注記で開示することのみを要求している。当グループは、比較情報に「修正再表示」と付すことによって、IAS 第 8 号の開示規定を補完して記載している。それにより、過年度の財務諸表の金額を、当年度の財務諸表の比較期間において修正したことを、財務諸表の利用者に対して明示している。なお、比較情報を修正再表示することが、必ずしも過去の財務諸表における誤謬や脱漏の存在を意味するわけではない。たとえば、新たな会計方針の遡及適用など、その他の理由によって修正再表示を行う場合がある。

IAS 第 1 号 60 項に従い、当グループは流動資産と非流動資産、流動負債と非流動負債を、連結財政状態計算書で区分して表示している。IAS 第 1 号は流動・非流動の区分について、特に表示の順序を定めていないが、当グループは非流動項目の後に流動項目を表示している。IAS 第 1 号では、流動性に基づく表示の方が信頼性があり、より目的適合性が高い場合には、資産及び負債をその流動性の順序に従い表示しなければならないと規定している。

# 連結持分変動計算書

## 2017年12月31日に終了する連結会計年度

### 親会社株主に帰属する持分

	株式払込	自己株式	その他の	キャピタル	売却可能	為替換算	再評価	売却目的で保有する	非支配	資本合計	IAS 1.10(c)
	剰余金 (注記24)	(注記24)	資本剰余金 (注記24)	フロー ヘッジ	金融資産	差額	差額金	剰余金 処分グループに係る			
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	IAS 1.49
2017年1月1日現在	19,388	(654)	864	(70)	2	(444)	-	47,051	740	47,791	IAS 1.51(b),(c)
当期利益	-	-	-	-	-	-	-	-	288	8,230	IAS 1.106(d)
その他の包括利益(注記24)	-	-	-	(512)	(70)	(51)	622	-	-	246	IAS 1.51(d),(e)
当期包括利益合計	-	-	-	(512)	(70)	(51)	622	-	-	246	IAS 1.106(d)(i)
日本国に所在するオフィス用不動産に 関する減価償却替額	-	-	-	-	-	-	(80)	-	-	-	IAS 1.106(d)(ii)
非継続事業(注記13)	-	-	-	-	(46)	-	-	46	-	-	IAS 1.106(a)
株式の発行(注記24)	2,500	-	-	-	-	-	-	-	-	7,203	IAS 1.96
オプシオンの行使(注記24)	-	146	-	-	-	-	-	-	-	175	IFRS 5.38
株式報酬(注記30)	-	-	307	-	-	-	-	-	-	307	IAS 1.106(d)(iii), IFRS 2.50
取引費用(注記7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(32)	IAS 32.39, IAS 1.109
現金配当(注記25)	-	-	-	-	(2,382)	-	-	-	(2,382)	(30)	IAS 1.107
子会社の取得(注記7)	-	-	-	-	-	-	-	-	1,547	1,547	IAS 1.106(d)(iii)
非支配持分の取得(注記7)	-	-	-	-	(190)	-	-	-	(190)	(135)	IAS 1.106(d)(iii)
2017年12月31日現在	21,888	(508)	1,171	(582)	(114)	(495)	542	60,320	2,410	62,730	

### 注釈

IFRS 第2号「株式報酬」第7項では、持分決済型の株式報酬取引について、財又はサービスを受領した時に資本の増加を認識することを求めているが、同基準は、資本のいずれの項目として認識すべきかを明確にしている。当グループは、当該取引について、その他の資本剰余金の増加として認識している。一部の国や地域では、ストックオプション行使又は失効した時に、その他の資本剰余金を株式払込剰余金や利益剰余金に振り替えることが一般的であり、そのような振替はIFRS第2号(IFRS 2.23)でも認められているが、株式払込剰余金への振替は各国での法規制の対象となることがある。当グループではその他の資本剰余金に継続して計上することを選択している。当グループは、ストック・オプションを行使した従業員に対して自己株式を交付し、自己株式の取得原価を超える現金の受取額を株式払込剰余金で認識している。

IFRS 第10号「連結財務諸表」では、支配の変更を伴わない子会社持分の追加取得を資本取引として会計処理することを要求している。支配の喪失を伴わない非支配持分の取得については、非支配持分の帳簿価額に対する支払対価の超過額又は不足額は、すべて親会社に帰属する資本として認識する。当グループは、当該金額を利益剰余金で認識している。また、当該非支配持分のある子会社において、その他の包括利益の累計額は認識されていない。なお、その他の包括利益の累計額を認識していた場合には、親会社に帰属する資本に再配分することになる(たとえば、為替換算差額や売却可能金融資産の評価差額など)。

IFRS 5.38は、その他の包括利益で認識されている非継続事業に関連する項目を別個に表示しなければならないことを求めている。当グループは、連結持分変動計算書で当該項目を表示している。しかし、非継続事業に関連する項目を表示すること自体が剰余金の性質を要するものではない。通常、IFRSで要求されている場合には、純損益への細替調整(リサイクリング)が行われる。

当グループは、IAS第19号「従業員給付」に従い、確定給付型退職年金制度に係る再測定に起因する純損益及び損失をその他の包括利益で認識している。当該再測定に起因する純損益(リサイクリング)されることは求められていないが、持分変動計算書の本体において別個に表示することも考えられる。

連結持分変動計算書の再評価差額金及び売却可能金融資産の欄に表示されている金額は、日本国に所在するオフィス用不動産の再評価及び売却可能金融資産の再測定に起因する純損益が認識されたその他の包括利益に対する持分が含まれている。IAS第1号は、持分法で会計処理されている投資のその他の包括利益項目に対する持分を、「純損益に振り替えられる可能性のある項目」と、「純損益に振り替えられない項目」に区分し、単一の表示項目として各区分内で表示することを求めている。一方で、IAS第28号「関連会社及びジョイントベンチャー」IAS第1号及びIFRS第12号は、いずれも持分法で会計処理されている投資のその他の包括利益項目に対する持分の累計額をどのように表示すべきかについて具体的に定めていない。IAS第1号の適用ガイダンスでは、関連会社における不動産再評価益の累計額を投資者の再評価剰余金に含めている例が掲載されている。当グループは、関連会社のその他の包括利益累計額を当該ガイダンスと同様に表示している。なお、現在のIFRSでは本論点に關し、具体的な規定を定めていないため、他の表示方法も認められると考えられる。



# 連結持分変動計算書

## 2016年12月31日に終了する連結会計年度

### 親会社株主に帰属する持分

	資本金 (注記24)	株式払込 剰余金 (注記24)	自己株式 (注記24)	その他の 資本剰余金 (注記24)	利益剰余金	キャッシュ フロー ヘッジ	売却可能 金融資産	為替換算 差額	合計	非支配持分	資本合計	
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	
2016年1月1日現在	19,388	-	(774)	566	24,238	(94)	-	(327)	42,997	208	43,205	IAS 1.10(c) IAS 1.49 IAS 1.51(b),(c) IAS 8.28 IAS 1.106(d) IAS 1.51(d),(e)
誤謬の訂正による影響(注記2.5)	-	-	-	-	(700)	-	-	-	(700)	-	(700)	IAS 1.106(b) IAS 1.110
2016年1月1日現在(修正再表示後*)	19,388	-	(774)	566	23,538	(94)	-	(327)	42,297	208	42,505	
当期利益(修正再表示前)	-	-	-	-	7,270	-	-	-	7,270	239	7,509	
誤謬の訂正による影響(注記2.5)	-	-	-	-	(1,050)	-	-	-	(1,050)	-	(1,050)	
当期利益(修正再表示後)	-	-	-	-	6,220	-	-	-	6,220	239	6,459	IAS 1.106(d)(i)
その他の包括利益(注記24)	-	-	-	-	(273)	24	2	(117)	(364)	-	(364)	IAS 1.106(d)(ii)
当期包括利益合計	-	-	-	-	5,947	24	2	(117)	5,856	239	6,095	IAS 1.106(a)
オプションの行使(注記24)	-	80	120	-	-	-	-	-	200	-	200	IAS 1.106(d)(iii), IFRS 2.50
株式報酬(注記30)	-	-	-	298	-	-	-	-	298	-	298	IAS 1.107
配当(注記25)	-	-	-	-	(1,600)	-	-	-	(1,600)	(49)	(1,649)	
企業結合から生じる非支配持分(注記7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	342	342	IAS 1.106(d)(iii)
2016年12月31日現在(修正再表示後*)	19,388	80	(654)	864	27,885	(70)	2	(444)	47,051	740	47,791	

\* 当年度において2016年度の財務諸表を修正再表示しており、注記2.5にその内容を記載しています。

### 注釈

IFRS では、遡及的修正再表示を行った場合に、財務諸表の本体においてそれを明示する規定は特段存在しない。ただし、資本の各内訳項目に対する遡及適用又は遡及的修正再表示の影響額は、持分変動計算書に表示しなければならない(IAS 第 1 号 106(b) 項)。IAS 第 8 号では、遡及的修正再表示の内容について、注記で開示することのみを求めている。当グループは、比較情報に「修正再表示」と付すことによって、IAS 第 8 号の開示規定を補完して記載している。それにより、過年度の財務諸表の金額を、当年度の財務諸表の比較期間において修正したことを、財務諸表の利用者に対して明示している。なお、比較情報を修正再表示することが、必ずしも過去の財務諸表における誤謬や重大な脱漏の存在を意味するわけではない。たとえば、新たな会計方針の遡及適用など、その他の理由によって修正再表示を行う場合がある(IAS 第 1 号 40A(a) 項)。

# 連結キャッシュ・フロー計算書

2017年12月31日に終了する連結会計年度

	注記	2017年	2016年	IAS 1.49 IAS 1.51(c) IAS 1.10(d)
		千CU	千CU	
		<b>修正再表示後*</b>		
<b>営業活動</b>				
継続事業からの税引前利益		11,108	8,880	
非継続事業からの税引前利益又は税引前損失	13	213	(193)	
税引前利益		11,321	8,687	
税引前利益から正味キャッシュ・フローへの調整				IAS 7.20(b)
有形固定資産の減価償却費及び減損損失	16	3,907	3,383	
無形資産の償却費及び減損損失	18	325	174	
顧客による有形固定資産の抛出	16	(190)	(150)	
株式報酬費用	30	412	492	
投資不動産の減少	17	306	300	
為替換算差額		(365)	(240)	
有形固定資産処分益	12.1	(532)	(2,007)	
条件付対価の公正価値への調整額	7	358	-	
金融収益	12.4	(1,186)	(211)	IAS 7.20(c)
金融費用	12.3	2,766	1,123	IAS 7.20(c)
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分	9,10	(671)	(638)	
引当金、年金及び政府補助金の増減		(732)	202	
運転資本に関する調整				IAS 7.20(a)
営業債権及びその他の債権並びに前払金の増加		(9,264)	(1,740)	
棚卸資産の減少		6,030	2,245	
営業債務及びその他の債務の増加		4,095	4,246	
		15,951	16,495	
受取利息		336	211	IAS 7.31
支払利息		(484)	(1,026)	IAS 7.31
法人所得税の支払額		(3,131)	(3,200)	IAS 7.35
<b>営業活動による正味キャッシュ・フロー</b>		<b>13,300</b>	<b>12,351</b>	
<b>投資活動</b>				IAS 7.10, IAS 7.21
有形固定資産の売却による収入		1,990	2,319	IAS 7.16(b)
有形固定資産の取得による支出	16	(10,162)	(7,672)	IAS 7.16(a)
投資不動産の取得による支出	17	(1,216)	(1,192)	IAS 7.16(a)
金融商品の取得による支出		(3,054)	(225)	IAS 7.16(c)
金融商品の売却による収入		-	145	IAS 7.16(d)
無形資産の取得による支出	18	(587)	(390)	IAS 7.16(a)
子会社の取得による収支	7	230	(1,450)	IAS 7.39
政府補助金の受取による収入	27	2,951	642	
<b>投資活動による正味キャッシュ・フロー</b>		<b>(9,848)</b>	<b>(7,823)</b>	
<b>財務活動</b>				IAS 7.10, IAS 7.21
ストック・オプションの行使による収入	30	175	200	IAS 7.17(a)
非支配持分の取得による支出	7	(325)	-	IAS 7.42A
株式発行費	24	(32)	-	IAS 7.17(a)
ファイナンス・リース債務の返済による支出		(51)	(76)	IAS 7.17(e)
借入による収入		6,341	4,871	IAS 7.17(c)
借入金の返済による支出		(2,724)	(4,250)	IAS 7.17(d)
親会社株主への配当金の支払額	25	(1,972)	(1,600)	IAS 7.31
非支配持分への配当金の支払額		(30)	(49)	IFRS 12.B10(a)
<b>財務活動による正味キャッシュ・フロー</b>		<b>1,382</b>	<b>(904)</b>	
現金及び現金同等物の正味増加額		4,834	3,624	
為替変動による影響		340	326	IAS 7.28
1月1日現在の現金及び現金同等物		12,266	8,316	
<b>12月31日現在の現金及び現金同等物</b>	23	<b>17,440</b>	<b>12,266</b>	IAS 7.45

\* 当年度において2016年度の財務諸表を修正再表示しており、注記2.5にその内容を記載しています。

## 注釈

IAS 第 7 号第 18 項は、直接法又は間接法のいずれかを使用して、営業活動によるキャッシュ・フローを表示することを認めている。当グループは、間接法を用いて営業活動によるキャッシュ・フローを表示している。付録 3 では、直接法を用いた連結キャッシュ・フロー計算書を掲載している。

IFRS では、遡及的修正再表示を行った場合に、財務諸表の本体においてそれを明示する規定は特段存在しない。ただし、資本の各内訳項目に対する遡及適用又は遡及的修正再表示の影響額は、持分変動計算書に表示しなければならない(IAS 第 1 号 106(b)項)。IAS 第 8 号では、遡及的修正再表示の内容について、注記で開示することのみを求めている。当グループは、比較情報に「修正再表示」と付すことによって、IAS 第 8 号の開示規定を補完して記載している。それにより、過年度の財務諸表の金額を、当年度の財務諸表の比較期間において修正したことを、財務諸表の利用者に対して明示している。

当グループは、税引前利益を調整して営業活動によるキャッシュ・フローを作成している。一方、IAS 第 7 号では、営業活動によるキャッシュ・フローを税引後利益から調整して作成することも認めている。

IAS 第 7 号 33 項は、支払利息を営業活動もしくは財務活動として、受取利息を営業活動もしくは投資活動として、その企業に適切と考えられる方法で表示することを認めている。当グループは、受取利息及び支払利息を営業活動によるキャッシュ・フローとして表示している。

連結キャッシュ・フロー計算書に表示されている運転資本に関する調整やその他の増減などは、2016 年度の残高と 2017 年度の残高の変動額を表している。なお、2017 年度の残高には非継続事業に分類した「売却目的で保有する資産」及び「売却目的で保有する資産に直接関連する負債」も含めている。

## 連結財務諸表注記の目次

1. 企業情報 .....	20
2. 重要な会計方針 .....	20
2.1 作成の基礎 .....	20
2.2 連結の基礎 .....	21
2.3 重要な会計方針の要約 .....	21
2.4 会計方針及び開示における変更 .....	43
2.5 誤謬の訂正 .....	44
3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定 .....	45
4. セグメント情報 .....	50
5. 資本管理 .....	54
6. グループ情報 .....	55
7. 企業結合及び非支配持分の取得 .....	56
8. 重要な非支配持分のある子会社 .....	60
9. ジョイント・ベンチャーに対する持分 .....	63
10. 関連会社に対する投資 .....	64
11. 公正価値測定 .....	65
12. その他の収益及び費用 .....	69
12.1 その他の営業収益 .....	69
12.2 その他の営業費用 .....	69
12.3 金融費用 .....	69
12.4 金融収益 .....	70
12.5 連結損益計算書に含まれる減価償却費、償却費、為替差損益及び棚卸資産の原価 .....	70
12.6 従業員給付費用 .....	70
12.7 研究開発費 .....	71
12.8 その他の包括利益の構成要素 .....	71
12.9 管理費 .....	71
13. 非継続事業 .....	72
14. 法人所得税 .....	74
15. 1株当たり利益 .....	78
16. 有形固定資産 .....	79
17. 投資不動産 .....	82
18. 無形資産 .....	84
19. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト .....	85
20. 金融資産及び金融負債 .....	88
20.1 金融資産 .....	88
20.2 金融負債 - 利付ローン及び借入金 .....	89
20.3 ヘッジ活動及びデリバティブ .....	91
20.4 公正価値 .....	93
20.5 金融商品のリスク管理目的及び方針 .....	99
20.6 財務活動から生じる負債の変動 .....	104

21. 棚卸資産 .....	106
22. 営業債権及びその他の債権.....	106
23. 現金及び短期性預金 .....	107
24. 資本金及び剰余金 .....	108
25. 利益分配の実施及び分配案 .....	110
26. 引当金 .....	111
27. 政府補助金 .....	112
28. 繰延収益 .....	112
29. 年金及びその他の退職後給付制度 .....	113
30. 株式報酬 .....	117
31. 営業債務及びその他の債務.....	119
32. コミットメント及び偶発事象 .....	120
33. 関連当事者についての開示 .....	122
34. 公表済未発効の基準 .....	124
35. 後発事象 .....	134

# 連結財務諸表の注記

## 1. 企業情報

優良工業株式会社及びその子会社（以下、当グループ）の2017年12月31日に終了する連結会計年度の連結財務諸表は、2018年1月29日の取締役会決議により承認されています。優良工業株式会社（以下、当社又は親会社）は、日本国に拠点を置く株式会社であり、取引所に株式を上場しています。登記上の本社は、千代田区内幸通り新日本ビルです。

IAS 1.10(e)  
IAS 1.49  
IAS 1.113

当グループの主要な活動は、防火設備及び電子機器、電子サービスの提供、及び投資不動産の管理です（注記4を参照）。当グループの構成に関する情報は、注記6に記載しています。また、当グループの関連当事者に関する情報は、注記33に記載しています。

IAS 1.51(a)  
IAS 1.51(b)

IAS 1.51(c)  
IAS 1.138(a)  
IAS 10.17

IAS 1.138(b)

IAS 1.138(c)

## 2. 重要な会計方針

### 注釈

企業の重要な会計方針を説明することは、財務諸表の重要な一面である。IAS 第1号117項では、重要な会計方針を開示するにあたり、財務諸表の作成で用いた測定基礎と財務諸表の理解に関連性のあるその他の会計方針を要約することが求められている。この注記で開示している重要な会計方針は、一般的に適用されることが多い開示を説明するためのものである。しかし、どの会計方針が重要で関連性があり、開示すべきかを判断するにあたっては、自社に固有の状況を考慮しなければならない。

### 2.1 作成の基礎

当グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、IASB）によって公表された国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。

IAS 1.16

当グループの連結財務諸表は、公正価値で測定される投資不動産、有形固定資産に分類される一部のオフィス用不動産、デリバティブ金融商品、売却可能金融資産、及び条件付対価を除き、取得原価を基礎として作成しています。公正価値ヘッジの対象に指定されたが、本来は償却原価で計上される資産及び負債の帳簿価額は、有効にヘッジされているリスクに起因する公正価値の変動を認識するために修正しています。連結財務諸表はCU通貨建てであり、また特に記載がない限り、金額はすべて四捨五入し、千CU単位で表示しています。

IAS 1.112(a)

IAS 1.117(a)

IAS 1.51(d),(e)

### 注釈

国又は地域によっては、当該国又は地域の規制当局が承認したIFRSに準拠しなければならないことがある。たとえば、欧州連合（EU）加盟国の上場企業は、EUがエンドース（承認）したIFRSに準拠しなければならない。本連結財務諸表は、IASBが公表しているIFRSへの準拠のみを例示している。

本連結財務諸表では、前年度に関する比較情報を開示しています。また当グループは、会計方針の遡及適用を行った場合、遡及的修正再表示を行った場合又は財務諸表項目の組み替えを行った場合、前期の期首時点の連結財政状態計算書を追加で表示しています。本連結財務諸表では、誤謬の遡及修正により、2016年1月1日時点の連結財政状態計算書を追加で表示しており、その内容については、注記2.5に記載しています。

IAS 1.40A

IAS 1.10(f)

IAS 1.38

IAS 1.38A

# 連結財務諸表の注記

## 2.2 連結の基礎

本連結財務諸表には、2017年12月31日現在における当社及びその子会社の財務諸表が含まれます。当グループが、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、支配が存在しています。具体的には、当グループは次の各要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配しています。

IFRS 10.7

- ▶ 投資先に対するパワー（すなわち、投資先の関連性のある活動を指図する現在の能力を与える既存の権利）
- ▶ 投資先への関与から生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
- ▶ 投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

通常、議決権の過半数によって支配が生じると推定されます。この推定を裏付けるために、当グループが投資先の議決権又は類似の権利の過半数を有していない場合には、以下を含むすべての関連する事実及び状況を考慮して、投資先に対するパワーを有しているかどうかを評価しています。

IFRS10.B38

- ▶ 投資先の他の議決権保有者との契約上の取決め
- ▶ 他の契約上の取決めから生じる権利
- ▶ 当グループの保有する議決権及び潜在的議決権

IFRS 10.B80

IFRS 10.B86

IFRS 10.B99

当グループは、支配を構成する3つの要素のいずれかに変化があったことを示す事実及び状況が存在する場合には、投資先を支配しているか否かの再評価を行います。当グループは子会社に対する支配を獲得した時点から連結を開始し、当グループが子会社に対する支配を喪失した時点で連結から除外しています。当年度中に取得又は処分した子会社に関する資産、負債、収益及び費用は、当グループが子会社の支配を獲得した日から、子会社の支配を喪失する日まで、連結財務諸表に含めています。

純損益及びその他の包括利益の各構成要素は、たとえ非支配持分が負の残高になった場合でも、当グループの親会社持分と非支配持分に帰属させています。必要な場合には、子会社の会計方針を当グループの会計方針と一致させるため、子会社の財務諸表を修正しています。当グループの内部取引により生じたすべての資産及び負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローは、連結手続において全額を相殺消去しています。

IFRS 10.B94

IFRS 10.B87

IFRS 10.B86

支配の喪失に至らない子会社に対する親会社持分の変動は、資本取引として会計処理しています。

IFRS 10.B96

IFRS 10.B98

IFRS10.B99

当グループが子会社に対する支配を喪失する場合、当グループは関連する資産（のれんを含む）、負債、非支配持分及びその他の資本の構成要素の認識を中止するとともに、その結果生じる利得又は損失を純損益に計上しています。引き続き保有する投資は公正価値で認識しています。

## 2.3 重要な会計方針の要約

IAS 1.112

IAS 1.117(b)

### a) 企業結合及びのれん

企業結合は取得法を用いて会計処理を行います。取得原価は、取得日の公正価値で測定された移転対価及び被取得企業に対する非支配持分の金額の合計額で測定します。当グループは企業結合ごとに、公正価値、又は被取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する持分割合相当額のいずれかにより、被取得企業に対する非支配持分を測定しています。取得関連費用は発生時に管理費として費用処理しています。

IFRS 3.4

IFRS 3.18

IFRS 3.19

IFRS 3.53

IFRS 3.B64(m)

当グループは事業を取得した場合、取得日時点の契約条件、経済情勢及びその他の関連する条件に基づき適切な分類及び指定を行うために、取得した金融資産及び引き受けた負債を評価しています。これには、被取得企業による主契約から組込デリバティブを区分することが含まれています。

IFRS 3.15

IFRS 3.16

取得企業が移転すべき条件付対価は、取得日の公正価値で認識しています。資本に分類される条件付対価は再測定せず、決済された場合には資本の中で会計処理しています。当該条件付対価が金融商品に該当し、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」が適用される資産又は負債に分類される場合には、公正価値で測定し、IAS第39号に従って公正価値の事後的な変動額を連結損益計算書に認識しています。IAS第39号が適用されないその他の条件付対価は、各報告日において公正価値で測定し、公正価値の変動額は純損益に認識しています。

IFRS 3.39

IFRS 3.58

のれんは、取得日時点において、移転された対価、非支配持分の金額、及び以前に保有していた資本持分の総額が、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の純額を超過する金額として測定しています。取得した純資産の公正価値が移転された対価の総額を超過する場合、当グループは、すべての取得した資産及び引き受けた負債を正しく識別しているかを再検討し、取得日時点で認識される金額を測定するために用いた手続を見直しています。再検討を行ってもなお、取得した純資産の公正価値が移転対価の総額を超過する場合には、その超過額を利得として純損益で認識しています。

IFRS 3.32

IFRS 3.36

のれんは取得日後、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しています。企業結合で取得されたのれんは、取得日以降、減損テストを実施するために、被取得企業の他の資産又は負債が当該資金生成単位(CGU)に配分されているかどうかに関係なく、当該企業結合から便益を得ることが見込まれる資金生成単位に配分しています。

IFRS 3.B63(a)

IAS 36.80

のれんが資金生成単位に配分されており、当該資金生成単位に属する事業の一部を処分する場合には、処分する事業に関連するのれんは、事業の処分から生じる利得又は損失を算定する際に、当該事業の帳簿価額に含めています。このような状況で処分するのれんは、処分する事業と存続する資金生成単位との相対価値の比率に基づいて測定しています。

IAS 36.86



# 連結財務諸表の注記

## 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

### b) 関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資

関連会社とは、当グループが重要な影響力を有している企業をいいます。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針の決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいいます。 IAS 28.3

ジョイント・ベンチャーとは、取決めに對する共同支配を有する当事者が、当該取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同契約をいいます。共同支配とは、取決めに對する契約上合意された支配の共有であり、関連性のある活動に関する意思決定に支配を共有している、当事者の全員一致の合意を必要とする場合にのみ存在します。 IFRS 11.16  
IFRS 11.7

#### 注釈

当グループは、共同営業(joint operation)に対する持分を有していない。当グループが共同営業に対する持分を有する場合には、IFRS第11号20項に従い、当該共同営業に対する持分に関して、以下を認識することになる。

- ▶ 自らの資産(共同で保有する資産に対する持分を含む)
- ▶ 自らの負債(共同で引き受ける負債に対する持分を含む)
- ▶ 共同営業から生じるアウトプットに対する持分の売却による収益
- ▶ 共同営業によるアウトプットの売却による収益に対する持分
- ▶ 自らの費用(共同で引き受ける費用に対する持分を含む)

重要な影響力又は共同支配の有無を判断する際に考慮すべき事項は、子会社に対する支配の有無を判断する際に必要となる事項と類似しています。

当グループは、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資について、持分法を用いて会計処理をしています。 IAS 28.10

持分法では、当初認識時に、関連会社又はジョイント・ベンチャーへの投資を原価で認識しています。当該投資の帳簿価額は、取得日以降の関連会社又はジョイント・ベンチャーの純資産に対する当グループの持分の変動を認識するために修正しています。関連会社又はジョイント・ベンチャーに係るのれんは投資の帳簿価額に含まれており、単独で減損テストの対象とはなりません。 IAS 28.26-29

連結損益計算書には、関連会社又はジョイント・ベンチャーの財務業績に対する当グループの持分を計上しています。関連会社又はジョイント・ベンチャーのその他の包括利益に認識される金額に変動がある場合には、当該変動に対する当グループの持分は当グループのその他の包括利益の一部として表示しています。また、関連会社又はジョイント・ベンチャーにおいて直接資本に認識される金額に変動がある場合には、当該変動に対する当グループの持分を連結持分変動計算書で認識しています。当グループと関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の取引から生じる未実現損益は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する持分の範囲で消去しています。 IAS 1.82(c)

関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益への当グループの持分の金額は、連結損益計算書上、営業利益に含めず、関連会社及びジョイント・ベンチャーの子会社における非支配持分控除後の税引後純損益をもとに計上しています。

関連会社又はジョイント・ベンチャーの財務諸表は、当グループと同じ報告期間で作成されており、必要に応じて、関連会社及びジョイント・ベンチャーの会計方針を当グループの会計方針と一致させるために調整しています。

持分法の適用後、当グループは、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資に関して、減損損失を認識する必要があるかどうかを決定するために、当グループは各報告期間の末日現在で、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資が減損している客観的証拠があるか否かを判定しています。減損の客観的証拠がある場合には、当グループは関連会社又はジョイント・ベンチャーの回収可能価額とその帳簿価額との差額を減損損失として、連結損益計算書上、「関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分」で計上しています。 IAS 28.40-43

関連会社に対する重要な影響力又はジョイント・ベンチャーに対する共同支配を喪失した場合には、残存する投資は公正価値で測定及び認識しています。重要な影響力又は共同支配を喪失した日時点の関連会社又はジョイント・ベンチャーの帳簿価額と残存する投資の公正価値及び処分による受取額との差額は、純損益として認識しています。 IAS 28.22(b)

## 連結財務諸表の注記

### 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

#### c) 流動と非流動の分類

当グループは、資産及び負債を、流動と非流動に区分して連結財政状態計算書に表示しています。 IAS 1.60  
資産が下記のいずれかに該当する場合は流動資産に分類し、下記のいずれにも該当しない場合は非流動資産に分類 IAS 1.66  
しています。

- ▶ 正常営業循環期間において、実現させる予定であるか、又は販売もしくは消費することを意図している
- ▶ 主として売買目的で保有している
- ▶ 報告期間後12カ月以内に実現させる予定である
- ▶ 現金又は現金同等物である。ただし、交換すること又は負債の決済のために使用することが、報告期間後少なくとも12カ月にわたり制限されている場合を除く

負債が下記のいずれかに該当する場合は流動負債に分類し、下記のいずれにも該当しない場合は非流動負債に分類し IAS 1.69  
ています。

- ▶ 正常営業循環期間内に決済する予定である
- ▶ 主として売買目的で保有している
- ▶ 報告期間後12カ月以内に決済期限が到来する
- ▶ 報告期間後少なくとも12カ月にわたり負債の決済を延期できる無条件の権利を有していない

なお、繰延税金資産及び負債は、非流動資産及び負債に分類しています。

IAS 1.56

#### d) 公正価値測定

当グループは、デリバティブなどの金融商品及び投資不動産などの一部の非金融資産を、各報告期間の末日の公正価値  
で測定しています。

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却することにより受け取るであろう価格 IFRS 13.9  
又は負債を移転するために支払うであろう価格をいいます。公正価値測定では、資産を売却又は負債を移転するための  
取引は、以下のいずれかにおいて行われると仮定しています。 IFRS 13.16

- ▶ 資産又は負債に関する主要な市場
- ▶ 主要な市場が存在しない場合には、資産又は負債に関する最も有利な市場

主要な市場又は最も有利な市場は、当グループがアクセス可能なものです。

資産又は負債の公正価値は、市場参加者が資産又は負債の価格付けの際に用いる仮定を用いて、市場参加者が経済的  
利益の最大化を図ると仮定して算定しています。

IFRS 13.22

非金融資産の公正価値測定には、最有効使用により資産を使用すること、又は最有効使用により資産を使用する他の市  
場参加者に当該資産を売却することによって、市場参加者が経済的便益を生み出す能力を考慮しています。

IFRS 13.27

当グループは、公正価値を測定するために、観察可能な関連するインプットを最大限使用し、観察可能でないインプットの  
使用を最小限としながら、状況に適合し、十分なデータが利用可能な評価技法を使用しています。

IFRS 13.61

## 連結財務諸表の注記

### 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

財務諸表において公正価値が測定又は開示されているすべての資産及び負債は、以下で記載する公正価値ヒエラルキーのいずれかのレベルに区分されています。複数のインプットが公正価値ヒエラルキーの中の異なるレベルに区分される場合には、公正価値の全体の測定にとって重大なインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づいて区分しています。

IFRS 13.73

- ▶ レベル1—同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格
- ▶ レベル2—評価技法を用いた公正価値測定において、重要となる最も低いレベルのインプットが直接又は間接的に観察可能なもの
- ▶ レベル3—評価技法を用いた公正価値測定において、重要となる最も低いレベルのインプットが観察可能でないもの

IFRS 13.95

経常的に公正価値で財務諸表に認識されている資産及び負債について、当グループは、各報告期間の末日に（全体として公正価値測定において重要となる最も低いレベルのインプットに基づき）区分を再評価することにより、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替が生じていないかを判断しています。

当グループの評価委員会は、投資不動産や相場価格のない売却可能金融資産などの経常的な公正価値測定、及び非継続事業における売却目的で保有する資産などの非経常的な公正価値測定の両方について、方針及び手続を策定しています。評価委員会は、最高財務責任者、投資不動産部門の責任者、不動産のマネージャー、社内M&Aチーム及びリスク管理部門の責任者から構成されています。

IFRS 13.93(g)

不動産や売却可能金融資産などの重要な資産、及び条件付対価などの重要な負債の評価には、外部の評価専門家が関与しています。外部の評価専門家への関与の依頼は、当社の監査委員会との審議及び承認を得た上で、評価委員会により毎年決定されています。外部の評価専門家は、市場に関する知識、評判、独立性及び職業上の資格の維持状況に基づき選定しています。外部の評価専門家は通常、3年毎に交代しています。評価委員会は、当グループが選定した外部の評価専門家と審議した上で、各資産に対して使用する評価技法及びインプットを決定しています。

評価委員会は、各報告期間の末日時点で、当グループの会計方針に従い再測定又は再評価が求められる資産及び負債の評価額の変動について分析しています。当該分析を行うために、評価委員会は、評価計算に用いた情報と、契約書及びその他の関連文書を照合して、直近の評価に適用した主要なインプットを検証しています。

さらに、評価委員会は、当グループの外部の評価専門家とともに、各資産及び負債の公正価値の変動を関連する外部情報と比較することによって、当該変動が合理的であるかどうかを判断しています。

期中において、評価委員会と当グループの外部の評価専門家は、監査委員会及び当グループの独立監査人に評価結果を提示しています。当該評価結果には、評価に用いた主要な仮定の説明が含まれています。

公正価値を開示するにあたり、当グループは資産又は負債の性質、特徴及びリスク、ならびに上述した公正価値ヒエラルキーのレベルに基づいて、資産及び負債のクラスを決定しています。

IFRS 13.94

公正価値で測定する、又は公正価値の開示が求められる金融商品及び金融商品以外の資産の公正価値に関する開示は、以下の注記で記載しています。

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| ▶ 評価方法、重要な見積り及び仮定に関する開示  | 注記 3, 16, 17及び20.4 |
| ▶ 公正価値ヒエラルキーに関する定量的情報の開示 | 注記 11              |
| ▶ 非上場株式（非継続事業）に対する投資     | 注記 13              |
| ▶ 再評価モデルを適用した有形固定資産      | 注記 16              |
| ▶ 投資不動産                  | 注記 17              |
| ▶ 金融商品（償却原価で計上したものを含む）   | 注記 20.4            |
| ▶ 条件付対価                  | 注記 20.4            |

### 注釈

当グループは IFRS 第 13 号 48 項に定められるポートフォリオに関する例外規定の適用を選択していない。会計方針として当該例外規定の使用を選択した場合には、その旨を IFRS 第 13 号 96 項に基づき開示する必要がある。

# 連結財務諸表の注記

## 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

### e) 収益認識

収益は、経済的便益が当グループに流入する可能性が高く、その金額が信頼性をもって測定できる範囲において、その支払を受ける時点にかかわらずに認識し、契約上の支払条件を考慮の上、税金控除後の受領した又は受領可能な対価の公正価値で測定しています。当グループは、すべての契約において、主たる責任を有していること、価格決定につき自由裁量を有すること、在庫リスク及び信用リスクに晒されていることから、本人当事者として取引を行っている判断をしています。

IAS 18.35(a)  
IAS 18.9

当グループの収益認識の要件は以下のとおりです。

#### 物品の販売

物品の販売からの収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が買手に移転したときに認識しており、通常は物品の引渡時点で認識しています。物品の販売からの収益は、返品、値引き、割戻し及び売上割引を控除後の、受領した又は受領可能な対価の公正価値で測定しています。当グループは、業界の実務慣行に従い、すべての製品に関し2年間の修理保証に備えて、製品保証引当金を計上しています。請求の可能性のある保証に係る引当金は製品が販売された時点で認識しており、詳細については注記26に記載しています。当グループは、顧客への製品保証や保守点検を延長することはありません。

IAS 18.14(a)

当グループは、エレクトロニクス部門において、ロイヤルティ・ポイント・プログラムとしてグッドポイント制度を導入しています。当該制度では、顧客が当グループの販売店でエレクトロニクス製品を購入した場合にポイントが付与されます。顧客は一定ポイントを貯めることで、エレクトロニクス製品とポイントを無料で交換することができます。

IFRIC 13.5  
IFRIC 13.7

顧客から受領した対価は、ポイントに配分される対価がその公正価値と等しくなるように、エレクトロニクス製品と付与されたポイントに配分されます。当該ポイントの公正価値は統計的分析を用いて算定されます。付与されたポイントの公正価値は繰り延べられ、ポイントの交換時に収益として認識しています。

### 注釈

IAS 第 18 号「収益」は、複数の構成要素を含む契約に関して、受領した対価を各構成要素へ配分する方法を定めていない。一方、IFRIC 第 13 号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」は、相対的な公正価値に基づく配分と残余法に基づく配分の 2 つの配分方法について言及している。グッドポイントの発行を伴う当グループの収益認識の会計方針は、受領した対価のうち付与されたポイントに配分する金額をその公正価値に基づき決定している。当グループは、販売した製品及び発行したポイントの相対的な公正価値に基づき、受領した対価を各構成要素に配分し、収益認識する方針の選択も可能であった。

IFRIC 第 13 号には、開示規定が定められていない。当グループは、金額的重要性がないため、ロイヤルティ・プログラムに関する詳細な開示を行っていない。繰延収益及びグッドポイント制度に関連する収益に重要性がある場合、以下の内容を追加で開示することが考えられる。繰延収益及びグッドポイント制度に関連する収益に重要性がある場合、以下の内容を追加で開示していたと考えられる。

- ▶ 未使用のポイント数
- ▶ 収益が認識されると予想される期間
- ▶ 収益が認識されると予想される期間を算定するために使用した主要な仮定
- ▶ ポイント交換率の変更による影響

#### 役務の提供

消火器、防火設備及び耐火素材の設置による収益は、進捗度に応じて認識しています。進捗度は、各契約の見積総作業時間に対する発生した作業時間の割合に基づき測定しています。契約の成果が信頼性をもって測定できない場合には、発生した費用が回収されると認められる範囲でのみ収益を認識しています。契約の成果が信頼性をもって測定できない状況は、通常、据付の一部として、防火設備及び耐火素材に対する顧客による品質検査手続が必要である場合に、据付の早い段階において発生します。

IAS 18.20

IAS 18.26

IAS 18.20(c)

#### 利息収益

償却原価で測定されるすべての金融商品及び売却可能金融資産について、利息収益は実効金利法を用いて計上しています。実効金利とは、金融商品の予想残存期間、又は適切な場合にはそれよりも短い期間にわたり、将来の現金受取額の見積額を当該金融資産の正味帳簿価額まで正確に割り引く率です。利息収益は連結損益計算書上、金融収益に計上しています。

IAS 18.30(a)

#### 配当

配当収益は、配当を受領する当グループの権利が確定したとき（通常は、株主により配当承認された時点）に認識しています。

IAS 18.30(c)

#### 賃貸収益

投資不動産のオペレーティング・リースから生じる賃貸収益は、リース期間にわたって定額法で認識し、連結損益計算書上、営業活動による収益として計上しています。

IAS 17.50

#### 顧客から受領する設備

当グループは顧客から製造過程で必要になる金型及びその他の工具を受領しています。当グループは、受領した各項目が資産の定義を満たすかどうかを検討し、資産の定義を満たすと判断した場合、有形固定資産として当該項目を認識しています。当初認識時点で、当該項目の取得原価を公正価値で測定し、また、将来の履行義務は当グループに存在していないため、同額を収益として計上しています。

IFRIC 18.9  
IFRIC 18.11  
IFRIC 18.13

## 連結財務諸表の注記

### 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

#### f) 政府補助金

政府補助金は、補助金の受領及び交付に係るすべての付帯条件の充足について、合理的な保証が得られた場合に認識します。補助金が費用項目に関連する場合、当該補助金は、補償することが意図された関連コストを、費用として認識する期間にわたって規則的に収益として認識しています。資産に関する補助金の場合は、関連資産の見積耐用年数にわたって定額法で収益として認識しています。 IAS 20.7  
IAS 20.12  
IAS 20.26

当グループが非貨幣性資産による補助金を受領する場合は、当該資産及び補助金を名目価額で計上し、関連する資産の見積耐用年数にわたって、原資産の便益の消費パターンに基づき毎期、定額法で純損益に認識しています。 IAS 20.23  
IAS 20.10A

#### 注釈

IAS 第 20 号 24 項は、資産に関する政府補助金に関して 2 つの代替的な表示方法を認めている。当グループは、補助金を連結財政状態計算書上、繰延収益として表示することを選択しており、資産の耐用年数にわたり規則的かつ合理的な基準を用いて純損益で認識している。一方で、企業は資産の帳簿価額を減額する表示方法を選択することができ、その場合、補助金は、減価償却費を減少させることにより、当該償却資産の耐用年数にわたり純損益で認識される。いずれの方法を適用したとしても、追加の開示が求められることはない。

当グループは、費用項目に関する補助金を連結損益計算書上、その他の営業収益として表示することを選択した。一方、IAS 第 20 号 29 項では、収益に関する補助金を、関連する費用から控除して表示することも認められる。

IAS 第 20 号 23 項では、非貨幣性資産による政府補助金の会計処理について、資産と補助金を名目金額で会計処理する方法と、資産及び補助金を非貨幣性資産の公正価値で会計処理する方法が認められている。当グループは、非貨幣性資産による補助金を名目金額で会計処理している。

# 連結財務諸表の注記

## 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

### g) 税金

#### 当期法人所得税

当期税金資産及び負債は、税務当局からの還付もしくは税務当局に対する納付が予想される金額で測定しています。税額の算定に使用する税率及び税法は、当グループが営業活動を行い、課税対象となる収益を創出する国において、報告日時点で制定又は実質的に制定されているものです。

IAS 12.46

資本に直接認識される項目に関する当期税金は、純損益ではなく、資本において直接認識されます。適用する税務規定に解釈の余地がある場合、経営者は定期的に不確実な税務上のポジションを評価し、必要に応じて引当金を計上しています。

IAS 12.61A(b)

#### 繰延税金

繰延税金は、報告日における資産及び負債の税務基準額と財務報告目的上の帳簿価額との差額（一時差異）に対して、資産負債法を用いて計上しています。

繰延税金負債は、以下の場合を除き、すべての将来加算一時差異に対して認識しています。

- ▶ 繰延税金負債が、のれんの当初認識、又は企業結合ではない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合 IAS 12.22(c)
- ▶ 子会社、関連会社及び共同契約に対する持分への投資に関連する将来加算一時差異について、一時差異の解消時期をコントロールすることが可能であり、かつ当該一時差異が予見可能な期間内に解消しない可能性が高い場合 IAS 12.39

繰延税金資産は、以下の場合を除き、すべての将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び未使用の税額控除について、利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。

IAS 12.34

- ▶ 将来減算一時差異に関連する繰延税金資産が、企業結合ではない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合 IAS 12.24
- ▶ 子会社、関連会社及び共同契約に対する持分への投資に関連する将来減算一時差異については、一時差異が予見可能な期間内に解消する可能性が高く、かつ当該一時差異を活用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内でのみ、繰延税金資産を認識する IAS 12.44

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間の末日に見直し、繰延税金資産の全額又は一部の計上が可能となるだけの十分な課税所得が生じる可能性がもはや高いとはいえなくなった範囲内で減額しています。未認識の繰延税金資産は各報告期間の末日に再評価し、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しています。

IAS 12.56

IAS 12.37

繰延税金資産及び負債は、報告日現在で制定又は実質的に制定されている税率（及び税法）に基づいて、当該資産が実現する、あるいは負債を決済する期における予想適用税率で測定しています。

IAS 12.47

純損益以外で認識される項目に関連する繰延税金は、同様に純損益以外で認識されます。この場合、繰延税金項目は取引の性質に応じて、その他の包括利益又は資本に直接認識されます。

IAS 12.61A

なお、取得日時点では独立して認識するための要件を満たさなかった、企業結合の一部として取得した税務上の便益については、事実及び状況の変化を示す新たな情報を入手した場合、事後的に認識しています。当該調整は、測定期間内に発生した場合には（のれんの額を超えない範囲で）のれんの帳簿価額から減額し、それ以外の場合には純損益で認識しています。

IAS 12.68

当グループは、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的強制力のある権利を有しており、かつ、繰延税金資産と繰延税金負債が同一の税務当局により、同一の納税主体に対して、もしくは別々の納税主体ではあるが、多額の繰延税金負債・資産の決済又は回収が見込まれる将来の各期間において、当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うかのいずれかを意図している納税主体に対して課せられている法人所得税に関するものである場合に限り、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺しています。

IAS 12.74

#### 売上税

費用及び資産に関しては、以下の場合を除き、売上税の金額を控除した純額で認識しています。

- ▶ 資産又はサービスの購入に伴い発生する売上税が税務当局から回収できない場合（この場合の売上税は、状況に応じて、資産の取得原価の一部又は費用項目の一部として認識されます）
- ▶ 債権及び債務が売上税込みの金額である場合

税務当局から還付される、又は税務当局に納付する売上税の正味の金額は、連結財政状態計算書上、債権又は債務の一部に含めて計上しています。

# 連結財務諸表の注記

## 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

### h) 外国為替

当グループの連結財務諸表の表示通貨はCUであり、当社の機能通貨と同一です。当グループの各社は、それぞれの機能通貨を決定しており、各社の財務諸表に含まれる項目は当該機能通貨を用いて測定しています。当グループは、連結に関して直接法を採用しており、在外営業活動体を処分した場合には、直接法の適用を反映し、処分による利得又は損失を純損益に振り替えています。

IAS 1.51(d)  
IAS 21.9

### i) 取引及び残高

当グループの各社における外貨建取引は、当初認識時に、取引が最初に認識の要件を満たす日の機能通貨の直物為替レートで記録しています。

IAS 21.21

外貨建貨幣性資産及び負債は、報告期間の末日の機能通貨の為替レートを用いて換算しています。

IAS 21.23(a)

貨幣性項目の決済又は換算で生じた換算差額は、在外営業活動体に対する当グループの純投資の一部としてヘッジに指定される貨幣性項目を除き、純損益で認識しています。在外営業活動体に対する純投資として処理される貨幣性項目から生じる換算差額は純投資が処分されるまでその他の包括利益で認識し、純投資が処分された時点で、換算差額の累計額を純損益に振り替えています。当該貨幣性項目の換算差額による課税金額及び税額控除についてもその他の包括利益で認識しています。

IAS 21.28  
IAS 21.32

外国通貨において取得原価で測定される非貨幣性項目は、当初取引日の為替レートを用いて換算しています。外国通貨において公正価値で測定される非貨幣性資産は、当該公正価値が測定された日の為替レートを用いて換算しています。

IAS 21.23(b)  
IAS 21.23(c)

公正価値で測定される非貨幣性項目に係る換算から生じた利得又は損失は、非貨幣性項目の公正価値の変動に係る利得又は損失を認識する項目に合わせて、その他の包括利益又は純損益で認識します。

IAS 21.30

### ii) グループ会社

連結において、在外営業活動体の資産及び負債は、報告日の為替レートを用いてCUに換算し、収益及び費用は取引日の為替レートを用いて換算しています。その結果として生じる為替差額はその他の包括利益に認識しています。在外営業活動体の処分時には、当該在外営業活動体に関連するその他の包括利益を純損益に組み替えています。

IAS 21.39(a)  
IAS 21.39(b)  
IAS 21.39(c)  
IAS 21.48

在外営業活動体の取得時に生じたのれんと当該取得により生じた資産及び負債の帳簿価額の公正価値修正は、在外営業活動体の資産及び負債として処理し、報告日の為替レートを用いて換算しています。

IAS 21.47

### i) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

当グループは、非流動資産及び処分グループについて、その帳簿価額が継続的使用ではなく主として売却により回収される場合に、売却目的で保有する資産へ分類しています売却目的で保有する非流動資産及び処分グループは、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定します。売却コストとは、金融費用及び法人所得税費用を除く、資産(処分グループ)の処分に直接起因する増分コストです。

IFRS 5.6  
IFRS 5.15  
IFRS 5.15A  
IFRS 5.Appendix A

売却目的保有への分類要件は、売却の可能性が非常に高く、かつ当該資産又は処分グループが現在の状態で直ちに売却可能である場合にのみ満たされます。売却を完了するために必要な行動は、その売却について重大な変更が行われたり、売却の決定が撤回されたりする可能性が低いことを示すものでなければなりません。経営者は資産の売却計画を確約していなければならない、かつ、その売却は原則として分類した日から1年以内に完了することが予定されていなければならない。

IFRS 5.7  
IFRS 5.8

売却目的保有に分類された有形固定資産及び無形資産については、減価償却又は償却は行われません。

IFRS 5.25

また、売却目的保有に分類された資産及び負債は、連結財政状態計算書上、流動項目として個別に表示しています。

IAS 1.54(j)  
IAS 1.54(p)

すでに処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成単位であり、かつ下記のいずれかの要件を満たす場合、当該処分グループは、非継続事業に該当します。

IFRS 5.32

- ▶ 独立の主要な事業分野又は営業地域を表す
- ▶ 独立の主要な事業分野又は営業地域を処分する統一された計画の一部である
- ▶ 転売のみを目的に取得した子会社である

非継続事業は、継続事業の業績から除外しており、非継続事業からの当期利益又は当期損失として、連結損益計算書上、個別に表示しています。

IFRS 5.30  
IFRS 5.33

注記13において、非継続事業に関する追加の内容を開示しており、その他のすべての連結財務諸表の注記では、明記されている場合を除き、継続事業に関する金額を記載しています。



# 連結財務諸表の注記

## 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

### j) 現金配当

当グループは、支払配当に関する負債を、配当が承認され、もはや当グループの自由裁量ではなくなった時点で認識しています。日本国の会社法では、配当の承認は株主により承認された時点となります。対応する金額は資本に直接認識しています。

IFRIC 17.10

### k) 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示し、建設仮勘定は取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。取得原価には、認識要件を充足した有形固定資産の交換部品及び長期建設プロジェクトに関する借入コストが含まれています。有形固定資産の重要な部分を定期的に交換することが必要な場合、当グループは、各資産の耐用年数に応じて個別に減価償却を行います。また、大規模検査の実施により生じたコストが資産としての認識要件を満たす場合には、取替資産として有形固定資産の帳簿価額に含めて認識しています。その他の修繕及び保守費用はすべて、発生時に純損益で認識しています。廃棄費用が引当金の認識要件を満たす場合には、使用終了時の見積廃棄費用の現在価値を資産の取得原価に含めています。廃棄引当金の測定については、注記3及び注記26に記載しています。

IAS 16.73(a)  
IAS 16.30  
IAS 16.15  
IAS 16.16

顧客から受領した有形固定資産の当初認識時の取得原価は、支配を獲得した日の公正価値で測定しています。

日本国に所在するオフィス用不動産は、再評価日の公正価値から、その後の減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しています。再評価は、公正価値と再評価した資産の帳簿価額との間に重要な差異が生じないよう十分な頻度で実施しています。

IFRIC 18.11  
IAS 16.24

再評価の結果として資産の帳簿価額が増加した場合、当該増加額はその他の包括利益で認識し、連結財政状態計算書上、資本において再評価差額金として計上しています。ただし、過去に純損益に認識した同一資産の再評価による減少額がある場合には、当該増加額はその範囲内で純損益に認識しています。再評価の結果として資産の帳簿価額が減少した場合、当該減少額は純損益で認識します。ただし、再評価による減少額は、当該資産に関する再評価差額金の貸方残高の範囲で、その他の包括利益に認識しています。

IAS 16.73(a)  
IAS 16.31  
IAS 16.39  
IAS 16.40

年度末において、再評価差額金から利益剰余金へ振り替えられる金額は、資産の再評価後の帳簿価額に基づく減価償却費と、当初の資産の取得原価に基づく減価償却費との差額です。したがって、再評価日時点の減価償却累計額は、資産の帳簿価額から控除され、減価償却累計額控除後の金額を資産の再評価額に修正再表示しています。なお、処分において、売却される資産に係る再評価差額金を利益剰余金に振り替えています。

IAS 16.41

### 注釈

IAS 第 16 号により、企業は当初認識後の有形固定資産の測定に関する会計方針を選択するが、同じ種類の有形固定資産全体に対して、原価モデル又は再評価モデルのいずれかを選択することになる。当グループは、日本国に所在するオフィス用不動産については再評価モデルを選択し、それ以外の有形固定資産については原価モデルを選択している。また、当グループは資産の使用に応じて再評価差額金を利益剰余金へ振り替える方法を選択しているが、再評価された資産を処分した時点において、再評価差額金の全額を利益剰余金に振り替える方法を選択することも認められる。

減価償却費は、以下に記載した資産の耐用年数にわたって定額法により算定しています。

IAS 16.73(b)  
IAS 16.73(c)

- ▶ 建物 15年から20年
- ▶ 機械装置及びその他の設備 5年から15年
- ▶ 日本国に所在するオフィス用不動産 15年から20年

当初認識された重要な部分を含む有形固定資産項目は、処分された時点、もしくは、使用又は処分からの将来の経済的便益が見込めなくなった時点で認識を中止しています。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失（正味売却収入から資産の帳簿価額を差し引いた金額）は、認識が中止された時点で連結損益計算書に計上しています。

IAS 16.67  
IAS 16.68  
IAS 16.71

有形固定資産の残存価額や耐用年数、減価償却方法は、各連結会計年度末に再検討しており、必要に応じて将来に向かって修正しています。

IAS 16.51

# 連結財務諸表の注記

## 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

### l) リース

契約がリースであるか又はリースを含んでいるかの決定は、リース開始時点の取決めの実態に基づいて判断しています。IFRIC 4.6  
契約の履行が特定の資産(又は資産群)の使用に依存しており、当該契約により資産(又は資産群)を使用する権利が移IFRIC 4.7  
転される場合には、契約において当該資産(又は資産群)が明示的に識別されていなくても、契約はリースである又はリースを含んでいると判断しています。

#### (借手としての立場)

リースは、リース開始日において、ファイナンス・リースもしくはオペレーティング・リースに分類しています。所有に伴うリスクIAS 17.8  
と経済価値のほとんどすべてを当グループに移転することになるリースは、ファイナンス・リースに分類しています。IAS 17.20  
IAS 17.25

ファイナンス・リースは、リース期間の起算日において、リース開始日におけるリース物件の公正価値、又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で、資産として計上しています。リース料は、リース負債残高に対して一定の利率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しています。金融費用は連結損益計算書上、個別に表示しています。

リース資産は、資産の耐用年数にわたって減価償却を行います。ただし、当グループがリース期間の終了時点で所有権を取得するという合理的な確実性がない場合、当該資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって減価償却IAS 17.27  
を行います。IAS 17.33

オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいいます。オペレーティング・リース料は、リース期間にわたって定額法を用いて、連結損益計算書上、営業費用として認識しています。

#### (貸手としての立場)

当グループが、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するものではないリースは、オペレーティング・リースに分類しています。オペレーティング・リースの契約締結において発生した初期直接コストは、リース資産の帳簿価額IAS 17.8  
に加算し、賃貸収益と同じ基準で、リース期間にわたり認識しています。変動リース料は、稼得された期間に収益として認識IAS 17.52  
しています。

### m) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストIAS 23.8  
は、取得原価の一部として資産化しています。その他の借入コストは、すべて発生した期間に費用として認識しています。IAS 23.5  
借入コストは、企業の資金の借入に関連して発生する利息及びその他のコストにより構成されています。

### n) 投資不動産

投資不動産は、取引費用を含む取得原価で当初測定し、当初認識後は、報告日時点の市場の状況を反映した公正価値でIAS 40.20  
計上しています。投資不動産の公正価値の変動から生じる利得又は損失は、対応する税効果を含めて発生した期間に純IAS 40.33  
損益として計上しています。公正価値は、国際評価基準委員会(International Valuation Standards Committee)が推奨IAS 40.35  
する評価モデルを適用しており、外部の独立した評価専門家によって実施された毎年の評価結果に基づき決定しています。IAS 40.75(e)

投資不動産は、処分した時点、又は恒久的に使用を中止してその処分から将来の経済的便益が見込まれなくなった時点で、認識を中止しています。資産の正味売却収入と帳簿価額との差額は、認識を中止した期間に純損益として認識しています。IAS 40.66  
IAS 40.69

当グループは、用途変更がある場合にのみ、投資不動産への振替又は投資不動産からの振替を行います。投資不動産を自己使用不動産に振り替える場合、振替後の会計処理におけるみなし原価は用途変更日の公正価値となります。自己使用IAS 40.57  
不動産を投資不動産に振り替える場合、用途変更日までは有形固定資産に関する会計方針に従い会計処理を行います。IAS 40.60  
IAS 40.61

### 注釈

当グループは、投資不動産についてIAS第40号に従って公正価値で計上することを選択している。一方で、IAS第40号では、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で投資不動産を測定することが認められている。IAS第40号は、原価モデルを適用した場合、投資不動産の公正価値を注記で開示することを求めているため、企業は継続して公正価値を算定する必要がある。

# 連結財務諸表の注記

## 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

### o) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日時点の公正価値で測定しています。無形資産は当初認識後、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しています。資産化された開発費を除き、内部創設の無形資産は資産化せず、関連する支出が発生した期間に純損益で認識しています。 IAS 38.24  
IAS 38.74  
IAS 38.54  
IAS 38.57

無形資産の耐用年数は、有限又は耐用年数を確定できないものがあります。 IAS 38.88

耐用年数が有限の無形資産は、経済的耐用年数にわたって償却し、当該無形資産に減損の兆候が存在する場合には、回収可能価額を見積ります。耐用年数が有限の無形資産の償却期間及び償却方法は、少なくとも各報告期間の末日に見直しています。無形資産の見積耐用年数又は無形資産に具現化された将来の経済的便益の予想費消パターンが変化した場合には、当該変化を適切に反映するように償却期間又は償却方法を変更しています。これらの変更は、会計上の見積りの変更として会計処理をしています。耐用年数が有限の無形資産の償却費は、その無形資産の機能に応じた費用区分に計上しています。 IAS 38.97  
IAS 36.9  
IAS 38.104

耐用年数を確定できない無形資産は償却せず、毎年、個別に又は資金生成単位（以下、CGU）で減損テストを実施しています。耐用年数を確定できないという判断は、毎年、それが引き続き妥当であるかどうかを見直しています。当該判断がもはや妥当でなくなった場合、耐用年数が確定できないものから有限の耐用年数への変更は将来に向かって行われます。 IAS 38.107  
IAS 38.108  
IAS 38.109

無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該無形資産の正味売却収入と帳簿価額との差額として測定し、認識の中止時に、連結損益計算書に計上しています。 IAS 38.113

### 研究開発費

研究費は発生時に費用処理しています。各プロジェクトにおける開発費は、当グループが下記のすべてについて立証可能な場合に、無形資産として認識しています。 IAS 38.54  
IAS 38.57

- ▶ 使用又は売却が可能な状態まで無形資産を完成させることに関する技術上の実行可能性
- ▶ 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図、及び無形資産を使用又は売却できる能力
- ▶ 無形資産が将来の経済的便益を創出する方法
- ▶ 無形資産を完成させるための資源の利用可能性
- ▶ 開発期間中の支出を信頼性をもって測定する能力

資産化された開発費は、当初認識後、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しています。償却は、開発が完了し無形資産が使用可能となった時点から開始し、将来の便益が見込まれる期間にわたり、償却費として売上原価に計上しています。なお開発期間中は、当該資産について、毎年、減損テストを実施しています。 IAS 38.74  
IAS 36.10(a)

### 特許権及びライセンス

当グループは、特許権及びライセンスを取得するために前払いをしています。特許権は関連する政府機関によって10年間使用が許可されており、当該期間の満了時に更新が可能です。知的財産の使用ライセンスは、ライセンスごとに5年から10年の範囲で使用が許可されています。当グループは少額の支払又は無償でライセンスを更新する可能性があります。その結果、これらのライセンスは、耐用年数が確定できないと判断しています。 IAS 38.122(a)

当グループの無形資産に適用される会計方針の要約は、以下のとおりです。

	ライセンス	特許権	開発費	IAS 38.118 (a)(b)
耐用年数	確定できない	有限(10年)	有限(20年)	
償却方法	償却しない	特許期間にわたり 定額法で償却	関連するプロジェクトについて 将来の予想売上期間にわたり 定額法で償却	
内部創出又は取得	取得	取得	内部創出	

# 連結財務諸表の注記

## 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

### p) 金融商品—当初認識及び事後測定

金融商品とは、一方の企業に金融資産を生じさせ、もう一方の企業に対しては金融負債又は資本性金融商品を生じさせる契約です。 IAS 39.9

#### i) 金融資産

##### 当初認識及び測定

金融資産は当初認識時、その性質に応じて、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産、貸付金及び債権、満期保有投資、売却可能金融資産、又は有効なヘッジにおけるヘッジ手段に指定されたデリバティブに分類しています。すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初認識しています。 IFRS 7.21  
IAS 39.9  
IAS 39.43

市場の規制や慣習により定められた期間内での資産の引渡しが求められる金融資産の売買（通常の方法による取引）は、取引日、すなわち当グループが当該資産の購入又は売却を約定した日に認識しています。 IAS 39.9  
IAS 39.38

##### 事後測定

金融資産は下記の4つの分類ごとにそれぞれ事後測定しています。

- ▶ 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産
- ▶ 貸付金及び債権
- ▶ 満期保有投資
- ▶ 売却可能金融資産

##### 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産には、売買目的保有の金融資産及び当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものと指定された金融資産が含まれます。金融資産は、短期間で売買する目的で取得された場合、売買目的保有に分類しています。デリバティブは、区分処理された組込デリバティブも含め、それらがIAS第39号で定義された有効なヘッジ手段に指定されない限り、売買目的保有に分類しています。当グループは、いかなる金融資産も純損益を通じて公正価値で測定するものに指定していません。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、連結財政状態計算書において公正価値で計上され、連結損益計算書においては、その公正価値の変動がマイナスの場合には金融費用として、プラスの場合には金融収益として認識しています。 IAS 39.9  
IAS 39.46  
IAS 39.AG14  
IAS 39.55(a)

主契約に組み込まれたデリバティブは、その経済的特徴及びリスクが主契約のそれらと密接に関連しておらず、かつ主契約が売買目的にも、純損益を通じて公正価値で測定される区分にも指定されていない場合には、別個のデリバティブとして会計処理され、公正価値で計上しています。これらの組込デリバティブは、公正価値で測定され、その公正価値の変動は純損益で認識しています。組込デリバティブの区分処理の再査定は、契約上求められているキャッシュ・フローに重要な変化をもたらす契約条件の変更がなされた場合、あるいは純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の区分以外に再分類された場合にのみ行われます。 IAS 39.10  
IAS 39.11  
IFRIC 9.7

##### 貸付金及び債権

貸付金及び債権は、当グループと最も関連性のある分類です。貸付金及び債権は、支払額が固定している、もしくは決定可能な非デリバティブ金融資産で、活発な市場における公表価格がないものです。当初測定後、これらの金融資産は実効金利法により償却原価で計上し、減損損失を認識している場合にはこれを控除しています。償却原価の計算にあたっては、実効金利の算定上、取得に際してプレミアムもしくはディスカウントを考慮し、また実効金利の不可分な一部である手数料及びその他のコストを含めています。実効金利法による償却額は、連結損益計算書の金融収益に含まれています。減損損失は、連結損益計算書上、貸付金の場合は金融費用で、債権の場合は売上原価又はその他の費用で認識しています。 IAS 39.9  
IAS 39.46(a)  
IAS 39.56

当該債権には、通常、営業債権及びその他の債権が含まれており、注記22にその内容を記載しています。

# 連結財務諸表の注記

## 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

### 売却可能金融資産

売却可能金融資産には、資本性投資及び負債性証券が含まれます。売買目的ではなく、純損益を通じて公正価値で測定されるものに指定されない資本性投資は売却可能金融資産に分類しています。保有期間が確定しておらず、資金需要や、市況の変化に応じて売却される可能性のある負債性証券は、当該区分に分類しています。 IAS 39.9  
IAS 39.46  
IAS 39.55(b)  
IAS 39.67

当初測定後、売却可能金融資産は公正価値で事後測定しています。売却可能金融資産に係る未実現の利得又は損失は、その他の包括利益で認識し、資本において売却可能金融資産に関する剰余金として計上しており、当該金融資産の認識を中止した時点で、累積利得又は累積損失をその他の営業収益又はその他の営業費用に振り替えています。なお、減損が認識された場合には、その時点の累積損失を、売却可能金融資産に関する剰余金から純損益に振り替え、金融費用に計上しています。売却可能金融資産に関する受取利息は実効金利法を用いて計算し、利息収益として認識しています。 IAS 39.46  
IAS 39.55(b)  
IAS 39.67  
IAS 39.50E  
IAS 39.50F

当グループは、短期間において保有する売却可能金融資産を売却する能力及び意図についての判断が、依然として適切であるかどうかを検討しています。当グループは、市場が活発でないことにより金融資産の売買を行うことができない場合、経営者に予測可能な将来もしくは満期までそれらを保有し続けるという意図と能力がある場合には、金融資産の再分類を選択する可能性があります。

再分類により売却可能金融資産から分類変更した金融資産については、再分類した日の公正価値が新たな償却原価となり、当該資産について以前にその他の包括利益に認識されていた利得又は損失は、投資の残存期間にわたり実効金利法を用いて償却しています。また、新たな償却原価と額面金額の差額も同様に、実効金利法により当該資産の残存期間にわたって償却しています。当該資産が減損していると判断された場合には、その他の包括利益に認識されていた金額は、純損益に振り替えています。 IAS 39.50F  
IAS 39.54

### 認識の中止

金融資産は、主に下記のいずれかの場合に認識の中止を行い、当グループの連結財政状態計算書から除外しています。 IAS 39.17(a)  
なお、適切な場合には、金融資産の一部もしくは類似の金融資産グループの一部について認識を中止しています。

- ▶ 当該資産からのキャッシュ・フローを受領する契約上の権利が消滅した場合
- ▶ 当グループが当該資産からのキャッシュ・フローを受領する契約上の権利を譲渡したか、又は「パス・スルー契約」に基づき、受領したキャッシュ・フローのすべてを重大な遅滞なく第三者に対して引き渡す義務を負っており、かつ、(a)当グループが当該資産のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合、あるいは、(b)当グループは当該資産のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしていないが、資産に対する支配を移転している場合

当グループがある資産からのキャッシュ・フローを受領する契約上の権利を譲渡したか、あるいはパス・スルー契約を締結した場合、当該資産の所有に伴うリスク及び経済価値を留保したか、どの範囲まで留保したかについて評価を行います。当該資産のリスクと経済価値のすべてを実質的に移転も保持もしておらず、また、当該資産に対する支配も移転していない場合には、当該資産に対して継続的に関与している範囲で資産を認識しています。この場合、当グループは関連する負債も認識しています。移転した資産及び関連する負債は、当グループが保持する権利及び義務に基づいて測定しています。 IAS 39.20(a)  
IAS 39.20(c)  
IAS 39.18(b)

移転した資産に対し保証という形での継続的な関与がある場合には、当該資産の当初帳簿価額と当グループが返済を要求される可能性のある最大金額のいずれか低い方の金額で測定しています。 IAS 39.30(a)

### 金融資産の減損

金融資産の減損に関しては、下記の注記において追加の開示を行っています。

- ▶ 重要な仮定 注記3
- ▶ 金融資産 注記20
- ▶ 営業債権 注記22

当グループは、各報告期間の末日に金融資産又は金融資産グループについて減損の客観的な証拠があるかどうかを評価しています。金融資産又は金融資産グループは、当初認識後に生じた一つ又は複数の事象の結果（「損失事象」の発生）として減損の客観的な証拠が存在し、かつ、その損失事象が当該金融資産又は金融資産グループの見積将来キャッシュ・フローに対して信頼性をもって見積ることのできる影響を有している場合にのみ、減損していると判断しています。減損の証拠には、債務者又は債務者グループの著しい財政困難、元金の支払いに対する債務不履行や延滞、債務者が破産やその他の財政再建に陥る可能性、あるいは債務不履行と相関関係がある延滞又は経済状況の変化といった観察可能なデータが、見積将来キャッシュ・フローの測定可能な減少を示している場合などが含まれます。 IAS 39.58  
IAS 39.59  
IFRS 7.B5(f)

# 連結財務諸表の注記

## 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

### 償却原価で計上される金融資産

償却原価で計上される金融資産について、はじめに当グループは、減損の存在に関する客観的な証拠の有無を、個別に重要な場合には個別評価、個別に重要ではない場合には集学的評価により検討しています。個別に評価した金融資産について、減損の客観的な証拠が存在しないと当グループが判断した場合には、当該資産が重要であるか否かにかかわらず、類似の信用リスク特性を有する資産のグループに含めて、集学的に減損の評価を行います。なお、個別に減損を評価した結果、減損損失を認識した、もしくは引き続き減損損失が認識される資産は、減損の集学的評価には含めていません。

IAS 39.63  
IAS 39.64

減損損失が発生しているという客観的な証拠が存在する場合、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定されます。ただし、いまだ発生していない将来の貸倒損失は除いています。見積将来キャッシュ・フローの現在価値は、金融資産の当初実効金利により割り引いており、変動金利による貸付金の場合には、減損の測定は現在の実効金利を用いています。

IAS 39.AG84  
IAS 39.65

減損が認識された金融資産の帳簿価額は引当金勘定を通じて減額され、減損損失は純損益に認識されます。受取利息は減額された帳簿価額に関して引き続き連結損益計算書上、金融収益として計上しています。利率は、減損損失を測定する際に見積将来キャッシュ・フローを割り引いた利子率を使用しています。貸付金及び関連する引当金は、将来の回収が現実的に見込めず、すべての担保が実現又は当グループに移転されたときに、直接償却しています。減損認識後に生じた事象により、翌年度以降に減損損失の見積額が変動した場合には、過年度に認識された減損損失は引当金勘定を用いて調整しています。減損損失が将来回復した場合には、当該回復額を連結損益計算書上、金融費用のマイナスとして処理しています。

IFRS 7.16  
IAS 39.AG93  
IAS 39.65  
IFRS 7.B5(d)(i)  
IFRS 7.B5(d)(ii)

### 売却可能金融資産

当グループは、売却可能金融資産について、資産又は資産グループが減損しているという客観的な証拠の有無を、各報告期間の末日に評価しています。

売却可能金融資産に分類された資本性投資に関する減損の客観的な証拠には、公正価値の取得原価に対する著しい下落又は長期にわたる下落が含まれています。「著しい」か否かは当初の投資額と比較して判断し、「長期にわたる」か否かは公正価値が当初の原価を下回る期間によって判断しています。減損の証拠がある場合、取得原価と現在の公正価値との差額から以前に純損益で認識された累積損失を控除した金額を減損損失として測定し、その他の包括利益から純損益へ振り替えています。資本性投資に生じた減損損失は、事後的に純損益を通じて戻し入れられることはなく、減損後の公正価値の上昇はその他の包括利益に直接認識しています。

IAS 39.58  
IAS 39.61  
IAS 39.67  
IAS 39.68  
IAS 39.69

「著しい」又は「長期にわたる」に該当するか否かの決定には、当グループの判断が求められます。この判断に際し、当グループは他の要因に加えて、投資の公正価値が原価を下回っている状況が継続している期間やその程度について評価しています。

売却可能金融資産に分類された負債性証券における減損は、償却原価で計上される金融資産と同一の基準に基づいて算定しています。ただし、減損として計上される金額は、償却原価と現在の公正価値との差額から以前に純損益で認識された累積損失を控除した金額として測定された減損損失となります。

IAS 39.68

受取利息は減額された帳簿価額に関して引き続き金融収益として計上しています。利率は、減損損失を測定する際に見積将来キャッシュ・フローを割り引いた利子率を使用しています。翌年度以降において、負債性証券の公正価値が上昇し、当該上昇が減損損失を純損益で認識した後に発生した事象と客観的に関連付けることができる場合には、当該減損損失は純損益を通じて戻し入れています。

IAS 39.AG93  
IAS 39.70

# 連結財務諸表の注記

## 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

### ii) 金融負債

#### 当初認識及び測定

金融負債は当初認識時、その内容に応じて、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債、利付ローン及び借入金、又は有効なヘッジにおけるヘッジ手段に指定されたデリバティブに分類しています。 IFRS 7.6  
IFRS 7.21

すべての金融負債は公正価値で当初認識され、ローン及び借入金の場合には、直接帰属する取引費用を控除して算定しています。 IAS 39.43

当グループの金融負債には、買掛金及びその他の営業債務、当座借越を含む借入金、金融保証契約及びデリバティブ金融商品が含まれています。

#### 事後測定

金融負債は当初認識後、以下の分類ごとに測定しています。

#### 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債には、売買目的保有の金融負債及び当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融負債が含まれています。 IAS 39.9  
IAS 39.47(a)

金融負債は、短期間で売却する目的で取得された場合、売買目的保有に分類しています。当該分類には、IAS第39号に定義されるヘッジ関係においてヘッジ手段に指定されていない当グループが契約締結したデリバティブ金融商品を含めています。区分処理された組込デリバティブも有効なヘッジ手段であると指定されない限り、同様に売買目的保有に分類しています。

売買目的保有の金融負債に関連する利得及び損失は、純損益で認識しています。 IAS 39.55(a)

IAS第39号の要件が満たされた場合にのみ、金融負債は当初認識日において、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に指定しています。なお、当グループは、いかなる金融負債も純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に指定していません。

#### 利付ローン及び借入金

利付ローン及び借入金の分類は、当グループと最も関連性のある分類です。利付ローン及び借入金は当初認識後、実効金利法により償却原価で測定しています。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失は純損益で認識しています。 IAS 39.47  
IAS 39.56

償却原価の計算にあたっては、実効金利の算定上、取得に際してのプレミアム又はディスカウントを考慮し、また実効金利の不可分な一部である手数料及びその他のコストを含めています。連結損益計算書上、実効金利法による償却額は金融費用に計上しています。 IAS 39.9

利付ローン及び借入金に関する内容については、注記20に記載しています。

#### 金融保証契約

当グループが締結した金融保証契約は、負債性金融商品の条件に基づく支払期日が到来しても特定の債務者が支払いを履行しないことで、被保証者が損失を被った場合に、当該損失を填補する支払いの履行請求がなされる契約です。金融保証契約は、公正価値に保証の発行に直接帰属する取引費用を調整した額で当初認識しています。当該負債は当初認識後、報告日における現在の債務を決済するために要する支出の最善の見積額と、当初測定額から償却累計額を控除した金額のいずれか高い方の金額で測定しています。 IAS 39.47(c)  
IAS 39.9  
IAS 39.14  
IAS 39.43  
IAS 37.36

#### 認識の中止

金融負債は、義務が履行されるか、免除されるか、又は失効した場合に認識を中止しています。既存の金融負債が、当初貸手との間で実質的に異なる条件の負債に交換された場合、もしくはその条件が実質的に変更された場合には、そのような交換又は変更は、原負債の認識の中止及び新たな負債の認識として取り扱われ、これらの帳簿価額の差額を純損益で認識しています。 IAS 39.39  
IAS 39.41  
IAS 39.40

### iii) 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在しており、かつ純額で決済する意図、もしくは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図が存在する場合にのみ相殺され、連結財政状態計算書において純額で表示しています。 IAS 32.42



## 連結財務諸表の注記

### 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

#### q) デリバティブ及びヘッジ会計

##### 当初認識及び事後測定

当グループは、為替リスク、金利リスク及びコモディティ価格リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約及び商品先渡契約といったデリバティブを利用しています。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で再測定しています。デリバティブは、その公正価値が正の場合には金融資産として、負の場合には金融負債として計上しています。

IAS 39.43  
IFRS 7.21

IAS第39号のデリバティブの要件を満たす購入契約は、連結損益計算書上、売上原価として計上しています。当グループが予定している購入、販売又は使用取引のために、非金融商品を受け取り、引き渡す目的で締結されるコモディティ契約は、取得原価で計上しています。

デリバティブの公正価値の変動から生じた利得又は損失は、純損益で認識しています。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益で認識した後に、ヘッジ対象が純損益に影響を及ぼす時点で純損益に振り替えています。

ヘッジ会計の適用にあたり、ヘッジは以下のいずれかに分類しています。

- ▶ 公正価値ヘッジ（認識された資産もしくは負債又は未認識の確定約定の公正価値変動に対するエクスポージャーをヘッジする場合） IAS 39.86(a)
- ▶ キャッシュ・フロー・ヘッジ（認識された資産もしくは負債又は可能性が非常に高い予定取引に関連する特定のリスク、又は未認識の確定約定における為替リスクに起因するキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーをヘッジする場合） IAS 39.86(b)
- ▶ 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ IAS 39.86(c)

当グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジの実施にあたり、リスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っています。当該文書には、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引、ならびにヘッジされるリスクの性質、及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺する際のヘッジ手段の公正価値の変動の有効性の評価方法などが含まれます。これらのヘッジは、公正価値もしくはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定されたすべての財務報告期間にわたって、実際にきわめて有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しています。

IAS 39.88

## 連結財務諸表の注記

### 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、以下のように会計処理をしています。

#### 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段の公正価値の変動は、連結損益計算書上、金融費用として計上しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書上、金融費用として計上しています。 IAS 39.89

償却原価で計上される項目に関連する公正価値ヘッジの場合、ヘッジ対象の帳簿価額に対する修正額は、実効金利法を使用したヘッジの残存期間にわたって純損益を通じて償却しています。実効金利による償却は修正時点から直ちに開始できますが、遅くとも、ヘッジされたリスクに起因する公正価値の変動に係る修正が行われなくなるまでに開始しています。 IAS 39.92

ヘッジ対象の認識が中止された場合には、公正価値の変動に起因する修正額の未償却部分は直ちに純損益で認識しています。

未認識の確定約定がヘッジ対象に指定された場合には、ヘッジされるリスクに起因する確定約定の公正価値の事後的な累積変動額は、資産又は負債として認識されるとともに、対応する利得又は損失を純損益で認識しています。 IAS 39.93

#### キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は、その他の包括利益を通じてキャッシュ・フロー・ヘッジに係る剰余金で認識していますが、非有効部分は直ちに連結損益計算書に計上しています。 IAS 39.95

当グループは、コモディティ価格の変動に対するエクスポージャーのヘッジ手段として商品先渡契約を利用し、また予定取引及び確定約定から生じる為替リスクに対するエクスポージャーのヘッジ手段として、為替予約を利用しています。為替予約に関連する非有効部分は、金融費用として認識され、コモディティ契約に関連する非有効部分は、その他の営業収益又はその他の営業費用に計上しています。詳細は注記20.3に記載しています。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る利得又は損失は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えています。たとえば、ヘッジ対象から金融収益又は金融費用が認識される時点、あるいは予定販売が実施される時点などがこれに該当します。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債を認識するものである場合には、その他の包括利益で認識されている利得又は損失は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。 IAS 39.97  
IAS 39.100  
IAS 39.98

ヘッジ手段が失効、売却、又はヘッジ戦略の一環として他のヘッジ手段への入換えやロール・オーバーが行われずに終了又は行使された場合、又はヘッジ指定の取り消し、あるいはヘッジ会計の要件をもちや満たしていない場合には、以前にその他の包括利益において認識されていた累積利得又は累積損失は、予定取引あるいは外貨建ての確定約定が発生するまで、引き続き資本において認識しています。 IAS 39.101

#### 純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、純投資の一部として会計処理される貨幣性項目のヘッジも含め、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しています。ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、有効部分はその他の包括利益で認識するのに対し、非有効部分は純損益で認識しています。資本で認識された利得又は損失の累計額は、在外営業活動体の処分時に純損益に振り替えています。 IAS 39.102

当グループは、在外子会社に対する投資から生じる為替リスクに対するエクスポージャーのヘッジ手段として、借入金を利用しています。詳細は注記20.3に記載しています。

# 連結財務諸表の注記

## 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

### r) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定しています。 IAS 2.36(a)  
各棚卸資産について、現在の場所及び状態に至るまでに発生した費用は、以下のとおり会計処理しています。 IAS 2.9  
IAS 2.10  
IAS 2.25

- ▶ 原材料: 先入先出法による購入原価
- ▶ 製品及び仕掛品: 直接材料費及び直接労務費、並びに正常生産能力に基づく製造間接費の配賦額(借入コストを除く) IAS 2.12  
IAS 2.13

棚卸資産の原価には、原材料の購入に関連して、その他の包括利益で認識された適格なキャッシュ・フロー・ヘッジに係る IAS 39.98(b)  
利得及び損失の振替額が含まれます。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を IAS 2.6  
控除した額です。

### s) 非金融資産の減損

非金融資産の減損に関しては、下記の注記において追加の開示を行っています。

- ▶ 重要な仮定 注記3
- ▶ 有形固定資産 注記16
- ▶ 無形資産 注記18
- ▶ のれん及び耐用年数を確定できない無形資産 注記19

当グループは、各報告期間の末日に、資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判定しています。減損の兆候が存在する場合、又は資産の減損テストを毎年行う必要がある場合、当グループは当該資産の回収可能価額を見積ります。資産の回収可能価額は、資産又はCGUの処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額です。回収可能価額は、資産が他の資産又は資産グループからほとんど独立したキャッシュ・インフローを生成しない場合を除き、個別の資産ごとに決定しています。資産又はCGUの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合、資産は減損しているとみなされ、回収可能価額まで評価減されます。 IAS 36.6  
IAS 36.9  
IAS 36.66  
IAS 36.59

使用価値の評価にあたって、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクに関する現在の市場評価を反映した税引前割引率を用いて現在価値まで割り引いています。処分コスト控除後の公正価値の算定には、最近の市場取引を考慮していますが、観察可能な市場取引が存在しない場合には、適切な評価モデルを使用しています。回収可能価額の算定は、マルチプル法、市場株価法、又はその他の入手可能な公正価値指標に基づいています。 IAS 36.30  
IAS 36.55  
IAS 36.6

当グループは、関連する個々の資産を含むCGUのそれぞれに対して別個に作成された詳細な予算及び見積りに基づいて減損損失を算定しています。これらの予算及び見積りに計算は、通常、5年を対象期間としています。6年目以降の将来キャッシュ・フローについては、長期成長率を使用して算定しています。 IAS 36.33

継続事業から生じた減損損失は、過年度に再評価差額金がその他の包括利益に計上されている固定資産を除き、減損した資産の機能に応じた費用区分に計上しています。再評価差額金がその他の包括利益に計上された資産の場合は、減損についても過去に計上された再評価差額金を上限として、その他の包括利益で認識されます。 IAS 36.60  
IAS 36.61

のれん以外の資産については、過年度に認識した減損損失がもはや存在しない、又は減少している可能性を示す兆候の有無を判断するために、各報告期間の末日に判定しています。当該兆候が存在する場合、当グループは資産又はCGUの回収可能価額を見積ります。当グループは、直近で減損損失が認識された後に、資産の回収可能価額の決定に用いた仮定に変更があった場合にのみ、資産の帳簿価額がその回収可能価額、及び仮に過去に減損損失が認識されていなかったとした場合の帳簿価額(減価償却控除後)を超えない範囲で、過去に認識した減損損失を戻し入れています。また、資産が再評価額で計上されている場合、減損の戻入額は再評価差額金の増加として処理されますが、そうでない場合には、減損の戻入額は純損益で認識しています。 IAS 36.110  
IAS 36.114  
IAS 36.117  
IAS 36.119

のれんは毎年10月31日時点、及び帳簿価額が減損している兆候がある場合にはその都度、減損テストを行います。 IAS 36.10(b)

のれんに関する減損は、当該のれんが関連するCGU(又はCGUのグループ)の回収可能価額を評価して決定しています。CGUの回収可能価額がその帳簿価額を下回る場合、減損損失が認識されます。のれんに関する減損損失は、事後的に戻し入れることはできません。 IAS 36.104  
IAS 36.124

耐用年数を確定できない無形資産に関しては、状況に応じて個別に又はCGUのレベルで、毎年10月31日時点で減損テストを実施しています。また、帳簿価額が減損している兆候がある場合にも減損テストを行います。 IAS 36.10(a)

### 注釈

IAS 第 36 号 96 項では、のれんを配分した CGU について毎期行う減損テストは、毎年同じ時期に実施する限り、年度中のどの時点で実施してもよいとされている。異なる CGU は別々の時期に減損テストを実施することができる。

## 連結財務諸表の注記

### 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

#### t) 現金及び短期性預金

連結財政状態計算書における現金及び短期性預金は、手許現金及び当座預金ならびに満期が3か月以内に到来する短期性預金で構成され、価値の変動について僅少なりリスクしか負いません。 IAS 7.6  
IAS 7.7

連結キャッシュ・フロー計算書の作成目的上は当座借越が当グループの資金管理上不可分な一部と考えられるため、現金及び現金同等物は、現金及び短期性預金から未決済の当座借越を控除したもので構成されています。 IAS 7.46

#### u) 転換条項付優先株式

転換条項付優先株式は、契約条件に基づき負債要素と資本要素に区分しています。

IFRS 7.21  
IAS 32.18  
IAS 32.28

転換条項付優先株式の発行に際して、負債要素の公正価値は、同一条件の転換条項のない商品の市場レートを使用して算定しています。当該金額は取引費用を控除した上で、転換又は償還により消滅するまで、償却原価で測定される金融負債に分類しています。

発行額の残額は転換権に配分し、取引費用控除後の金額で資本に計上しています。取引費用は、関連する法人所得税控除後の金額で資本から控除しています。転換権の帳簿価額が、事後的に再測定されることはありません。 IAS 32.35  
IAS 32.AG31(a)

取引費用は、当該転換条項付優先株式の当初認識時に、その発行額の負債要素と資本要素への配分割合に基づいて、負債と資本に配分しています。 IAS 32.38

#### v) 自己株式

当初発行後に再取得した自己の資本性金融商品（自己株式）は、取得原価で認識し、資本から控除しています。当グループの自己株式の購入、売却、発行又は消却時には、これらに関する利得又は損失は純損益に一切認識されません。なお、自己株式が再発行された場合、帳簿価額と売却対価との差額は、株式払込剰余金として認識しています。当グループが有する自己株式について議決権は付与されず、また配当も割り当てられません。 IAS 32.33

# 連結財務諸表の注記

## 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

### w) 引当金

#### 全般

引当金は、当グループが過去の事象の結果として現在の法的債務又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に認識しています。また、保険契約に基づく保険金の支払いのように、当グループが引当金の全部もしくは一部が補填されると予測している場合、当該補填は、その受取りがほぼ確実である場合に限り、個別の資産として認識しています。引当金に関する費用は、当該補填を相殺した純額で連結損益計算書に表示しています。

IAS 37.14

IAS 37.53

IAS 37.54

貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合、引当金は、当該負債に特有のリスクを反映させた現在の税引前割引率で割引いています。割引計算が行われる場合、時の経過による引当金の増加は金融費用として認識しています。

IAS 37.45

#### 製品保証引当金

製品保証に関連する費用に係る引当金は、顧客への製品の販売時又はサービス提供時に認識し、当初認識は過去の経験に基づいています。当該製品保証関連費用に関する見積りは毎年見直しています。

#### リストラクチャリング引当金

リストラクチャリング引当金は、当グループが推定的債務を負う場合にのみ計上しています。詳細な正式の計画により、関係する事業又は事業の一部、影響を受ける従業員の勤務地及び従業員数、関連するコストの詳細な見積り、及び適切な工程表を明確にし、当該従業員に計画の主要な特徴を周知した場合に、推定的債務が発生します。

IAS 37.71

IAS 37.72

#### 廃棄引当金

当グループは、耐火素材を生産する工場設備の建設に関連して生じる廃棄費用に関する引当金を計上しています。廃棄費用については、見積キャッシュ・フローに基づき、債務を決済するために必要と予測される費用の現在価値を引当金として、関連する資産の一部として認識しています。見積キャッシュ・フローは、廃棄負債に固有のリスクを反映する現在の税引前割引率で割引いています。割引の振戻しは時の経過に応じて、連結損益計算書上、金融費用として計上しています。将来の見積廃棄費用は毎年見直し、必要に応じて修正しています。将来の見積費用もしくは適用された割引率の変動は、当該資産の取得原価に加減しています。

IAS 16.16(c)

IAS 37.45

IAS 37.47

IFRIC 1.8

IAS 37.59

IFRIC 1.5

#### 温室効果ガス排出権

当グループは、欧州排出量取引制度に基づき、欧州内の特定の国において無償の排出権を受領しています。当グループは、年度毎に付与される当該権利と引き換えに、実際の排出量に相当する権利の支払が義務付けられます。当グループは、付与された排出権に対して純額で負債を認識するアプローチを採用しています。したがって、引当金は、実際の排出量が現在保有している排出権割当額を超過した場合にのみ認識されます。排出費用はその他の営業費用として認識しています。排出権を外部から購入する場合には、払戻権として取得原価で計上するとともに、対応する排出負債を計上しています。当該負債は公正価値で再測定し、その変動は純損益で認識しています。

IAS 8.10

#### 注釈

IAS 第 37 号は、補填がある引当金に関する費用の表示について、補填控除後の純額での表示、又は総額での表示のいずれの方法も認めている。当グループは、補填控除後の費用を表示することを選択している。

2005 年 6 月に IFRIC 第 3 号「排出権」が廃止された。現時点では、排出権に関する具体的な指針が存在しないため、企業は目的適格かつ信頼性のある情報となるように会計方針を策定しなければならない。当グループは、IAS 第 20 号 24 項に基づいて純額で負債を認識している。一方で、受領した排出権は、無形資産として公正価値で認識することも可能である。この場合、IAS 第 38 号により求められる開示をすべて行う必要がある。

#### 電気・電子機器廃棄物(Waste Electrical and Electronic Equipment : WEEE)

当グループは、「電気・電子機器の廃棄に関する欧州議会及び理事会指令」にて定義される電子機器の供給者です。当該指令は、各加入国によって定められた日付より前に一般家庭に販売された機器の廃棄物管理(過去の廃棄物)と、その日付以降に一般家庭に販売された機器の廃棄物管理(新たな廃棄物)を区分しています。過去の廃棄物に関する予測管理費用に係る引当金は、当グループが各加入国によって定められた測定期間中に市場に参加し、かつ、その費用が信頼性をもって測定できる場合に認識しています。当該費用は連結損益計算書上、その他の営業費用として計上しています。

IFRIC 6

新たな廃棄物に関する予測管理費用に係る引当金は、指令の適用対象となる製品が販売され、処分費用が信頼性をもって測定できる場合に認識し、債務が消滅するか、決済されるか又は移転された場合、引当金の認識を中止します。当該費用は売上原価の一部として計上しています。

一般家庭ではなく企業に販売された機器に関しては、その廃棄物管理費用について当グループが責任を負ったときに引当金を認識しています。当該費用は、費用の性質を鑑みて、その他の営業費用又は売上原価として計上しています。

#### 企業結合で認識される偶発負債

企業結合で認識される偶発負債は公正価値により当初認識し、その後は、上記で記載した引当金の会計方針に従って認識される金額、又は当初認識された金額から、収益認識の会計方針に従って認識される償却累計額(該当がある場合)を控除した金額のうち、いずれか高い方の金額で測定しています。

IFRS 3.56

IFRS 3.22

IFRS 3.23

## 連結財務諸表の注記

### 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

#### x) 年金及びその他の退職後給付制度

当グループは確定給付年金制度を採用しており、当該制度では独立管理されている基金への拠出が求められます。また、当グループは、米国の従業員に対して退職後医療給付を提供していますが、当該給付について基金は存在していません。

IAS 19.135

確定給付制度における給付費用は、予測単位積増方式により算定しています。

IAS 19.67

再測定は、数理計算上の差異、制度資産に係る収益（確定給付負債の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く）、資産上限額の影響（確定給付負債の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く）により構成され、連結財政状態計算書において直ちに認識し、発生した期間に対応する借方項目又は貸方項目は、その他の包括利益を通じて利益剰余金に計上しています。再測定は、その後の期間において純損益に振り替えられません。

IAS 19.120(c)  
IAS 19.127  
IAS 19.122

過去勤務費用は、下記のいずれか早い時点において純損益で認識します。

- ▶ 制度改訂又は縮小が発生した時点
- ▶ 当グループが関連するリストラクチャリング費用を認識した時点

IAS 19.102  
IAS 19.103

利息純額は、確定給付負債（資産）の純額に、割引率を乗じて計算しています。当グループは、下記の確定給付債務の純額に関する変動を、連結損益計算書上、機能別に売上原価、販売費及び管理費として計上しています。

IAS 19.123  
IAS 19.134

- ▶ 勤務費用（当期勤務費用、過去勤務費用、縮小及び通常ではない清算に係る利得又は損失を含む）
- ▶ 利息費用又は利息収益の純額

#### 注釈

企業は、解雇給付、従業員給付の補填及びリスク・シェアリングについて会計方針を開示することが求められている。しかし、当グループには該当するものがないため、そのような給付に関する開示は行われていない。企業は、それぞれの従業員給付の内容を評価し、関連する開示を行う必要がある。

IAS 第 19 号は、勤務費用又は利息の純額について、損益計算書上どのように表示すべきかを定めていない。IAS 第 1 号は、従業員給付費用の構成要素を、損益計算書において分解して表示することを認めているが、要求はしていない。利息の純額は、改訂前の IAS 第 19 号における割引の振り戻しである利息費用及び制度資産に係る期待収益とは異なる。企業は、利息の純額に関する表示の方針を策定するにあたり、IAS 第 8 号 10 項の規定を適用しなければならない。

## 連結財務諸表の注記

### 2.3 重要な会計方針の要約（続き）

#### y) 株式報酬

当グループは従業員（上級幹部を含む）に対して、持分決済型の株式報酬制度（持分決済型取引）を導入しています。また、当グループは事業開発グループに所属する従業員に対して、現金でのみ決済可能な株式増価受益権（現金決済型取引）を付与しています。

IFRS 2.44

#### 持分決済型取引

持分決済型取引の費用は、適切な評価モデルにより算出された付与日における公正価値により測定しています。これについては、注記30でさらに詳しく説明しています。

IFRS 2.7  
IFRS 2.10  
IFRS 2.19  
IFRS 2.20

当該費用は、勤務条件及び業績条件（該当する場合）が充足される期間（すなわち、権利確定期間）にわたり従業員給付費用（注記12.6）として認識し、対応する金額は資本の部のその他の資本剰余金に計上しています。権利確定日までの各報告日時点で持分決済型取引に関して認識される費用の累計額は、権利確定期間のうち既経過分及び最終的に権利確定すると見積られている資本性金融商品の数を反映しています。各報告期間の末日における連結損益計算書上の費用計上額もしくは戻入額は、当該期間の期首と期末時点の費用累計額の差額です。

勤務条件及び株式市場条件以外の業績条件は、報酬の付与日時点の公正価値を算定する際には考慮していませんが、最終的に権利確定する資本性金融商品の数の最善の見積りの一環として、それらの条件が充足される可能性を評価しています。株式市場条件は、付与日時点の公正価値に反映されています。報酬に係るものの、関連する勤務要件を伴わないそれ以外の条件は、権利確定条件以外の条件とみなしています。権利確定条件以外の条件については、報酬の公正価値に反映されており、他に勤務条件や業績条件がある場合を除き、費用を直ちに認識しています。

IFRS 2.21  
IFRS 2.21A

株式市場条件以外の業績条件や勤務条件が満たされていないために最終的に権利確定しない報酬に関しては、費用は認識されません。報酬に株式市場条件又は権利確定条件以外の条件が含まれている場合、その他のすべての業績条件及び（又は）勤務条件が満たされている場合には、当該株式市場条件や権利確定条件以外の条件の充足の有無にかかわらず権利が確定したものと取り扱います。

IFRS 2.27  
IFRS 2.28  
IFRS 2.B42-B44

IAS 33.45

持分決済型報酬取引に対して条件変更が行われた場合、当初条件が充足されていることを条件として、条件変更前の報酬に係る付与日時点の公正価値を最低限の費用として認識しています。株式報酬の公正価値の総額を増加させる条件変更、あるいは従業員にとって有利なその他の条件変更が行われた場合には、条件変更日に測定した追加の費用を認識しています。当社又は相手方が報酬の取り消しを行った場合、当該報酬の公正価値のうち、残りの部分を直ちに費用として純損益に費用計上します。

未行使のオプションは、希薄化後1株当たり利益の計算に含めています（注記15を参照）。

#### 現金決済型取引

現金決済型取引の公正価値について負債を認識しています。公正価値は、当初認識時に測定するとともに、決済されるまでの各報告期間の末日及び決済日に再測定し、その変動額を従業員給付費用として計上しています（注記12.6を参照）。公正価値は、権利確定日までの期間にわたって費用及び負債として認識しています。なお、当該公正価値は二項モデルを使用して算出しています（詳細は注記30参照）。

IFRS 2.30  
IFRS 2.32  
IFRS 2.33

# 連結財務諸表の注記

## 2.4 会計方針及び開示における変更

IAS 8.14

### 日本国に所在するオフィス用不動産(有形固定資産)の再評価

当グループは、一部の有形固定資産項目について、当初認識後の測定に関する会計処理方法を見直しました。従来、すべての有形固定資産項目を原価モデルで測定しており、有形固定資産に分類された資産について当初認識後は減価償却及び減損損失累計額控除後の取得原価で計上していました。

IAS 16.30

当グループは2017年1月1日に、有形固定資産に分類される日本国に所在するオフィス用不動産の会計処理方法の変更を選択しました。これは、再評価モデルにより、財務諸表利用者により有用な情報が提供でき、競合他社が採用している実務との整合をより図ることができるかと判断したためです。なお、オフィス用不動産の公正価値に関する信頼性のある見積りは、利用可能な評価技法を用いることによって行われます。当グループは再評価モデルを将来に向けて適用しています。

当初認識後、日本国に所在するオフィス用不動産は再評価日時点の公正価値からその後発生する減価償却及び減損損失累計額を控除した金額で測定されることとなります。詳細は注記16に記載しています。

IAS 8.17  
IAS 8.18

### 注釈

IAS第8号17項及び18項により、この会計方針の変更は、会計方針の遡及的適用の規定及びIAS第8号28項から31項に規定されている詳細な開示規定から免除される。当グループは、日本国に所在するオフィス用不動産の測定について会計方針の変更を適用し、再評価モデルを将来に向けて適用している。

IAS 8.28

### 新規もしくは改訂された基準及び解釈指針

当グループは、2017年1月1日以降開始する年度から発効する基準改訂を初めて適用しています。当グループは、公表済未発効の基準、解釈指針ならびに基準の改訂の早期適用は行っていません。

各基準の改訂内容と影響は、以下のとおりです。なお、当グループは2017年度にこれらの基準の改訂を初めて適用しましたが、当グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではありません。

#### IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂：開示イニシアティブ

本改訂により、財務活動から生じる負債の変動(キャッシュ・フローの変動を伴うものと、キャッシュ・フローの変動を伴わないもの(為替差損益など)の両方を含む)に関する開示が求められます。本改訂を初めて適用する際には、前期以前に係る比較情報の開示は求められませんが、当グループは当期及び比較年度の両方に関する情報を注記20.6に開示しています。

#### IAS第12号「法人所得税」の改訂：未実現損失に係る繰延税金資産の認識

本改訂により、未実現損失に関連する将来減算一時差異の解消によって発生する減算に対して、課税所得の源泉を制限する税法の有無を検討する必要があることが明確にされています。また、改訂後の基準では、将来の課税所得の算定方法に関するガイダンスや、帳簿価額以上の資産の回収が課税所得に影響する状況が示されています。

本改訂は遡及適用が求められます。ただし、本改訂を初めて適用する場合には、最も古い比較期間の期首時点の資本に対する影響額を、期首時点の剰余金とその他の資本の構成要素に区分せず、期首時点の剰余金(又は適切なその他の資本の構成要素)で認識することが認められますが、その場合には、その旨を開示する必要があります。当グループは本改訂を遡及適用しています。しかし、当グループは本改訂の対象となる将来減算一時差異や資産を保有していないため、本改訂による当グループの財政状態及び経営成績への影響はありません。

### 年次改善2014-2016年サイクル

#### IFRS第12号「他の企業への関与の開示」：IFRS第12号の開示が要求される範囲の明確化

本改訂により、IFRS第12号の開示規定は、B10項からB16項の開示規定を除き、子会社、ジョイント・ベンチャー又は関連会社への企業の関与(あるいはジョイント・ベンチャー又は関連会社への企業の関与の一部)のうち、売却目的保有に分類されたもの(又は売却目的保有に分類された処分グループに含まれるもの)にも適用されることが明確化されました。

当グループは本改訂を遡及適用しています。当グループは2017年12月31日時点で、完全子会社である吸管株式会社に対する持分を売却目的保有に分類しましたが(注記13を参照)、本改訂による当グループの財務諸表への影響はありません。

### 注釈

当グループは、本連結財務諸表への影響の有無にかかわらず、例示目的で、2017年1月1日から有効となるすべての新たな基準、改訂された基準及び解釈指針に関する開示を列挙している。しかし企業が考慮すべき代替案として、グループの財政状態、経営成績又は開示に影響を及ぼすもののみを取り上げることも考えられる。

ある地域によって(たとえば、日本の金融庁による国際会計基準の「指定」やEUのエンドースメント、オーストラリアにおける基準の法制化など)、財務報告にIFRSを採用するためには、特定の法的过程を経なければならないことがある。それによって新たな基準及び解釈指針の発効日がIASBの定めた発効日と異なる場合がある。そのような場合であっても、企業が完全な1組の財務諸表を作成する際には、上述の法的过程が完了したかどうかに関わりなく、IAS第8号30項に従い、公表されているが、未発効の基準としてすべての新しい基準や解釈指針について、開示を検討すべきである。



## 連結財務諸表の注記

### 2.5 誤謬の訂正

IAS 8.49

当社の子会社が2015年7月に、新たな顧客と2年間の防火設備販売に関する契約を締結しました。交渉の一環として、当該顧客に設備を委託販売するために標準約款の変更を行いました。しかし当該子会社は、顧客が商品を販売するまで収益の認識を繰り延べるのではなく、継続して顧客への引渡し時点で収益を認識していたことにより、収益が過大表示されておりました。当該子会社は、2017年1月に販売契約の取引条件の詳細な見直しを行った結果、当該誤謬を発見しました。

過年度において影響のある財務諸表の各表示科目について修正再表示を行い、以下のとおり誤謬の訂正を行いました。

#### 資本に対する影響(( )は資本の減少)

	<u>2016年12月31日現在</u>	<u>2016年1月1日現在</u>
	千CU	千CU
棚卸資産	1,000	500
営業債権	(3,500)	(1,500)
<b>資産合計</b>	<b>(2,500)</b>	<b>(1,000)</b>
未払法人所得税	750	300
<b>負債合計</b>	<b>750</b>	<b>300</b>
<b>資本に対する影響(純額)</b>	<b>(1,750)</b>	<b>(700)</b>

#### 損益計算書に対する影響(( )は利益の減少)

	<u>2016年12月31日</u>
	千CU
物品の販売	(2,000)
売上原価	500
法人所得税費用	450
<b>当期純利益に対する影響(純額)</b>	<b>(1,050)</b>
帰属:	
親会社持分	(1,050)
非支配持分	-

#### 基本的及び希薄化1株当たり利益(EPS)への影響(( )はEPSの減少)

	<u>2016年12月31日</u>
1株当たり利益	
親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり利益	(0.06 CU)
親会社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり利益	(0.05 CU)
継続事業に関する1株当たり利益	
親会社の普通株主に帰属する継続事業からの基本的1株当たり利益	(0.06 CU)
親会社の普通株主に帰属する継続事業からの希薄化後1株当たり利益	(0.05 CU)

なお、当該修正による当期のその他の包括利益ならびに営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローへの影響はありません。

## 連結財務諸表の注記

### 3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

経営者は当グループの連結財務諸表の作成に当たり、収益、費用、資産及び負債の報告金額及びそれに関連する開示並びに偶発負債の開示に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが求められます。これらの仮定及び見積りに関する不確実性により、将来の期間において資産又は負債の帳簿価額に対して、重要な修正が必要となる可能性があります。

グループのリスク及び不確実性に対するエクスポージャーに関連するその他の開示は以下のとおりです。

- ▶ 資本管理 注記 5
- ▶ 金融商品リスク管理及び方針 注記 20.5
- ▶ 感応度分析に関する開示 注記 16, 17, 19, 20.4, 20.5及び29

#### 判断

当グループの会計方針を適用する過程において、連結財務諸表で認識される金額に最も重要な影響を与える経営者の判断は以下のとおりです。 IAS 1.122

#### 不動産リース契約の分類 - 当グループが貸手である場合

当グループは、投資不動産ポートフォリオについて商業用不動産リース契約を締結しています。当グループは、リース期間が商業不動産の耐用年数のほとんどの部分を占めていないことや、最低リース料の現在価値が商業不動産の公正価値のほとんどすべてではないことなど、契約の取引条件の評価に基づき、所有に伴うすべての重要なリスク及び経済価値は当グループに留保されていると判断し、当該契約をオペレーティング・リースとして会計処理しています。

#### 売却目的保有の資産

取締役会は2017年10月1日に、完全子会社である吸管株式会社のごム事業を廃止する決定を行った旨を公表しました。取締役会は吸管株式会社の事業を売却目的で保有する処分グループに分類しました。取締役会は、以下の理由から同日時点で当該子会社が「売却目的保有」に分類される要件を満たしていると判断しました。 IFRS 5.7  
IFRS 5.5A  
IFRS 5.8  
IFRS 5.12A  
IFRIC 17.10

- ▶ 吸管株式会社は現状のままで直ちに買手に売却可能である
- ▶ 売却を完了させるための活動は開始されており、当初分類した日から1年以内に完了する予定である
- ▶ 株主は2017年11月14日に当該売却を承認している
- ▶

非継続事業に関する詳細については、注記13に記載しています。

## 連結財務諸表の注記

### 3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き）

#### ストラクチャード・エンティティの連結

当グループは2017年2月に第三者であるパートナーとともに、消防機器研究所株式会社を設立しました。同社は、土地を取得後、消防機器安全施設の建設及び運営を目的としています。当グループは同社の議決権の20%を保有しています。第三者パートナーは、消防機器安全施設を取得及び建設するために、2017年に約2,700千CUを拠出し、議決権の80%を保有しています。当該パートナーは、このプロジェクトを完了させるため、今後2年間にわたり毎年、約1,000千CUを拠出することを確約しています。工事の完了予定は2021年であり、総工費は約4,700千CUになると見積られています。当該パートナーは、操業を開始すると出資残高に対し22%のリターンを得る権利を有しています。当該パートナーとの契約上の取決めにより、当グループは同社の取締役会メンバーの過半数を任命することができ、かつ、すべての主要な事業上の決定に関して、当グループの承認が必要となります。第4期会計年度末時点で、当該パートナーは出資について100%の返還を得る権利を有しています。実効金利は11%であり、2017年12月31日時点で拠出金額に対する利息累計額は303千CUです。したがって、当グループは、当該パートナーに対して出資に対するリターンを事実上保証しています。工事の完了時点で、消防機器研究所株式会社の運営は当グループのみで行うこととなります。

IFRS 12.7(a)  
IFRS 12.9  
IFRS 12.17  
IFRS 12.8  
IFRS 12.9  
IFRS 12.14

当グループは、契約条件に基づき、同社を支配している者の決定に際して、消防機器研究所株式会社の議決権が決定的な要因とならないと判断しました。さらに、同社の資本(200千CU)は十分でなく、当グループによる資本以外の財務的支援なしでは、同社は活動資金を確保できないと判断しました。したがって、当グループは、消防機器研究所株式会社がIFRS第10号に基づくストラクチャード・エンティティであり、非支配持分の存在しない状態で当グループが同社を支配していると結論付けました。第三者パートナーの議決権持分は、金融負債として会計処理されます。当グループの連結財務諸表において消防機器研究所株式会社を連結しており、当該パートナーの持分は長期借入金として計上し、投資に対するリターンは利息費用として計上しています。

#### 注釈

IAS第1号では、経営者が会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に計上される金額に最も重要な影響を与えているものについて開示しなければならないと定めている。IFRS第12号は、この一般規定に加え、他の事業体又は取決めへの関与の内容と、企業が関与する共同契約の種類を決定する際に行ったすべての重要な判断及び見積りを開示することを求めている。

IFRS第12号7項は、企業が以下を決定するにあたって行った重要な判断と仮定(ならびにそれらの判断及び仮定の変更)に関する情報を開示することを求めている。

- ▶ 他の事業体に対する支配を有しているか
- ▶ 取決めに対する共同支配又は他の事業体に対する重要な影響力を有しているか
- ▶ 取決めが別個の事業体を用いて組成されている場合、共同契約の種類(すなわち、共同営業かジョイント・ベンチャーか)

企業は、たとえば以下を決定する際に行った重要な判断及び仮定を開示しなければならない。

- ▶ 他の事業体の議決権の過半数を保有しているが、当該事業体を支配していないこと
- ▶ 他の事業体の議決権の過半数を保有していないが、当該事業体を支配していること
- ▶ IFRS第10号に定義される代理人又は本人であること
- ▶ 他の事業体の議決権の20%以上を保有しているが、当該事業体に対する重要な影響力を有していないこと
- ▶ 他の事業体の議決権の20%未満しか保有していないが、当該事業体に対する重要な影響力を有していること

当グループは、非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有していない。非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有する場合には、IFRS第12号24項から31項の開示を行う必要がある。IFRS第12号24項から31項に従った開示例については、新日本有限責任監査法人の刊行物「Applying IFRS : IFRS第12号—非連結のストラクチャード・エンティティへの関与に関する開示例」を参照されたい。

## 連結財務諸表の注記

### 3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き）

#### 当グループが過半数に満たない議決権を保有する事業体の連結(事実上の支配)

当グループは電子部品株式会社の議決権の50%未満しか保有していませんが、同社を支配していると判断しています。これは、当グループが同社の議決権の48%を保有する最大株主であり、(2012年10月1日から2017年12月31日までの株主名簿の記録によると)残りの52%の議決権はその他多くの株主によって広く分散して保有されており、これらの株主の中には1%を超える議決権保有者が存在しないためです。また、当グループが電子部品株式会社を取得した2012年10月1日以降、その他の株主が議決権を共同行使したり、当グループよりも多くの議決権を得るための協力を行ったりした実績はありません。

IFRS 10.B41-B42  
IFRS 12.7(a)  
IFRS 12.8  
IFRS 12.9

#### 注釈

当グループはIFRS第10号B42項に定められるガイダンスに基づき、過半数に満たない議決権しか保有していないものの、電子部品株式会社を支配していると判断した。

#### 見積り及び仮定

将来に関する主要な仮定及び報告日現在における見積りの不確実性に関するその他の主たる要因は、翌年度において資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正が生じる重要なリスクを有しており、その内容を以下に記載しています。

IAS 1.125

当グループの仮定及び見積りは、連結財務諸表が作成された際に入手可能なパラメーターに基づいています。ただし、現在の状況と将来の進展に関する仮定は、当グループのコントロールが及ばない市場の変化又は状況により変更される可能性があります。このような変更は、実際に発生した時点で仮定に反映しています。

#### 有形固定資産及び投資不動産の再評価

当グループは、投資不動産を公正価値で測定し、公正価値の変動額を連結損益計算書に計上しています。投資不動産については、当該不動産の性質上比較可能な市場データが不足しているため、割引キャッシュ・フロー・モデル(DCF法)に基づく評価技法を使用しました。また、当グループは、日本国に所在するオフィス用不動産を再評価額で測定し、公正価値の変動額をその他の包括利益に計上しています。オフィス用不動産については、類似する性質、場所及び状態を有する不動産が関係する取引を参照して評価を行いました。当グループは、投資不動産については2017年12月31日現在、日本国に所在するオフィス用不動産については2017年1月1日及び12月31日現在の公正価値を算定するために、独立した専門家による評価を利用しました。

不動産の公正価値及び感応度分析の算定に使用された主要な仮定については、注記16及び注記17に記載しています。

#### 非金融資産の減損

資産又はCGUは、その帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に減損しているとみなされ、回収可能価額は資産又はCGUの売却コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額となります。売却コスト控除後の公正価値は、類似資産の独立第三者間で行われる拘束力のある販売取引又は資産の処分に関する増分費用を控除した観察可能な市場価格から入手されるデータに基づいて算定されます。使用価値はDCF法に基づき算定されます。キャッシュ・フローは今後5年間の予算に基づいており、これには当グループがまだ確約していないイストラクチャリングや、減損テストの対象となっているCGUに含まれる資産の性能を高めることになる将来の重要な投資は含まれていません。回収可能価額は、その見積りの際に用いられる見積将来キャッシュ・インフロー及び成長率のみならず、DCF法で使用される割引率によりその金額が大きく左右されます。これらの見積りは、当グループが認識したのれん及び耐用年数を確定できない無形資産に最も関連性があります。各CGUの回収可能価額の算定に使用された主要な仮定については、感応度分析も含めて、注記19に記載しています。

IAS 36.6

IAS 36.33(b)

#### 株式報酬

株式報酬の公正価値を見積る際に、当グループは最も適切な評価モデルを決定しなければならず、その決定は株式報酬が付与された取引条件に左右されます。また公正価値の見積りには、ストック・オプション又は株式増価受益権の存続期間、株価の予想ボラティリティ及び配当利回りを含む、評価モデルに対する最も適切なインプットを決定し、それらの要因について仮定を設定することが求められます。当グループは、二項モデルを用いて従業員との現金決済型取引に係る費用を当初測定し、関連する負債の公正価値を算定しています。現金決済型株式報酬取引に関する負債は、決済が行われるまで、各報告期間の末時点で再測定する必要があり、公正価値の変動額は損益に計上します。そのため、各報告期間末時点で使用した見積りを再評価する必要があります。持分決済型株式報酬取引の付与日時点での公正価値の測定に関し、当グループは上級幹部に対する制度(SEP)については二項モデル、一般従業員に対するストック・オプション制度(GESP)についてはモンテカルロ・シミュレーションを使用しています。株式報酬取引の公正価値を見積る際に使用された仮定及び評価モデルは、注記30に記載しています。

## 連結財務諸表の注記

### 3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き）

#### 税金

未使用の税務上の繰越欠損金に関する繰延税金資産は、当該欠損金と相殺可能な課税所得が発生する可能性が高い場合に限り認識されます。将来のタックス・プランニング戦略とともに将来予測される課税所得の時期及びその程度に基づいて、認識可能な繰延税金資産の金額を算定するために、経営者の重要な判断が求められます。

当グループには、427千CU(2016年:1,198千CU)の繰越欠損金があります。当該欠損金は過年度に赤字を計上した子会社で発生したものであり、期限切れにより消滅することはありませんが、当グループ内の他の企業の課税所得と相殺することはできません。この子会社は、将来加算一時差異を有しておらず、当該欠損金に係る繰延税金資産を認識できる実行可能なタックス・プランニングも存在しません。したがって、当グループは、当該繰越欠損金について繰延税金資産を認識することはできないと判断しました。

IAS 12.81(e)

当グループが、上記の未認識の繰延税金資産をすべて認識した場合には、利益及び資本は128千CU増加することになります。税金に関する詳細な内容については、注記14に記載しています。

#### 確定給付制度(年金給付)

確定給付年金制度及びその他の退職後医療給付に要する費用及び年金債務の現在価値は、数理計算上の評価技法を用いて算定されます。数理計算上の評価技法を用いる際に、企業はさまざまな仮定を設定することが求められますが、このような仮定は将来の実績値とは異なる可能性があります。設定すべき仮定には、割引率、将来の昇給率、死亡率及び将来の年金の増加が含まれます。評価の複雑性、及び退職後給付は長期であるという性質から、仮定の変化により確定給付債務の額は大きく変動する可能性があります。すべての仮定は各報告期間の末日に見直しを行っています。

最も変動が予想されるパラメーターは割引率です。適切な割引率を算定するに当たり、経営者は、退職後給付債務を決済する通貨と同一の通貨建てで、国際的に認められた格付け機関によるAA格以上の社債利回りを考慮しています。さらに、当該社債利回りは必要に応じて確定給付債務の見積給付時期と整合させるためにイールド・カーブを用いて推定しています。当グループは、社債の内容は慎重に検討しており、信用スプレッドが過度に大きい銘柄は優良社債に該当しないため、割引率の算定基礎となる社債の母集団から除外しています。

死亡率は、各国で公表されている生命統計表に基づき算定しています。生命統計表は人口統計上の変動に応じて一定期間ごとに変更されます。また、将来の昇給及び年金の増加は、各国の将来の予想インフレ率に基づき算定しています。

使用された仮定に関する詳細については、注記29に記載しています。

#### 金融商品の公正価値測定

連結財政状態計算書に計上された金融資産及び金融負債の公正価値が、活発な市場における相場価格によって測定できない場合には、当該公正価値はDCF法を含む評価モデルを使用して算定されます。評価モデルへのインプットは、可能な場合には観察可能な市場から入手しますが、当該情報の入手が困難な場合には、公正価値の算定上、一定の判断が求められます。この判断には、流動性リスク、信用リスク及びボラティリティといったインプットを考慮することも含まれます。インプットに関する仮定の変更は、報告される金融商品の公正価値に影響を及ぼす可能性があります。詳細は注記20.4に記載しています。

企業結合により生じた条件付対価は、企業結合取引の一環として取得日時点の公正価値で評価されます。条件付対価がデリバティブの定義を満たすことにより金融負債に分類された場合には、当初測定後、各報告日ごとに公正価値で再測定されます。当該公正価値は割引後キャッシュ・フローに基づいて算定されます。主要な仮定として、各業績条件を達成する可能性及び割引要素を考慮しています。詳細は注記7及び注記20.4に記載しています。

消火器株式会社の取得の会計処理にあたり、取得日時点で条件付対価を認識し、その見積公正価値は714千CUでしたが、報告日時点に1,072千CUで再測定しました。将来の動向によっては、当該見積りに追加の修正が必要となる可能性があります。支払いが生じる対価の最高額は1,125千CUです。条件付対価は、その他の金融負債に分類しています。詳細は注記20.2に記載しています。

## 連結財務諸表の注記

### 3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き）

#### 開発費

当グループは、製品開発プロジェクトの開発費用をIAS第38号「無形資産」に従って資産化しています。当グループにおける開発費の資産化は、技術上及び経済的な実行可能性が確認されたという経営者の判断に基づいて開始されますが、通常は確立されたプロジェクト管理モデルに従って、製品開発プロジェクトにおいてあらかじめ定めたマイルストーンに達した時点となります。経営者は資産化するべき金額の算定に当たって、プロジェクトにおける将来キャッシュ・フロー、適用すべき割引率及び予想される経済的便益の発生期間を予測しています。2017年12月31日現在、資産化された開発費の帳簿価額は、2,178千CU(2016年:1,686千CU)です。

この金額には、革新的な防災システムの開発に関する重要な投資が含まれています。当該システムを市場で販売するためには、関連する規制当局が発行する安全認証を取得する必要があります。当該製品は革新的内容を含むため、認証の取得可能性については不確実性が存在します。

#### 廃棄引当金

2017年の消火器株式会社の取得に関する資産及び負債の識別及び測定の一環として、当グループは同社所有の工場に関連する廃棄引当金を認識しました。引当金の公正価値を算定するに当たって、割引率、工場を解体及び撤去するための見積費用、ならびにその予想発生時期に関する仮定及び見積りが用いられています。2017年12月31日現在における引当金の帳簿価額は、1,221千CU(2016年:-CU)です。当グループは、リース終了時点の15年後に費用が発生すると見積り、以下の仮定を基にDCF法を用いて引当金を算定しています。

▶ 1平方メートル当たりの見積コストの範囲(加重平均): 10CU - 25CU (20CU)

▶ 割引率: 14%

引当金の算定に使用された見積税引前割引率が、経営者による見積りよりも1%高い場合には、当該引当金の帳簿価額は94千CU減少します。

#### 収益認識—カスタマー・ロイヤルティ・プログラム グッドポイント制度

当グループは、グッドポイント制度により付与されたポイントの公正価値を、統計的手法を用いて見積っています。評価モデルへのインプットには、ポイント交換率、将来交換可能な製品の構成及び顧客の選好に関する予測が含まれています。当該制度により付与されるポイントには有効期限がないため、当該見積りには重要な不確実性が存在します。未使用のポイントに関して見積られた負債は、2017年12月31日現在で、約416千CU(2016年:365千CU)です。

#### 注釈

IAS 第 1 号 125 項により、財務諸表の作成過程において行った重要な判断及び著しい不確実性を伴う重要な見積りについて、開示が求められる。この開示規定は、他の IFRS (例えば、IAS 第 37 号)ですでに存在する規定に優先するものである。

これらの開示は、予見可能な将来の期間において最も変動する傾向にある財務諸表項目を強調するため、財務諸表において非常に重要な情報源となる。したがって、提供される情報は財務諸表の利用者が予想される重要な変動の影響を理解する一助となるように、十分に詳細なものではない。

当グループは、参考として、重要な判断及び見積りについて通常求められるものより多く、また潜在的に意思決定に有用となるものを多く開示している。「重要な会計上の判断、見積り及び仮定」に関する注記で開示すべき項目は、財務諸表に認識された金額に最も重要な影響を及ぼしている判断、及び翌連結会計年度において、資産及び負債に重要性のある修正を生じる重要なリスクがある見積りのみである。このような観点から、どのような判断及び見積りが最も重要であるかを慎重に評価し、財務諸表の利用者がそのような判断及び不確実性による影響を理解できるような開示を行うことが重要である。重要性のある修正を生じる重要なリスクがない不確実性の開示は、財務諸表を煩雑にする可能性があり、主要な不確実性を特定する上で利用者の有用性を低下させることになる。

## 連結財務諸表の注記

### 4. セグメント情報

当グループは、経営管理目的で、製品及びサービスに基づく複数の事業単位から構成されており、以下の3つの報告セグメントを有しています。

IAS 1.138(b)  
IFRS 8.22(a)  
IFRS 8.22(b)

- ▶ 防火設備部門は、消火器、防火設備、耐火素材の製造及び設置を行っています。
- ▶ エレクトロニクス部門は、防衛用電子機器、航空機、電気保安及び一般家庭用電化製品を供給しており、エレクトロニクス、安全対策、温度調節及び電子システムの領域で製品及びサービスを提供しています。
- ▶ 投資不動産部門は、当グループが所有している事務所及び工場の賃貸を行っています。

上記の報告セグメントの決定に際して、集約された事業セグメントはありません。

#### 注釈

IFRS 第8号22(a)項は、事業セグメントを集約するかどうかを判断する際の要因のような組織化の基礎を含む、報告セグメントを識別するために用いた要素を開示することを求めている。事業セグメントは、その経済的特徴が類似する場合には、長期的に同様の財務業績を示すことが多い。たとえば、2つの事業セグメントの経済的特徴が類似する場合、長期平均売上総利益率は同じようになると見込まれる。セグメントの経済的特徴が類似しており、かつ、以下についても各セグメントが類似する場合、複数の事業セグメントを1つの事業セグメントに集約することができる。

- (a) 製品及びサービスの性質
- (b) 生産プロセスの性質
- (c) 顧客の類型又は種類
- (d) 製品の流通方法又はサービス提供方法
- (e) 該当する場合には、規制環境の性質(たとえば銀行、保険又は公益事業)

この判定には、企業の状況に関する判断が必要になる。当グループには集約された事業セグメントは存在しないが、仮に存在する場合には、集約の基礎に関する開示を行う必要がある。

経営管理委員会は、当グループの最高経営意思決定者に該当し、資源の配分及び業績評価に関する意思決定を行うために、事業単位の財務業績を個別にモニタリングしています。セグメントの業績は税引前損益に基づき評価され、その測定方法は連結財務諸表における税引前損益の測定方法と同一です。ただし、ジョイント・ベンチャーであるタ立株式会社の業績は比例連結法を用いて評価しています。資金調達(金融費用及び金融収益を含む)及び法人所得税はグループ全体で管理されていることから、事業セグメントには配分していません。

IFRS 8.27(b)

事業セグメント間の振替価格は、第三者との取引に準じた独立当事者間取引条件に基づいています。

IFRS 8.27(a)

#### 2017年12月31日に 終了する年度

	防火設備	エレクトロニクス	投資不動産	セグメント合計	調整及び消去	連結	
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	
<b>収益</b>							
外部収益	139,842	69,263	1,404	210,509	(30,047)	180,462	IFRS 8.23(a)
セグメント間収益	-	7,465	-	7,465	(7,465)	-	IFRS 8.23(b)
<b>収益合計</b>	<b>139,842</b>	<b>76,728</b>	<b>1,404</b>	<b>217,974</b>	<b>(37,512)</b>	<b>180,462</b>	
<b>その他の損益</b>							
費用として認識した棚卸資産の原価	(99,533)	(65,193)	-	(164,726)	33,619	(131,107)	IFRS 8.23(f)
従業員給付費用	(27,149)	(5,323)	(777)	(33,249)	(500)	(33,749)	IFRS 8.23(f)
減価償却費及び償却費	(3,533)	(389)	-	(3,922)	-	(3,922)	IFRS 8.23(e)
のれんの減損損失(注記19)	-	(200)	-	(200)	-	(200)	IFRS 8.23(i)
関連会社及びジョイント・ベンチャーの利益に対する持分相当額(注記9, 10)	83	-	-	83	588	671	IFRS 8.23(g)
<b>報告セグメントの税引前利益</b>	<b>9,687</b>	<b>2,968</b>	<b>321</b>	<b>12,976</b>	<b>(1,868)</b>	<b>11,108</b>	IFRS 8.23
<b>報告セグメント資産</b>	<b>56,574</b>	<b>44,814</b>	<b>18,467</b>	<b>119,855</b>	<b>18,926</b>	<b>138,781</b>	IFRS 8.23
<b>報告セグメント負債</b>	<b>19,035</b>	<b>7,252</b>	<b>4,704</b>	<b>30,991</b>	<b>45,060</b>	<b>76,051</b>	IFRS 8.23
<b>その他の開示項目</b>							
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資(注記9, 10)	3,187	-	-	3,187	-	3,187	IFRS 8.24(a)
資本的支出	18,849	2,842	1,216	22,907	-	22,907	IFRS 8.24(b)

連結手続において消去されたセグメント間収益は、「調整及び消去」の欄に含まれています。他のすべての調整及び消去項目は、以下に示す調整表に含まれています。

# 連結財務諸表の注記

## 4. セグメント情報（続き）

2016年12月31日に  
終了する年度

	防火設備	エレクトロニクス	投資不動産	セグメント合計	調整及び消去	連結	
	修正再表示後*					修正再表示後*	
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	
<b>収益</b>							
外部収益	121,905	66,621	1,377	189,903	(29,438)	160,465	
セグメント間収益	–	7,319	–	7,319	(7,319)	–	IFRS 8.23(a)
<b>収益合計</b>	<b>121,905</b>	<b>73,940</b>	<b>1,377</b>	<b>197,222</b>	<b>(36,757)</b>	<b>160,465</b>	IFRS 8.23(b)
<b>その他の損益</b>							
費用として認識した棚卸資産の原価	(95,642)	(58,616)	–	(154,258)	32,960	(121,298)	IFRS 8.23(f)
従業員給付費用	(19,199)	(8,400)	(702)	(28,301)	(850)	(29,151)	IFRS 8.23(f)
減価償却費及び償却費	(2,460)	(472)	–	(2,932)	(324)	(3,256)	IFRS 8.23(e)
有形固定資産の減損損失(注記16)	(301)	–	–	(301)	–	(301)	IFRS 8.23(i) IAS 36.129
関連会社及びジョイント・ベンチャーの利益に対する持分相当額(注記9, 10)	81	–	–	81	557	638	IFRS 8.23(g)
<b>報告セグメントの税引前利益</b>	<b>4,387</b>	<b>5,396</b>	<b>314</b>	<b>10,097</b>	<b>(1,217)</b>	<b>8,880</b>	IFRS 8.23
<b>報告セグメント資産</b>	<b>50,747</b>	<b>40,409</b>	<b>9,887</b>	<b>101,043</b>	<b>2,211</b>	<b>103,254</b>	IFRS 8.23
<b>報告セグメント負債</b>	<b>20,325</b>	<b>4,066</b>	<b>1,688</b>	<b>26,079</b>	<b>29,384</b>	<b>55,463</b>	IFRS 8.23

\*当年度において2016年度の財務諸表を修正再表示しており、注記2.5にその内容を記載しています。

### その他の開示項目

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資(注記9, 10)	2,516	–	–	2,516	–	2,516	IFRS 8.24(a)
資本的支出	5,260	4,363	1,192	10,815	–	10,815	IFRS 8.24(b)

## 注釈

優良工業株式会社における経営管理委員会のように、グループの最高経営意思決定者(以下、CODM)が、連結損益計算書に含まれる減価償却費及び償却費、減損損失及び関連会社の利益の持分相当額以外の項目を定期的にレビューしている場合には、追加の開示が求められる。

IFRS第8号23項(a)から(e)に基づき開示される金額に加えて、IFRS第8号23項(f)は、IAS第1号(2007年改訂)97項に従って開示される重要性のある収益及び費用の項目を開示することを求めている。IAS第1号97項は、収益又は費用の項目に重要性がある場合には、その内容及び金額を個別に開示しなければならないとしている。当グループは、IFRS第8号23項(f)の規定を満たすため、CODMがレビューしているセグメント純損益の測定値に含まれている収益及び費用の項目(「費用として認識した棚卸資産の原価」及び「従業員給付費用」)を報告セグメントごとに開示している。

### 調整及び消去

金融収益及び金融費用、並びに金融資産の公正価値の変動による評価損益は、原資産がグループ全体で管理されているため、個々のセグメントには配分していません。

IFRS 8.28

また、当期税金、繰延税金並びに特定の金融資産及び負債も、グループ全体で管理されているため、個々のセグメントには配分していません。

資本的支出は、有形固定資産、無形資産及び投資不動産の増加から構成されており、子会社の買収により取得した資産も含めています。

セグメント間収益は連結時に消去しています。



## 連結財務諸表の注記

### 4. セグメント情報（続き）

#### 税引前利益の調整

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
報告セグメントの税引前利益	12,976	10,097	IFRS 8.28(b)
金融収益(注記 12.4)	336	211	
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品から生じた利得(注記 12.1)	850	-	
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品から生じた損失(注記 12.2)	(1,502)	-	
金融費用(注記 12.3)	(1,264)	(1,123)	
売却可能金融資産からの正味実現利得(消去)	(2)	-	
売却可能金融資産の減損損失(注記 20.1)	(111)	-	
セグメント間売上(消去)	(175)	(305)	
<b>継続事業からの税引前利益</b>	<b>11,108</b>	<b>8,880</b>	

#### 資産の調整

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
報告セグメント資産	119,855	101,043	IFRS 8.28(c)
繰延税金資産(注記 14)	383	365	
関連会社への貸付金(注記 20.1)	200	-	
取締役への貸付金(注記 20.1)	13	8	
手形貸付金(注記 20.1)	3,674	1,685	
デリバティブ	1,102	153	
売却目的で保有する資産(注記 13)	13,554	-	
<b>資産合計</b>	<b>138,781</b>	<b>103,254</b>	

#### 負債の調整

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
報告セグメント負債	30,991	26,079	IFRS 8.28(d)
繰延税金負債(注記 14)	2,931	1,089	
未払法人所得税	3,511	3,563	
利付ローン及び借入金	22,806	24,478	
デリバティブ	2,687	254	
売却目的で保有する資産に直接関連する負債(注記 13)	13,125	-	
<b>負債合計</b>	<b>76,051</b>	<b>55,463</b>	

#### 地域別情報

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
外部収益			IFRS 8.33(a)
日本国	128,238	112,584	
米国	52,224	47,881	
<b>合計</b>	<b>180,462</b>	<b>160,465</b>	

上記の収益情報は、顧客の所在地に基づいています。

防火設備部門における特定顧客(1件)への販売から生じた収益は、25,521千CU(2016年:21,263千CU)です。

IFRS 8.34

IFRS 8.33(b)

	2017年	2016年
	千CU	千CU
非流動資産		
日本国	38,591	27,522
米国	9,300	7,251
<b>合計</b>	<b>47,891</b>	<b>34,773</b>

上記の非流動資産は、有形固定資産、投資不動産及び無形資産から構成されています。

## 連結財務諸表の注記

### 4. セグメント情報（続き）

#### 注釈

利息収益及び利息費用はグループ全体で管理され、CODMIに対して事業セグメントレベルで報告されていない。このため、これらの項目はセグメントごとに開示していない。事業セグメントに関する資産及び負債の開示が必要となるのは、当該指標がCODMIに対して報告されている場合のみである。当グループは事業セグメントに関する資産及び負債に関する情報をCODMIに報告している。報告セグメントに含まれないその他の事業活動（たとえば財務）は個々の事業セグメントを構成することはないが、「その他のすべてのセグメント」の区分で表示される場合がある（IFRS第8号16項）。または、このような事業の業績は「調整及び消去」に織り込まれることもある。

当グループにおける内部報告はIFRSに準拠して行われている。セグメントに関する開示は、内部報告がIFRS以外の基準（例：各国の会計基準又は税務基準）に基づいて作成されている場合には、相当程度詳細になり、かつ分量も多くなる可能性がある。その場合には、内部報告用の項目と外部報告に使用された項目間の調整表を表示する必要がある。

当グループは、2017年に、ある事業セグメントを非継続事業に分類している。IFRS第8号は、セグメントに関する開示を非継続事業にも適用するかどうかについてのガイダンスを定めていない。処分されたセグメントは重要であるものの、当グループは当該セグメントの業績をIFRS第8号に基づくセグメント情報において開示していない。IFRS第5号5B項では、IFRS第5号以外のIFRSの規定は、非継続事業に適用される具体的な開示を定めている場合を除き、非継続事業に適用されることはないと定められている。IFRS第8号では非継続事業について言及していないため、非継続事業を報告セグメントとして開示する必要はない。これは、たとえCODMが処分されるまで非継続事業の監視を継続している場合であっても当てはまる。しかし、企業が任意で非継続事業に関する情報を開示することは禁止されていない。

当グループのCODMは、セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、またその業績を評価するために、ジョイント・ベンチャーに関連するセグメント情報を収益、純損益、資産及び負債に対する自らの持分割合に基づき定期的に検討している。しかし、IFRS第11号に従い、ジョイント・ベンチャーに対する当グループの持分は、連結財務諸表上、持分法を用いて会計処理されている。比例連結と持分法との差異から生じる消去は、「調整及び消去」の欄に含まれている。

## 連結財務諸表の注記

### 5. 資本管理

当グループの資本管理上、資本とは、発行済資本金、転換条項付優先株式、株式払込剰余金、及び親会社株主に帰属するすべてのその他の資本剰余金を含みます。当グループの資本管理の主たる目的は、株主価値を最大化することです。

IAS 1.134  
IAS 1.135

当グループは、経済情勢の変化や財務制限条項の規定に照らして、資本構成を管理しています。資本構成を維持又は調整するために、当グループは株主に支払う配当金の調整、株主への資本の返還、又は新株発行を行うことがあります。当グループはギアリング・レシオ（純負債を資本合計と純負債の合計で除したもの）に基づき資本を管理しています。当グループの方針は、ギアリング・レシオを20%から40%の間に維持することです。当グループは、純負債を、非継続事業に関するものを除く、利付借入金、営業債務及びその他の債務から現金及び短期性預金を控除して算定しています。

	2017年	2016年
	千CU	千CU
利付借入金（転換条項付優先株式を除く）（注記20.2）	20,028	21,834
営業債務及びその他の債務（注記31）	19,444	20,730
控除：現金及び短期性預金（注記23）	(17,112)	(14,916)
<b>純負債</b>	<b>22,360</b>	<b>27,648</b>
転換条項付優先株式（注記20.2）	2,778	2,644
資本	60,320	47,051
資本合計	63,098	49,695
<b>資本及び純負債</b>	<b>85,458</b>	<b>77,343</b>
ギアリング・レシオ	26%	36%

当グループは、資本管理の全般的な目的を達成するために、資本を管理する上で、特に利付借入金に付されている資本構成に関する財務制限条項の遵守に留意しています。当該財務制限条項に違反があった場合、銀行は融資を即時に引き上げることが認められています。なお、当期において利付借入金に係る財務制限条項に違反はありません。

2016年及び2017年12月31日に終了する各年度において、当グループの資本管理に関する目的、方針及び手続に変更はありません。

### 注釈

IAS第1号134項及びIAS第1号135項は、資本管理に関する企業の目的、方針及び手続に関する定性的情報及び定量的情報の開示を求めている。当グループは、資本を監視するための指標としてギアリング・レシオを用いているため、これを開示している。また、当グループは、資本と純負債の両方が適切な資金調達に必要であり、資本管理の対象であると考えている。しかし、企業によっては、他の指標や異なる種類のギアリング・レシオの方がより適切な場合もある。

IFRS第7号18項及び19項により、期末時点及び期中における債務不履行や契約違反について開示することが求められる。債務不履行や契約違反がない場合の開示に関する明確な規定は存在しないが、当グループは、財務諸表の利用者にとってそのような情報が有用であると考えたことから、財務制限条項により課せられる資本の制限について開示している。

## 連結財務諸表の注記

### 6. グループ情報

#### 子会社に関する情報

当グループの連結財務諸表には、以下の子会社の財務諸表が含まれています。

名称	主な事業活動	設立国	持分(%)		
			2017年	2016年	
消火器株式会社	防火設備	日本国	80	-	IAS 24.13 IFRS12.10(a) IFRS12.12(a) IFRS12.12(b)
火花株式会社	防火設備	日本国	95	95	
消防機器研究所株式会社	防火設備	日本国	100*	-	
Wireworks Inc.	防火設備	米国	98	98	
Sprinklers Inc.	防火設備	米国	100	100	
電球株式会社	エレクトロニクス	日本国	87.4	80	
吸管株式会社	ゴム設備	日本国	100	100	IFRS 12.9
電子部品株式会社	エレクトロニクス	日本国	48**	48	IFRS 12.9

\*優良工業株式会社が保有する消防機器研究所株式会社に対する持分は20%ですが、その100%を連結しています。消防機器研究所株式会社に対する持分の詳細については注記3に記載しています。

\*\*優良工業株式会社は、事実上の支配に基づいて連結を行っています。詳細は注記3に記載しています。

#### 持株会社

当グループの最上位の親会社は、S. J. Limitedです。同社は日本国に拠点を置き、株式を上場しています。

IAS 1.138(c)  
IAS 24.13

#### 当グループに対して重要な影響力を有する企業

International Fires P.L.C.は、優良工業株式会社の普通株式の31.48%(2016年:31.48%)を所有しています。

#### 関連会社

当グループは電力消火機器株式会社の持分の25%(2016年:25%)を所有しています。

#### 当グループが共同支配投資企業である共同契約

当グループは、夕立株式会社の持分の50%(2016年:50%)を所有しています。詳細は注記9に記載しています。

### 注釈

IFRS第12号10(a)項は、企業集団の構成に関する情報の開示を求めている。上記の表は、当グループの子会社に関する情報を示しているが、この開示はすべての子会社を対象としているわけではなく、重要な子会社についてのみ求められている点に留意されたい。上記の表は、IFRS第12号の規定を満たす1つの例を示したにすぎない。現地の法律や上場基準によっては、重要性に関係なく、すべての子会社の一覧を開示することが求められる場合がある。

## 連結財務諸表の注記

### 7. 企業結合及び非支配持分の取得

#### 2017年における取得

IFRS 3.59-60

##### 消火器株式会社取得

IFRS 3.B64(a)  
IFRS 3.B64(b)  
IFRS 3.B64(c)  
IFRS 3.B64(d)

2017年5月1日、当グループは消火器株式会社の議決権付株式の80%を取得しました。同社は耐火素材の製造に特化した非上場企業であり、日本国に本社を置いています。当グループは、防火設備部門における顧客向け製品の品揃えを大幅に拡充するため、同社を買収しました。

当グループは、被取得企業の非支配持分について公正価値で測定する方法を選択しました。

IFRS 3.B64(o)(i)

#### 取得資産及び引受負債

取得日現在の消火器株式会社の識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値は、以下のとおりです。

	取得日に認識 された公正価値	
	千CU	
<b>資産</b>		
有形固定資産(注記16)	7,042	
現金及び現金同等物	230	IAS 7.40(c)
営業債権	1,716	
棚卸資産	3,578	
特許権及びライセンス(注記18)	1,200	
	<b>13,766</b>	
<b>負債</b>		
営業債務	(2,542)	
偶発負債(注記26)	(380)	
不利なオペレーティング・リース契約に関する引当金(注記26)	(400)	
リストラクチャリング引当金(注記26)	(500)	
廃棄引当金(注記26)	(1,200)	
繰延税金負債(注記14)	(1,511)	
	<b>(6,533)</b>	
<b>公正価値で測定された識別可能純資産合計</b>	<b>7,233</b>	
公正価値で測定した非支配持分	(1,547)	IFRS 3.B64(o)(i)
取得から生じたのれん(注記18)	2,231	
<b>移転された対価</b>	<b>7,917</b>	IAS 7.40(a)

営業債権の公正価値は1,716千CU、額面総額は1,754千CUです。営業債権の中に減損しているものはなく、契約金額は全額回収可能であると見込まれます。

当グループによる取得に先立ち、消火器株式会社は複数の製品ラインを廃棄する意思決定を行いました(詳細は注記26を参照)。その結果、認識されたリストラクチャリング引当金は、企業結合直前の消火器株式会社の現在の債務であり、リストラクチャリング計画の実行は、当グループによる取得が条件となっているものではありません。

繰延税金負債は、主に有形固定資産及び無形資産の税務上の加速償却に係る税効果によるものです。

また、2,231千CUののれんは、個別には認識要件を満たさない、取得から生じることが期待されるシナジー効果と顧客名簿の価値から構成されており、すべて防火設備セグメントに配分されています。取得に際して課された契約条件により、顧客名簿は分離可能ではないため、IAS第38号に基づく無形資産としての認識要件を満たしていません。認識されたのれんは税法上、損金算入できないと見込まれます。

IFRS 3.B64(e)

IFRS 3.B64(k)

## 連結財務諸表の注記

### 7. 企業結合及び非支配持分の取得（続き）

偶発負債は取得日に評価し、公正価値である380千CUで認識しました。その内容は、決められた技術仕様を満たしていなかったために、当グループが検収及び支払を拒否している商品に関する供給業者からの支払請求です。当該請求が認められるか否かは調停の結果次第であり、2018年後半までは決着しないことが見込まれます。報告日において、期待値を基に当該偶発負債を再評価した結果、帳簿価額は400千CUであると判断しました（注記26参照）。取得日の公正価値からの変動額は純損益で認識しています。

IFRS 3.B64(j)  
IFRS 3.56(a)  
IAS 37.85

消火器株式会社の非支配持分の公正価値の見積りには、収益還元法を使用しています。当該公正価値測定は、市場で観察されない重要なインプットを基礎として行っています。公正価値測定の見積りに使用した重要なインプットは、以下のとおりです。

IFRS 3.B64 (o) (ii)

- ▶ 使用した割引率: 14%
- ▶ ターミナル・バリュー(最終価値): 将来の収益を決定する際に使用された長期持続可能な業界成長率(2%–4%)を用いて算定
- ▶ 再投資率: 利益の60%

当グループの連結損益計算書には、取得日以降に消火器株式会社から生じた収益17,857千CU及び継続事業からの税引前純利益750千CUが含まれています。この企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当グループの継続事業からの収益は222,582千CU、継続事業からの税引前純利益は12,285千CUとなります。

IFRS 3.B64 (q) (i)  
IFRS 3.B64 (q) (ii)

#### 移転された対価

発行された株式の公正価値

千CU

7,203

IFRS 3.B64 (f) (iv)

条件付対価に係る負債

714

IFRS 3.B64 (f) (iii)

移転された対価合計

7,917

IAS 7.40(a)

#### 取得に伴うキャッシュ・フローの内訳

取得に関する取引費用(営業活動によるキャッシュ・フローに含まれる)

(600)

取得した子会社における正味現金(投資活動によるキャッシュ・フローに含まれる)

230

IAS 7.40(c)

株式発行に伴う取引費用(財務活動によるキャッシュ・フローに含まれる(税引後))

(32)

取得に伴い発生した正味キャッシュ・フロー

(402)

当社は、消火器株式会社における80%の持分の対価として2,500,000株の普通株式を発行しました。1株当たりの公正価値は取得日における当社株式の市場相場価格を参照し、2.88CUと算定されたことから、発行対価の公正価値は7,203千CUとなります。

IFRS 3.B64 (f) (iv)

取引費用である600千CUは費用処理され、管理費に計上されています。また、株式の発行に直接起因する費用である32千CUは、株式払込剰余金から控除して資本に直接計上しています。

IFRS 3.B64(m)

#### 条件付対価

取得契約の一部として、消火器株式会社の前所有者との間で条件付対価に関する合意がなされています。以下のいずれかの条件を満たした場合、当グループは前所有者に対して追加的な支払いを行います。

IFRS 3.B64 (g) (ii)  
IFRS 13.93(h) (ii)

a) 取得日後12カ月間の同社の税引前利益が1,500千CU未満となった場合、675千CUを支払う。

IFRS 3.B64 (g) (iii)  
IFRS 3.B64 (g) (i)

b) 取得日後12カ月間の同社の税引前利益が1,500千CU以上となった場合、1,125千CUを支払う。

取得日現在における条件付対価の公正価値は、714千CUと見積もられています。

IFRS 3.58 (b) (i)

IFRS 13.93(d)

## 連結財務諸表の注記

### 7. 企業結合及び非支配持分の取得（続き）

2017年12月31日時点の消火器株式会社の主要業績指標は、事業の大幅な拡大及びシナジー効果によって、目標が達成される可能性が非常に高いことを明確に示しています。2017年12月31日現在で算定された条件付対価の公正価値には、このような状況の変化等が反映されており、再測定による差額は純損益に認識されています。

公正価値はDCF法により算定しています。公正価値測定に用いた重要な観察可能でないインプット、及び2017年12月31日現在の定量的感応度分析については、注記20.4に記載しています。条件付対価に関する負債の公正価値測定の増減明細は、以下のとおりです。

	千CU	
<b>2017年1月1日</b>	—	IFRS 13.93(e)
企業結合から生じた負債	714	
純損益に認識された未実現の公正価値変動	358	IFRS 13.93(f)
<b>2017年12月31日</b>	<b>1,072</b>	

条件付対価に関する負債の公正価値は、消火器株式会社の業績が予算を大幅に上回ったことにより増加しています。条件付対価に関する負債は、2018年9月30日に最終測定が行われ、前株主に対価が支払われることになっています。

#### 注釈

条件付対価の分類には、個々の事実と状況に基づく検討が必要である。条件付対価は IAS 第 32 号及び IAS 第 39 号に従って資本又は金融負債として、あるいは IAS 第 37 号に従って引当金として、もしくは他の IFRS に従って分類される。いずれに分類されるかにより、当初認識及び事後測定が異なることになる。当グループは条件付対価の内容を検討した結果、当グループには売手に対して現金を支払う契約上の義務が発生していることから、当該条件付対価を金融負債であると決定した (IAS 第 32 号 11 項参照)。その結果、当グループは報告日において当該負債を公正価値で再測定し、公正価値の変動を IAS 第 39 号に従い純損益に認識することが求められている (IFRS 第 3 号 58(b)(i) 項参照)。

企業結合の一環として、従業員又は被取得企業の株主に対して条件付きで支払いを行うことは、被取得企業の主要な人材を引き留めるための方法として一般的に用いられる。しかし、すべての支払が条件付対価とみなされる訳ではなく、別々の取引として会計処理されることもあるため、そのような条件付きの支払内容を個々の状況に応じて判断する必要がある。例えば、雇用が打ち切られた時にその権利が失効する条件付きの支払は報酬とみなされるのに対して、従業員が将来提供するサービスとは無関係の条件付きの支払は条件付対価と考えられる。IFRS 第 3 号 51 項、52(b) 項に関連して、IFRS 第 3 号第 54 項から第 55 項において詳細なガイダンスが定められている。

#### 電球株式会社における持分の追加取得

2017年10月1日、当グループは電球株式会社の議決権付株式の7.4%を追加取得し、この結果、当グループの同社に対する所有持分は87.4%に増加しました。追加取得の対価として、325千CUの現金が非支配株主に支払われました。追加取得時における電球株式会社の純資産の帳簿価額(当初取得時ののれんを除く)は1,824千CUであり、追加取得した持分に対応する帳簿価額は135千CUです。追加取得持分の対価との差額である190千CUは、資本(利益剰余金)として認識されています。電球株式会社に対する持分の追加取得に関する内訳は、以下のとおりです。

IFRS10.B96  
IFRS12.18  
IFRS12.10(b)(iii)

	千CU
非支配株主に支払われた現金対価	325
追加取得した電球株式会社に対する持分の帳簿価額	(135)
<b>利益剰余金に認識された差額</b>	<b>190</b>

## 連結財務諸表の注記

### 7. 企業結合及び非支配持分の取得（続き）

#### 2016年における取得

2016年12月1日、当グループは電球株式会社の議決権付株式の80%を取得しました。同社は電球の製造販売に特化した企業であり、日本国に本社を置いています。当グループは、エレクトロクス部門の製品ラインアップ拡大のため、同社を取得しました。

IFRS 3.59  
IFRS 3.B64(a)  
IFRS 3.B64(b)  
IFRS 3.B64(c)  
IFRS 3.B64(d)  
IFRS 3.B64(o)(i)

当グループは、被取得企業の非支配持分について、被取得企業の識別可能純資産に対する比例持分で測定する方法を選択しました。

取得日現在の電球株式会社の識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値は、以下のとおりです。

	取得日に認識された 公正価値	
	千CU	
土地及び建物(注記16)	1,280	
現金及び現金同等物	50	IAS 7.40(c)
営業債権	853	
棚卸資産	765	
<b>資産合計</b>	<b>2,948</b>	
営業債務	(807)	
繰延税金負債(注記14)	(380)	
製品保証引当金	(50)	
<b>負債合計</b>	<b>(1,237)</b>	
公正価値で測定された識別可能純資産合計	1,711	
非支配持分(純資産の公正価値の20%)	(342)	
取得から生じたのれん(注記18)	131	
<b>移転された対価</b>	<b>1,500</b>	IAS 7.40(a)
	<b>取得に伴うキャッシュ・フロー</b>	
	千CU	
取得した子会社における正味現金	50	IAS 7.40(b) IAS 7.40(c)
現金支払額	(1,500)	IFRS 3.B64(f)(i)
<b>取得に伴い発生した正味キャッシュ・フロー</b>	<b>(1,450)</b>	

2016年12月31日時点の財務諸表で認識した純資産は、暫定的な公正価値評価を基に算定していました。当グループは電球株式会社が保有する土地及び建物に関して、独立の専門家による評価を求めていましたが、専門家による評価が、2016年度の連結財務諸表の公表が取締役会によって承認された日までに完了しませんでした。

IFRS 3.45  
IFRS 3.B67(a)(i)  
IFRS 3.B67(a)(ii)

土地及び建物の評価は2017年4月に完了しました。取得日現在の公正価値は暫定評価額と比較して200千CU増加し、1,280千CUと評価されました。2016年度に関する比較情報は、この調整を反映して修正再表示されています。その結果、繰延税金負債が60千CU、非支配持分が28千CU増加しています。また、これに伴いのれんが112千CU減少した結果、取得により生じたのれんの合計は131千CUとなりました。なお、取得日から2016年12月31日までの期間における建物の減価償却費の増加額に重要性はありません。

IFRS 3.49  
IFRS 3.B67(a)(iii)

取得日から電球株式会社によりもたらされた当グループの継続事業の収益及び税引後利益の額は、それぞれ476千CU及び20千CUでした。この企業結合が2016年度の期首に実施されたと仮定した場合、当グループの継続事業からの収益は198,078千CU、継続事業からの税引後利益は7,850千CUとなります。

IFRS 3.B64(q)

IFRS 3.B64(e)

131千CUののれんには、当該取得により生じることが期待されるシナジー効果の公正価値が含まれています。

#### 注釈

2016年の企業結合の際、当グループは被取得企業の識別可能純資産の比例持分に基づき非支配持分を評価することを選択した。これに対し、2017年の企業結合において、当グループは非支配持分を公正価値で評価することを選択している。この選択は、それぞれの企業結合において個別に行うことが可能であり、当グループによって実行される全ての企業結合に対する会計方針としての選択ではない(IFRS第3号19項)。



## 連結財務諸表の注記

### 8. 重要な非支配持分のある子会社

重要性のある非支配持分がある子会社の財務情報は、以下のとおりです。

IFRS12.10(ii)  
IFRS12.12

#### 非支配持分が保有している所有持分の割合

名称	設立国及び事業場所	2017年	2016年
電子部品株式会社	日本国	52%	52%
消火器株式会社	日本国	20%	—
電球株式会社	日本国	12.6%	20%

	2017年	2016年
	千CU	千CU

IFRS 12.12(f)  
IFRS12.B10

#### 重要な非支配持分の累積額:

電子部品株式会社	490	277
消火器株式会社	1,696	—
電球株式会社	263	344

#### 重要な非支配持分に配分された利益:

電子部品株式会社	243	192
消火器株式会社	149	—
電球株式会社	54	2

これらの子会社の要約財務情報は、以下のとおりです。なお、本情報はグループ内取引を消去する前の金額に基づいています。

IFRS 12.B11  
IFRS 12.12(g)  
IFRS 12.B10

#### 要約損益計算書(2017年12月31日終了年度)

	電子部品 株式会社	消火器株式会社	電球株式会社
	千CU	千CU	千CU
収益	2,546	17,857	5,748
売上原価	(1,450)	(15,678)	(4,090)
管理費	(354)	(1,364)	(1,020)
金融費用	(250)	(65)	(132)
<b>税引前利益</b>	<b>492</b>	<b>750</b>	<b>506</b>
法人所得税	(25)	(6)	(80)
<b>継続事業からの当期純利益</b>	<b>467</b>	<b>744</b>	<b>426</b>
<b>当期包括利益合計</b>	<b>467</b>	<b>744</b>	<b>426</b>
非支配持分に帰属する当期包括利益合計	243	149	54
非支配持分への配当金の支払額	30	—	—

#### 要約損益計算書(2016年12月31日終了年度)

	電子部品 株式会社	電球株式会社
	千CU	千CU
収益	2,100	476
売上原価	(1,250)	(360)
管理費	(150)	(85)
金融費用	(350)	(11)
<b>税引前利益</b>	<b>350</b>	<b>20</b>
法人所得税	20	(8)
<b>継続事業からの当期純利益</b>	<b>370</b>	<b>12</b>
<b>当期包括利益合計</b>	<b>370</b>	<b>12</b>
非支配持分に帰属する当期包括利益合計	192	2
非支配持分への配当金の支払額	49	—

## 連結財務諸表の注記

### 8. 重要な非支配持分のある子会社（続き）

要約財政状態計算書(2017年12月31日現在)	電子部品 株式会社	消火器株式会社	電球株式会社
	千CU	千CU	千CU
棚卸資産ならびに現金及び預金(流動)	971	7,043	2,348
有形固定資産及びその他の非流動金融資産(非流動)	1,408	10,273	1,409
営業債務及びその他の債務(流動)	(417)	(5,822)	(1,182)
利付借入金及び繰延税金負債(非流動)	(1,019)	(3,016)	(485)
<b>資本合計</b>	<b>943</b>	<b>8,478</b>	<b>2,090</b>
帰属:			
親会社株主	453	6,782	1,827
非支配持分	490	1,696	263

要約財政状態計算書(2016年12月31日現在)	電子部品 株式会社	電球株式会社
	千CU	千CU
棚卸資産ならびに現金及び預金(流動)	698	1,668
有形固定資産及びその他の非流動資産(非流動)	1,280	1,359
営業債務及びその他の債務(流動)	(350)	(822)
利付借入金及び繰延税金負債(非流動)	(1,095)	(485)
<b>資本合計</b>	<b>533</b>	<b>1,720</b>
帰属:		
親会社株主	256	1,376
非支配持分	277	344

要約キャッシュ・フロー情報(2017年12月31日終了年度)	電子部品 株式会社	消火器株式会社	電球株式会社
	千CU	千CU	千CU
営業活動によるキャッシュ・フロー	507	809	558
投資活動によるキャッシュ・フロー	(15)	(280)	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	(250)	(65)	(132)
<b>現金及び現金同等物の正味増加額又は正味減少額</b>	<b>242</b>	<b>464</b>	<b>432</b>

要約キャッシュ・フロー情報(2016年12月31日終了年度)	電子部品 株式会社	電球株式会社
	千CU	千CU
営業活動によるキャッシュ・フロー	460	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	(10)	(20)
財務活動によるキャッシュ・フロー	(350)	(11)
<b>現金及び現金同等物の正味増加額又は正味減少額</b>	<b>100</b>	<b>(8)</b>

## 連結財務諸表の注記

### 8. 重要な非支配持分のある子会社（続き）

#### 注釈

IFRS 第 12 号 12 項は、報告企業(すなわちグループ)にとって重要性のある非支配持分に関してのみ、上記の情報を求めている。非支配持分が子会社の立場からは重要であっても、グループレベルで見れば当該持分が重要ではない場合には、開示は求められない。同様に、これらの開示は、集約すると重要性があるが、個別には重要性のない非支配持分には適用されない。なお、上記の情報は、重要性のある非支配持分を有する子会社それぞれについて別個に開示する必要があることに留意する必要がある。当グループは、重要性のある非支配持分を有する子会社は、消火器株式会社、電球株式会社、電子部品株式会社の 3 社のみであると結論付けている。

子会社に対する所有持分に変動があった場合、IFRS 第 12 号 18 項は、支配の喪失には至らない子会社に対する所有持分の変動が、親会社の所有者に帰属する持分に与える影響を示す表を示すことを求めている。グループ又はその子会社の資産へのアクセス又はその利用及び負債の決済を行う能力に重大な制限が課されている場合、IFRS 第 12 号 13 項は、重要な制限の内容と範囲を開示することを求めている。当グループはそうしたいかなる制限も課されていない。

IFRS 第 12 号 10 (b) (iv) 項では、当期中の子会社に対する支配の喪失による影響を財務諸表の利用者が評価できるような情報の開示が求められている。当グループは当期中に子会社に対する支配を喪失していない。

## 連結財務諸表の注記

### 9. ジョイント・ベンチャーに対する持分

当グループは、ジョイント・ベンチャーであるタ立株式会社持分の50%を保有しています。同社は日本国において、当グループの防火設備関連の主要な製品の製造を行っています。当グループのタ立株式会社に対する持分は、連結財務諸表において持分法で会計処理されています。タ立株式会社のIFRS財務諸表に基づく要約財務情報と、連結財務諸表上の投資の帳簿価額との調整表は、以下のとおりです。

IFRS 12.20  
IFRS 12.21  
IFRS 12.B14

#### 要約財政状態計算書

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
流動資産(現金及び現金同等物989千CU(2016年: 743千CU)及び前払費用1,030千CU(2016年:-CU)を含む)	3,226	2,808	IFRS 12.B12 IFRS 12.B13
非流動資産	2,864	2,964	
流動負債(未払税金89千CU(2016年: 143千CU)を含む)	(224)	(1,102)	
非流動負債(繰延税金負債278千CU(2016年: 325千CU)及び長期借入金500千CU(2016年: 500千CU)を含む)	(1,020)	(1,000)	
<b>資本</b>	<b>4,846</b>	<b>3,670</b>	
資本に対する当グループの持分-50%(2016年:50%)	2,423	1,835	
のれん	-	-	
<b>投資の帳簿価額</b>	<b>2,423</b>	<b>1,835</b>	IFRS 12.B14(b)

#### 要約損益計算書

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
収益	60,094	58,876	
売上原価	(54,488)	(53,420)	
管理費(償却費1,236千CU(2016年: 1,235千CU)を含む)	(2,638)	(2,586)	IFRS 12.B13
金融費用(支払利息204千CU(2016年: 150千CU)を含む)	(204)	(200)	IFRS 12.B13
<b>税引前利益</b>	<b>2,764</b>	<b>2,670</b>	
法人所得税	(1,588)	(1,556)	IFRS 12.B13
<b>継続事業からの当期利益</b>	<b>1,176</b>	<b>1,114</b>	
<b>継続事業からの当期包括利益合計</b>	<b>1,176</b>	<b>1,114</b>	IFRS 12.B12(b)
<b>当グループの当期利益に対する持分</b>	<b>588</b>	<b>557</b>	

2016年及び2017年12月31日時点において、タ立株式会社は、商品の購入以外のコミットメント及び偶発負債を有しておりません。なお、商品の購入に関するコミットメントは、620千CU(2016年:1,032千CU)であり、当グループのコミットメント残高は注記32に記載しています。また、タ立株式会社は、他の共同支配投資企業である2社から合意を得ない限り、利益を分配することはできません。

IFRS 12.22 (a)  
IFRS 12.23 (a)  
IFRS 12.B18-B19

### 注釈

IFRS第12号B14項は、上記の調整表において、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資に関して、のれんやその他の修正を区分して表示することを求めている。当グループには、のれんやその他の修正は存在しない。

IFRS第12号21(a)項は、すべての共同契約の取決めに関連するため、共同支配事業に関する情報を区分して開示することを求めている。当グループは、共同支配事業を保有していない。

当グループは、ジョイント・ベンチャーのIFRS財務諸表に基づき、その要約財務情報を表示している。IFRS第12号B15項は、企業がジョイント・ベンチャー又は関連会社に対する自己の持分を公正価値で測定しており、かつ、ジョイント・ベンチャー又は関連会社がIFRS財務諸表を作成しておらず、IFRSに基づき作成することが実務上不可能又は過大なコストがかかる場合に、要約財務情報をIFRS以外の基準に基づき表示することを認めている。「実務上不可能」及び「過大なコスト」のいずれについても、その判定には重要な判断を伴うことから、固有の事実及び状況を鑑みたくて慎重に検討する必要がある。こうした場合、企業は要約財務情報を作成した基礎を開示しなければならない。

IFRS第12号22(b)項は、持分法の適用に際して用いるジョイント・ベンチャー又は関連会社の財務諸表の日付又は期間が、企業の財務諸表と異なる場合に、追加の開示を求めている。当グループにおいて該当する事項はない。

IFRS第12号22(c)項は、ジョイント・ベンチャー又は関連会社の損失に対する未認識の持分についての開示を求めている。当グループにおいて該当する事項はない。

## 連結財務諸表の注記

### 10. 関連会社に対する投資

当グループは、日本国で発電所の防火設備の製造を行う電力消火機器株式会社の持分の25%を所有しています。電力消火機器株式会社はいかなる株式市場にも上場していない非公開会社です。電力消火機器株式会社に対する当グループの持分は、連結財務諸表において持分法を用いて会計処理されています。当グループの電力消火機器株式会社に対する投資に関する要約財務情報は、以下のとおりです。

IFRS 12.20  
IFRS 12.21(a)

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
流動資産	6,524	6,324	IFRS 12.B12
非流動資産	13,664	12,828	
流動負債	(4,488)	(3,904)	
非流動負債	(12,644)	(12,524)	
<b>資本</b>	<b>3,056</b>	<b>2,724</b>	
資本に対する当グループの持分－25%(2016年:25%) のれん	764 —	681 —	
<b>投資の帳簿価額</b>	<b>764</b>	<b>681</b>	
	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
収益	33,292	32,640	
売上原価	(27,299)	(26,765)	
管理費	(1,665)	(1,632)	
金融費用	(2,996)	(2,938)	
<b>税引前利益</b>	<b>1,332</b>	<b>1,305</b>	
法人所得税	(1,000)	(981)	
<b>継続事業からの当期利益</b>	<b>332</b>	<b>324</b>	
純損益に振り替えられる可能性のある税引後その他の包括利益	(120)	—	
純損益に振り替えられないことのない税引後その他の包括利益	120	—	
<b>継続事業からの当期包括利益合計</b>	<b>332</b>	<b>324</b>	IFRS 12.B12(b)
<b>当グループの当期利益に対する持分</b>	<b>83</b>	<b>81</b>	

電力消火機器株式会社が利益を分配する場合には当グループの同意が必要ですが、当グループは報告期間の末日現在において、利益分配の許可に同意する予定はありません。

IFRS12.22(a)

2016年及び2017年12月31日時点で、電力消火機器株式会社は偶発負債及び資本コミットメントを有していません。

IFRS 12.23

### 注釈

IFRS 第 12 号 21(c) 項及び IFRS 第 12 号 B16 項は、持分法を用いて会計処理している個々には重要性のない関連会社及びジョイント・ベンチャーについて、それぞれを合計した財務情報を開示することを求めている。当グループは重要性のない関連会社又はジョイント・ベンチャーを保有していない。

当グループは、関連会社のIFRS財務諸表に基づき、その要約財務情報を表示している。IFRS 12.B15は、要約財務情報をIFRS以外の基準に基づき表示することを認めている。

# 連結財務諸表の注記

## 11. 公正価値測定

### 2017年12月31日現在の資産に係る公正価値測定ヒエラルキー

IFRS 13.91(a)  
IFRS 13.93(a)  
IFRS 13.93(b)  
IFRS 13.97

評価日	合計 千CU	以下を用いた公正価値測定		
		活発な市場に おける相場価格 (レベル1)	重要な観察可能 なインプット (レベル2)	重要な観察可能 でないインプット (レベル3)
		千CU	千CU	千CU
<b>公正価値で測定される資産:</b>				
<b>投資不動産 (注記17):</b>				
オフィス用不動産	2017年12月31日	4,260	-	4,260
店舗用不動産	2017年12月31日	4,633	-	4,633
<b>デリバティブ金融資産 (注記20.4):</b>				
為替予約(米ドル)	2017年12月31日	492	-	492
為替予約(英ポンド)	2017年12月31日	400	-	400
組込為替デリバティブ (カナダドル)	2017年12月31日	210	-	210
<b>売却可能金融資産(注記20.4):</b>				
<b>上場株式</b>				
電力業	2017年12月31日	219	219	-
電気通信業	2017年12月31日	118	118	-
<b>非上場株式</b>				
電力業	2017年12月31日	675	-	675
エレクトロニクス産業	2017年12月31日	363	-	363
<b>上場債券</b>				
日本国債	2017年12月31日	368	368	-
社債(消費者製品産業)	2017年12月31日	92	92	-
社債(テクノロジー産業)	2017年12月31日	152	152	-
<b>再評価された有形固定資産(注記16):</b>				
日本国のオフィス用不動産	2017年1月31日	1,749	-	1,749
非継続事業(注記13)	2017年10月1日	2,751	-	2,751
<b>公正価値が開示される資産(注記 20.4):</b>				
<b>貸付金及び債権:</b>				
手形貸付金(日本国)	2017年12月31日	1,528	-	1,528
手形貸付金(米国)	2017年12月31日	2,000	-	2,000
関連会社への貸付金	2017年12月31日	200	-	200
取締役に対する貸付金	2017年12月31日	13	-	13

当期中にレベル1とレベル2の間での振替えは生じていません。

会計方針の変更により、有形固定資産の再評価をレベル3に区分しています。詳細は注記16に記載しています。

IFRS 13.9(c)

# 連結財務諸表の注記

## 11. 公正価値測定（続き）

2017年12月31日現在の負債に係る公正価値測定ヒエラルキー

	評価日	以下を用いた公正価値測定			
		合計	活発な市場に おける相場価格 (レベル1)	重要な観察可能 なインプット (レベル2)	重要な観察可能 でないインプット (レベル3)
		千CU	千CU	千CU	千CU
<b>公正価値で測定される負債:</b>					
デリバティブ金融負債（注記20.4）:					
金利スワップ	2017年12月31日	35	-	35	-
為替予約（英ポンド）	2017年12月31日	800	-	800	-
組込コモディティ・ デリバティブ（真鍮）	2017年12月31日	600	-	-	600
組込コモディティ・ デリバティブ（クロム）	2017年12月31日	182	-	-	182
為替予約（米ドル）	2017年12月31日	90	-	90	-
コモディティ・ デリバティブ（銅）	2017年12月31日	980	-	980	-
条件付対価に係る負債 （注記7）	2017年12月31日	1,072	-	-	1,072
非現金資産の分配に 関する負債（注記25）	2017年12月31日	410	-	-	410
公正価値が開示される負債（注記20.4）:					
利付借入金:					
ファイナンス・リース 及び割賦購入契約に 係る債務（日本国）	2017年12月31日	800	-	800	-
ファイナンス・リース 及び割賦購入契約に 係る債務（米国）	2017年12月31日	263	-	263	-
変動金利借入金 （日本国）	2017年12月31日	10,420	-	10,420	-
変動金利借入金 （米国）	2017年12月31日	2,246	-	2,246	-
転換条項付優先株式	2017年12月31日	2,766	-	2,766	-
固定金利借入金	2017年12月31日	6,321	-	6,321	-
金融保証契約	2017年12月31日	83	-	-	83

IFRS 13.93(a)  
IFRS 13.93(b)  
IFRS 13.97

当期中にレベル1とレベル2の間での振替えは生じていません。

# 連結財務諸表の注記

## 11. 公正価値測定（続き）

2016年12月31日現在の資産に係る公正価値測定ヒエラルキー

	評価日	以下を用いた公正価値測定			
		合計	活発な市場に おける相場価格 (レベル1)	重要な観察可能 なインプット (レベル2)	重要な観察可能 でないインプット (レベル3)
		千CU	千CU	千CU	千CU
<b>公正価値で測定される資産:</b>					
投資不動産（注記17）:					
オフィス用不動産	2016年12月31日	3,824	-	-	3,824
店舗用不動産	2016年12月31日	4,159	-	-	4,159
デリバティブ金融資産（注記20.4）:					
為替予約（米ドル）	2016年12月31日	100	-	100	-
為替予約（英ポンド）	2016年12月31日	53	-	53	-
売却可能金融資産（注記20.4）:					
上場株式					
電力業	2016年12月31日	200	200	-	-
電気通信業	2016年12月31日	100	100	-	-
非上場株式					
電力業	2016年12月31日	390	-	-	390
エレクトロニクス産業	2016年12月31日	508	-	-	508
上場債券					
日本国債	2016年12月31日	200	200	-	-
社債（消費者製品産業）	2016年12月31日	400	400	-	-
公正価値が開示される資産（注記 20.4）:					
貸付金及び債権:					
手形貸付金（日本国）	2016年12月31日	1,646	-	1,646	-
取締役に対する貸付金	2016年12月31日	8	-	-	8

2016年度中にレベル1とレベル2の間での振替えは生じていません。



# 連結財務諸表の注記

## 11. 公正価値測定（続き）

### 2016年12月31日現在の負債に係る公正価値測定ヒエラルキー

	評価日	以下を用いた公正価値測定			
		合計	活発な市場に	重要な観察可能	重要な観察可能
			おける相場価格 (レベル1)	なインプット (レベル2)	でないインプット (レベル3)
		千CU	千CU	千CU	千CU
<b>公正価値で測定される負債:</b>					
デリバティブ金融負債（注記20.4):					
為替予約(米ドル)	2016年12月31日	254	-	254	-
公正価値が開示される負債(注記20.4):					
利付借入金:					
ファイナンス・リース及び 割賦購入契約に係る債務 (日本国)	2016年12月31日	915	-	915	-
ファイナンス・リース及び 割賦購入契約に係る債務 (米国)	2016年12月31日	301	-	301	-
変動金利借入金(日本国)	2016年12月31日	10,367	-	10,367	-
変動金利借入金(米国)	2016年12月31日	2,234	-	2,234	-
転換条項付優先株式	2016年12月31日	2,621	-	2,621	-
固定金利借入金	2016年12月31日	8,944	-	8,944	-
金融保証契約	2016年12月31日	45	-	-	45

2016年度中にレベル1とレベル2の間での振替えは生じていません。

### 注釈

IFRS 第 13 号 94 項は、以下に基づいて、資産及び負債の適切な種類(class)を決定することを求めている。

- ▶ 資産又は負債の性質、特徴及びリスク
- ▶ 資産や負債の公正価値測定が分類された公正価値ヒエラルキーのレベル

当グループは IFRS 第 13 号 94 項に従って決定された資産及び負債の種類を基に、IFRS 第 13 号で求められる要因を適用の上、定量的情報を開示している。資産の種類を決定するには判断が必要なため、資産のリスク・プロファイルに基づいているのであれば(たとえば、新興市場における不動産のリスク・プロファイルと成熟市場における不動産のリスク・プロファイルは異なる可能性がある)、資産の種類を決定するためにその他の要件や集約するレベルを用いることが適切な場合がある。

評価技法で用いられるインプットの公正価値ヒエラルキーのレベルはそれぞれに異なる場合がある。しかし、開示目的上、公正価値測定は全体をひとまとめにして(会計単位により)特定のヒエラルキーのレベルに区分しなければならない。この区分は複数のインプットが存在するような場合には明確にならない場合もある。IFRS 第 13 号 73 項は、全体としての公正価値測定のためのヒエラルキー区分は、全体の測定にとって重要となるインプットのうち最も低いレベルのインプットを基に判断する、と明確に定めている。特定のインプットが全体の測定にとって重要かどうかを決定するには、企業の判断が必要であり、測定される資産と負債(そのグループ)に固有となる要因及び公正価値を導く過程で行われる重要なインプットへの調整を検討しなければならない。これらの検討事項は評価技法やプロセス、重要なインプットの開示にその後影響を及ぼすことになり、企業は固有の事実や状況に即した開示を行わなければならない。

報告期間の末日現在で保有している資産又は負債のうち、経常的に公正価値で測定されるものについて、IFRS 第 13 号 93(c)項は、公正価値ヒエラルキーのレベル 1 とレベル 2 との間での振替金額、振替の理由及びレベル間の振替が生じたときとみなされる時点の決定に関する企業の方針を開示することを求めている。各レベルへの振替は、各レベルからの振替とは区分して開示、説明しなければならない。

IFRS 第 13 号は IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に定められる公正価値の開示が適用されるとの見方をしており、当グループは、ファイナンス・リース債務をはじめ IFRS 第 7 号 25 項に従って公正価値を開示しなければならないファイナンス・リースや割賦購入契約における債務についても IFRS 第 13 号の開示を行っている。

## 連結財務諸表の注記

### 12. その他の収益及び費用

#### 12.1 その他の営業収益

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
政府補助金(注記27)	1,053	541	IAS 20.39(b)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る利得	850	-	IFRS 7.20(a)(i)
有形固定資産の処分益	532	2,007	IAS 1.97
<b>その他の営業収益合計</b>	<b>2,435</b>	<b>2,548</b>	IAS 1.98

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る利得は、ヘッジ会計の要件を満たさなかった為替予約、及び区分処理された組込デリバティブに関連するものです。

#### 12.2 その他の営業費用

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
買収防衛費用	(579)	(31)	IAS 1.97
WEEE関連費用(注記26)	(102)	(22)	IAS 1.97
投資不動産の公正価値変動(注記17)	(306)	(300)	IAS 1.97
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る損失	(1,502)	-	IFRS 7.20(a)
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された商品先物契約のうち非有効部分(注記20.3)	(65)	-	IFRS 7.24(b)
<b>その他の営業費用合計</b>	<b>(2,554)</b>	<b>(353)</b>	

買収防衛費用は、競合企業による敵対的買収の防衛に関する助言を得るために発生した費用であり、競合企業は買収を断念しました。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る損失は、ヘッジ会計の要件を満たさなかった為替予約、及び区分処理された組込デリバティブに関連するものです。

#### 注釈

IAS 第 1 号は、企業が営業活動の業績を、損益計算書上で独立した表示科目として開示することを求めている。企業がそのような表示を行うことを選択する場合には、開示される金額は、通常「営業活動」とみなされる活動から生じる金額を表すものでなければならない。IAS 第 1 号は、営業利益に関しそれ以上のガイダンスを提供しておらず、企業は自己の判断の下 IAS 第 8 号 10 項に従って自社の会計方針を決定しなければならない。

当グループは、為替予約及び組込デリバティブを予定販売及び購入をヘッジするために締結しており、それらは営業収益及び営業費用に含まれる取引に関連して生じるのは明白であり、為替予約及び組込デリバティブに関して生じる利得又は損失を営業収益及び営業費用に表示することで、そうした取引の経済的実態が反映され则认为している (IAS 第 8 号 10 (b) (ii) 項)。他の企業の考え方は当グループとは異なる場合があり、この実務に関してはばらつきが見られる。

#### 12.3 金融費用

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
借入金利息	(1,047)	(1,082)	
ファイナンス・リース及び割賦販売契約に係る未払利息	(40)	(40)	
<b>金利費用合計</b>	<b>(1,087)</b>	<b>(1,122)</b>	IFRS 7.20(b)
売却可能上場資本性金融商品に係る減損損失(注記20.1)	(111)	-	IFRS 7.20(e)
引当金の時の経過による増加及び割引率の変更による影響(注記26)	(43)	(1)	IAS 37.60
商品先渡契約の直先差額による公正価値の変動(注記20.3)	(23)	-	
<b>金融費用合計</b>	<b>(1,264)</b>	<b>(1,123)</b>	

## 連結財務諸表の注記

### 12. その他の収益及び費用(続き)

#### 12.4 金融収益

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
関連会社に対する貸付金に係る受取利息	20	-	
売却可能金融資産に係る受取利息	259	144	
利付ローン及び借入金に係る外国為替差益	57	67	IAS 18.35(b)(iii)
<b>金融収益合計</b>	<b>336</b>	<b>211</b>	IFRS 7.20(b)

#### 注釈

金融収益及び金融費用は IFRS で定義されている用語ではない。地域によっては、これらの表示科目に含める収益及び費用が一定の項目に制限される(例えば、受取利息及び支払利息に限定される)場合もあれば、他の項目を含めることが認められる場合もある。

#### 12.5 連結損益計算書に含まれる減価償却費、償却費、為替差損益及び棚卸資産の原価

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
<b>売上原価に含まれる項目:</b>			
減価償却費	3,520	2,800	
有形固定資産の減損損失(注記16)	-	301	IAS 36.126(a)
無形資産の償却費及び減損損失(注記18)	325	174	IAS 38.118(d)
為替差損益	(65)	(40)	IAS 21.52(a)
製品保証引当金(注記26)	106	52	
費用として認識された棚卸資産の原価	131,107	121,298	IAS 2.36(d)
<b>管理費に含まれる項目:</b>			
減価償却費	277	282	
のれんの減損損失(注記19)	200	-	IAS 36.126(a)
オペレーティング・リース費用として認識された最低支払リース料	250	175	IAS 17.35(c)
条件付対価の再測定(注記7)	357	-	

#### 12.6 従業員給付費用

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
<b>売上原価に含まれる項目:</b>			
賃金及び給料	6,551	6,513	
社会保障費用	664	659	
年金費用	350	305	
年金以外の退職後給付費用	38	28	
株式報酬費用	103	123	
<b>販売費に含まれる項目:</b>			
賃金及び給料	10,882	10,220	
社会保障費用	1,102	1,135	
年金費用	560	496	
年金以外の退職後給付費用	61	45	
株式報酬費用	165	197	
<b>管理費に含まれる項目:</b>			
賃金及び給料	11,238	7,410	
社会保障費用	1,349	1,343	
年金費用	488	465	
年金以外の退職後給付費用	54	40	
株式報酬費用	144	172	IFRS 2.51(a)
<b>従業員給付費用合計</b>	<b>33,749</b>	<b>29,151</b>	

## 連結財務諸表の注記

### 12. その他の収益及び費用（続き）

#### 12.7 研究開発費

当グループのエレクトロニクス部門における研究開発は、インターネットに接続可能な安全装置の開発に重点を置いていま IAS 38.126  
 す。資産化の要件を満たさない研究開発費は、発生した年度に管理費として費用処理しています(2017年:2,235千CU  
 (2016年:1,034千CU))。

#### 12.8 その他の包括利益の構成要素

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
キャッシュ・フロー・ヘッジ:			
当期中に発生した利得又は損失			
為替予約*			<small>IAS 1.92</small>
当期の純損益への組替調整額	401	412	<small>IFRS 7.23(d)</small>
当期の純損失(満期未到来の契約を除く)	(300)	(278)	<small>IFRS 7.23(c)</small>
満期未到来の契約に係る当期の純利得又は損失	82	(101)	
商品先渡契約			
満期未到来の商品先渡契約に係る損失	(915)	-	
	<u>(732)</u>	<u>33</u>	

\*当年度において、ベースス・アジャストメントによりその他の包括利益から減額されヘッジ対象の帳簿価額に含められた183千CU  
 (2016年:33千CU)も含まれています。

#### 注釈

その他の包括利益の他の項目については、純損益への組替調整が行われることがないか、又は組替調整が発生しなかったために、この  
 内訳に含まれていない。

キャッシュ・フロー・ヘッジの包括的な合計残高(税引後)は、注記24で開示している。当該注記は、資本の部における種々の剰余金ごと  
 に開示している。また、売却可能金融資産に関する残高(税引後)は、IFRSではその変動の開示は要求されないため、財務諸表の注  
 記で直接又は間接に確認することはできない。注記20.4では、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される売却可能金融資産の  
 変動額を開示しているが、これは必須開示項目である。

#### 12.9 管理費

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	<small>IAS 1.104</small>
取得関連取引費用	600	-	
研究開発費	2,235	1,034	
減価償却費	277	282	
のれんの減損損失(注記19)	200	-	
オペレーティング・リース費用として認識された最低支払リース料	250	175	
条件付対価の再測定(注記7)	357	-	
賃金及び給料	11,238	7,410	
社会保障費用	1,349	1,343	
年金費用	488	465	
年金以外の退職後給付費用	54	40	
株式報酬費用	144	172	
その他管理費	1,236	1,235	
<b>管理費合計</b>	<u><b>18,428</b></u>	<u><b>12,156</b></u>	

## 連結財務諸表の注記

### 13. 非継続事業

当グループは2017年10月1日に吸管株式会社(完全子会社)を売却することを取締役会で決定した旨を発表しました。2017年11月14日、当社株主は吸管株式会社を売却する計画を承認しました。吸管株式会社の売却は、2018年2月28日までに完了する予定です。2017年12月31日時点で、吸管株式会社は、売却目的で保有する処分グループとして、非継続事業に分類しています。吸管株式会社の事業は、2017年10月1日までは、ゴム設備事業セグメントとして表示していました。吸管株式会社の事業は非継続事業に分類したため、ゴム設備事業セグメントは、セグメントに関する注記に表示していません。吸管株式会社の財務業績は以下のとおりです。

IFRS 5.30  
IFRS 5.41

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	IFRS 5.33(b)(i) IFRS 5.34
収益	42,809	45,206	
費用	(41,961)	(44,880)	
営業利益	848	326	
金融費用	(525)	(519)	
売却費用控除後の公正価値への再測定に際して認識された減損損失	(110)	-	IFRS 5.33(b)(iii)
非継続事業からの税引前利益又は税引前損失	213	(193)	
税金収益(費用)			
当期中の経常的活動からの税引前利益又は税引前損失に関するもの	(26)	5	IFRS 5.33(b)(ii) IAS 12.81(h)(ii)
売却費用控除後の公正価値への再測定に関するもの	33	-	IFRS 5.33 (b)(iv) IAS 12.81(h)(i)
<b>非継続事業からの当期利益又は当期損失</b>	<b>220</b>	<b>(188)</b>	

12月31日時点で売却目的保有に分類される吸管株式会社の資産及び負債に関して、その主な分類は以下のとおりです。 IFRS 5.38

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	IFRS 5.38 IFRS 5.40
<b>資産</b>			
無形資産(注記18)	135	-	
有形固定資産(注記16)	4,637	-	
債権	6,980	-	
非上場株式	508	-	
現金及び短期性預金(注記23)	1,294	-	
売却目的保有資産	13,554	-	
<b>負債</b>			
債務	(7,241)	-	
繰延税金負債	(75)	-	
利付借入金(注記20.2)	(5,809)	-	
売却目的保有資産に直接関連する負債	(13,125)	-	
<b>処分グループに直接関連する純資産</b>	<b>429</b>	<b>-</b>	
<b>その他の包括利益累計額に含まれる金額</b>			
売却可能金融資産に関する剰余金	66	-	IFRS 5.38
上記に関する繰延税金	(20)	-	
<b>売却目的保有に分類される処分グループに関する剰余金</b>	<b>46</b>	<b>-</b>	

吸管株式会社から生じた正味キャッシュ・フローは以下のとおりです。

IFRS 5.33(c)

	2017年	2016年
	千CU	千CU
営業活動によるキャッシュ・フロー	(1,999)	3,293
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(436)	(436)
<b>正味キャッシュ・フロー</b>	<b>(2,435)</b>	<b>2,857</b>

# 連結財務諸表の注記

## 13. 非継続事業（続き）

### 1株当たり利益

	2017年	2016年	
非継続事業からの基本的1株当たり利益又は損失	0.01CU	(0.01CU)	IAS 33.68
非継続事業からの希薄化後1株当たり利益又は損失	0.01CU	(0.01CU)	

利付借入金5,809千CUは固定金利の銀行借入金であり、その実効金利は7.5%で、2019年1月1日に全額返済期限が到来します。 IFRS 7.7

### 注釈

IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」は、非継続事業及び売却目的で保有する非流動資産に関して、一定の開示を要求している。IFRS 第5号5B項では、他のIFRSの規定は、非継続事業に適用される具体的な開示を規定している場合を除き、非継続事業には適用されないと定められている。

IFRS 第12号B17項では、子会社やジョイント・ベンチャー、関連会社に対する企業の持分（またジョイント・ベンチャーあるいは関連会社に対する持分の一部）がIFRS 第5号に従って売却目的保有に分類される場合には、IFRS 第12号B10項からIFRS 第12号B16項に定められる要約財務情報の開示は必要とされないと明確に述べている。しかしIFRS 第12号B17項は、IFRS 第12号B10項からIFRS 第12号B16項以外の開示については何も定めていなかった。2016年12月に公表された年次改善（2014年—2016年サイクル）では、IFRS 第12号B10項からIFRS 第12号B16項の開示規定を除くIFRS 第12号の開示規定は、売却目的保有に分類される持分に適用されることが明確化され、また当該改訂の遡及適用が要求されることになった。当グループは、2017年12月31日現在で売却目的で保有する処分グループとして分類している吸管株式会社（完全子会社）について、当該改訂を考慮しても新たに追加する情報はないと結論付けた。

IAS 第33号68A項は、非継続事業に係る1株当たり利益を、連結損益計算書本体又は注記のいずれかで表示するよう定めている。当グループは、非継続事業に係る1株当たり利益を注記で開示することを選択した。

### 有形固定資産の減損

吸管株式会社を非継続事業に分類する直前に、一部の有形固定資産の回収可能価額を算定しましたが、減損損失は認識されませんでした。非継続事業に分類後、2017年10月1日に、110千CUの減損損失（税引後77千CU）を認識し、処分グループの資産の帳簿価額を売却費用控除後の公正価値まで減額しました。当該減損損失は連結損益計算書の「非継続事業」に含めています。公正価値測定に関する開示は注記11に記載しています。 IFRS 5.33 (a) (ii)

2017年12月31日現在、処分グループの帳簿価額は売却費用控除後の公正価値を下回っていないため、追加の減損損失は生じていません。

### 非上場株式に対する投資

当該非継続事業は、帳簿価額が508千CUであるTest Ltdの非上場株式（公正価値ヒエラルキーのレベル3）を含んでいます。Test Ltdとの提携は、非継続事業である吸管株式会社と密接に関連しているため、非継続事業の一部として分類しました。当該投資は売却可能金融資産に分類し、その他の包括利益を通じて公正価値で測定しています。当グループは当該金融資産を担保に差し入れておらず、また当該資産に係る担保も受領していません。報告日において、当該金融商品の帳簿価額は公正価値と同額です。当該投資の認識、測定評価技法及び使用したインプットの詳細については、注記20.4に記載しています。 IFRS 7.8(d)  
IFRS 7.14  
IFRS 7.15  
IFRS 7.25

### 非上場株式に対する投資の公正価値測定に関する明細

IFRS 13.93(e)

	千CU
<b>2016年1月1日現在</b>	<b>502</b>
売却	-
購入	-
その他の包括利益で認識された利得及び損失合計	6
<b>2017年1月1日及び2017年10月1日現在</b>	<b>508</b>
売却	-
購入	-
その他の包括利益で認識された利得及び損失合計	-
<b>2017年12月31日現在</b>	<b>508</b>

これらの資産について、純損益又はその他の包括利益で認識された利得又は損失はありません。 IFRS 13.93(f)

金融商品から発生するリスクの性質及び範囲については、注記20.5に記載しています。

### 注釈

IFRS第5号5B項は、売却目的保有の非流動資産や処分グループに明示的に言及している場合を除き、他のIFRSで要求される開示規定は、売却目的保有の非流動資産（又は処分グループ）に適用されないことを明確にしている。しかし、IFRS第5号5B(b)項には、IFRS第5号の測定規定の範囲外であるが処分グループに含まれる資産・負債には、引き続き他のIFRSの開示規定が適用されると定められている。上記の例は、売却可能非上場資本性金融商品がIAS第39号に定義される金融商品であり、IFRS第5号の測定規定の範囲外であるため、この規定を反映したものとなっている。

非継続事業の資産はIFRS第13号93(a)項に基づく非経常的に公正価値測定されるものであるが、非継続事業の売却可能金融資産は、各報告期間の末日に公正価値で測定する必要があるので、経常的に公正価値測定されるものである。

# 連結財務諸表の注記

## 14. 法人所得税

2017年及び2016年12月31日に終了する年度における税金費用の主な構成要素は、以下のとおりです。

IAS 12.79

連結損益計算書	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
<b>当期税金:</b>			
当期課税額	2,938	3,038	
誤謬の訂正に関する税効果(注記2.5参照)	-	(450)	
過年度当期税金費用の調整	(18)	(44)	IAS 12.80(a) IAS 12.80(b)
<b>繰延税金:</b>			
一時差異の発生及び解消に伴う増減	178	(311)	IAS 12.80(c)
<b>連結損益計算書に認識された法人所得税費用</b>	<b>3,098</b>	<b>2,233</b>	
連結包括利益計算書	2017年	2016年	IAS 12.81(ab)
	千CU	千CU	
<b>その他の包括利益に計上された項目に関する繰延税金:</b>			
キャッシュ・フロー・ヘッジの再評価に関する純利得又は損失	220	(9)	
売却可能金融資産に係る未実現利得又は損失	18	(1)	
日本国に所在するオフィス用不動産の再評価に関する純利得	(254)	-	
純投資のヘッジに係る純利得	(83)	-	
数理計算上の差異に係る純利得又は損失	(112)	116	
<b>その他の包括利益で認識された繰延税金</b>	<b>(211)</b>	<b>106</b>	

## 注釈

日本国に所在するオフィス用不動産の再評価に関連する繰延税金は、当該オフィス用不動産が存在する国における税率(846千CUの再評価合計額に対し30%:注記16を参照)を用いて計算されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジ手段に関する税効果は、2016年から2017年への有効部分のみに関する残高の変動(非有効部分については純損益に直接計上している)を反映している。このような変動による調整を、注記によって直接理解することは困難である。例示として、調整表を下記に示す(正味変動額は、包括利益計算書にも計上されていることに留意して頂きたい)。

	資産		負債	
	2017年	2016年	2017年	2016年
	千CU	千CU	千CU	千CU
外国為替先渡契約資産(注記20.1)	252	153	-	-
外国為替先渡契約負債(注記20.2)	-	-	170	254
商品先渡契約(注記20.2)	-	-	980	-
商品契約の非有効部分(注記12.2)	-	-	(65)	-
合計残高	252	153	1,085	254
その他の包括利益の純変動額	99		831	
2017年のキャッシュ・フロー・ヘッジ残高の純増加額(正味負債及び純損失)			732	
税率			30%	
税金収益			220	

## 連結財務諸表の注記

### 14. 法人所得税（続き）

2016年及び2017年における税金費用と、会計上の利益に日本国の税率を乗じて算定された金額との調整表は、以下のとおりです。 IAS 12.81 (c) (i)

	2017年	2016年
	千CU	千CU
継続事業からの税引前利益	11,108	8,880
非継続事業からの税引前利益又は税引前損失	213	(193)
<b>法人所得税控除前の会計上の利益</b>	<b>11,321</b>	<b>8,687</b>
日本国における法定税率30%（2016年:30%）による法人所得税費用	3,396	2,606
過年度当期税金費用の調整額	(18)	(44)
非課税の政府補助金	(316)	(162)
過年度において繰延税金資産を認識していなかった税務上の欠損金の充当	(231)	(89)
関連会社及びジョイント・ベンチャーの業績に対する持分	(201)	(191)
税務上損金算入が認められない費用		
のれんの減損損失	60	-
条件付対価の再測定（注記7）	107	-
その他の損金不算入項目	10	-
米国における高税率の影響	284	108
<b>実効税率27%（2016年:28%）による法人所得税費用</b>	<b>3,091</b>	<b>2,228</b>
連結損益計算書に認識された法人所得税費用	3,098	2,233
非継続事業に帰属する法人所得税費用	(7)	(5)
	<b>3,091</b>	<b>2,228</b>

### 注釈

上記の税効果は、以下の注記で開示されている金額に30%の税率を適用することにより算定することができる。

- ▶ 連結損益計算書に認識された政府補助金（注記27）
- ▶ 注記3の「税金」に記載される繰延税金資産を認識していなかった税務上の欠損金の変動額
- ▶ 注記19ののれんの減損損失及び注記7の条件付対価に係る費用



# 連結財務諸表の注記

## 14. 法人所得税（続き）

### 繰延税金

繰延税金は以下の項目に関連するものです。

	連結財政状態計算書		連結損益計算書		IAS 12.81(g)(i) IAS 12.81(g)(ii)
	2017年 千CU	2016年 千CU	2017年 千CU	2016年 千CU	
税務上認められる加速償却	(2,762)	(811)	442	(157)	
投資不動産の公正価値への再評価	(1,330)	(1,422)	(92)	(90)	
日本国に所在するオフィス用不動産の公正価値への再評価	(254)	-	-	-	
売却可能金融資産の公正価値への再評価	17	(1)	-	-	
ヘッジ対象である貸付金の公正価値への再評価	(11)	-	11	-	
純投資のヘッジに係る純利得	(83)	-	-	-	
株式報酬	51	100	49	-	
退職後医療給付	102	59	(43)	(33)	
年金	813	835	(91)	55	
金利スワップ(公正価値ヘッジ)の公正価値への再評価	11	-	(11)	-	
キャッシュ・フロー・ヘッジの再評価	250	31	-	-	
売却可能非上場負債性金融商品の減損	27	-	(27)	-	
カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの繰延収益	72	65	(6)	(11)	
転換条項付優先株式	91	55	(36)	(31)	
将来の課税所得と相殺可能な税務上の欠損金	383	365	(18)	(44)	
<b>繰延税金費用又は収益</b>			<b>178</b>	<b>(311)</b>	
<b>正味繰延税金負債</b>	<b>(2,623)</b>	<b>(724)</b>			
連結財政状態計算書では、以下のとおり計上しています。					
繰延税金資産	383	365			
繰延税金負債					
継続事業	(2,931)	(1,089)			
非継続事業	(75)	-			
<b>正味繰延税金負債</b>	<b>(2,623)</b>	<b>(724)</b>			
<b>正味繰延税金負債の増減</b>			<b>2017年</b>	<b>2016年</b>	
			<b>千CU</b>	<b>千CU</b>	
<b>1月1日現在</b>			<b>(724)</b>	<b>(762)</b>	
純損益に認識された税金費用又は収益			(178)	312	
その他の包括利益で認識された税金費用又は収益			(212)	106	
非継続事業			2	-	
企業結合により取得した繰延税金			(1,511)	(380)	
<b>12月31日現在</b>			<b>(2,623)</b>	<b>(724)</b>	

# 連結財務諸表の注記

## 14. 法人所得税（続き）

### 注釈

IAS第1号又はIAS第12号「法人所得税」によって特に要求されているわけではないが、正味繰延税金負債の調整は財務諸表の利用者にとって有用な場合がある。

この注記に含まれている一部の他の開示項目と同様に、開示金額はその基礎をなす金額に直接参照することができない。しかし、30%の税率を適用することによって、各注記からそれぞれの残高の合理性を確認することができる。例外となるのが税務上の加速償却であり、当期の変動額は主に消化器株式会社の取得によるものである（注記7を参照）。

当グループには、日本国において生じた427千CU（2016年：1,198千CU）の税務上の欠損金があり、当該欠損金が生じた企業の将来の課税所得と無期限で相殺可能です。 IAS 12.81(e)

この欠損金は、当グループ内の他の企業の課税所得と相殺することができず、相当の期間にわたって損失を計上してきた子会社に生じたものであり、その他のタックス・プランニングの実行や近い将来に回収可能であるという証拠も存在しないことから、これに対する繰延税金資産は認識していません。未認識繰延税金資産を当グループがすべて認識した場合、利益は128千CU増加します（2016年：359千CU）。 IAS 12.37  
IAS 12.81(e)

表示されている期間において繰延税金負債が認識されていない当グループの子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に関連する将来加算一時差異の総額は、1,745千CU（2016年：1,458千CU）です。当グループは、当該子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社の未分配利益は予測可能な将来において分配されないと判断しています。当グループは関連会社との間で、当グループの承諾を得ない限り、関連会社の利益を配当しないという契約を締結しています。当グループは報告日時点でそのような承諾を行うことは予定していません。さらに当グループのジョイント・ベンチャーは、すべての共同支配投資企業から承諾を得ない限り、その利益を分配することができません。 IAS 12.81(f)

2017年及び2016年において、当グループによる株主に対する配当の支払いを原因とする法人所得税上の影響はありません。

IAS 12.82A

### 注釈

IAS第1号61項によると、回収又は決済までに見込まれる期間が報告日から12カ月以内の項目及び12カ月超の項目が含まれる表示科目について、それぞれの金額を個別に開示することが要求される。繰延税金資産及び負債は、これらの項目が合算して表示される科目の一例と考えられる。しかしこれとは対照的に、IAS 1.56では、繰延税金資産及び負債を流動項目として表示することは認められていないことから、IAS第1号61項で要求されている開示は繰延税金資産及び負債には当てはまらないと考えられる。

## 連結財務諸表の注記

### 15. 1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益を、当期中の加重平均発行済普通株式数で除して計算しています。

希薄化後1株当たり利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益(転換条項付優先株式に係る利息調整後)を、当期中の加重平均発行済普通株式数に、すべての希薄化効果を有する潜在的普通株式が普通株式へ転換された場合に発行されるであろう普通株式の加重平均値を加えたもので除して計算しています。

基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算において使用された当期利益及び株式数は、以下の表のとおりです。

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
親会社の普通株主に帰属する当期利益			
継続事業	7,722	6,408	
非継続事業	220	(188)	
<b>基本的1株当たり利益の計算に用いられた親会社の普通株主に帰属する当期利益</b>	<b>7,942</b>	<b>6,220</b>	IAS 33.70(a)
転換条項付優先株式に係る利息	247	238	
<b>希薄化効果調整後の親会社の普通株主に帰属する当期利益</b>	<b>8,189</b>	<b>6,458</b>	IAS 33.70(a)
	2017年	2016年	
	千株	千株	IAS 33.70(b)
基本的1株当たり利益の計算に用いられた加重平均普通株式数*	20,797	19,064	
希薄化効果			
ストック・オプション	112	177	
転換条項付優先株式	833	833	
<b>希薄化効果調整後の加重平均普通株式数*</b>	<b>21,742</b>	<b>20,074</b>	IAS 33.70(b)

\* 加重平均株式数は期中平均自己株式数を控除して計算しています。

IAS 33.70(d)

報告期間の末日から財務諸表の承認日までの間に、普通株式又は潜在的普通株式に係る取引は生じていません。

非継続事業(注記13を参照)に関する基本的及び希薄化後1株当たり利益を計算するために用いられた加重平均普通株式数は、上記の表のとおりです。なお、当該計算に用いた当期利益又は当期損失は以下のとおりです。

	2017年	2016年
	千CU	千CU
<b>基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算に用いられた、親会社の普通株主に帰属する非継続事業からの当期利益又は当期損失</b>	<b>220</b>	<b>(188)</b>

## 連結財務諸表の注記

### 16. 有形固定資産

	土地及び建物	日本国に所在 するオフィス用 不動産	建設仮勘定	機械装置	その他の 設備	合計	IAS 1.78(a) IAS 16.73(e)
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	IAS 16.73(d)
<b>取得原価又は評価額</b>							
2016年1月1日現在	10,765	1,122	-	17,657	5,500	35,044	
増加	1,587	-	-	6,048	150	7,785	
子会社の取得(注記7)	1,280	-	-	-	-	1,280	
処分	(3,381)	-	-	(49)	-	(3,430)	
為替換算差額	10	-	-	26	-	36	
<b>2016年12月31日現在</b>	<b>10,261</b>	<b>1,122</b>	<b>-</b>	<b>23,682</b>	<b>5,650</b>	<b>40,715</b>	
増加	1,612	-	4,500	4,403	190	10,705	
子会社の取得(注記7)	2,897	-	-	4,145	-	7,042	
処分	-	-	-	(4,908)	-	(4,908)	
売却目的保有資産(注記13)	(4,144)	-	-	(3,980)	-	(8,124)	
再評価調整	-	846	-	-	-	846	IFRS13.93(e)(ii)
振替*	-	(219)	-	-	-	(219)	IAS 16.35(b)
為替換算差額	30	-	-	79	-	109	
<b>2017年12月31日現在</b>	<b>10,656</b>	<b>1,749</b>	<b>4,500</b>	<b>23,421</b>	<b>5,840</b>	<b>46,166</b>	
<b>減価償却累計額及び減損 損失累計額</b>							
2016年1月1日現在	4,061	99	-	11,044	900	16,104	
減価償却費	351	3	-	2,278	450	3,082	
減損損失(注記19)	-	-	-	301	-	301	
処分	(3,069)	-	-	(49)	-	(3,118)	
為替換算差額	5	-	-	12	-	17	
<b>2016年12月31日現在</b>	<b>1,348</b>	<b>102</b>	<b>-</b>	<b>13,586</b>	<b>1,350</b>	<b>16,386</b>	
減価償却費**	383	117	-	2,827	470	3,797	
処分	-	-	-	(3,450)	-	(3,450)	
売却目的保有資産(注記13)	(1,283)	-	-	(2,094)	-	(3,377)	
振替*	-	(219)	-	-	-	(219)	
為替換算差額	20	-	-	30	-	50	
<b>2017年12月31日現在</b>	<b>468</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>10,899</b>	<b>1,820</b>	<b>13,187</b>	
<b>帳簿価額</b>							
2017年12月31日現在	10,188	1,749	4,500	12,522	4,020	32,979	
2016年12月31日現在	8,913	1,020	-	10,096	4,300	24,329	

\* 当該振替額は、再評価日における減価償却累計額が再評価資産のグロス・ベースの帳簿価額と相殺された金額を表しています。

\*\* 当期の減価償却費に、非継続事業に関し認識された減損損失110千CUは含まれていません(注記13を参照)。

2016年の減損損失301千CUは、防火設備部門が保有する一部の有形固定資産について、技術的な陳腐化が生じたために認識されたものであり、連結損益計算書上、売上原価に計上しています。回収可能価額は関連するCGUの使用価値に基づき、2016年12月31日現在で5,679千CUと評価しています。当該CGUは、当グループの子会社であるSprinklers Incの日本国に所在する資産で構成されています。当該CGUの使用価値の算定に当たり、キャッシュ・フローを割引率12.4%(税引前)で割引しています。IAS 36.126(a)  
IAS 36.130

#### 借入コストの資産化

当グループは、2017年2月に新たな防火施設の建設を開始しており、当該プロジェクトは2018年2月に完成予定です。2017年12月31日現在の防火施設の帳簿価額は3,000千CU(2016年:-CU)です。当該防火施設の建設資金は、第三者からの一般目的借入金により調達されています。IAS 23.26(a)  
IAS 23.26(b)

2017年12月31日終了年度に資産化された借入コストの金額は、303千CU(2016年:-CU)です。資産化に適格な借入コストの金額を算定するために使用された資産化率は11%であり、これは特定の借入金の実効金利です。

## 連結財務諸表の注記

### 16. 有形固定資産（続き）

#### ファイナンス・リース

ファイナンス・リース及び割賦購入契約により保有する機械装置の帳簿価額は、2017年12月31日現在1,178千CU（2016年：1,486千CU）です。当期の増加には、ファイナンス・リース及び割賦購入契約で保有する機械装置45千CU（2016年：54千CU）が含まれています。なお、リース資産及び割賦購入契約により保有する資産は、対応するファイナンス・リース及び割賦購入契約の担保に供しています。

IAS 17.31(a)  
IAS 7.43  
IAS 16.74(a)

#### 土地及び建物

土地及び建物のうち、帳簿価額7,400千CU（2016年：5,000千CU）は、当グループの2件の銀行借入に対する第一位抵当として担保に供しています。

IAS 16.74(a)

#### 建設仮勘定

2017年12月31日現在における有形固定資産には、建設中の工場に対する支出1,500千CU（2016年：-CU）が含まれています。

IAS 16.74(b)

#### 顧客により拠出された設備

当グループは、2017年に生産過程で使用するために顧客から拠出された資産を、収益及び設備として190千CU（2016年：150千CU）認識しました。支配獲得日時点の当該資産の市場価格を参考に公正価値を見積り、当初の取得原価としました。

IFRIC 18.11  
IAS 16.73(d)

#### 日本国に所在するオフィス用不動産の再評価

経営者は、性質、特性及びリスクに基づき、日本国に所在するオフィス用不動産は個別の有形固定資産のクラスに該当すると判断しています。

IFRS 13.94

当該不動産の公正価値の算定には、市場比較アプローチを使用しています。当該算定は、類似の性質、ロケーション及び状態の不動産の取引価格に関するデータベースに基づき、評価機関により実施されています。再評価日である2017年1月1日及び12月31日現在、当該不動産の公正価値は、公認の独立評価機関であるChartered Surveyors&Co.によって実施された評価に基づいています。同社は、2011年より、日本国に所在する同様のオフィス用不動産の評価の経験を有しています。日本国に所在するオフィス用不動産の再評価から生じた2017年の利得の純額846千CUは、その他の包括利益に認識しています。再評価されたオフィス用不動産の公正価値測定の開示は注記11に記載しています。

IAS 16.77(b)  
IFRS 13.93(d)

#### 重要な観察可能でないインプット

#### 範囲

1平方メートル当たりの価格

325CU - 350CU

IFRS  
13.93(h)(i)

1平方メートル当たりの見積価格が著しく上昇(下落)する場合、その他すべての仮定を一定とすると、公正価値は比例的に著しく上昇(下落)することになります。

#### 帳簿価額の調整表

IFRS 13.93(e)

	千CU
2017年1月1日現在の帳簿価額*	1,020
2017年1月1日現在、会計方針を再評価モデルに変更したことによるレベル3での再評価に係る利得	1,210
2017年1月1日現在の帳簿価額及び公正価値	2,230
当期減価償却費	(117)
2017年12月31日現在、レベル3での再評価に係る損失	(364)
2017年12月31日現在の帳簿価額及び公正価値	1,749

\* 当グループは、2017年1月1日から将来に向かって、日本国に所在するオフィス用不動産の測定について会計方針を変更しているため、2016年1月1日及び12月31日現在の日本国に所在するオフィス用不動産は公正価値で測定されていません。

仮に原価モデルにより日本国に所在するオフィス用不動産を測定した場合の帳簿価額は以下のとおりです。

IAS 16.77 (e)

	2017年 千CU
取得原価	1,122
減価償却累計額及び減損損失累計額	(105)
正味帳簿価額	1,017

## 連結財務諸表の注記

### 16. 有形固定資産（続き）

#### 注釈

当グループは、IAS 第 16 号に従い日本国に所在するオフィス用不動産を再評価額で測定するように会計方針を変更している。IAS 第 16 号 36 項に従い、ある有形固定資産項目を再評価する場合には、当該資産が属する有形固定資産のクラス全体を再評価しなければならない。IAS 16.37 は、有形固定資産のクラスを、性質及び企業の営業における用途が類似した資産のグループであると定義している。当グループは、性質、特性及びリスクに基づき、日本国に所在するオフィス用不動産は個別の有形固定資産のクラスに該当すると判断している。

IAS 第 16 号 31 項に基づく、有形固定資産項目の再評価額は、再評価日現在の公正価値から、その後の減価償却及び減損損失累計額を控除した額となる。再評価は、帳簿価額が報告期間の末日現在の公正価値を用いて算定した場合の帳簿価額と大きく異ならないような頻度で定期的に行わなければならない。2017 年において日本国に所在するオフィス用不動産の公正価値は著しく変動したため、当グループは 2017 年 12 月 31 日現在で再評価を実施している。

公正価値の算定には、市場比較アプローチが使用されている。すなわち、評価機関が実施した評価は、類似の性質、ロケーション及び状態の不動産が関与する取引の価格に基づいている。本評価は重要な観察可能でないインプットを用いて実施されたため、当該公正価値はレベル 3 の測定値に分類された。

IAS 第 16 号に基づく有形固定資産の再評価は、経常的な公正価値測定に該当するため、当グループは経常的な公正価値測定について IFRS 第 13 号 93 項により要求される情報を開示している。当グループの開示は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の設例 17 に基づいている。本記載例では、観察可能でないインプットとして、1 平方メートル当たりの価格だけが評価機関により使用されたと仮定している。しかし、実務では市場比較アプローチに複数の観察可能でないインプットを使用することが必要な場合もある。そうした場合、重要な観察可能でないインプットが複数開示されることになるだろう。

IFRS 第 13 号 99 項は、他の形式がより適切である場合を除き、表形式により IFRS 第 13 号に基づく定量的情報を開示することを求めている。当グループは、定量的開示を表形式で行っている。

# 連結財務諸表の注記

## 17. 投資不動産

	2017年	2016年	IAS 40.76
	千CU	千CU	
1月1日の期首残高	7,983	7,091	
取得(事後的な支出)	1,216	1,192	
公正価値の再測定による純損失	(306)	(300)	
12月31日の期末残高	<u>8,893</u>	<u>7,983</u>	

当グループの投資不動産は、日本国に所在する2つの商業用不動産から構成されます。経営者は、各不動産の性質、特徴及びリスクに基づき、投資不動産はオフィス用と店舗用の2つのクラスに区別されると判断しています。

2016年及び2017年12月31日現在、当該不動産の公正価値は、公認の独立評価機関であるChartered Surveyors&Co.によって実施された評価に基づいています。同社は投資不動産評価の専門機関であり、評価モデルは国際評価基準委員会(International Valuation Standards Committee)が推奨するものを適用しています。 IAS 40.75(e)

	2017年	2016年	IAS 40.75(f)
	千CU	千CU	
投資不動産からの賃貸収益	1,404	1,377	
賃貸収益を創出する投資不動産に関連して生じた直接営業費用 (売上原価として計上しており、修繕費及び保守費を含む)	(101)	(353)	IAS 40.75(f)(ii)
賃貸収益を創出しなかった投資不動産に関連して生じた直接営業費用 (売上原価として計上しており、修繕費及び保守費を含む)	(37)	(127)	IAS 40.75(f)(iii)
公正価値で測定される投資不動産からの純利益	<u>1,266</u>	<u>897</u>	

当グループは、投資不動産の売却に関し制約を受けておらず、また投資不動産の購入、建設又は開発に係る契約上の義務あるいは修繕、保守又は補強に関する契約上の義務も有していません。 IAS 40.75(g)  
IAS 40.75(h)

投資不動産の公正価値ヒエラルキーに関する開示は、注記11に記載しています。

### 公正価値の調整表

	投資不動産		
	オフィス用不動産	店舗用不動産	
	千CU	千CU	
2016年1月1日現在	3,397	3,694	IFRS 13.93(e)(i)
純損益に認識された再評価額	(144)	(156)	IFRS 13.93(e)(iii)
購入	571	621	IFRS 13.93(f)
2016年12月31日現在	<u>3,824</u>	<u>4,159</u>	
純損益に認識された再評価額(その他の営業費用)	(147)	(159)	IFRS 13.93(d)
購入	582	634	
2017年12月31日現在	<u>4,260</u>	<u>4,633</u>	

### 投資不動産の評価に使用された評価技法とその主なインプット

	評価技法	重要な観察可能でないインプット	範囲(加重平均)		
			2017年	2016年	
オフィス用 不動産	DCF法 (下記を参照)	1ヵ月1平方メートル当たりの見積賃貸価値	10CU - 25CU	9CU - 23CU	
			(20CU)	(16CU)	
			賃料の年次成長率	1.75%	1.76%
			長期空室率	3% - 10% (5%)	3% - 9% (4%)
			割引率	6.5%	6.3%
店舗用 不動産	DCF法 (下記を参照)	1ヵ月1平方メートル当たりの見積賃貸価値	15CU - 35CU	14CU - 33CU	
			(22CU)	(21CU)	
			賃料の年次成長率	1%	1.2%
			長期空室率	4% - 12% (7%)	4% - 13% (8.5%)
			割引率	6.5%	6.3%

## 連結財務諸表の注記

### 17. 投資不動産（続き）

当グループは、DCF法を用いて、資産の存続期間にわたる所有に伴う便益（出口価格又はターミナル・バリューを含む）及び負債に関する仮定を置き、公正価値を見積っています。またDCF法では、不動産持分に起因するキャッシュ・フローを予想することになりますが、この一連の見積キャッシュ・フローに、市場から導出した割引率を適用し、当該資産に係るキャッシュ・フローの現在価値を算定しています。最終還元利回りは、通常、割引率とは別個に算定され、また割引率とは異なった値となります。

キャッシュ・フローの生じる期間、及びキャッシュ・インフローやキャッシュ・アウトフローが生じる具体的な時期は、賃料の見直し、リース契約の更新及び関連する転リース、再開発又は改装などの事象に依存します。キャッシュ・フローの生じる期間は、通常、各クラスの不動産の特徴に応じた市場行動に基づき、適切に算出しています。定期的なキャッシュ・フローは、通常、総収入から空室、回収不能費用、貸倒損失、リース・インセンティブ、メンテナンス費用、仲介手数料及びその他の運営・管理費を控除して見積ります。その後、この定期的なキャッシュ・フローの純額及び予測期間末時点で予想されるターミナル・バリューの見積額の合計額を割り引きます。

見積賃貸価値及び賃料の年次成長率が著しく増加（減少）する場合、その他すべての仮定を一定とすると、不動産の公正価値が著しく上昇（下落）することになります。長期空室率ならびに割引率（及び最終還元利回り）が著しく上昇（低下）する場合、その他すべての仮定を一定とすると、不動産の公正価値は著しく下落（上昇）することになります。

IFRS13.93(h)(i)

賃貸価値の見積りに用いた仮定の変化は、通常、賃料の年次成長率及び割引率（及び最終還元利回り）の変化と概ね同方向へ変化し、長期空室率の変化と逆方向に変化します。

### 注釈

当グループは、IAS 第 40 号に準拠して投資不動産を公正価値で評価する会計方針を選択している。

経常的及び非経常的な公正価値測定について、非金融資産の現在の利用方法が最有効使用ではない場合、その旨及びその理由を開示しなければならない(IFRS 第 13 号 93(i)項)。当グループは、その不動産の現在の利用方法は、最有効使用であると評価している。最有効使用と現在の利用方法とが異なる場合の開示例は、以下のとおりである。

「当グループは、現在のオフィス用不動産としての利用方法は最有効使用であると判断していますが、測定日時点において店舗用として利用している不動産の最有効使用は、居住用不動産に転用することであると判断しています。ただし戦略的な理由から、当該不動産はそのような方法で使用されていません。」

IFRS 第 13 号の開示規定に加えて、IAS 第 1 号は、経営者が将来に関して行った重要な判断及び見積りの不確実性の原因の開示を要求している。こうした開示の例として、IAS 第 1 号 129(b)項は、計算の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する感応度及びそのような感応度を示す理由を挙げている。したがって、一定の状況では、IFRS 第 13 号 93(h)項が求める情報よりも多くの情報の開示が必要になる場合がある。

IAS 第 40 号は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で投資不動産を測定することを認めている。当グループが仮に投資不動産を原価で会計処理していた場合には、原価や減価償却率についての情報(有形固定資産に関するIAS 第 16 号上の規定と類似)が求められる。IAS 40.79(e)は、投資不動産の公正価値を開示することを要求しているが、本開示目的上、公正価値をIFRS 第 13 号に従い測定する必要がある。また、IAS 第 40 号に基づく開示に加えて、IFRS 第 13 号 97 項は以下の開示を要求している。

- ▶ 公正価値測定が区分されるレベル、すなわちレベル1、2又は3のいずれか
- ▶ レベル2又はレベル3の公正価値測定について、評価技法及びインプットの説明
- ▶ 現在の使用方法が最有効使用ではない場合には、その旨及びその理由

IFRS 第 13 号 99 項は、他の形式がより適切である場合を除き、表形式によりIFRS 第 13 号に基づく定量的情報を開示することを求めている。当グループは、上記のとおり、定量的開示を表形式で行っている。



## 連結財務諸表の注記

### 18. 無形資産

	開発費 千CU	耐用年数を 確定できる特許権 及びライセンス 千CU	耐用年数を 確定できない ライセンス 千CU	のれん 千CU	合計 千CU	IAS 38.118(c) IAS 38.118(e)
<b>取得原価</b>						
2016年1月1日現在	1,585	395	240	119	2,339	
内部開発による増加額	390	-	-	-	390	
子会社の取得(修正再表示*)	-	-	-	131	131	
<b>2016年12月31日現在</b>	<b>1,975</b>	<b>395</b>	<b>240</b>	<b>250</b>	<b>2,860</b>	
内部開発による増加額	587	-	-	-	587	
子会社の取得	-	30	1,170	2,231	3,431	
売却目的保有資産	-	(138)	-	-	(138)	
<b>2017年12月31日現在</b>	<b>2,562</b>	<b>287</b>	<b>1,410</b>	<b>2,481</b>	<b>6,740</b>	
<b>償却累計額及び減損損失累計額</b>						
2016年1月1日現在	165	60	-	-	225	
償却費	124	50	-	-	174	
<b>2016年12月31日現在</b>	<b>289</b>	<b>110</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>399</b>	
償却費	95	30	-	-	125	
減損損失(注記19)	-	-	-	200	200	
売却目的保有資産	-	(3)	-	-	(3)	
<b>2017年12月31日現在</b>	<b>384</b>	<b>137</b>	<b>-</b>	<b>200</b>	<b>721</b>	
<b>帳簿価額</b>						
2017年12月31日現在	2,178	150	1,410	2,281	6,019	
2016年12月31日現在(修正再表示*)	1,686	285	240	250	2,461	

\* 注記7で記載しているとおり、電球株式会社の取得に係る最終評価の調整を行い、のれんの金額を修正再表示したため、2016年度の財務諸表における金額と一致していません。

防火部門において2つの研究開発プロジェクトが進められています。一方は火災探知機及びスプリンクラー・システムの改良に関するプロジェクトであり、他方は自動車及び航空機用の耐火素材に関するプロジェクトです。

#### 当期の取得

特許権及びライセンスには、企業結合を通じて取得した無形資産が含まれています。特許権は、所管する政府機関によって最低10年間、その権利が認められています。取得したライセンスには、期間終了時に僅少な金額又は無償で更新することのできるオプションが付されています。過去に取得したライセンスは更新されているという実績に鑑み、当グループはこれらの資産の耐用年数は確定できないと判断しています。なお、これらの資産に対しては、2017年12月31日時点で減損テストを実施しています(注記19を参照)。

# 連結財務諸表の注記

## 19. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト

企業結合で取得したのれん及び耐用年数を確定できないライセンスは、減損テストにあたり、エレクトロニクス部門と防火設備部門のCGU(事業セグメント及び報告セグメントでもある)に配分されています。

### 各CGUに配分されたのれん及び耐用年数を確定できないライセンスの帳簿価額

	エレクトロニクス		防火設備		合計		
	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	
のれん	50	250	2,231	-	2,281	250	IAS 36.134(a)
耐用年数を確定できないライセンス	360	-	1,050	240	1,410	240	IAS 36.134(b)

当グループは、2016年及び2017年12月に年次の減損テストを行っています。グループは減損の兆候を検討する際に、他の指標に加え、株式の時価総額と帳簿価額との関連性を考慮しています。2017年12月31日時点において、当グループの株式の時価総額は資本の帳簿価額を下回っており、将来的にのれんや事業セグメント資産の減損が起り得る可能性を示唆しています。さらに、世界で建設工事や開発に関する活動が総じて減退していることや、長引く経済の不透明性は、防火設備及びエレクトロニクス部門における需要の減少につながっています。

#### エレクトロニクス部門

エレクトロニクス部門の回収可能価額は2017年12月31日時点で37,562千CUであり、これは上級管理職が承認した5年間の財務予算上の見積キャッシュ・フローを用いて算定された使用価値に基づいています。見積キャッシュ・フローは、商品やサービスに対する需要の減少を反映するために更新されています。見積キャッシュ・フローに適用された税引前割引率は15.5% (2016年:12.1%)であり、5年を超える期間のキャッシュ・フローについては、エレクトロニクス産業の長期平均成長率に等しい3.0% (2016年:5.0%)の成長率を用いて見積っています。処分費用控除後の公正価値は使用価値を上回らないと結論付けています。当該分析の結果、2016年12月31日時点で250千CUで計上していたのれんに対し、当期に200千CUの減損損失を認識し、連結損益計算書上、管理費に計上しています。

IAS 36.130(e)  
IAS 36.134 (d) (iii)  
IAS 36.134 (d) (iv)  
IAS 36.134 (d) (v)  
IAS 36.126(a)

#### 防火設備部門

防火設備部門の回収可能価額も同様に、上級管理職が承認した5年間の財務予算上の見積キャッシュ・フローを用いて算定された使用価値に基づいています。見積キャッシュ・フローは、商品やサービスに対する需要の減少を反映するために更新されています。見積キャッシュ・フローに適用された税引前割引率は14.4% (2016年:12.8%)であり、5年を超える期間のキャッシュ・フローを推定する際に使用した成長率は4.1% (2016年:3.8%)です。当該成長率は、防火設備部門が属する業界の平均成長率を0.75%上回っています。防火設備部門の責任者は、消火器株式会社の買収により、当該成長率は妥当であると考えています。この買収により業界における特許権を取得したことから、当グループは、ある特殊製品を10年間にわたり排他的に製造することができ、加えて10年経過後に当該特許権を更新するオプションを有しています。分析の結果、5,674千CUの余裕があったことから、経営者は当該CGUについて、減損は生じていないと判断しています。

IAS 36.130(e)  
IAS 36.134 (c)  
IAS 36.134 (d) (iii)  
IAS 36.134 (d) (iv)  
IAS 36.134 (d) (v)

#### 使用価値の計算に用いられた主要な仮定及び仮定の変更に対する感応度

エレクトロニクス部門及び防火設備部門の双方の使用価値の計算に大きく影響を与える仮定は、以下のとおりです。

- ▶ 売上総利益率
- ▶ 割引率
- ▶ 原材料価格の上昇
- ▶ 予算期間における市場占有率
- ▶ 予算期間を超えたキャッシュ・フローを推定するために使用された成長率

IAS 36.134 (d) (i)  
IAS 36.134 (d) (ii)  
IAS 36.134 (f)

IAS 36.134 (f) (ii)  
IAS 36.134 (f) (iii)

売上総利益率—売上総利益率は、予算期間開始前3年間の実績平均値に基づいています。エレクトロニクス部門及び防火設備部門の売上総利益率は、それぞれ22.17%と26.03%でした。売上総利益率は、予想される業務の効率化により予算期間にわたって増加し、エレクトロニクス部門で年率1.5%増、防火設備部門で年率2%増としています。

需要の減退により売上総利益率は低下する可能性があります。エレクトロニクス部門の売上総利益率が1.0%低下した場合、ならびに防火設備部門の売上総利益率が5.0%低下した場合、追加の減損損失が認識されます。

## 連結財務諸表の注記

### 19. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト（続き）

割引率—割引率は、貨幣の時間価値及び将来キャッシュ・フローの見積りに織り込まれていない原資産に特有のリスクを反映した、各CGUIに固有のリスクに関する現在の市場評価を反映しています。割引率は、当グループ及び事業セグメントに特有の状況に基づき、加重平均資本コスト(WACC)を用いて算定されています。WACCは負債と資本の両方を加味しています。資本コストは当グループの投資家が期待する投資利益に基づき算出し、負債コストは当グループが返済すべき利付借入金に基づいています。セグメントに特有のリスクは、個々のベータ値を採用することにより算定しています。ベータ値は広く入手可能なマーケット指標に基づいて年次で評価しています。税引前割引率を反映するために、将来の税金キャッシュ・フローの金額と時期を割引率の調整に織り込んでいます。

エレクトロニクス部門の税引前割引率が16.0%(すなわち0.5%増加)に上昇した場合、ならびに防火設備部門の税引前割引率が15.6%(すなわち1.2%増加)に上昇した場合、追加の減損損失が認識されます。

原材料価格の上昇—原材料価格の上昇に関する見積りは、原材料産出国の公表指標及び特定のコモディティに関連するデータに基づいています。データが広く入手可能な場合(主に日本国及び米国)は、将来の価格変動に関する指標として予測値が使用され、そのようなデータが入手できない場合には、過去における実際の原材料価格の変動値を将来の価格変動に関する指標として使用しています。

経営者は、原材料価格が予算策定時の想定を上回って上昇する可能性について検討しています。予想される規制の改正によって、供給業者が対応できないほどの需要の増加が生じた場合に、このような事態が発生する可能性があります。価格上昇率は、原材料の購入先が所在する国に応じ、エレクトロニクス部門は1.9%から2.6%、防火設備部門は2.1%から4.5%の範囲内と予測しています。原材料の価格が想定している価格上昇率を平均で0.5%超え上回って上昇する場合、当グループに追加の減損損失が認識されます。

市場占有率に関する仮定—成長率に関する業界のデータを使用する場合(下記参照)、本仮定は重要となります。なぜなら経営者は、予算期間にわたって各部門の市場における地位が競合他社と比較してどのように変化する可能性があるか評価するためです。経営者は、エレクトロニクス市場における当グループの占有率(20%)は、予算期間中は安定するものと予想しています。一方、防火設備市場における競合他社と比較した当グループの相対的地位は、上述した消火器株式会社の買収により、高まると見込んでいます。防火設備市場における当グループの占有率は現在のところ37%です。

経営者は、当グループのエレクトロニクス市場での市場占有率は予算期間にわたり安定的であると予想しています。ただし、エレクトロニクス部門における市場占有率が8%減少した場合、ならびに防火設備市場における市場占有率が20%減少した場合、追加の減損損失が認識されます。

成長率に関する仮定—成長率は公表されている業界調査に基づいています。なお、防火設備部門の予算を策定するために用いた長期成長率は、上述した重要な特許権の取得という追加的要素を反映し調整されています。

経営者は、技術革新のスピード及び新規企業が参入する可能性が成長率に関する仮定に重要な影響を及ぼしうることを認識しています。新規企業が参入することにより、将来見通しに不利な影響が出るとは想定していませんが、見積長期成長率(現在、エレクトロニクス部門については5.2%、防火設備部門については8.4%)が変更される可能性は合理的であると考えています。エレクトロニクス部門の長期成長率が0.8%低下した場合、ならびに防火設備部門の長期成長率が0.3%低下した場合、追加の減損損失が認識されます。

## 連結財務諸表の注記

### 19. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト（続き）

#### 注釈

当グループは、IAS第36号に従い、資金生成単位（以下、CGU）の回収可能価額を使用価値に基づき算定している。回収可能価額として処分費用控除後の公正価値を用いている場合、IAS第36号134(e)項により、評価技法及びその他の情報を財務諸表で開示することが求められる。その他の情報には、使用した主要な仮定、主要な仮定の算定に用いた経営者の手法の説明、公正価値ヒエラルキーのレベル及び評価技法を変更した場合にはその理由が含まれる。さらに、処分費用控除後の公正価値が、割引見積キャッシュ・フローを用いて算定される場合には、キャッシュ・フローの予測期間、キャッシュ・フローの見積値を推定するために用いた成長率及び適用した割引率の開示が求められる。IFRS第13号に基づく開示は求められないが、IAS第36号134(e)項に従って行われる上記の開示は、IFRS第13号で要求される開示と類似している。

IAS第36号134(d)(i)項は、CGUに配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要である場合、各CGUごとに主要な仮定を開示することを要求している。上記の開示は例示目的で作成しているため、企業は、例示で示している各仮定を重要性の観点から検討する必要がある。

IAS第36号134(f)項は、CGUに配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要である場合、各CGUごとに感応度分析を開示することを求めている。CGUの回収可能価額の算定に用いた主要な仮定が変化する可能性が合理的であり、それにより当該CGUの帳簿価額が回収可能価額を上回ることになる場合に感応度分析を開示している。エレクトロニクス部門については、当期に減損損失が計上されており、帳簿価額と回収可能価額が等しい状態であるため、すべての主要な仮定について感応度分析を行っている。また、防火設備部門については、合理的に起こりうる主要な仮定の変化によって減損が生じる可能性があるため、すべての主要な仮定について感応度分析を実施している。企業は、回収可能価額が帳簿価額と等しくなる点を探る際の感応度分析では、ある1つの仮定の変更が他の仮定に及ぼす影響も考慮する必要がある（IAS第36号134(f)(iii)項）。当グループはこの点について本開示で検討している。

## 連結財務諸表の注記

### 20. 金融資産及び金融負債

#### 20.1 金融資産

	2017年 千CU	2016年 千CU	IFRS 7.6 IFRS 7.8 IAS 39.9
<b>ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ</b>			
為替予約	640	-	
組込デリバティブ	210	-	
<b>ヘッジ手段に指定されているデリバティブ</b>			
為替予約	252	153	
<b>その他の包括利益を通じて公正価値で測定される売却可能金融資産</b>			
非上場株式	1,038	898	
上場株式	337	300	
上場債券	612	600	
<b>公正価値で測定される金融商品合計</b>	<b>3,089</b>	<b>1,951</b>	
<b>償却原価で測定する金融資産</b>			
営業債権及びその他の債権（注記22）	25,672	22,290	
手形貸付金	3,674	1,685	
関連会社への貸付金	200	-	
取締役への貸付金	13	8	
<b>金融商品合計</b>	<b>32,648</b>	<b>25,934</b>	
<b>流動合計</b>	<b>26,223</b>	<b>22,443</b>	
<b>非流動合計</b>	<b>6,425</b>	<b>3,491</b>	

ヘッジ手段に指定されているデリバティブは、発生可能性が非常に高い米ドル建売上に係る予定取引及び発生可能性が非常に高い英ポンド建仕入に係る予定取引をヘッジするため、キャッシュ・フロー・ヘッジに指定された、為替予約の公正価値のプラスへの変動を反映しています。 IFRS 7.32A

ヘッジ手段に指定されていないデリバティブは、ヘッジ関係に指定されてはいないものの、なお予想される販売及び仕入に関する為替リスクの水準を軽減することを目的とした為替予約の公正価値のプラスへの変動を反映しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される売却可能金融資産には、非上場株式に対する投資となる売却可能金融資産の大部分が含まれます。当グループはそのような会社の非支配持分(2%から9%)を保有しており、これらの投資を戦略的なものと位置付け、電力セクター及びエレクトロニクス・セクターにおいて共同研究契約を締結しています。また当グループは、上場株式及び上場負債性証券に対する投資も保有しており、これら上場株式及び上場負債性証券の公正価値は、活発な市場における公表価格を参照することで算定しています。

当社は売却可能金融資産である上場負債性証券について88千CU、また売却可能金融資産である上場株式については23千CUの減損を認識し、連結損益計算書上、金融費用に計上しています。

貸付金及び債権は償却原価で計上される非デリバティブ金融資産で、当グループに固定又は変動利息収益をもたらします。その帳簿価額は、相手方の信用リスクの変動の影響を受ける場合があります。

## 連結財務諸表の注記

### 20.2 金融負債 - 利付ローン及び借入金

	金利 %	満期	2017年 千CU	2016年 千CU	IFRS 7.7
<b>利付ローン及び借入金(流動)</b>					
ファイナンス・リース及び割賦購入契約に係る債務 (注記32)	7.8	2018/2017年	83	51	
当座借越	EURIBOR+1.0	要求払	966	2,650	
銀行借入金1,500千CU	EURIBOR+0.5	2018年11月1日	1,411	-	
銀行借入金2,200千CU	EURIBOR+0.5	2017年3月31日	-	74	
<b>利付ローン及び借入金合計(流動)</b>			<b>2,460</b>	<b>2,775</b>	
<b>利付ローン及び借入金(非流動)</b>					
ファイナンス・リース及び割賦購入契約に係る債務 (注記32)	7.8	2019年-2020年	905	943	
金利8%の社債	8.2	2019年-2025年	3,374	3,154	
金利8.25%の担保付借入金-3,600千米ドル	*LIBOR+0.2	2023年5月31日	2,246	-	
担保付銀行借入金	LIBOR+2.0	2023年7月31日	3,479	3,489	
銀行借入金1,500千CU(2016年:1,400千CU)	EURIBOR+0.5	2018年11月1日	-	1,357	
銀行借入金2,750千CU(2016年:2,500千CU)	EURIBOR+1.1	2020年-2022年	2,486	2,229	
銀行借入金2,200千CU	EURIBOR+0.5	2021年3月31日	2,078	2,078	
銀行借入金5,809千CU	7.5	2022年1月1日	-	5,809	
消防機器研究所株式会社における第三者投資家からの借入金	11.0	2020年	3,000	-	
転換条項付優先株式	11.6	2022年	2,778	2,644	
<b>利付ローン及び借入金合計(非流動)</b>			<b>20,346</b>	<b>21,703</b>	
<b>利付ローン及び借入金合計</b>			<b>22,806</b>	<b>24,478</b>	

\*関連する金利スワップによる影響を考慮しています。

#### 注釈

IFRS第7号7項では、企業の財政状態及び財務業績に関して、財務諸表利用者が金融商品の重要性を評価できるような情報の開示が求められている。当グループは、連結財政状態計算書における利付ローン及び借入金の金額が著しく重要であるため、財務諸表の利用者に対して借入金の実効金利及びその満期日に関する詳細な情報を提供している。

#### 当座借越

当座借越は短期性預金の一部によって担保されています。

#### 銀行借入金1,500千CU

当該借入金は無担保であり、2018年11月1日全額返済されます。

#### 金利8%の社債

当該社債は2019年1月1日より毎年350千CUずつ均等に返済されます。

#### 金利8.25%の担保付借入金

当該借入金は、当グループが保有する帳簿価額2,400千CU(2016年:-CU)の土地及び建物を第一抵当とすることによって担保されています。

#### 担保付銀行借入金

当該借入金は、6年のマルチ・オプション・ファシリティ(以下、MOF)の下で実行されたものです。すなわち、当該借入金は報告日後12カ月以内に返済期日が到来するものの、当グループはMOFにおける権利を行使してこの資金を借り換えることができる裁量を有し、かつ借換えを予定しているため、本借入金を長期に分類しています。このような即時借換えによる資金調達は2023年7月31日まで利用可能です。満期日における総返済額は3,500千CUです。このMOFの下での融資枠は、当グループが保有する帳簿価額5,000千CU(2016年:5,000千CU)の土地及び建物を第一抵当とすることによって担保されています。

IFRS 7.7

IAS 1.73

## 連結財務諸表の注記

### 20.2 金融負債 - 利付ローン及び借入金（続き）

#### 銀行借入金2,750千CU

当グループは、当報告期間中に本借入契約のもと、追加で250千CU借入をしています。当該借入金は、2020年12月31日を期日とする1,250千CU及び2022年12月31日を期日とする1,500千CUの2回払いによって返済されます。

#### 銀行借入金2,200千CU

当該借入金は無担保であり、2021年3月31日に全額返済されます。2016年12月31日時点では、2017年3月31日までに74千CUが返済される予定でした。

#### 銀行借入金5,809千CU

本借入金は、売却目的保有負債の正味残高に振り替えられています。

#### 転換条項付優先株式

2017年及び2016年12月31日現在、2,500,000株の転換条項付優先株式が発行されています。株式の額面は1CUであり、2019年1月1日に、保有する優先株式3株につき普通株式1株の割合で当グループの親会社の普通株式に転換することのできるオプションがその保有者に付与されています。転換されなかった優先株式はすべて、2022年12月31日に1株当たり1.20CUで償還されます。当該優先株式には年7%の配当が、6月30日と12月31日にそれぞれ後払いで支払われます。なお配当は非累積型です。優先株式は清算時において普通株式に優先します。当該株式の資本部分の表示については注記24に記載しています。

### その他の金融負債

IAS 1.79(a)(v)  
IFRS 7.6  
IFRS 7.8

	2017年	2016年
	千CU	千CU
<b>ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ</b>		
為替予約	720	—
組込デリバティブ	782	—
<b>ヘッジ手段に指定されているデリバティブ</b>		
為替予約	170	254
商品先渡契約	980	—
金利スワップ	35	—
<b>純損益を通じて公正価値で測定される金融負債</b>		
条件付対価(注記7)	1,072	—
<b>公正価値で測定される金融商品合計</b>	<b>3,759</b>	<b>254</b>
<b>償却原価で測定されるその他の金融負債(利付ローン及び借入金を除く)</b>		
営業債務及びその他の債務(注記31)	19,444	20,730
金融保証契約	87	49
<b>その他の金融負債合計</b>	<b>23,290</b>	<b>21,033</b>
<b>流動合計</b>	<b>22,484</b>	<b>21,033</b>
<b>非流動合計</b>	<b>806</b>	<b>—</b>

ヘッジ手段に指定されているデリバティブは、発生可能性が非常に高い英ポンド建仕入に係る予定取引をヘッジするためのキャッシュ・フロー・ヘッジに指定された、為替予約の公正価値の変動を反映しています。

IFRS 7.32A

また、ヘッジ手段に指定されているデリバティブには、予定されている銅の仕入取引に係る銅の価格変動リスクをヘッジするために2017年中に締結された銅の先渡契約の公正価値の変動も含まれています。当該先渡契約は銅の現物引渡を伴わず、予定されている仕入に係る銅の価格変動の影響を相殺すべくキャッシュ・フロー・ヘッジに指定されています。当グループは、翌報告期間中に予想される銅の仕入取引のうちおよそ45%をヘッジしています。したがって、残りの銅の仕入取引は価格変動リスクにさらされていることとなります。

# 連結財務諸表の注記

## 20.2 金融負債 - 利付ローン及び借入金（続き）

### 条件付対価

取得契約の一部として、消火器株式会社の前所有者との間で条件付対価に関する合意がなされています。この対価は消火器株式会社における12カ月間の税引前利益によって金額が増減します。当該条件付対価の公正価値は取得日時点で714千CUでしたが、対予算比で著しく業績が良好であったことから、2017年12月31日時点で1,072千CUに上昇しています。当該対価は近日中に確定し、2018年9月30日に前所有者へ支払われる予定です。

IFRS 3.B64(g)

### 注釈

IFRS第7号では、金融商品を相殺する権利と関連する取決め（例：担保契約）に関する情報と、相殺の取決めが企業の財政状態に与える影響を利用者が評価するうえで有用となる情報の開示を求めている。

当グループは、IAS第32号に従って金融商品を相殺しておらず、関連する相殺の取決めを有していない。しかし、企業がIAS第32号に従って相殺される金融商品を認識している場合、あるいは金融商品がIAS第32号に従って相殺されていない場合であっても、強制可能なマスター・ネットリング契約又は類似の契約の対象となる金融商品を認識している場合、IFRS第7号13A項から13E項の開示を行わなければならない。

## 20.3. ヘッジ活動及びデリバティブ

### ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ

当グループは、外貨建借入金及び為替予約により、取引から生じるエクスポージャーの一部を管理しています。これらの為替予約はキャッシュ・フロー・ヘッジに指定されていないものの、対象となる取引の為替に対するエクスポージャーと整合するように、通常、その期間は1カ月から24カ月となっています。

IFRS 7.22

### キャッシュ・フロー・ヘッジ

#### 為替リスク

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される為替予約は、予定されている米ドル建の売上取引及び英ポンド建の仕入取引のキャッシュ・フローをヘッジするためのヘッジ手段に指定されています。これらの予定取引は実行可能性が非常に高く、当グループの米ドル建の予定売上合計額の約25%及び英ポンド建の予定仕入合計額の約65%を占めています。

IFRS 7.23(a)

また当グループは、予定売上取引及び予定仕入取引の為替リスクを軽減する目的で、その他の為替予約を締結していますが、これらの契約はヘッジ手段として指定せず、純損益を通じて公正価値で測定しています。

為替予約の残高は、予定売上取引や予定仕入取引の水準及び為替予約レートの変動に応じて変更しています。

	2017年		2016年	
	資産 千CU	負債 千CU	資産 千CU	負債 千CU

### ヘッジ手段に指定されている

#### 為替予約契約

公正価値	252	(170)	153	(254)
------	-----	-------	-----	-------

為替予約の条件は、実行可能性が非常に高い予定取引と一致しているため、損益計算書で認識されるヘッジの非有効部分は生じません。想定元本については、注記20.2に記載しています。

IFRS 7.24(b)

2018年1月に予定されている売上取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジの有効性は非常に高く、ヘッジ手段に関する正味未実現利得252千CU(及び関連する繰延税金負債76千CU)が、その他の包括利益に計上されています。2017年第1四半期に予定されている売上取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジの有効性は全体として非常に高く、その未実現利得153千CU(及び関連する繰延税金負債46千CU)が、その他の包括利益に計上されています。

IFRS 7.23(c)

2018年2月及び3月に予定されている仕入取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジの有効性は非常に高く、2017年12月31日現在で正味未実現損失170千CU(及び関連する繰延税金資産51千CU)が、その他の包括利益に計上されています。2017年第1四半期に予定されている仕入取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジもまた、その有効性が全体として非常に高く、未実現損失254千CU(及び関連する繰延税金資産76千CU)が、その他の包括利益に計上されています。

IFRS 7.23(d)

2017年度において、ベースス・アジャストメントによりその他の包括利益から減額されヘッジ対象の帳簿価額に含まれた、合計183千CU(2016年:33千CU)となる金額の内訳は、注記12.8に記載しています。2017年12月31日時点でその他の包括利益に計上されている金額は、2018年に純損益に振り替えられる予定です。その他の包括利益に含まれていた利得又は損失のうち当期に純損益へ振り替えられた金額は、注記12.8に記載しています。

IFRS 7.23(e)

IFRS 7.23(a)



## 連結財務諸表の注記

### 20.3 ヘッジ活動及びデリバティブ（続き）

#### コモディティ価格リスク

当グループでは、電子事業部門における電子デバイスの生産用として銅の継続的な供給が求められるため、銅を継続的に仕入れています。過去12カ月間において銅価格のボラティリティが増大したため、銅の先渡契約を締結することを決定しました。これらの先渡契約は2017年7月1日から開始し、銅の価格変動リスクを軽減することが期待されています。予定されている銅の仕入取引に係る価格変動のヘッジは、取締役会が定めたリスク管理戦略に従ったものです。ヘッジ関係は、既存の仕入契約に基づき、3ヶ月から12ヶ月の期間を対象としています。当グループは、銅の仕入価格のうち、直物レートの変動のみをヘッジ対象リスクとして指定しているため、商品先渡契約の直先差額（フォワード・ポイント）についてはヘッジ指定から除外しています。直先差額による公正価値の変動は、連結損益計算書上、金融費用に計上しています（当期の計上額は23千CU）（注記12.3を参照）。

2017年12月31日時点における未決済の商品先渡契約の公正価値は980千CU（負債）です。非有効部分は、当年度 65千CUであり、連結損益計算書上、その他の営業費用に計上しています（注記12.2を参照）。なお、有効部分の累積額915千CUはその他の包括利益に計上され、2018年上期に純損益に振り替えられる予定です。

#### 公正価値ヘッジ

2017年12月31日現在、当グループは想定元本3,600千米ドル（2,246千CU）（2016年：-CU）の金利スワップ契約を保有しています。当該契約により、当グループは想定元本に対して8.25%の固定金利を受け取り、LIBOR+0.2%の変動金利を支払うこととなります。当該スワップは、固定金利8.25%の担保付借入金の公正価値の変動リスクをヘッジするために用いられています。

IFRS 7.22

IFRS 7.24(a)

金利スワップの公正価値の減少35千CU（2016年：-CU）は金融費用として認識しており、当該銀行借入金に係る対応する利得と相殺されています。2017年度に認識された非有効部分に重要性はありません。

#### 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

2017年12月31日現在のローンに含まれる3,600千米ドルの借入金は、米国子会社であるWireworks Inc及びSprinklers Incに対する純投資のヘッジとして指定されたものであり、当グループの当該投資における為替リスクをヘッジするために利用されています。当該借入金の換算から生じた利得又は損失は、その他の包括利益に振り替えられ、子会社に対する純投資の換算から生じる利得又は損失と相殺されます。2017年及び2016年12月31日に終了する各年度において、ヘッジの非有効性は認識されていません。

IFRS 7.22

IFRS 7.24(c)

#### 組込デリバティブ

2017年、当グループは、カナダに所在する顧客と長期販売契約を締結しています。当該顧客の機能通貨は米ドルです。当該契約における販売価格は、カナダドル建てで固定されています。この契約では現物決済が要求され、その目的は買手が予定している販売のために商品を引き渡すことです。この契約には、区分処理を必要とする外国為替デリバティブが組み込まれています。

IAS 39.AG33(d)

当グループは、南アフリカやロシアの複数の供給業者と（活発な市場が存在する）真鍮及びクロムの購買契約を締結していますが、その購買価格は電力価格とリンクしています。これらの契約には、区分処理が求められるコモディティ・スワップが組み込まれています。

これらの組込為替デリバティブ及び組込コモディティ・スワップは、主契約から区分処理され、純損益を通じて公正価値で計上されています。2017年12月31日現在のこれらの組込デリバティブの帳簿価額は、210千CU（その他の金融資産）（2016年：-CU）及び782千CU（その他の金融負債）（2016年：-CU）です。対応する純損益は、それぞれその他の営業収益及び営業費用に計上されています。

IAS 39.AG33(e)

## 連結財務諸表の注記

### 20.4 公正価値

財務諸表に計上されている当グループが保有する金融商品の種類ごとの帳簿価額及び公正価値の比較は、以下のとおりです。ただし、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値であるものは除いています。

IFRS 7.25  
IFRS 7.26  
IFRS 7.29

	2017年		2016年	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	千CU	千CU	千CU	千CU
<b>金融資産</b>				
貸付金	3,887	3,741	1,693	1,654
売却可能金融資産	1,987	1,987	1,798	1,798
為替予約	640	640	-	-
組込デリバティブ	210	210	-	-
キャッシュ・フロー・ヘッジにおける為替予約	252	252	153	153
<b>合計</b>	<b>6,976</b>	<b>6,830</b>	<b>3,644</b>	<b>3,605</b>
<b>金融負債(利付ローン及び借入金)</b>				
利付借入金				
ファイナンス・リース及び割賦購入契約に係る債務	(988)	(1,063)	(994)	(1,216)
変動金利借入金*	(12,666)	(12,666)	(12,601)	(12,601)
固定金利借入金	(6,374)	(6,321)	(8,239)	(8,944)
転換条項付優先株式	(2,778)	(2,766)	(2,644)	(2,621)
金融保証契約	(87)	(83)	(49)	(45)
条件付対価	(1,072)	(1,072)	-	-
ヘッジ指定されていないデリバティブ				
為替予約	(720)	(720)	-	-
組込デリバティブ	(782)	(782)	-	-
有効なヘッジ関係にあるデリバティブ	(1,185)	(1,185)	(254)	(254)
<b>合計</b>	<b>(26,652)</b>	<b>(26,658)</b>	<b>(24,781)</b>	<b>(25,681)</b>

\* ヘッジ対象となっている金利リスクに起因する公正価値の変動について調整を行った後の償却原価で計上している、金利8.25%の担保付借入金を含んでいます。

## 連結財務諸表の注記

### 20.4 公正価値（続き）

経営者は、現金及び短期性預金、営業債権、営業債務、当座借越及びその他の流動負債は期間が短いため、その公正価値はおおむね帳簿価額に近似したものと評価しています。

IFRS 13.93(d)  
IFRS 13.97  
IFRS 7.29

公正価値の見積りに当たっては、以下の方法及び仮定を使用しています。

- ▶ 固定金利及び変動金利の長期性の債権や借入金は金利、カントリー・リスクに係る具体的な要因、個々の顧客の信用度や調達した資金を使用したプロジェクトのリスク特性といったパラメーターに基づき評価しています。当該評価に基づき、これらの債権に対する貸倒引当金を計上しています。
- ▶ 上場債券の公正価値は報告日における公表価格に基づいています。非上場金融商品、銀行借入金やその他の金融負債、ファイナンス・リースに関する債務及びその他の非流動金融負債の公正価値は、契約条件、信用リスク及び満期までの残存期間が類似する負債について現在入手可能な利率で、将来キャッシュ・フローを割り引くことにより算定しています。資本性金融商品の公正価値は、予想キャッシュ・フロー又は割引率の合理的に起こりうる変動に加え、成長率の合理的に起こりうる変動の影響を受けます。この評価において、経営者はモデルにおいて観察可能でないインプットを使用しています。これらのうち重要な観察可能でないインプットは下記の表のとおりです。経営者は、これらの重要な観察可能でないインプットに関し、合理的に起こりうるさまざまなインプットを定期的に評価し、公正価値総額への影響を判断しています。
- ▶ 非上場普通株式の公正価値は、割引キャッシュ・フロー・モデル(DCF法)を用いて見積っています。この見積りに当たって、経営者は、予想キャッシュ・フロー、割引率、信用リスク及びボラティリティをはじめとする評価モデルへのインプットについて仮定を置くことが求められます。一定の範囲内における複数の見積りの発生確率は合理的に評価することが可能であり、その発生確率は、経営者による非上場株式の公正価値の見積りにおいて用いられます。
- ▶ これら以外の売却可能金融資産の公正価値は、活発な市場における公表市場価格から算出しています。
- ▶ 当グループは、さまざまなカウンター・パーティー(主として投資適格水準の格付を有する複数の金融機関)とデリバティブ契約を締結しています。金利スワップ、為替予約及びコモディティ先渡契約は、市場の観察可能なインプットを採用する評価技法を用いて評価しています。最も頻繁に用いた評価技法は、現在価値計算に基づく、フォワード・プライシング・モデルやスワップ・モデルです。当該評価モデルに、カウンター・パーティーの信用度、直物為替相場や先物相場、各通貨のイールド・カーブ、各通貨間のベース・スプレッド、金利カーブ、原商品であるコモディティの先物カーブを含む、さまざまなインプットを織り込み、公正価値を算定しています。一部のデリバティブ契約は現金で全額担保されているため、カウンター・パーティー・リスク及び当グループ双方の不履行リスクはありません。2017年12月31日時点で、それ以外のデリバティブ資産の値洗額は、カウンター・パーティーの債務不履行リスクによる信用評価調整考慮後のものです。カウンター・パーティーの信用リスクの変動は、ヘッジ手段として指定されたデリバティブのヘッジの有効性評価や、公正価値で認識されるその他の金融商品に対して、重要な影響を及ぼすものではありません。
- ▶ 複合金融商品中の組込為替デリバティブ及びコモディティ・デリバティブは、為替予約及びコモディティ・デリバティブと同様の方法で測定されます。組込デリバティブは、コモディティ及び関与している当事者の機能通貨と取引の通貨が異なる場合に長期販売契約から分離される為替予約です。なお、これらの契約には担保が付されていないため、当グループはカウンター・パーティーの信用リスク(組込デリバティブ資産)又は当グループの不履行リスク(組込デリバティブ負債)を考慮し、最大信用エクスポージャーを評価し、また、デフォルト確率及びデフォルトの場合の損失に関する市場ベースのインプットを考慮し、信用評価調整及び債務評価調整を含めています。
- ▶ 当グループの利付借入金の公正価値は、報告期間の末日現在の発行体の貸付金利を反映した割引率を用いて、DCF法により算定しています。なお、2017年12月31日現在の当グループの不履行リスクに重要性はないと評価しています。

## 連結財務諸表の注記

### 20.4 公正価値（続き）

#### 重要な観察可能でないインプットの説明

2017年及び2016年12月31日時点の定量的感応度分析と、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定で使用される重要な観察可能でないインプットは、以下のとおりです。

	評価技法	重要な観察可能でないインプット	範囲(加重平均)	公正価値に対するインプットの感応度	IFRS 13.93(d) IFRS 13.93(h)(i) IFRS 13.93(h)(ii) IFRS 13.97		
売却可能金融資産(非上場株式) —電力産業—	DCF法	将来キャッシュ・フローの長期成長率	2017年: 3.1% - 5.2% (4.2%)	長期成長率が5%(2016年:5%)上昇(下落)すると、公正価値が17千CU(2016年:15千CU)上昇(下落)します。			
			2016年: 3.1% - 5.1% (4%)				
			長期営業利益率			2017年: 5.0% - 12.1% (8.3%)	営業利益率が15%(2016年:12%)上昇(下落)すると、公正価値が21千CU(2016年:19千CU)上昇(下落)します。
						2016年: 5.2% - 12.3% (8.5%)	
	WACC		2017年: 11.2% - 14.3% (12.6%)	WACCが1%(2016年:2%)上昇(下落)すると、公正価値が10千CU(2016年:15千CU)下落(上昇)します。			
		2016年: 11.5% - 14.1% (12.3%)					
		市場性の欠如によるディスカウント	2017年: 5.1% - 15.6% (12.1%)	ディスカウントが2%(2016年:3%)上昇(下落)すると、公正価値が8千CU(2016年:9千CU)下落(上昇)します。			
			2016年: 5.4% - 15.7% (12.3%)				
売却可能金融資産(非上場株式) —エレクトロニクス産業—	DCF法	将来キャッシュ・フローの長期成長率	2017年: 4.4% - 6.1% (5.3%)	長期成長率が3%(2016年:3%)上昇(下落)すると、公正価値が23千CU(2016年:25千CU)上昇(下落)します。			
			2016年: 4.6% - 6.7% (5.5%)				
			長期営業利益率			2017年: 10.0% - 16.1% (14.3%)	営業利益率が5%(2016年:4%)上昇(下落)すると、公正価値が12千CU(2016年:13千CU)上昇(下落)します。
						2016年: 10.5% - 16.4% (14.5%)	
	WACC		2017年: 12.1% - 16.7% (13.2%)	WACCが1%(2016年:2%)上昇(下落)すると、公正価値が21千CU(2016年:22千CU)下落(上昇)します。			
		2016年: 12.3% - 16.8% (13.1%)					
		市場性の欠如によるディスカウント	2017年: 5.1% - 20.2% (16.3%)	ディスカウントが1.5%(2016年:2%)上昇(下落)すると、公正価値が8千CU(2016年:8千CU)下落(上昇)します。			
			2016年: 5.3% - 20.4% (16.4%)				
組込デリバティブ資産	フォワード・プライシング・モデル	カウンター・パーティーの信用リスクに係るディスカウント	2017年: 0.02% - 0.05% (0.04%)	0.5%(2016年:0.4%)上昇(下落)すると、公正価値が23千CU(2016年:25千CU)上昇(下落)します。			
			2016年: 0.01% - 0.04% (0.03%)				
組込デリバティブ負債	フォワード・プライシング・モデル	不履行リスクに係るディスカウント	2017年: 0.01% - 0.05% (0.03%)	0.4%(2016年:0.4%)上昇(下落)すると、公正価値が20千CU(2016年:23千CU)上昇(下落)します。			
			2016年: 0.01% - 0.04% (0.02%)				

## 連結財務諸表の注記

### 20.4 公正価値（続き）

	評価技法	重要な観察可能でない インプット	範囲(加重平均)	公正価値に対するインプ ットの感応度
関連会社及び 取締役への 貸付金	DCF法	年率換算期限前償還率	2017年: 1.5% - 2.5% (2.0%) 2016年: 1.6% - 2.7% (2.2%)	1% (2016年: 2%) 上昇 (下落)すると、公正価値 が25千CU (2016年: 21 千CU) 上昇(下落)しま す。
		不履行リスクに係る ディスカウント	2017年: 0.08% 2016年: 0.09%	0.4% (2016年: 0.4%) 上昇(下落)すると、公正 価値が21千CU (2016 年: 20千CU) 上昇(下 落)します。
金融保証債務	DCF法	カウンター・パーティーに よる不履行リスクに係る ディスカウント	2017年: 3.0% 2016年: 3.2%	0.5% (2016年: 0.4%) 上昇(下落)すると、公正 価値が22千CU (2016 年: 24千CU) 上昇(下 落)します。
		当グループの不履行リスク	2017年: 0.05% 2016年: 0.07%	0.4% (2016年: 0.3%) 上昇(下落)すると、公正 価値が19千CU (2016 年: 22千CU) 上昇(下 落)します。
条件付対価に係る 負債	DCF法	確率調整後の消火器株式 会社の税引前利益	2017年: 1,514千CU 2016年: -	消火器株式会社の確率 調整後の税引前利益が 10%下落すると、条件付 対価に係る負債の公正 価値が390千CU下落し ます。
		割引率	2017年: 14% 2016年: -	消火器株式会社の確率 調整後の税引前利益が 5%上昇しても、条件付対 価に係る負債の公正価 値は変わりません。
		自己の不履行リスクに関す る割引率	2017年: 0.05% 2016年: -	割引率が2%上昇(下 落)すると、条件付対価 に係る負債の公正価値 が25千CU下落(上昇)し ます。
		自己の不履行リスクに関 する割引率が0.4%上昇 (下落)すると、条件付対 価に係る負債の公正価 値が5千CU下落(上昇) します。		

市場性の欠如によるディスカウントとは、市場参加者が投資の価格付けを行う際に考慮することになると当グループが判断する金額を表しています。

売却可能金融資産の場合、純損益に認識される減損損失の金額は、公正価値の下落が著しい又は長期にわたるものであるかどうかによって左右されます。なお、公正価値の上昇は、その他の包括利益を通じて資本にのみ影響し、純損益に影響を与えることはありません。

## 連結財務諸表の注記

### 20.4 公正価値（続き）

#### 売却可能金融資産に分類される非上場株式の公正価値測定の増減

	電力	エレクトロニクス	合計	
	千CU	千CU	千CU	
2016年1月1日現在	388	502	890	IFRS 13.93(e)(ii)
その他の包括利益に認識された再評価額	4	6	10	IFRS 13.93(e)(iii)
購入	-	-	-	
売却	(2)	-	(2)	
2016年12月31日現在	390	508	898	
その他の包括利益に認識された再評価額	122	(180)	(58)	
購入	261	593	854	
売却目的保有資産に再分類	-	(508)	(508)	
売却	(98)	(50)	(148)	
2017年12月31日現在	675	363	1,038	

#### 組込デリバティブ資産及び負債の公正価値測定の増減

	組込為替		
	デリバティブ資産	組込コモディティ・デリバティブ負債	
	カナダドル	真鍮	クロム
	千CU	千CU	千CU
2016年1月1日及び2016年12月31日現在	-	-	-
損益計算書に認識された再評価額	(363)	(209)	(80)
購入	573	809	262
売却	-	-	-
2017年12月31日現在	210	600	182

# 連結財務諸表の注記

## 20.4 公正価値（続き）

### 注釈

開示されている定量的情報に対し財務諸表利用者が行う評価に資する追加の情報を開示する必要がある。IFRS 第 13 号 92 項の規定を充足するため、以下の情報の一部又はすべてを開示することが考えられる。

- ▶ 関連するインプットを決定する際に考慮した測定対象項目の特徴など、公正価値で測定される項目の性質。たとえば当グループが住宅ローン担保証券を有している場合、以下のような開示を行う。
  - ▶ 裏付けとなるローンの種類（例：プライム・ローン又はサブプライム・ローン）
  - ▶ 担保
  - ▶ 保証又はその他の信用補完
  - ▶ 証券のトランシェの順位
  - ▶ 発行年度
  - ▶ 裏付けとなるローン及び証券の表面金利の加重平均
  - ▶ 裏付けとなるローン及び証券の満期期間の加重平均
  - ▶ 裏付けとなるローンの地理的集中
  - ▶ 証券の信用格付に関する情報
- ▶ ブローカーの建値、価格情報サービス、純資産価値、関連する市場データなどの第三者から入手した情報が、公正価値測定時にどのように考慮されていたか。

当グループは公正価値で測定され、分離不能な第三者信用補完とともに発行されている負債は有していない。しかし仮にそのような負債を有しているとしたら、IFRS 第 13 号 98 項により、信用補完の有無及び負債の公正価値測定にそれが反映されているかどうかを開示することになる。

IFRS 第 13 号 99 項は、他の形式がより適切である場合を除き、表形式により IFRS 第 13 号に基づく定量的情報を開示することを求めている。当グループは、上記のとおり、定量的開示を表形式で行っている。

IFRS 第 13 号 93(h) (ii) 項は、経常的に公正価値で測定される金融資産及び金融負債について、定量的な感応度分析を行うことを求めている。公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分された、その他すべての経常的な公正価値測定について、企業は以下を開示する必要がある。

- ▶ 観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度に関する説明（それらのインプットを異なる値に変更することで公正価値が著しく変動すると考えられる場合）
- ▶ 上記のようなインプットと、公正価値を測定する際に用いた他の観察可能でないインプットとの間に相互関係がある場合には、そのような相互関係及び観察可能でないインプットの変動による公正価値測定に与える影響が当該相互関係によってどのように増幅又は軽減されると考えられるかの説明

この目的上、著しいかどうかは、純損益及び資産合計又は負債合計（公正価値の変動がその他の包括利益に認識される場合には、資本合計）に照らして判断しなければならない。当グループは、上記のとおり、定量的感応度分析を表形式で行っている。

# 連結財務諸表の注記

## 20.5 金融商品のリスク管理目的及び方針

当グループのデリバティブ以外の金融負債は、主に借入金、営業債務及びその他の債務ならびに金融保証契約から構成されます。これらの金融負債の主な目的は、当グループの営業資金を調達すること及び事業をサポートするために保証を提供することです。当グループの主な金融資産は、貸付金、営業債権及びその他の債権ならびに事業から直接的に生じる現金及び短期性預金です。また、当グループは売却可能金融資産を保有しており、さらにデリバティブ取引を行っています。 IFRS 7.33

当グループは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされています。当グループの上級取締役は、当該リスクの管理を監視しています。上級取締役は、金融リスク委員会から当グループの金融リスクに関する助言を受け、また当グループにおける金融リスク管理フレームワークに依拠しています。金融リスク委員会は、上級取締役に対して、当グループの金融リスクを伴う活動が適切な方針及び手続きによって統制されていること、ならびに金融リスクが当グループの方針及びリスク選好度に従って識別、測定及び管理されていることを保証しています。リスク管理を目的としたすべてのデリバティブ取引は、適切な技能や経験を有する人材で構成され、監視機能を兼ね備えた専門チームによって運用されています。当グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行わない方針です。各リスクに対する管理方針は、取締役会により検討及び承認されており、その主な内容は以下のとおりです。

### 市場リスク

市場リスクとは、市場価格の変動により、金融商品の将来キャッシュ・フロー又は公正価値が変動するリスクをいいます。市場リスクは、金利リスク、為替リスク及び株価リスクやコモディティ価格リスクといったその他の価格リスクの3種類のリスクから構成されます。市場リスクの影響を受ける金融商品には、借入金、預金、売却可能金融資産及びデリバティブ金融商品が含まれます。 IFRS 7.33

以下で開示している感応度分析は、2017年及び2016年12月31日時点でのポジションに関するものです。

感応度分析は、正味負債の金額、負債及びデリバティブの金利の固定変動比率及び外貨建金融商品の比率のすべてが一定であり、かつ2017年12月31日現在でヘッジ指定されていることを前提として実施しています。 IFRS 7.40

この分析では、年金及びその他の退職後給付債務、引当金及び在外営業活動体の非金融資産及び負債の帳簿価額に対する市場変数の変動の影響は除外しています。条件付対価に係る負債に関する分析は、注記7に記載しています。

なお、本感応度分析を実施するに当たっては、以下の仮定を置いています。

- ▶ 対応する損益計算書項目の感応度は、それぞれの市場リスクの想定される変動による影響であり、2017年及び2016年12月31日現在で保有する金融資産及び負債に基づいています(ヘッジ会計の影響を考慮)。
- ▶ 資本の感応度は、2017年12月31日現在における関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジによる影響を考慮しており、原リスクの想定される変動の影響に関するものです。

### 金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動によって金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクをいいます。市場金利の変動リスクに対する当グループのエクスポージャーは、主に当グループが保有する変動金利の長期債務に関連したものです。

当グループは、借入金ポートフォリオ中の固定金利による借入と変動金利による借入のバランスを取ることで、金利リスクを管理しています。当グループの方針は、非継続事業に係る借入金を除き、固定金利による借入金の割合を40%から60%の間に維持することです。金利リスクを管理するために、当グループは金利スワップ契約を締結し、合意された想定元本を参照して計算された固定金利と変動金利との差額を一定の期間ごとに交換しています。2017年12月31日現在で、当グループの借入金のおよそ44% (2016年:51%)が固定金利となっています(金利スワップによる影響を考慮後)。 IFRS 7.22(c)



## 連結財務諸表の注記

### 20.5 金融リスク管理の目的及び方針（続き）

#### 金利感応度

以下の表は、借入金に係る金利が合理的に可能性のある範囲で変動した場合の感応度（ヘッジ会計考慮後）を示しています。具体的には、その他すべての変数を一定とした場合における、変動金利の借入金が当グループの税引前利益に与える影響を示しています。

	ベース・ポイントの 上昇又は低下	税引前利益に 与える影響	IFRS 7.40(a)
		千CU	
<b>2017年</b>			
ユーロ	+45	(48)	
米ドル	+60	(13)	
ユーロ	(45)	33	
米ドル	(60)	12	
<b>2016年</b>			
ユーロ	+10	(19)	
米ドル	+15	-	
ユーロ	-10	12	
米ドル	-15	-	

金利の感応度分析におけるベース・ポイントの変動は、現在観察可能な市場環境に基づいて想定しており、過年度よりもボラティリティが著しく高くなっています。

#### 為替リスク

為替リスクとは、為替レートの変動によってエクスポージャーの公正価値又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクをいいます。為替レートの変動リスクに対する当グループのエクスポージャーは、主に当グループの営業活動（収益又は費用が外貨建てである場合）及び当グループの在外子会社に対する純投資に係るものです。 IFRS 7.22(c)

当グループは、予定されている売上取引と仕入取引のヘッジに関しては今後12カ月以内、純投資のヘッジに関しては今後24カ月以内に発生すると見込まれる取引をヘッジすることで外貨リスクを管理しています。

ヘッジ目的でデリバティブを締結する場合、当グループはヘッジ対象となるエクスポージャーの条件に一致するようにデリバティブの条件を交渉します。予定取引のヘッジに関しては、デリバティブは取引からのキャッシュ・フローの発生が予定される時点から外貨建ての取引から生じる債権債務が決済されるまでの期間を対象としています。

当グループは、外貨建の正味借入金の保有又は為替スワップ及び為替予約の利用によって、在外営業活動体のCUへの換算時に伴う変動に対するエクスポージャーをヘッジしています。

2017年及び2016年12月31日時点で当グループは、9カ月及び12カ月の予想外貨建販売のうち、それぞれに75%及び70%をヘッジしています。これらのヘッジされた販売の可能性は、報告日時点では非常に高いと見込んでいます。この外貨リスクは為替予約を用いてヘッジしています。

#### 注釈

予定取引のヘッジに関しては、リスクの内容及び範囲の利用者の理解に資する有用な情報としては以下のような情報がある。

- ▶ リスク管理の目的上、可能性の高い予定取引がグループ化されるタイム・バンド
- ▶ リスクを管理する企業の方針とプロセス（たとえば、キャッシュ・フローの日付の違いに対処するために外貨口座を使用するなど、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローがどのように一致されているか）

企業は取引の特定の事実と状況に即した開示を行わなければならない。

## 連結財務諸表の注記

### 20.5 金融リスク管理の目的及び方針（続き）

#### 為替感応度

以下の表は、その他すべての変数を一定とした場合における、米ドル及び英ポンドの為替レートの合理的に起こりうる範囲での変動に対する感応度を示したものです。当グループの税引前利益の感応度は、ヘッジ手段に指定されていない外貨デリバティブ及び組込デリバティブを含む、貨幣性資産及び負債の公正価値の変動に起因するものです。当グループの税引前資本の感応度は、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジに指定された為替予約の公正価値の変動に起因しています。米ドルと英ポンド以外の通貨の為替変動に対する当グループのエクスポージャーに重要性はありません。

	米ドルレートの変動	税引前利益に	税引前資本への	IFRS 7.40(a)
		与える影響	影響	
		千CU	千CU	
2017年	+5%	(30)	(154)	
	-5%	20	172	
2016年	+4%	(40)	(146)	
	-4%	40	158	
	英ポンドレートの変動	税引前利益に	税引前資本への	
		与える影響	影響	
		千CU	千CU	
2017年	+5%	26	102	
	-5%	(15)	(113)	
2016年	+4%	31	92	
	-4%	(28)	(96)	

ヘッジ関係に指定されていないデリバティブ金融商品、ならびにその機能通貨が米ドル以外である企業が保有する米ドル建の貨幣性資産及び負債の公正価値の変動により、税引前利益は影響を受けます。ヘッジ指定されていないデリバティブも、経済的ヘッジとして機能し、原取引の発生時にそのリスクを相殺することになります。

税引前資本への影響は、米国の営業活動体に対する純投資のヘッジ手段である米ドル建借入金（現金及び現金同等物控除後）の変動及びキャッシュ・フロー・ヘッジの変動に起因します。当該変動のうち純投資ヘッジに係る部分は、当在外営業活動体の純資産に係るCUへの換算差額と相殺されることとなります。

#### コモディティ価格リスク

当グループは特定のコモディティの価格変動による影響を受けています。当グループの営業活動上、電子部品の継続的な購買及び製造は必須であり、そのため銅の継続的な供給が必要となります。銅価格のボラティリティが著しく増大していることに鑑み、当グループは、真鍮及びクロム（これらについては活発な市場が存在する）に関する購買契約も締結していますが、その購買価格は電力価格とリンクしています。

IFRS 7.33(a)

当グループの取締役会は、コモディティ価格リスク及びその軽減に関するリスク管理戦略を策定しています。

今後12カ月の銅の需要予測に基づき、当グループは銅の先渡契約によりその購入価格をヘッジしています。なお、この需要予測（予定取引）の発生可能性は非常に高いものと考えています。

通常の購入、販売又は自己使用目的で締結し、そのためデリバティブとして認識されない、現物引渡を伴う先渡契約については、注記20.3に記載しています。

## 連結財務諸表の注記

### 20.5 金融リスク管理の目的及び方針（続き）

#### コモディティ価格の感応度

以下の表は、銅、真鍮及びクロム価格の変動が与える影響（ヘッジ会計考慮後）を示しています。

	期末価格の変動	税引前利益に	資本への影響	IFRS 7.40(a)
		与える影響		
2017年		千CU	千CU	
銅	+15%	(220)	(585)	
	-15%	220	585	
真鍮	+4%	(8)	(8)	
	-4%	8	8	
クロム	+2%	(10)	(10)	
	-2%	10	10	

#### 株価リスク

当グループが保有する上場及び非上場株式は、その将来価値に関する不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受けません。当グループは、分散投資の実施、ならびに資本性金融商品への投資額について、個別銘柄及びポートフォリオ全体の両方に上限を設定することによって株価リスクを管理しています。また、株式ポートフォリオに関する報告書が、当グループの上級経営者に対し定期的に提出されています。すべての資本性金融商品への投資は、当グループの取締役会によるレビュー及び承認を受けています。

IFRS 7.33(b)

報告日現在における非上場株式のエクスポージャーの公正価値は1,038千CUです。これらの投資の感応度分析については、注記20.4に記載しています。

IFRS 7.33(a)

報告日現在で、ニューヨーク証券取引所に上場している株式のエクスポージャーの公正価値は337千CUです。当グループは、当該株式の公正価値の変動とニューヨーク証券取引所の指数の変動には強い正の相関関係があるため、ニューヨーク証券取引所の指数が10%下落した場合、当グループの利益又は資本に対しておよそ55千CUの影響があると見込んでいます。なお、利益又は資本のいずれに影響を与えるかについては、当該下落が著しい又は長期にわたるかによります。上場株式の価値が10%上昇した場合、資本にのみ影響を及ぼし、純損益に影響を与えることはありません。

IFRS 7.40

#### 信用リスク

信用リスクとは、金融商品契約又は顧客との契約において相手方がその債務を履行せずに、財務上の損失を被るリスクをいいます。当グループは、営業活動から生じる信用リスク（主に営業債権）と、銀行及び金融機関への預金、為替取引及びその他の金融商品を含む財務活動から生じる信用リスクにさらされています。

IAS 7.33

#### 営業債権

顧客の信用リスクは、顧客の信用リスク管理について当グループが策定した方針、手続き及び統制に従い、事業部門ごとに管理しています。顧客の信用状況は詳細な信用格付スコアカードに基づき評価され、個々の与信限度額は当該評価に基づき決定されます。未回収の営業債権は定期的にモニタリングされ、主要顧客との取引は通常、信用状もしくはその他の信用保険によって保全されています。2017年12月31日現在、その債権残高が250千CU超の顧客は55件（2016年:65件）であり、これらは未収債権総額の約71%（2016年:76%）を占めています。債権残高が1,000千CU超の顧客は5件（2016年:7件）であり、これは債権総額の17%超（2016年:19%）を占めています。

IFRS 7.34(c)

IFRS 7.36(c)

IFRS 7.B8

主要顧客に関しては、個別に減損の可否を各報告日に検討しています。多数の少額営業債権は同質のグループにまとめられ、集合的に減損が評価されます。この計算は過去の実績データに基づいています。報告日現在での信用リスクに対する最大エクスポージャーは、注記22に開示されている金融資産の種類別の帳簿価額です。当グループは担保設定は行っていません。当グループの顧客は複数の地域及び業種に分散し、おおむね独立した市場で事業を行っているため、営業債権に関し、そのリスクの集中度は低いものと評価しています。

#### 金融商品及び現金預金

銀行及び金融機関に対する残高に係る信用リスクは、当グループの方針に従い、財務部門が管理しています。余剰資金の投資は、承認された相手先のみと、当該相手先に割り当てられた与信限度額内で行われます。与信限度額は取締役会によって毎年レビューされ、当グループの財務委員会の承認を条件として常時変更されます。与信限度額はリスクの集中を最小限にとどめるために設定され、取引先の債務不履行による財務的損失を軽減しています。

IFRS 7.33

IFRS 7.36

IFRS 7.B10(c)

## 連結財務諸表の注記

### 20.5 金融リスク管理の目的及び方針（続き）

2017年及び2016年12月31日時点での連結財政状態計算書における各項目に係る信用リスクの最大エクスポージャーは、金融保証及びデリバティブ金融商品を除き、注記22に示した帳簿価額となります。金融保証及びデリバティブ金融商品に係る当グループの最大のエクスポージャーは、下記の流動性リスクにおける期日別残高において記載しています。

#### 流動性リスク

当グループは、流動性検討ツールを用い、流動性リスクを管理しています。

IFRS 7.33  
IFRS 7.39(c)

その目的は、当座借越、銀行借入、社債、優先株式、ファイナンス・リース及び割賦購入契約を利用することによって、資金調達の継続性と柔軟性とのバランスを維持することです。当グループは、25%超の借入金在今后12カ月の間に期限を迎えてはならないという方針を定めています。財務諸表に計上された帳簿価額ベースで、2017年12月31日現在、グループの負債のおよそ10%（2016年:11%）が1年未満に期限を迎えます。評価の結果、負債の借換に関するリスクの集中は低いものと判断しています。当グループは多岐にわたる資金源を有しており12カ月以内に期限を迎える債務については既存の貸手から借り換えることができます。

IFRS 7.B8

#### リスクの過度の集中

多数の取引先が同種の事業活動もしくは同一地域での活動に従事しているか、又は契約上の義務の履行能力が経済、政治、その他の情勢の変化に対し同様に影響を受ける経済的特徴を有している場合に、リスクが集中することになります。リスクの集中により、特定の産業における変化が当グループの業績に影響を及ぼすこととなります。

リスクが過度に集中することを避けるため、当グループの方針及び手続には、ポートフォリオ内の多様性を維持するためのガイドラインが含まれています。信用リスクの集中を認識した際には、このガイドラインに沿って統制及び管理されます。企業間レベル及び産業レベル双方におけるリスクの集中を管理すべく、グループ内で必要に応じ適切にヘッジされています。

以下の表は、当グループが保有する金融負債の期日別の残高(割引前の契約上の支払金額)を要約したものです。

2017年12月31日に終了する年度	要求払	3か月未満	3か月以上 12か月未満	1年以上 5年未満	5年以上	合計
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU
利付ローン及び借入金 (転換条項付優先株式を除く)	966	21	1,578	10,554	8,000	21,119
転換条項付優先株式	-	-	-	676	2,324	3,000
条件付対価	-	-	1,125	-	-	1,125
その他の金融負債	-	-	-	150	-	150
営業債務及びその他の債務	3,620	14,654	802	-	-	19,076
金融保証契約*	105	-	-	-	-	105
デリバティブ及び組込デリバティブ	1,970	2,740	391	1,191	1,329	7,621
	<b>6,661</b>	<b>17,415</b>	<b>3,896</b>	<b>12,571</b>	<b>11,653</b>	<b>52,196</b>
2016年12月31日に終了する年度	要求払	3か月未満	3か月以上 12か月未満	1年以上 5年未満	5年以上	合計
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU
利付ローン及び借入金 (転換条項付優先株式を除く)	2,650	18	133	8,872	11,600	23,273
転換条項付優先株式	-	-	-	624	2,376	3,000
営業債務及びその他の債務	4,321	14,353	1,743	-	-	20,417
その他の金融負債	-	-	-	202	-	202
金融保証契約*	68	-	-	-	-	68
デリバティブ及び組込デリバティブ	549	1,255	-	-	-	1,804
	<b>7,588</b>	<b>15,626</b>	<b>1,876</b>	<b>9,698</b>	<b>13,976</b>	<b>48,764</b>

\* 金融保証契約に基づき履行が要求される可能性のある最大金額に基づいています。

## 連結財務諸表の注記

### 20.5 金融リスク管理の目的及び方針（続き）

前頁表のデリバティブは、割引前のキャッシュ・フローかつ総額ベースで示していますが、当該金額は総額又は純額で決済することができます。以下の表は、当該金額とその帳簿価額との調整を示したものです。

2017年12月31日に終了する年度	要求払	3か月未満	3か月以上 12か月未満	1年以上 5年未満	5年以上	合計	IFRS 7.39(a)(b)
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	
インフロー	800	1,000	250	700	950	3,700	
アウトフロー	(1,970)	(2,740)	(391)	(1,191)	(1,329)	(7,621)	
純額	(1,170)	(1,740)	(141)	(491)	(379)	(3,921)	
銀行間金利による割引	(1,170)	(1,731)	(139)	(463)	(343)	(3,846)	

2016年12月31日に終了する年度	要求払	3か月未満	3か月以上 12か月未満	1年以上 5年未満	5年以上	合計	IFRS 7.39(a)(b)
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	
インフロー	500	1,000	-	-	-	1,500	
アウトフロー	(549)	(1,254)	-	-	-	(1,803)	
純額	(49)	(254)	-	-	-	(303)	
銀行間金利による割引	(49)	(254)	-	-	-	(303)	

#### 担保

デリバティブ契約に関し担保が求められるため、当グループは短期性預金の一部を担保として提供しています。2017年及び2016年12月31日時点で、担保提供された短期性預金の公正価値はそれぞれ5,000千CU及び2,000千CUです。相手方は当グループに対し当該担保提供資産の返還義務を負っています。2017年12月31日現在、デリバティブ契約に関し565千CU(2016年:385千CU)の預金を担保として保有しています。当グループはデリバティブ契約決済時に相手方に対し当該預金を返済する義務を負っています。上記以外に、担保提供資産の使用に関する重要な条件は存在しません。

IAS 7.48  
IFRS 7.14  
IFRS 7.38  
IFRS 7.15  
IFRS 7.36(b)

### 20.6 財務活動から生じる負債の変動

IAS 7.44A  
IAS 7.44C

	2017年 1月1日	キャッシュ・ フロー	処分グループ への再分類	外国為替 レートの 変動	公正価値 の変動	新規の リース	その他	2017年 12月31日	IAS 7.44B, IAS.44D
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	
利付ローン及び借入金(流動)	2,724	(2,032)	-	(6)	-	-	1,691	2,377	
ファイナンス・リース及び割賦購入契約に係る債務(流動)	51	(51)	-	-	-	5	78	83	
利付ローン及び借入金(非流動)	20,760	5,649	(5,809)	(51)	-	-	(1,108)	19,441	
ファイナンス・リース及び割賦購入契約に係る債務(非流動)	943	-	-	-	-	40	(78)	905	
未払配当金	-	-	-	-	-	-	410	410	
デリバティブ	-	-	-	-	58	-	-	58	
<b>財務活動から生じる負債の合計</b>	<b>24,478</b>	<b>3,566</b>	<b>(5,809)</b>	<b>(57)</b>	<b>58</b>	<b>45</b>	<b>993</b>	<b>23,274</b>	

## 連結財務諸表の注記

### 20.6 財務活動から生じる負債の変動(続き)

	2016年 1月1日	キャッシュ・ フロー	外国為替レ ートの変動	新規の リース	その他	2016年 12月31日
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU
利付ローン及び借入金(流動)	4,479	(4,250)	(10)		2,505	2,724
ファイナンス・リース及び割賦購入契約に係る債 務(流動)	76	(76)	-	3	48	51
利付ローン及び借入金(非流動)	18,624	4,871	(57)		(2,678)	20,760
ファイナンス・リース及び割賦購入契約に係る債 務(非流動)	950	-	-	41	(48)	943
<b>財務活動から生じる負債の合計</b>	<b>24,129</b>	<b>545</b>	<b>(67)</b>	<b>44</b>	<b>(173)</b>	<b>24,478</b>

上記表の「その他」の欄には、非流動項目の「利付ローン及び借入金」ならびに「ファイナンス・リース及び割賦購入契約に係る債務」を時の経過により流動項目に再分類した影響、年度末時点において未払となっている特別配当の発生額、及び「利付ローン及び借入金」に係る未払利息の発生額が含まれています。なお、当グループは、利息の支払額を営業活動から生じるキャッシュ・フローに分類しています。

#### 注釈

当グループは、2017年にIASBの開示イニシアティブの一環として公表されたIAS第7号の改訂を適用している。当該改訂は、財務諸表の利用者が財務活動から生じる負債の変動を理解できるようにするための開示を求めている。そうした負債の変動には、キャッシュ・フローの変動を伴うものと、キャッシュ・フローの変動を伴わないものの両方が含まれる。当該開示規定を満たすために必要な範囲で、財務活動から生じる負債の変動として次の項目が開示される。

- 財務活動によるキャッシュ・フローから生じる変動
- 子会社又はその他の事業に対する支配の獲得又は喪失から生じる変動
- 外国為替レートの変動による影響
- 公正価値の変動
- その他の変動

IAS第7号44C項によれば、財務活動から生じる負債とは、当該負債に関連するキャッシュ・フロー又は将来キャッシュ・フローがキャッシュ・フロー計算書において、財務活動によるキャッシュ・フローとして分類されるものをいう。さらに、金融資産から生じるキャッシュ・フロー又は将来キャッシュ・フローがキャッシュ・フロー計算書において、財務活動によるキャッシュ・フローに含まれる場合(たとえば、財務活動から生じる負債をヘッジしている資産)、そうした金融資産の変動にIAS第7号44A項の開示規定を適用する。

当グループは、利付ローン及び借入金(ファイナンス・リース及び割賦購入契約に係る債務も含む)に関する情報を開示している。さらに、当グループは未払の特別配当金及び一部のデリバティブに関する情報についても、それらの決済が今後の財務活動によるキャッシュ・フローに影響を及ぼすため開示している。

IAS第7号の改訂では、IAS第7号44A項の開示規定を満たすための1つの方法として、財務活動から生じる負債について財政状態計算書上の期首残高から期末残高への調整表を開示することが挙げられている。ただし、当該調整表を開示する場合、財務諸表の利用者が調整表に含まれた項目と財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書との関連を理解できるように十分な情報を提供しなければならない。当グループは、調整表の形式で当該情報を開示している。当グループの財務活動から生じる負債の主要な変動要因は、財務活動によるキャッシュ・フローと金融負債の未払額である。当グループは、当期及び比較期間に行われた企業結合において、財務活動から生じる負債を取得していない。

本改訂を初めて適用する際には、前期以前に係る比較情報を開示する必要はないが、当グループは比較財務情報を開示している。

## 連結財務諸表の注記

### 21. 棚卸資産

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
原材料(原価)	5,240	7,091	IAS 2.36(b)
仕掛品(原価)	13,092	10,522	IAS 1.78(c)
製品(原価又は正味実現可能価額のうちいずれか低い金額)	5,430	6,972	
<b>原価及び正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で評価された 棚卸資産合計</b>	<b>23,762</b>	<b>24,585</b>	

2017年に286千CU(2016年:242千CU)を正味実現可能価額で計上される棚卸資産の費用として認識し、売上原価に計上しています。 IAS 2.36(e)

### 22. 営業債権及びその他の債権

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
営業債権	24,501	21,158	IAS 1.78(b)
関連会社に対する債権(注記33)	551	582	IFRS 7.6
その他の関連当事者に対する債権(注記33)	620	550	
	<b>25,672</b>	<b>22,290</b>	

関連当事者に対する債権に関する各種条件については、注記33に記載しています。 IAS 24.18(b)

営業債権は無利息であり、通常30日から90日の間で決済されます。

2017年12月31日現在、当初帳簿価額が108千CU(2016年:97千CU)であった営業債権を減損し、その全額に対して引当金を計上しています。債権の減損に関する引当金の増減は、以下のとおりです。 IFRS 7.37

	減損(個別査定)	減損(集合査定)	合計	
	千CU	千CU	千CU	
<b>2016年1月1日現在</b>	<b>29</b>	<b>66</b>	<b>95</b>	IFRS 7.16
当期計上額	4	8	12	
期中減少額(目的使用)	(4)	(7)	(11)	
期中減少額(戻入れ)	-	-	-	
現在価値に割り引いた引当金に係る時の経過による調整	-	1	1	
<b>2016年12月31日現在</b>	<b>29</b>	<b>68</b>	<b>97</b>	
当期計上額	10	16	26	
期中減少額(目的使用)	(3)	(5)	(8)	
期中減少額(戻入れ)	(2)	(6)	(8)	
現在価値に割り引いた引当金に係る時の経過による調整	-	1	1	
<b>2017年12月31日現在</b>	<b>34</b>	<b>74</b>	<b>108</b>	

12月31日現在における営業債権の年齢分析は、以下のとおりです。 IFRS 7.37

	期日は経過しているが、減損していないもの						
	合計	期日未経過かつ減損していないもの					
		30日未満	30-60日	61-90日	91-120日	120日超	
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU
2017年	24,501	15,596	4,791	2,592	1,070	360	92
2016年	21,158	14,455	3,440	1,840	945	370	108

当グループにおける期日未経過かつ減損していない営業債権の信用度の管理及び測定方法については、営業債権の信用リスクに関する注記20.5に記載しています。 IFRS 7.36(c)

## 連結財務諸表の注記

### 23. 現金及び短期性預金

	2017年	2016年
	千CU	千CU
当座預金及び手許現金	11,316	11,125
短期性預金	5,796	3,791
	<u>17,112</u>	<u>14,916</u>

当座預金は、日々の銀行預金金利に基づく変動金利により利息が付されます。短期性預金は、当グループの当座の資金需要の程度に応じて1日から3カ月の間のさまざまな期間で運用され、それぞれの金利に基づき利息が付されます。

2017年12月31日現在で当グループにおけるコミットメント・ライン契約の借入未実行残高は、5,740千CU(2016年: 1,230千CU)です。 IAS 7.50(a)

当グループは短期性預金の一部を担保として差し入れています。詳細については、注記20.5に記載しています。 IAS 7.48

12月31日現在、連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の内訳は、以下のとおりです。 IAS 7.45

	2017年	2016年
	千CU	千CU
当座預金及び手許現金	11,316	11,125
短期性預金	5,796	3,791
非継続事業に帰属する当座預金及び短期性預金	1,294	-
	<u>18,406</u>	<u>14,916</u>
当座借越	(966)	(2,650)
現金及び現金同等物	<u>17,440</u>	<u>12,266</u>



## 連結財務諸表の注記

### 24. 資本金及び剰余金

#### 授権株式総数

	2017年 千株	2016年 千株	IAS 1.78(e) IAS 1.79(a)(i) IAS 1.79(a)(iii)
額面1CUの普通株式	22,588	20,088	
額面1CU及び利率7%の転換条項付優先株式	2,500	2,500	
	<u>25,088</u>	<u>22,588</u>	

#### 全額払込済の発行済普通株式

	千株	千CU	IAS 1.79(a)(ii),(iv)
2016年1月1日及び12月31日現在	19,388	19,388	
2017年5月1日、消火器株式会社の取得に伴う発行(注記7)	2,500	2,500	
2017年12月31日現在	<u>21,888</u>	<u>21,888</u>	

当期中に額面1CUの普通株式2,500,000株が発行され、授権株式資本は2,500千CU増加しています。

#### 株式払込剰余金

	千CU	IAS 1.78(e)
2016年1月1日現在	-	
自己株式の取得原価を超える部分について、ストック・オプションの行使に伴う現金払込みに伴う自己株式処分差益	80	
2016年12月31日現在	80	
消火器株式会社買収に伴う株式発行(注記7)	4,703	
自己株式の取得原価を超える部分について、ストック・オプションの行使に伴う現金払込みに伴う自己株式処分差益	29	
株式発行に伴う取引費用	(32)	
2017年12月31日現在	<u>4,780</u>	

#### 自己株式

	千株	千CU	IAS 1.79(a)(vi)
2016年1月1日現在	335	774	
現金を対価とするストック・オプションの行使に伴う交付	(65)	(120)	
2016年12月31日現在	270	654	
現金を対価とするストック・オプションの行使に伴う交付	(75)	(146)	
2017年12月31日現在	<u>195</u>	<u>508</u>	

#### ストック・オプション制度

当グループは2つのストック・オプション制度を有しており、一定の上級取締役及びその他の従業員にオプションを付与しています。ストック・オプション制度の詳細については、注記30に記載しています。

各年度に行使されたストック・オプションは、当グループの自己株式により決済しています。決済時の自己株式減少額は、自己株式の取得原価(加重平均ベース)と等しい金額です。従業員から受領した現金が自己株式の減少額を超える部分については、株式払込剰余金に計上しています。

#### その他の資本剰余金

	株式報酬 千CU	転換条項付優先株式 千CU	合計 千CU
2016年1月1日現在	338	228	566
株式報酬費用	298	-	298
2016年12月31日現在	636	228	864
株式報酬費用	307	-	307
2017年12月31日現在	<u>943</u>	<u>228</u>	<u>1,171</u>

#### 剰余金の内容及び目的

IAS 1.79(b)

#### その他の資本剰余金

##### 株式報酬

株式報酬取引に係る剰余金は、経営幹部を含む従業員に対する報酬の一部として、当該従業員に付与された持分決済型の株式報酬取引に関して認識された金額です。株式報酬制度の詳細については、注記30に記載しています。

##### 転換条項付優先株式

転換条項付優先株式に係る剰余金は発行済転換条項付株式の資本部分であり、負債部分は金融負債として計上しています。

連結持分変動計算書に、その他のすべての剰余金を記載しています。

## 連結財務諸表の注記

### 24. 資本金及び剰余金（続き）

#### 税引後その他の包括利益項目

以下の表では、資本の部における剰余金の種類ごとに、その他の包括利益の変動額を区分して記載しています。

2017年12月31日現在	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	売却可能 金融資産	為替換算差額	再評価差額金	利益剰余金	合計	
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	
純投資のヘッジ	-	-	196	-	-	196	
外国為替換算差額	-	-	(247)	-	-	(247)	IAS 1.106A
通貨先渡契約	(640)	-	-	-	-	(640)	
商品先渡契約	(154)	-	-	-	-	(154)	
損益計算書への組替調整	282	-	-	-	-	282	
売却可能金融資産の 損失	-	(40)	-	-	-	(40)	
確定給付制度に係る再測定	-	-	-	-	257	257	
日本国に所在するオフィス用不動 産の再評価	-	-	-	592	-	592	
	<u>(512)</u>	<u>(40)</u>	<u>(51)</u>	<u>592</u>	<u>257</u>	<u>246</u>	

  

2016年12月31日現在	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	売却可能 金融資産	為替換算差額	利益剰余金	合計	
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	
外国為替換算差額	-	-	(117)	-	(117)	
通貨先渡契約	(265)	-	-	-	(265)	
損益計算書への組替調整	289	-	-	-	289	
売却可能金融資産の 利得又は損失	-	2	-	-	2	
確定給付制度に係る再測定	-	-	-	(273)	(273)	
	<u>24</u>	<u>2</u>	<u>(117)</u>	<u>(273)</u>	<u>(364)</u>	

## 連結財務諸表の注記

### 25. 利益分配の実施及び分配案

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
<b>宣言され、支払われた普通株式に関する現金配当</b>			IAS 1.107
2016年の最終配当:1株当たり5.66CU(2015年:1株当たり3.93CU)	1,082	749	
2017年の中間配当:1株当たり4.66CU(2016年:1株当たり4.47CU)	890	851	
	<u>1,972</u>	<u>1,600</u>	
<b>宣言されたが、未払いの普通株式に関する特別現金配当</b>			
2017年の特別配当:1株当たり2.14CU(2016年:-)	410	-	
<b>普通株式に関する配当案</b>			
2017年の最終現金配当:1株当たり5.01CU(2016年:1株当たり5.66CU)	<u>1,087</u>	<u>1,082</u>	IAS 1.137(a)

特別配当は、2017年12月15日の臨時株主総会で承認されたものであり、財政状態計算書において個別に表示していません。普通株式に関する配当案については、定時株主総会での承認が未了であるため、12月31日現在、負債として認識していません。

# 連結財務諸表の注記

## 26. 引当金

	製品保証 引当金	リストラクチャリング 引当金	廃棄引当金	不利なオペ レーティング・ リース契約に 関する引当金	ストック・ オプションに 関する 社会保障 拠出金に係 る引当金	電気・電子機器 廃棄物引当金	偶発負債 (注記7)	合計	
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	
2017年1月1日現在	118	-	-	-	4	53	-	175	IAS 37.84(a)
子会社の取得(注記7)	-	500	1,200	400	-	-	380	2,480	
期中増加額	112	-	-	-	26	102	20	260	IAS 37.84(b)
期中減少額(目的使用)	(60)	(39)	-	(20)	(19)	(8)	-	(146)	IAS 37.84(c)
期中減少額(戻入れ)	(6)	(6)	-	-	-	-	-	(12)	IAS 37.84(d)
割引率調整	2	11	21	6	1	2	-	43	IAS 37.84(e)
<b>2017年12月31日現在</b>	<b>166</b>	<b>466</b>	<b>1,221</b>	<b>386</b>	<b>12</b>	<b>149</b>	<b>400</b>	<b>2,800</b>	
流動	114	100	-	205	3	28	400	850	
非流動	52	366	1,221	181	9	121	-	1,950	

	製品保証引当金	ストック・ オプションに関する 社会保障 拠出金に係る引当金	電気・電子機器 廃棄物引当金	合計	
	千CU	千CU	千CU	千CU	
2016年1月1日現在	66	3	31	100	IAS 37.84(a)
期中増加額	52	1	22	75	
<b>2016年12月31日現在</b>	<b>118</b>	<b>4</b>	<b>53</b>	<b>175</b>	IAS 37.84(b)
流動	60	-	38	98	
非流動	58	4	15	77	

### 注釈

IAS 第 37 号 84 項では求められていないが、上記の表では、比較期間の引当金を任意で記載している。

#### 製品保証引当金

製品保証引当金は、直近2年間に販売された製品に対する予想される保証請求について、過去の修理及び返品実績に基づいて認識されています。これらの費用のほとんどは翌年度に発生し、報告日から2年以内にすべての費用が発生するものと見込まれます。当該製品保証引当金を計算するために使用された仮定は、現在の販売水準及びすべての販売製品に付されている2年間の保証に基づく返品に関する現在入手可能な情報に基づいています。

IAS 37.85

#### リストラクチャリング引当金

消火器株式会社は、当グループの買収前にリストラクチャリング引当金を計上しました。リストラクチャリング引当金は、主として消火器株式会社における製品ラインの撤去に関係するものです。当該リストラクチャリング計画は2017年に策定され、消火器株式会社の従業員に公表されました。したがって、当該引当金は2017年の被取得企業の財務諸表に認識されています。当該リストラクチャリングは、2019年までに完了すると見込んでいます。

#### 廃棄引当金

消火器株式会社が所有する工場に関連する廃棄費用について、引当金を認識しています。当グループは耐火素材製造施設を建設した結果として、当該工場の廃棄を確約しています。

#### 不利なオペレーティング・リース契約に関する引当金

消火器株式会社の買収に際して、オペレーティング・リース料が買収時点における市場レートよりも相当に高額であるという事実に対して、引当金を認識しました。当該引当金は、市場レートと支払レートとの差異に基づいて計算しています。

#### ストック・オプションに関する社会保障拠出金に係る引当金

ストック・オプションに関する社会保障拠出金に係る引当金は、報告日時点で今後行使が予想される未決済のオプション数に基づいて計算しています。当該引当金は、行使日における株価の最善の見積りとして報告日の市場価格に基づいています。行使期間である2018年1月1日から2020年12月31日までの間に、当該費用が発生すると見込まれています。

#### 電気・電子機器廃棄物引当金

電気・電子機器廃棄物引当金は、2005年8月13日より後の売上(新しい廃棄物)及び過去の廃棄物(2005年8月13日以前に販売されたもの)の予想処分量に基づいて計算しています。

## 連結財務諸表の注記

### 27. 政府補助金

IAS 20.39(b)

	2017年	2016年
	千CU	千CU
<b>1月1日現在</b>	<b>1,551</b>	<b>1,450</b>
当期中の交付額	2,951	642
損益計算書計上額	(1,053)	(541)
<b>12月31日現在</b>	<b>3,449</b>	<b>1,551</b>
流動	149	151
非流動	3,300	1,400

政府補助金は有形固定資産の購入のために受領したものです。これら補助金に付帯する未達の条件又は偶発事象はありません。 IAS 20.39(c)

### 28. 繰延収益

繰延収益には、以下の項目が含まれています。

- グッド・ポイントに配分された収益
- 顧客との契約において設備の据付及び販売が一体である場合における未履行の据付サービスに対して配分された収益
- 製造過程において必要となる顧客から受領した金型及びその他の工具に関して、IFRIC第18号「顧客からの資産の移転」に基づき認識された収益
- 顧客から受領した長期前受金

	2017	2016
	千CU	千CU
グッド・ポイントに関する取引	416	365
据付サービス	315	403
顧客から受領した設備	176	80
顧客から受領した長期前受金	140	62
<b>繰延収益合計</b>	<b>1,047</b>	<b>910</b>
流動	588	513
非流動	459	397

#### 28.1 グッド・ポイントに関する取引

	2017年	2016年
	千CU	千CU
<b>1月1日現在</b>	<b>365</b>	<b>364</b>
当期中の繰延額	1,426	1,126
損益計算書計上額	(1,375)	(1,125)
<b>12月31日現在</b>	<b>416</b>	<b>365</b>
流動	220	200
非流動	196	165

これらの金額は、グッド・ポイントの付与及び交換に関するものです。2017年12月31日現在、未使用のポイントに関する負債はおおよそ416千CU（2016年：365千CU）と見積っています。

## 連結財務諸表の注記

### 29. 年金及びその他の退職後給付制度

#### 従業員確定給付負債(純額)：

	2017年	2016年
	千CU	千CU
米国退職後医療給付制度	(339)	(197)
日本の年金制度	(2,711)	(2,780)
<b>合計</b>	<b>(3,050)</b>	<b>(2,977)</b>

当グループは、日本において確定給付年金制度(基金型)を採用しています。これに加え、当グループは米国において、従業員に対し退職後医療給付(非積立型)を支給しています。当グループの確定給付年金制度は、日本の従業員を対象とする最終給与比例制度であり、独立して管理されている基金への拠出が求められます。

IAS 19.135  
IAS 19.136  
IAS 19.138

当該年金制度は日本の雇用法の規制対象であり、退職後に支払いが開始されると、最終給与額は消費者物価指数に合わせて調整されます。給付の水準は、加入者の勤務年数及び退職時の給与によって決まります。当該基金は法人の形態をとり、代議員会により統治されています。代議員会は、雇用者と従業員からそれぞれ同数選出された代表者によって構成されており、制度資産の管理、及び投資戦略の決定について責任を負います。

IAS 19.139

代議員会は毎年、日本の法規制に従い、日本の年金制度の積立水準を審査しています。当該審査では、資産負債マッチング戦略及び投資リスク管理方針が確認されます。これには、リスク管理に向けた年金保険や長寿スワップの利用が含まれます。代議員会は、この年次の審査に基づき、拠出額を決定しています。当グループでは通常、資本性金融商品及び不動産が40%、負債性金融商品が60%含まれるようなポートフォリオを構成するようにしています。日本の法規制により、(日本の規制に準拠して評価を実施した結果に基づき)積立不足が生じている場合には、積立不足の発生年度から5年以内に積立不足を解消することが当グループに求められます。受託者委員会は、(日本の規制に準拠して実施された評価を基に)制度上欠損金が生じることのない水準で年間の拠出額が比較的安定することを目指しています。

IAS 19.146  
IAS 19.147(a)

年金負債は消費者物価指数に合わせて調整されるため、当該年金制度は日本のインフレーション、金利リスク及び年金加入者の平均余命の変動によるエクスポージャーを有しています。制度資産には、製造業及び消費者製品産業に属する上場企業の株式に対する重要な投資が含まれているため、当グループは製造業及び消費者製品産業に属する企業の資本市場リスクにもさらされています。

以下の表では、連結損益計算書で認識された退職給付費用の構成要素と、各制度に関し連結財政状態計算書で認識された金額及び拠出状況を要約して記載しています。

#### 退職後医療給付制度

##### 正味給付費用(純損益で認識されたもの)

	2017年	2016年
	千CU	千CU
当期勤務費用	(142)	(108)
給付債務に係る利息費用	(11)	(5)
<b>正味給付費用</b>	<b>(153)</b>	<b>(113)</b>

##### 確定給付制度債務の現在価値の増減

	千CU
<b>2016年1月1日現在</b>	<b>88</b>
利息費用	5
当期勤務費用	108
給付支払額	(34)
為替換算差額	30
<b>2016年12月31日現在</b>	<b>197</b>
利息費用	11
当期勤務費用	142
給付支払額	(21)
為替換算差額	10
<b>2017年12月31日現在</b>	<b>339</b>

IAS 19.141

## 連結財務諸表の注記

29. 年金及びその他の退職後給付制度（続き）  
日本の年金制度

## 2017年における確定給付制度債務の増減及び制度資産の公正価値

	純損益に認識される年金費用						その他の包括利益に認識される再測定利得又は損失																
	2017年1月1日		勤務費用		利息の純額		小計 (純損益に認識) (注記12.6)		給付支払額		制度資産に係る収益 (利息の純額に含まれる金額を除く)		仮定の変動による数理計算上の差異		人口統計上の仮定の数理計算上の差異		財務上の仮定の変動による数理計算上の差異		実績に基づく調整		小計 (その他の包括利益に認識)		
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU
確定給付制度債務	(5,610)	(1,267)	(256)	(1,523)	868	—	211	(80)	(20)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
制度資産の公正価値	2,830	—	125	125	(868)	258	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
退職給付負債	(2,780)	—	—	(1,398)	—	258	211	(80)	(20)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

IAS 19.140  
IAS 19.141

2017年12月31日現在

## 2016年における確定給付制度債務及び制度資産の公正価値の増減

	純損益に認識される年金費用						その他の包括利益に認識される再測定利得又は損失																
	2016年1月1日		勤務費用		利息の純額		小計 (純損益に認識) (注記12.6)		給付支払額		制度資産に係る収益 (利息の純額に含まれる金額を除く)		仮定の変動による数理計算上の差異		人口統計上の仮定の数理計算上の差異		財務上の仮定の変動による数理計算上の差異		実績に基づく調整		小計 (その他の包括利益に認識)		
	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	千CU	
確定給付制度債務	(5,248)	(1,144)	(283)	(1,427)	1,166	—	(201)	70	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
制度資産の公正価値	2,810	—	161	161	(1,166)	(288)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
退職給付負債	(2,438)	—	—	(1,266)	—	(288)	(201)	70	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 注釈

企業は IAS 第 19 号 138 項の規定に従ってリスクが大きく異なる制度又は制度グループを区別するために、開示のすべて又は一部を分解すべきかどうかを検討しなければならぬ。たとえば企業は、地域、平均給与と年金制度、最終給与と年金制度や退職後医療保険制度などの特徴、規制環境、報告セグメント及び(又は)基金の整備状況(例:全体に基金が存在しない、すべて又は一部に基金が整備されている)などの特徴ごとに制度を分解して開示する。

企業は判断により、特定の事実と状況に照らしてグループ分けの要件を評価する。当グループに関しては確定給付年金制度が存在するのは日本のみのため、それ以上に分解して表示する必要はない。

IAS 第 19 号 135 項の目的を満たすため、追加の開示が提供されることもある。例えば、債務の性質、特徴及びリスクにより区別した確定給付制度債務の現在の価値の分析を示す場合がある。こうした開示では次のように区別することが考えられる。

- (a) 現役の加入者、受給待機者と年金受給者との間の区別
- (b) 権利確定した給付、及び発生しているが権利確定していない給付との間の区別
- (c) 条件付きの給付、将来の昇給に帰属する金額及びその他の給付との間の区別

## 連結財務諸表の注記

### 29. 年金及びその他の退職後給付制度（続き）

2017年に消火器株式会社を、2016年に電球株式会社を取得しましたが、いずれの企業も確定給付制度を有していなかったため、制度資産及び確定給付制度債務の額に影響はありませんでした。

制度資産の主な種類別の公正価値は、以下のとおりです。

IAS 19.142

	日本の年金制度	
	2017年	2016年
	千CU	千CU
<b>活発な市場における公表価格がある投資</b>		
上場株式		
製造業及び消費者製品産業	830	655
電気通信業	45	33
日本国債	1,670	1,615
<b>現金及び現金同等物</b>	400	250
<b>公表価格がない投資</b>		
Good Bank発行の社債	428	222
不動産	70	55
<b>合計</b>	<b>3,443</b>	<b>2,830</b>

当該制度資産には、当グループが保有する不動産が含まれており、その公正価値は50千CU(2016年: 50千CU)です。

IAS 19.143

#### 注釈

制度資産の公正価値は本注記に含まれる。その公正価値はIFRS第13号を用いて算定されるが、IFRS第13号に求められる公正価値開示は、IAS第19号の適用範囲内となる従業員給付には適用されない。ただし、IFRS第13号に基づく公正価値測定により制度資産に影響が生じる場合には、当該内容を開示する必要があると考えられる。

当グループは、IAS第19号142項に従い制度資産を複数の種類に分解し、さらにそれらを細分化している。不動産については細分化した内訳を開示していない。不動産の金額は連結財務諸表にとって重要性はないと判断している。

当グループの年金債務及び退職後医療給付制度債務の算定に使用された主要な仮定は、以下のとおりです。

IAS 19.144

	2017年	2016年
	%	%
<b>割引率:</b>		
日本の年金制度	4.9	5.5
退職後医療給付制度	5.7	5.9
<b>将来の昇給率:</b>		
日本の年金制度	3.5	4.0
<b>将来の消費者物価指数が上昇</b>		
日本の年金制度	2.1	2.1
<b>医療費の増加率</b>	7.2	7.4
<b>65歳時点での受給者の平均余命:</b>	<b>年</b>	<b>年</b>
日本の年金制度		
男性	20.0	20.0
女性	23.0	23.0
退職後医療給付制度		
男性	19.0	19.0
女性	22.0	22.0



## 連結財務諸表の注記

### 29. 年金及びその他の退職後給付制度（続き）

12月31日時点の重要な仮定に関する定量的感応度分析は、以下のとおりです。

	確定給付制度に対する影響		IAS 19.145
	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
<b>日本の年金制度に関する仮定</b>			
将来の年金費用の変動率:			
1%増加	70	60	
1%減少	(80)	(70)	
割引率:			
0.5%増加	(90)	(100)	
0.5%減少	80	70	
将来の昇給率:			
0.5%増加	120	110	
0.5%減少	(110)	(130)	
男性受給者の平均余命:			
1年延長	110	100	
1年短縮	(120)	(130)	
女性受給者の平均余命:			
1年延長	70	60	
1年短縮	(60)	(70)	
<b>米国退職後医療給付制度に関する仮定</b>			
将来の年金費用の変動率:			
1%増加	110	105	
1%減少	(90)	(95)	
割引率:			
0.5%増加	(90)	(120)	
0.5%減少	100	80	
男性受給者の平均余命:			
1年延長	130	125	
1年短縮	(150)	(155)	
女性受給者の平均余命:			
1年延長	90	75	
1年短縮	(80)	(95)	

上記の感応度分析は、報告期間の末日時点で主要な仮定の下で合理的に起こりうる変動の結果、確定給付制度債務が受ける影響を推定する方法で算定したものです。IAS 19.145(b)

当該感応度分析は、主要な仮定が単独で変動し、それ以外の仮定は一定であるとの前提に基づいています。なお、主要な仮定が単独で変動する可能性は低いため、感応度分析の結果は確定給付制度債務の実際の変動とは異なる場合があります。

以下の支払額は、将来期間に見込まれる確定給付制度への拠出金額です。

	2017年	2016年	IAS 19.147(a)
	千CU	千CU	
1年以内	1,500	1,350	IAS 19.147(b)
1年超5年以内	2,150	2,050	IAS 19.147(c)
5年超10年以内	2,160	2,340	
10年超	3,000	2,600	
<b>予想支払額合計</b>	<b>8,810</b>	<b>8,340</b>	

報告期間の末日時点における確定給付制度債務の平均デュレーションは、26.5年(2016年:25.3年)です。

# 連結財務諸表の注記

## 29. 年金及びその他の退職後給付制度（続き）

### 注釈

IAS 第 19 号 145(c) 項は、感応度分析を行うにあたり、前期に用いた手法及び仮定からの変更及び変更の理由について開示することを求めている。当グループは、このような変更を行っていない。

IAS 第 19 号 145(a) 項は、合理的に起こりうる数理計算上の仮定の変化が、確定給付制度債務にどのような影響を与えるかを示した感応度分析を開示することを求めている。本財務諸表記載例の目的は、基準で求められる開示を例示することであるため、上記の感応度分析で示した仮定の変化が必ずしも現在の市場状況を反映するものではない。

同基準には主要な開示目的や検討事項が追加されており、財務諸表の注記に含めるべき開示の全体的な方向性や範囲を特定するためのフレームワークを提供している。たとえば、IAS 19.136 は、確定給付制度の開示を行うにあたり、以下について考慮することを企業に求めている。

- ▶ 開示規定を満たすために必要な詳細さの程度
- ▶ さまざまな規定にどの程度の重点を置くか
- ▶ 集約又は分解の程度
- ▶ 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために追加の情報を必要としているかどうか

上記検討事項は、IFRS 適用企業が、主要な開示目的と、IAS 第 19 号に数多くリストアップされている開示規定との関係を理解し、整理する上での助けとなるべく用意されたものである。IAS 第 19 号の「結論の根拠」においても、IAS 第 1 号 31 項にあるとおり、重要性の低い情報を開示する必要はないことが強調されている。

明確な開示目的が追加されたことは、自社の確定給付制度に関する開示を見直す契機となるとともに、重要性の低い開示がなされなくなることで、財務諸表利用者にとっては、真に重要な取引や事象に焦点を絞ることが可能となるであろう。

## 30. 株式報酬

### 上級幹部に対する制度(Senior Executive Plan)

IFRS 2.45(a)

上級幹部に対する制度において、親会社株式を対象としたストック・オプションが、親会社に12カ月超在籍している上級幹部に対して付与されています。ストック・オプションの行使価格は、付与日における株価に等しくなります。ストック・オプションは、当グループの一株当たり利益の金額(株式市場条件以外の条件)が、付与日から3年間の間に10パーセント増加し、かつ上級取締役がその日まで在籍していた場合に権利確定します。当該条件が達成されなかった場合、ストック・オプションは権利確定しません。

ストック・オプションの公正価値は、当該ストック・オプションが付与された条件を考慮した上で、オプション価格算定モデルである二項モデルを用いて付与日に見積っています。ただし、上記の業績条件は、最終的に確定するストック・オプションの数を決定する際にのみ考慮されます。

IFRS 2.46

ストック・オプションは、権利確定期間である3年経過後、2年間にわたり行使することができるため、付与されたストック・オプションの契約期間は5年となります。当グループは現金による代替決済は行っておらず、また当該ストック・オプションを現金で決済したという過去の慣例はありません。当グループは上級幹部に対する制度を持分決済型の制度として会計処理しています。

### 一般従業員に対するストック・オプション制度(Geneal Employee Share-option Plan)

IFRS 2.45(a)

当グループはその裁量により、一般従業員に対するストック・オプション制度(GESP)に基づき、従業員(上級幹部を除く)が2年間継続して勤務した時点で、当該従業員に対し、親会社株式を対象としたストック・オプションを付与することができます。このストック・オプションは、主な競合他社と比較した当グループの総株主利益率(TSR)に基づき、権利確定します。また、権利確定のためには、従業員は、付与日から3年間、継続して勤務しなければなりません。付与されたストック・オプションの公正価値は、当該ストック・オプションが付与された条件を考慮した上で、モンテカルロ・シミュレーション・モデルを用いて付与日に見積っています。このモデルでは、当グループのTSRをシミュレートし、主要な競合他社の数値と比較しています。当該モデルでは、株価を予測するため、過去の配当実績や予想配当、ならびに競合他社と比較した当グループの株価変動を考慮しています。

IFRS 2.46

IFRS 2.47(a)(iii)

ストック・オプションの行使価格は、付与日における株価に等しくなります。ストック・オプションの契約期間は5年間であり、当グループは従業員に対し、現金による代替決済は行っていません。当グループには、これらの報酬を現金で決済したという過去の慣例はありません。

IFRS 2.46

### 株式増価受益権(Share Appreciation Rights)

事業開発グループの従業員には、現金で決済される株式増価受益権(SAR)が付与されます。当該制度では、付与日から3年以内に一定目標数の新規販売契約(株式市場条件以外の権利確定条件)が成立し、かつ従業員が権利確定日現在で雇用されている場合にその権利が確定します。当該権利は、権利確定期間である3年経過後、3年間にわたり行使することができるため、SARの契約期間は6年となります。SARの公正価値は、付与された条件及び目標達成の可能性を考慮した上で、各報告日に二項モデルを使用して測定しています。SARに係る負債は、当初測定時点と決済されるまでの各報告期間の末日時点で、公正価値により測定しています。SARの公正価値は、その付与条件及び従業員が測定日までに提供したサービスを考慮した上で、オプション価格決定モデルを適用して算定しています。

IFRS 2.45(a)

IFRS 2.46

IFRS 2.47(a)(iii)

## 連結財務諸表の注記

### 30. 株式報酬（続き）

SARに係る負債の帳簿価額は、2017年12月31日現在で299千CU（2016年:194千CU）です。2017年及び2016年12月31日時点でSARの権利確定、付与、及び失効はありません。

IFRS 2.50  
IFRS 2.51(b)

各年度中に従業員から提供された勤務に関し認識された費用は、以下のとおりです。

	2017年	2016年	
	千CU	千CU	
持分決済型の株式報酬取引に関する費用	307	298	
現金決済型の株式報酬取引に関する費用	105	194	
<b>株式報酬費用合計</b>	<b>412</b>	<b>492</b>	IFRS 2.50 IFRS 2.51(a)

2017年及び2016年において、これらの制度に対して取消及び条件変更は行われていません。

IFRS 2.47(c)

### 各年度中の変動

以下の表は、各年度中のストック・オプションの数、加重平均行使価格及びその変動を示しています（SARを除く）。

	2017年 株式数	2017年 加重平均 行使価格	2016年 株式数	2016年 加重平均 行使価格	
1月1日現在	575,000	2.85 CU	525,000	2.75 CU	
付与	250,000	3.85 CU	155,000	3.13 CU	
失効	-	-	(25,000)	2.33 CU	
行使	(75,000) <sup>2</sup>	2.33 CU	(65,000) <sup>1</sup>	3.08 CU	IFRS 2.45(c)
消滅	(25,000)	3.02 CU	(15,000)	2.13 CU	
12月31日現在	<b>725,000</b>	3.24 CU	<b>575,000</b>	2.85 CU	IFRS 2.45(d)
12月31日現在行使可能残高	110,000	2.98 CU	100,000	2.51 CU	IFRS 2.45(b)

<sup>1</sup> 上記オプションの行使日現在の加重平均株価は4.09CUでした。

IFRS 2.45(c)

<sup>2</sup> 上記オプションの行使日現在の加重平均株価は3.13CUでした。

2017年12月31日現在のストック・オプションの加重平均残存契約期間は、2.94年（2016年:2.60年）です。

IFRS 2.45(d)

当年度に付与されたストック・オプションの加重平均公正価値は、1.32CU（2016年:1.18CU）です。

当年度末現在でのストック・オプションの行使価格の範囲は、2.33CUから3.85CU（2016年:2.13CUから3.13CU）です。

IFRS 2.47(a)

IFRS 2.45(d)

## 連結財務諸表の注記

### 30. 株式報酬（続き）

以下の表は、2017年及び2016年12月31日に終了する年度において、上記の各制度において付与された株式報酬の公正価値を算定する際に使用された評価モデルへのインプットを示しています。 IFRS 2.47(a)(i)

	2017年 SEP	2017年 GESP	2017年 SAR
測定日現在の加重平均公正価値	3.45CU	3.10CU	2.80CU
配当利回り(%)	3.13	3.13	3.13
予想ボラティリティ(%)	15.00	16.00	18.00
リスクフリーレート(%)	5.10	5.10	5.10
オプション及び SAR の予想存続期間(年)	3.00	4.25	6.00
加重平均株価(CU)	3.10	3.10	3.12
使用モデル	二項	モンテカルロ	二項

  

	2016年 SEP	2016年 GESP	2016年 SAR
測定日現在の加重平均公正価値	3.30CU	3.00CU	2.60CU
配当利回り(%)	3.01	3.01	3.01
予想ボラティリティ(%)	16.30	17.50	18.10
リスクフリーレート(%)	5.00	5.00	5.00
オプション及び SAR の予想存続期間(年)	3.00	4.25	6.00
加重平均株価(CU)	2.86	2.86	2.88
使用モデル	二項	モンテカルロ	二項

ストック・オプション及びSARの予想存続期間は、過去のデータ及び現在の予想に基づき算定しているため、必ずしも将来における実際の権利行使パターンと一致するとは限りません。また、オプションの年数と類似した期間にわたる過去のボラティリティが将来の傾向を示すものと仮定して予想ボラティリティを算定していますが、これも必ずしも実際の結果と一致するものではありません。 IFRS 2.47(a)(ii)

### 31. 営業債務及びその他の債務

	2017年 千CU	2016年 千CU
営業債務	17,528	18,945
その他の債務	1,465	1,181
未払利息	43	269
関連当事者に対する債務	40	22
	<u>19,076</u>	<u>20,417</u>

上記金融負債の条件は以下のとおりです。 IFRS 7.39

- ▶ 営業債務は無利息で、通常は60日で決済される
- ▶ その他の債務は無利息で、決済までの期間は平均6ヵ月である
- ▶ 未払利息は年度を通じて通常は四半期ごとに決済される
- ▶ 関連当事者に対する債務に関する条件については注記33を参照

当グループの流動性リスク管理プロセスについては、注記20.5に記載しています。 IFRS 7.39(c)

## 連結財務諸表の注記

### 32. コミットメント及び偶発事象

#### オペレーティング・リース契約:借手としての立場

IAS 17.35(d)

当グループは一部の自動車や機械装置について、3年から5年のオペレーティング・リースを締結しています。当グループは、リース契約の中で、3年のリース期間を5年に延長できるオプションを有しています。

解約不能のオペレーティング・リースに係る将来の最低支払リース料総額は、12月31日現在で以下のとおりです。

IAS 17.35(a)

	2017年	2016年
	千CU	千CU
1年以内	255	250
1年超5年以内	612	600
5年超	408	400
	1,275	1,250

#### オペレーティング・リース契約:貸手としての立場

IAS 17.56(c)

当グループは、一定のオフィス用建物と工場建物で構成される投資不動産ポートフォリオに関して、オペレーティング・リースを締結しています。これらのリースの期間は5年から20年です。すべてのリース契約は、その時点における市場条件に基づき、毎年賃貸料の値上げが可能であるという条項を含んでいます。当期に収益として認識された変動リース料総額は14千CU(2016年:12千CU)です。

解約不能のオペレーティング・リースにおける将来の最低受取りリース料総額は、12月31日現在で以下のとおりです。

	2017年	2016年
	千CU	千CU
1年以内	1,418	1,390
1年超5年以内	5,630	5,520
5年超	5,901	5,864
	12,949	12,774

#### ファイナンス・リース及び割賦購入契約

IAS 17.31(e)

当グループは複数の機械装置に関して、ファイナンス・リース及び割賦購入契約を締結しています。ファイナンス・リースにおける当グループの債務は、リース資産に対する貸手の権利により担保されています。ファイナンス・リース及び割賦購入契約における将来の最低支払リース料総額ならびに正味最低支払リース料総額の現在価値は、以下のとおりです。

	2017年		2016年	
	最低リース料 総額 千CU	リース料の 現在価値 千CU	最低リース料 総額 千CU	リース料の 現在価値 千CU
1年以内	85	83	56	51
1年超5年以内	944	905	1,014	943
5年超	-	-	-	-
最低支払リース料総額	1,029	988	1,070	994
金融費用控除額	(41)	-	(76)	-
最低支払リース料総額の現在価値	988	988	994	994

IAS 17.31(b)

#### 注釈

IAS 第17号「リース」は、未払変動リース料の算定基礎、期間延長又は購入オプションの有無、エスカレーション条項など重要なリースに関する取決め及び配当や追加の債務、さらなるリースなどリースの取決めにより課せられる制限に関する追加の開示を求めている。当グループのリース契約には、当該取決めは含まれていないため、当グループの連結財務諸表においてこれらの開示は行っていない。

## 連結財務諸表の注記

### 32. コミットメント及び偶発事象（続き）

#### 資産の取得契約

2017年12月31日現在、当グループは消防機器安全施設の取得に関する2,000千CU（2016年:-CU）と、当グループのジョイント・ベンチャーとの商品の購入に関する310千CU（2016年:516千CU）を含む2,310千CU（2016年:4,500千CU）のコミットメント残高を有しています。

IAS 16.74(c)  
IFRS 12.23 (a)  
IFRS 12.B18-B19

#### 損害賠償請求

海外の顧客が当社の設備に欠陥があると主張し、当グループに対して損害賠償請求を行っています。当該請求が認められた場合には、損害賠償請求額は850千CUと見積られています。公判期日は未定であるため、仮に当該請求が認められるとしても、その支払時期を特定することは実務上不可能です。

IAS 37.86

当グループの法律顧問によると、当グループに対する請求が認められる可能性がないわけではありませんが、その可能性は高くありません。したがって、連結財務諸表に当該偶発債務に対する引当金は計上していません。

#### 保証

当グループは、2017年12月31日現在、以下の保証を提供しています。

IAS 24.21 (h)  
IAS 24.19 (d)  
IAS 24.19 (e)

- ▶ 関連会社に対する他の投資者と共同で負っている、上限額を500千CU（2016年:250千CU）とする関連会社の当座借越の25%に対する保証（関係する金融保証契約の帳簿価額は、2017年12月31日及び2016年12月31日現在で、それぞれ67千CU及び34千CUである）
- ▶ 非関連当事者に対し提供した、ジョイント・ベンチャーによる契約履行に関する保証（この保証により債務が発生する見込みはない）
- ▶ 他の投資者と共同で負っている、関連会社の偶発負債20千CU（2016年:13千CU）に対する当グループの持分に関する保証

IAS 37.86

IFRS 12.23 (b)

#### 偶発負債

当グループは消火器株式会社の取得に当たり、400千CUの偶発負債を計上しています（注記7及び注記26を参照）。

## 連結財務諸表の注記

### 33. 関連当事者についての開示

子会社及び持株会社の詳細を含む当グループの構成に関する情報は、注記6に記載しています。以下の表では、各連結会計年度における関連当事者との取引の合計額を示しています。

		関連当事者	関連当事者	関連当事者に	関連当事者に	IAS 24.18
		への販売	からの購入	に対する債権*	に対する債務*	IAS 24.21
		千CU	千CU	千CU	千CU	
当グループに対して重要な影響力を有する企業:						
International Fires P.L.C.	2017年	7,115	-	620	-	
	2016年	5,975	-	550	-	
関連会社:						
電力消火機器株式会社	2017年	2,900	-	551	-	
	2016年	2,100	-	582	-	
ジョイント・ベンチャー:						
タ立株式会社	2017年	-	590	-	30	
	2016年	-	430	-	12	
当グループの経営幹部:						
役員等が重要な持分を有する企業との取引	2017年	225	510	-	10	
	2016年	135	490	-	10	

\*これらの金額は営業債権ならびに営業債務として分類されています(注記22及び注記31参照)。

		受取利息	関連当事者に	IAS 24.13
		千CU	に対する債権	IAS 24.18
		千CU	千CU	
関連当事者からの借入金又は関連当事者への貸付金				
関連会社:				
電力消火機器株式会社	2017年	20	200	
	2016年	-	-	
当グループの経営幹部:				
取締役への貸付金	2017年	1	13	
	2016年	-	8	

当連結会計年度において、当グループと、当グループの最上位の親会社であるS.J. Limitedとの間に支払配当以外の取引はありません(2016年:-CU)。

#### 関連会社への貸付金

電力消火機器株式会社への貸付金は、防火機器製造用機械の製造資金に充てられる予定です。当該貸付金は無担保であり、2018年6月1日に全額返済される予定で、金利は10%です。

#### 関連当事者との取引条件

関連当事者との売買は独立第三者間取引条件で行われています。期末残高は無担保、無利息であり、現金で決済されます。関連当事者に対する債権又は債務に関しては、保証を提供しておらず、また保証を受けていません。2017年12月31日に終了する年度において、当グループは関連当事者に対する債権に関し、減損を認識していません(2016年:-CU)。減損の評価は、関連当事者の財政状態及び関連当事者が事業を営む市場の状況の検討を通じて毎期実施されます。

IAS 24.21  
IAS 24.18(b)

#### 注釈

関連当事者との取引が独立第三者間取引条件で行われているという開示は、企業がそのような条件を立証できる場合にのみ求められる。IAS 第 24 号 23 項ではそのような開示は求められていないが、当グループは当該条件を立証可能であったことから、このような開示を行っている。

#### 関連当事者とのコミットメント

火花株式会社は2017年7月1日に、自社の生産サイクルにおいて使用する電気ケーブル及び光ケーブルについて、2019年6月30日までの2年間にわたる購買契約を電力消火機器株式会社と締結しました。火花株式会社は、予定購買数量が2018年に750千CU、2019年の前半6ヵ月に250千CUにのぼると見積っています。購買価格は、電力消火機器株式会社の実際原価に5%のマージンを加算した金額で計算されており、現物の受領後30日以内に現金支払にて決済されます。

IAS 24.18(b)  
IAS 24.21(f)

当グループは、消防機器研究所株式会社に対して、借入の担保として消防機器研究所株式会社が保有する資産の格付けが「AA」を下回る場合には、親会社が「AA」格と同等の格付けを有する資産と差し替えるという契約上のコミットメントを行っています。再調達の対象になる資産の最大公正価値は、2017年12月31日時点で200千CU(2016年:210千CU)です。

IFRS 12.14-15

## 連結財務諸表の注記

### 33. 関連当事者についての開示（続き）

#### 経営幹部との取引

##### 取締役への貸付金

当グループは上級取締役に20千CUまでの融資枠を付与しており、実行日から5年以内に返済されることになっています。当該貸付金は無担保であり、利率は長期貸付金の平均金利（現在はEURIBOR+0.8）です。これらの貸付金は、連結財政状態計算書の金融商品に含まれています。

IAS 24.18

##### 役員等が重要な持分を有する企業との取引

2017年及び2016年に、当グループ取締役の配偶者が取締役を務めており、かつ支配株主となっているGnome Industries Limitedとの間で通常の市場価格による購入取引を行っています。

IAS 24.18

IAS 24.19(f)

また、別の取締役はHome Fires Limitedの持分の25%（2016年:25%）を所有しています。当グループはHome Fires Limitedとの間で消火器の供給契約を締結しており、2017年及び2016年に、同社に対して市場価格により消火器を供給しました。

#### 当グループの経営幹部に対する報酬

IAS 24.17

	2017年	2016年
	千CU	千CU
短期従業員給付	435	424
退職後年金及び医療給付	110	80
解雇給付	40	-
株式報酬取引	18	12
<b>経営幹部に支払われた報酬の合計</b>	<b>603</b>	<b>516</b>

上記の表は、経営幹部に対する報酬に関して、報告期間において認識された費用の金額を示しています。

通常、上級取締役以外の取締役には当グループから年金受給資格は付与されません。2016年に上級取締役を退任した役員に対して2017年度に支払われた金額は40千CUでした。

##### 上級取締役制度において取締役が保有する持分

上級取締役制度により、取締役会の上級メンバーが保有する、普通株式取得に関するストック・オプションの期限及び行使価格は、以下のとおりです。

付与日	期限	行使価格	2017年	2016年
			未行使 オプション数 (株)	未行使 オプション数 (株)
2016年	2021年	2.33 CU	10,000	10,000
2016年	2021年	3.13 CU	83,000	83,000
2017年	2022年	3.85 CU	27,000	-
<b>合計</b>			<b>120,000</b>	<b>93,000</b>

IAS 24.17(e)

当該制度では、取締役会の上級メンバー以外には、ストック・オプションは付与されていません。当該制度の詳細については、注記30に記載しています。

#### 注釈

地域によっては、例えば、主要な経営幹部や取締役会の構成員に対する報酬及び給付などの、より広範な開示が求められる可能性がある。



## 連結財務諸表の注記

### 34. 公表済未発効の基準

当グループの財務諸表の公表日時点において、公表済みであるが未発効の基準は以下のとおりです。当グループはこれらの基準及び解釈指針をその発効日から適用する予定です。

IAS 8.30  
IAS 8.31(d)

#### IFRS第9号「金融商品」

IASBは2014年7月、IFRS第9号「金融商品」の完成版を公表しました。これは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」、さらにはすべてのIFRS第9号の旧バージョンに置き換わるものです。IFRS第9号には、金融商品プロジェクトで取り扱われた分類と測定、減損、及びヘッジ会計の3つの分野に係る会計処理がまとめられています。IFRS第9号は、2018年1月1日以降開始する年度から適用され、早期適用も認められます。ヘッジ会計を除き遡及適用が求められますが、比較情報の開示は強制されていません。ヘッジ会計に関する規定は、一部例外を除き、通常将来に向かって適用されます。

当グループは、新基準の強制適用日からIFRS第9号を適用し、比較情報を修正再表示しない予定です。2017年度において、当グループは、IFRS第9号における上記3つの会計処理に関して、詳細な影響度調査を行いました。この評価は、現在入手可能な情報に基づいているため、IFRS第9号の適用を開始する2018年度において、当グループが合理的かつ裏付け可能な情報を追加で入手した場合には、当該評価内容に変更が生じる可能性があります。全体として、当グループは、IFRS第9号の減損に関する規定の適用による影響を除き、財政状態計算書及び資本への重要な影響はないと見込んでいます。ただし、下記の説明のとおり、追加の貸倒引当金の計上により、資本にマイナスの影響が生じる可能性があります。さらに、当グループは一部の金融商品の分類を変更する予定です。

#### (a) 分類及び測定

当グループは、IFRS第9号の分類及び測定に関する規定の適用による貸借対照表及び資本への重要な影響はないと見込んでおり、現在、公正価値で計上しているすべての金融資産を引き続き公正価値で測定する予定です。現在、売却可能金融資産に分類されている上場株式に係る利得及び損失は、その他の包括利益で認識していますが、IFRS第9号を適用した場合には、純損益を通じて公正価値で測定することになるため、純損益の変動が大きくなるが見込まれます。なお、現在その他の包括利益累計額に計上されている売却可能金融資産に係る剰余金7千CUは、利益剰余金に振り替えられます。負債性証券に関しては、契約上のキャッシュ・フローを回収するためだけでなく、比較的頻繁に相当額を売却することを目的として保有していることから、当グループは、IFRS第9号を適用した場合には、負債性証券をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する予定です。

非上場株式は、予見可能な将来の期間にわたり保有される予定です。当該非上場株式について、過年度に純損益で認識される減損損失を計上したことはありません。当グループは、公正価値の変動をその他の包括利益で表示するオプションを適用する予定であるため、IFRS第9号の適用による重要な影響はないと見込んでいます。

営業債権及び貸付金は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されており、元本及び利息の支払いのみがキャッシュ・フローとして生じることが想定されています。当グループは、営業債権及び貸付金の契約上のキャッシュ・フロー特性を分析し、それらがIFRS第9号における償却原価測定の要件を満たすと結論付けました。したがって、営業債権及び貸付金の分類は変更されません。

#### (b) 減損

IFRS第9号は、すべての営業債権、貸付金及び負債性証券に関して、12ヵ月又は残存期間にわたる予想信用損失の計上を求めています。すべての営業債権に関して、当グループは簡便法を適用し、残存期間にわたる予想信用損失を計上する予定です。当グループは、保有する貸付金及び債権が無担保であることから、貸倒引当金が770千CU増加し、対応する繰延税金負債が231千CU減少すると見込んでいます。

#### (c) ヘッジ会計

当グループは、現在有効なヘッジ関係に指定されているすべてのヘッジ関係が、引き続きIFRS第9号のヘッジ会計の要件を満たすと判断しています。IAS第39号に基づき直先差額(フォワード・ポイント)をヘッジ指定から除外しているヘッジについて、当グループは適用開始時にIFRS第9号を遡及適用しないことを選択しました。IFRS第9号は、有効なヘッジの会計処理に関する一般原則を変更していないため、IFRS第9号のヘッジ規定の適用により当グループの財務諸表に重要な影響は生じないと見込んでいます。

#### (d) その他の調整

IFRS第9号の適用開始時には、上記で示した調整に加えて、繰延税金、売却目的で保有する資産とそれらに直接関連する負債、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資など、基本財務諸表のその他の項目も必要に応じて調整されます。なお、在外営業活動体の換算差額も調整されます。

IFRS第9号の適用が2017年12月31日時点の資本に及ぼすと見込まれる影響の要約は、以下のとおりです。

## 連結財務諸表の注記

### 34. 公表済未発効の基準（続き）

2017年12月31日時点の資本に対する影響(( )は資本の減少)

	調整	千CU
<i>資産</i>		
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	(d)	(7)
営業債権及びその他の債権	(b)	(770)
売却目的で保有する資産	(d)	(349)
<i>資産合計</i>		<u>(1,126)</u>
<i>負債</i>		
繰延税金負債	(b)	(233)
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	(d)	(105)
<i>負債合計</i>		<u>(338)</u>
<b><i>資本に対する影響</i></b>		<b><u>(788)</u></b>
<i>(内訳)</i>		
利益剰余金	(a)	(758)
その他の資本の構成要素	(a), (d)	2
非支配持分	(d)	(32)

## 連結財務諸表の注記

### 34. 公表済未発効の基準（続き）

#### IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号は2014年5月に公表され、2016年4月に改訂されています。同基準は、顧客との契約から生じる収益を会計処理するための5つのステップから構成されるモデルを定めています。IFRS第15号では、収益を、顧客への財又はサービスの移転との交換に、企業が権利を得ると見込む対価を反映した金額で認識します。

新たな収益認識基準は、現在IFRSで定められているすべての収益認識に関する規定を置き換えるものであり、2018年1月1日以後開始する事業年度から完全遡及適用又は修正遡及適用することが求められ、早期適用することも容認されています。当グループは、IFRS第15号を強制適用日から完全遡及適用する予定です。当グループは2016年度にIFRS第15号の事前評価を実施し、より詳細な分析を経て2017年度において評価を完了しました。

当グループは、防火設備及び電子機器ならびにサービスを提供しています。設備機器及びサービスは、別個の顧客との契約においてそれぞれ販売される場合もあれば、これらを一つのパッケージとしてまとめて販売する場合もあります。

#### (a) 物品の販売

顧客との設備の販売契約は、通常は、単一の履行義務として識別されることが予想されるため、IFRS第15号の適用により、当グループの収益及び純損益に与える影響はないと見込んでいます。収益は、資産の支配が顧客に移転された時点で認識され、当グループでは、通常は物品の引渡時点で収益を認識する予定です。

また当グループは、IFRS第15号の適用に備えて以下の検討を行っています。

#### (i) 変動対価

当グループは、顧客との契約において、返品、値引き又は売上割引を行う場合があります。現行の基準では、物品の販売から生じる収益を、返品、値引き、割戻し及び売上割引を控除後の、受領した又は受領可能な対価の公正価値で測定しています。収益が信頼性をもって測定できない場合には、不確実性が解消されるまで収益の認識を繰延べています。IFRS第15号では、このような変動対価が生じる場合には、契約の開始時に見積られ、その後、見直すことが求められます。

IFRS第15号は、収益が過大に計上されないように、変動対価の見積り金額を制限することを求めています。当グループは、変動対価の見積り及びその制限を判断するために、継続して個々の契約の評価を行います。変動対価の見積りの制限が適用された場合、当グループは、現行のIFRSと比較して繰延べられる収益の額が増加する可能性があることと見込んでいます。

#### 返品権

当グループは、顧客との契約において一定期間内の返品権が定められている場合には、現在、当該返品権をIFRS第15号の期待値法に類似した確率加重平均金額による方法を用いて会計処理しています。現行の会計方針に基づき、予想される返品に対応する収益の金額を繰延べ、財政状態計算書の「営業債務及びその他の債務」に認識しています。これに対応して、売上原価も調整しており、返品が予想される物品の当初帳簿価額は「棚卸資産」に含めています。

契約により顧客に返品が認められているため、IFRS第15号に基づき、顧客から受領する対価は変動することになります。当グループは、返品されると見込まれる物品の見積りに際して、当グループが権利を得ると見込んでいる変動対価の金額をより適切に予測できると考えられる期待値法を使用しました。また、取引価格に含まれる変動対価の金額を算定するために、変動対価の見積りの制限に関するIFRS第15号の規定を適用しました。当グループは、IFRS第15号の適用開始時に、2017年度の財務諸表において、物品の販売から生じた収益120千CUと、関連する売上原価100千CUの調整が必要であるとの結論に至りました。また、返金負債及び顧客から製品を回収する権利に係る資産を財政状態計算書において別個に表示しており、IFRS第15号の適用に際して、「営業債務及びその他の債務」1,215千CUを「返金負債」に、関連する「棚卸資産」834千CUを「返品時に顧客から製品を回収する権利」に再分類する予定です。さらに追加で、「返金負債」125千CU及び「返品時に顧客から製品を回収する権利」95千CUを財政状態計算書に認識する予定です。当該調整の結果、2017年12月31日現在の利益剰余金は30千CU減少する見込みです。

#### 数量リポート

当グループのエレクトロニクス部門では、ある一定期間において顧客による製品購入量が契約に定められた一定の目標値を超えた場合、顧客が購入したすべての製品に関して遡及して顧客に数量リポートを支払っています。当グループは、現在の会計方針に基づき、確率加重平均金額による方法を用いて予想される数量リポートを見積り、当該見積額を「営業債務及びその他の債務」に認識しています。その後、当該金額は、顧客に現金で支払われる場合もあれば、顧客に対して将来発生する債務に充当される場合もあります。

## 連結財務諸表の注記

### 34. 公表済未発効の基準（続き）

IFRS第15号に基づくと、遡及的な数量レポートの支払いは変動対価を生じさせます。当グループが権利を得ると見込む変動対価を見積る際に、当グループは、単一の数量目標値のみが定められている契約については、最頻値法が変動対価の金額をより適切に予測できると判断しました。一方、複数の数量目標値が定められている契約については、期待値法又は最頻値法のうち、変動対価の金額をより適切に予測できる方法を適用しています。当グループは、変動対価の見積りの制限に関するIFRS第15号の規定を適用し、2017年度において、物品の販売から生じた収益を1,315千CU減少させ、「営業債務及びその他の債務」（IFRS第15号では返金負債）を同額増加させる調整が必要であるとの結論に至りました。さらに、当グループは予想される将来レポートについて認識される負債を契約負債に含めて表示する予定です。したがって、「営業債務及びその他の債務」3,115千CUを契約負債に再分類します。さらに、過年度の修正再表示の影響として、「契約負債」474千CUを財政状態計算書に認識する予定です。このような調整の結果、2017年12月31日現在の利益剰余金は1,789千CU減少する見込みです。

#### (ii) 製品保証

当グループは、通常、顧客との契約において、一般的な修理に関する製品保証を提供していますが、延長保証は提供していません。したがって、IFRS第15号では、ほとんどの製品保証は品質保証型の製品保証であると見込んでおり、現行の会計処理と同様にIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理する予定です。しかし、当グループは、例外として一部の契約において、延長保証を提供しており、現行の基準では当該取引をIAS第37号に基づき会計処理しています。IFRS第15号では、当該延長保証はサービス型の製品保証として会計処理するため、独立した履行義務として取引価格の一部を配分します。当グループが2018年度にIFRS第15号を適用開始する際の2017年度に対する調整は、以下を予定しています。IAS第37号に基づき認識された「引当金」（流動）58千CUと、売上原価に含まれている関連費用（58千CU）の認識を中止します。また、サービス型の製品保証に配分すべき収益（60千CU）を繰延べ、「契約負債」60千CUを流動負債として表示します。当グループは、2017年度以前において未履行の延長保証を有していないため、2017年12月31日現在の利益剰余金はこれらの調整の差額である2千CU減少します。

#### (iii) ロイヤルティ・ポイント・プログラム（グッドポイント制度）

IFRIC第13号では、当グループの電子部門が提供しているロイヤルティ・ポイント・プログラムは、発行されたポイントの公正価値を用いて取引価格の一部をロイヤルティ・ポイント・プログラムに配分し、発行済みの未交換又は未失効のポイントに関する繰延収益を認識しています。当グループは、IFRS第15号に基づき、ロイヤルティ・ポイント・プログラムは、通常、顧客に重要な権利を与えるものであるため、別個の履行義務を生じさせるとの結論に至りました。IFRS第15号では、IFRIC第13号における発行したポイントの公正価値を用いた配分方法（すなわち残余法）に代えて、取引価格の一部を相対的な独立販売価格に基づいてロイヤルティ・プログラムに配分することになります。当グループは、現行の会計方針と比較するとより多くの収益を物品の販売に配分しなければならないと判断しています。IFRS第15号の適用開始に伴い当年度に対して行われる調整は、以下を予定しています。物品の販売から生じる収益が増加し、「繰延収益」（流動）が18千CU減少します。また、「繰延収益」（非流動）30千CUが期首利益剰余金に再分類されます。その結果、2017年12月31日現在の利益剰余金に対する累積的影響額は48千CUとなります。「繰延収益」（非流動）の残高166千CU及び繰延収益（流動）の残高202千CUは、契約負債の流動又は非流動に再分類されます。

#### (b) サービスの提供

当グループの防火部門は据付サービスを提供しています。当該サービスは、顧客との契約において、単独で販売される場合もあれば、設備と一体として販売される場合もあります。現在、当グループは、設備とサービスのセット販売をそれぞれ別個の取引として会計処理し、相対的な公正価値アプローチを用いて対価を各取引に配分しています。当グループはサービスに係る収益を進捗度に応じて認識しています。IFRS第15号の下では、相対的な独立販売価格に基づいて配分が行われることとなります。その結果、対価の配分額、さらにこれらの販売に関連して認識される収益の認識時期及び金額に影響が生じる可能性があります。当グループは、IFRS第15号の適用開始時に、IAS第18号の下で据付サービスに配分されていた契約対価の一部を再配分することになるため、当期における物品の販売による収益が170千CU増加するとともに、同額だけ繰延収益（流動）が減少する予定です。過年度に対する影響については、繰延収益（流動）が減少し、期首利益剰余金が60千CU増加すると見込んでいます。また、当グループは、繰延収益（非流動）30千CUを契約負債（非流動）へ、繰延収益（流動）55千CUを契約負債（流動）へ再分類する予定です。

顧客は、当グループが提供する便益を受け取ると同時に消費していることから、当該サービスは一定期間にわたり充足されるとの結論に至りました。したがって、IFRS第15号においても、当グループは、引き続きサービス契約あるいは設備及びサービスのセット販売におけるサービス部分の収益を、一時点ではなく一定期間にわたり認識することになります。

現在、当グループは進行基準を適用する際に、据付サービスの完了を条件として顧客から対価を受領する場合であっても、収益と営業債権及びその他の債権を認識しています。IFRS第15号では、対価の受領に条件が付されている場合、債権ではなく、契約資産として認識する必要があります。したがって、IFRS第15号の適用開始時に、当グループは2017年12月31日時点における営業債権及びその他の債権の残高4,180千CUを、契約資産（流動）に再分類する予定です。

## 連結財務諸表の注記

### 34. 公表済未発効の基準（続き）

#### (c) 顧客から受領する設備

当グループは、製造過程に必要な金型及びその他の設備を顧客から受領します。顧客から受領する当該設備は、IFRIC第18号「顧客からの資産の移転」に従い、有形固定資産として公正価値で認識するとともに繰延収益を同額だけ増加させています。

企業が現金以外の対価を顧客から受け取る場合、又は受け取ることが見込まれる場合、IFRS第15号は現金以外の対価の公正価値を取引価格に含めることを求めています。当グループは、IFRS第15号を適用しても顧客から受領する設備の会計処理に影響は生じないであろうと判断しています。しかし、これまで繰延収益として表示していた金額は、IFRS第15号では契約負債として表示されます。したがって、当グループは、2017年12月31日時点における繰延収益（流動）の残高43千CUを契約負債（流動）に、繰延収益（非流動）の残高133千CUを契約負債（非流動）に再分類する予定です。

#### (d) 顧客から受領する前受金

当グループは、通常、顧客から短期の前受金のみを受領します。当該前受金は、営業債務及びその他の債務に含めて表示しています。一方、長期の前受金を顧客から受領する場合には、現行の会計方針に基づき、長期の前受金を、財政状態計算書の非流動負債の区分に繰延収益として表示しています。なお、顧客から受領した長期の前受金に対して利息を認識していません。

IFRS第15号では、契約に重大な金融要素が存在するかどうかを判断する必要があります。ただし、当グループはIFRS第15号が定める実務上の便法を適用することを決定したため、契約開始時点において、約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と、顧客が当該財又はサービスに対して支払いを行う時点との期間が1年以内になると見込まれる場合には、約定対価の金額に関して、重大な金融要素の影響を調整しません。したがって、当グループは、短期の前受金については、金融要素に重要性がある場合であっても金融要素の影響について調整しません。

当グループは、提供する財及びサービスの性質ならびに支払条件の目的に照らして、顧客に長期の前受金の支払いを求める契約の多くは、主に当グループに対する融資提供以外の目的で支払条件が設定されていると判断しました。当グループは、通常、新規の顧客や支払遅延の履歴がある顧客に対して代金の前払いを求めており、支払の延滞を認めていません。さらに、顧客の財に対する支払時点と当グループが財を顧客に移転する時点との差は、比較的短期です。したがって、当グループは当該契約に重大な金融要素は存在しないと結論に至りました。

一方、当グループと顧客との契約の中には、支払方法について、数年後に顧客が資産に対する支配を獲得する時点で支払う方法と、契約締結時に割安な金額を支払う方法の2つの選択肢が定められている場合があります。顧客が後者の前払を選択する場合、当グループは、顧客が支払いを行う時点と当グループが顧客に財を移転する時点との期間の長さ、市場での実勢金利を考慮して、当該契約は重大な金融要素を含んでいると判断しました。当該契約の取引価格は、約定対価の金額を適切な割引率で割引くことにより算定されます。IFRS第15号の適用開始時に約定対価に係る利息の調整を反映した結果、2017年度において、繰延収益（IFRS第15号では契約負債（非流動）として表示）が32千CU増加し、これに対応して金融費用が27千CU増加するとともに期首利益剰余金が5千CU減少する見込みです。また、当グループは繰延収益（非流動）100千CU及び繰延収益（流動）40千CUを、それぞれ契約負債の非流動及び流動に再分類する予定です。

#### (e) 本人か代理人かの検討

当グループは、顧客に代わり海外メーカーが製造した特別な防火設備を取得する契約を顧客と締結する場合があります。当該契約に基づき、当グループは調達サービス（すなわち、適切なメーカーを選択し、輸入設備の発注及び輸送を管理すること）を提供しています。当該契約では、当グループが設備を提供する約定を履行する主たる責任を負っているとはみなされません。当グループは顧客の承認を得た場合に限り設備を購入し、海外メーカーは設備を顧客に直送するため、当グループは設備が顧客に移転される前後において在庫リスクを負っていません。また、当グループは設備の価格設定について裁量権を有していません。なお、当該契約に関して当グループが受領する対価は、顧客が提示した最高購入価格と当グループが海外メーカーと交渉した最終価格との差額により算定されます。顧客が支払い不履行に陥った場合でも、当グループが海外メーカーに対する支払義務を負っているため、当グループはこうした取引に関して信用リスクを負っています。現行の会計方針の下では、信用リスクが存在すること及び契約対価の性質に基づき、当グループは顧客に対する設備の販売に関する重要なリスクと経済価値に晒されていると判断し、当グループが本人であるとして当該契約を会計処理していました。

IFRS第15号は、特定された財又はサービスが顧客に移転される前に、当グループがその財又はサービスを支配しているかどうか評価することを求めています。当グループは、財を顧客に移転する前にその財を支配していないため、当該契約において当グループは本人ではなく、代理人であると判断しました。さらに、当グループは、（海外メーカーから設備の供給を受けられるように手配する）サービスに対する支配は、一時点で移転していると判断しました。IFRS第15号の適用開始時には、2017年度について、物品の販売による収益を3,956千CU、売上原価を3,440千CU減少させるとともに、その差額である516千CUについてサービスの提供による収益を増加させる調整を行う予定です。

## 連結財務諸表の注記

### 34. 公表済未発効の基準（続き）

#### (f) 表示及び開示

IFRS第15号には現行のIFRSよりも詳細な表示及び開示規定が定められています。当該表示及び開示規定は、現行の実務に大きな変更をもたらす、当グループの財務諸表で求められる開示の量が大幅に増加することになります。IFRS第15号の開示規定の大半は、現行の規定では求められていない新たなものであり、当グループはそうした開示規定の一部が及ぼす影響は重大であると評価しています。特に、変動対価を含む契約の取引価格、取引価格を履行義務に配分する方法、各履行義務の独立販売価格の見積りを行うための仮定などを決定する際に行った重要な判断を開示する必要があるため、財務諸表の注記が増加する予定です。また、当該注記には、当グループが本人ではなく代理人として行動していると判断した契約、重要な金融要素が含まれている契約、及びサービス型の製品保証が提供されている契約を評価する際における重要な判断が含まれる予定です。さらに、IFRS第15号で定められているとおり、当グループは、顧客との契約から認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期ならびに不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解する予定です。なお、当グループは、収益の分解に関する情報と各報告セグメントの収益情報との関係を説明する予定です。

当グループは、2017年度において、求められている情報を収集して開示するために必要となる適切なシステム、内部統制、方針及び手続を引き続き検証しました。

#### (g) その他の調整

IFRS第15号の適用開始時には、上記の主な調整に加えて、繰延税金、売却目的で保有する資産とそれらに直接関連する負債、非継続事業からの当期利益又は当期損失、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分など、基本財務諸表のその他の項目についても必要に応じて調整されます。なお、在外営業活動体の換算差額も調整されます。

非金融資産（有形固定資産や無形資産など）の処分が通常の事業の過程で行われない場合、IFRS第15号の認識及び測定の規定が、そうした非金融資産の処分に係る利得又は損失の認識及び測定にも適用されます。ただし、IFRS第15号の適用開始時において、当該変更による影響は当グループにとって重要性はないと見込んでいます。

IFRS第15号の適用が資本に及ぼすと見込まれる影響の要約は、以下のとおりです。

2017年12月31日時点の資本に対する影響（ ）は資本の減少（2017年1月1日における減少は319千CU）

	調整	千CU
<b>資産</b>		
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	(g)	(20)
営業債権及びその他の債権	(b)	(4,180)
棚卸資産	(a) (i)	(834)
返品時に顧客から製品を回収する権利	(a) (i)	929
契約資産(流動)	(b)	4,180
売却目的で保有する資産	(g)	12
<b>資産合計</b>		<b>87</b>
<b>負債</b>		
営業債務及びその他の債務	(a) (i), (a) (i)	(4,330)
返金負債	(a) (i)	1,340
契約負債(流動)	(a) (i), (a) (ii), (c), (d), (f)	5,264
契約負債(非流動)	(c), (d), (f)	501
引当金	(a) (ii)	(58)
繰延収益(非流動)	(a) (iii), (c), (d), (f)	(459)
繰延収益(流動)	(a) (iii), (b), (c), (d), (f)	(588)
繰延税金負債	(g)	(484)
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	(g)	34
<b>負債合計</b>		<b>1,220</b>
<b>資本に対する影響</b>		<b>(1,133)</b>
<b>(内訳)</b>		
利益剰余金		(908)
その他の資本の構成要素		26
非支配持分		(251)

## 連結財務諸表の注記

### 34. 公表済未発効の基準（続き）

2017年度における損益計算書に対する影響（ ）は利益の減少

	調整	千CU
物品の販売	(a) (i), (a) (ii), (a) (iii), (b), (e)	(5,263)
サービスの提供	(e)	516
売上原価	(a) (i), (a) (ii), (e)	3,598
金融費用	(d)	(27)
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分	(g)	(12)
法人所得税費用	(g)	358
非継続事業からの当期利益又は当期損失	(g)	(5)
<b>当期利益に対する影響</b>		<b>(835)</b>
帰属:		
親会社持分		(610)
非支配持分		(225)

基本的1株当たり利益及び希薄化後1株当たり利益に対する影響（ ）は1株当たり利益の減少

1株当たり利益		
基本的		(0.04)
希薄化後		(0.03)
継続事業に関する1株当たり利益		
基本的		(0.04)
希薄化後		(0.03)

その他の包括利益に対する影響（ ）はその他の包括利益の減少

		千CU
在外営業活動体の換算差額		21
<b>その他の包括利益に対する影響</b>		<b>21</b>

# 連結財務諸表の注記

## 34. 公表済未発効の基準（続き）

### 注釈

IAS第8号30項は、公表済みであるが未発効の基準に関する開示を求めている。当該開示は、これらの基準を適用することで財務諸表が受ける影響を財務諸表利用者が評価できるように、現時点で判明している、もしくは合理的に見積可能な情報を求めている。

証券監督者国際機構(IOSCO)や一部の法域の規制当局(欧州証券市場監督局(ESMA)など)は、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIFRS第16号「リース」といった重要な基準によって見込まれる影響を、管轄法域内にある企業がその期中及び年次財務諸表において開示することを推奨する文書を公表した。

優良工業株式会社は、翌報告期間に発効されるIFRS第15号及びIFRS第9号の適用開始に伴う同社の連結財務諸表に及び得る影響について詳細な情報を開示している。同社はIFRS第16号の適用によって生じる影響をいまだ数値化できていないため、IFRS第16号の影響については定量的情報を開示していない。

優良工業株式会社は、IFRS第15号及びIFRS第9号の詳細な分析を2017年度に完了したため、財務諸表の個々の表示科目レベルでIFRS第15号の適用による定量的な影響を開示していると記載している。しかし、IAS第8号30項はそこまで詳細な開示を求めている。一部の企業は、2017年度の財務諸表の公表日時点で、これらの基準の分析を完了する過程にあり、より集約したレベルでIFRS第15号の影響を開示する意向である場合が考えられる。このような企業は、IFRS第15号の適用開始期間において、新基準が企業の財務諸表に与える潜在的な影響を評価するために、その時点で判明している、もしくは合理的に見積可能な関連性のある情報を開示することが考えられる。しかし、企業は、各財務諸表の表示科目に対する影響ではなく、純損益、資産、負債及び資本に対する全般的な影響の予想範囲しか開示できない場合に、そのような開示を行い、財務諸表の注記で開示される定量的情報は、2018年度で変更される可能性がある旨を財務諸表に記載することも考えられる。

### IFRS第10号及びIAS第28号の改訂「投資者と関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却又は抛却」

本改訂は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに子会社を売却又は抛却することにより、子会社の支配を喪失する場合に関して、IFRS第10号とIAS第28号の間で生じている矛盾に対処するものです。当該改訂では、投資者と関連会社又はジョイント・ベンチャーの間で、IFRS第3号で定義される事業を構成する資産の売却又は抛却が行われる場合、その結果生じる利得又は損失は全額認識されることが明確化されています。一方、事業を構成しない資産の売却又は抛却から生じる利得又は損失は、当該関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する、投資者と関連しない持分の範囲でのみ認識されません。

IASBはこれらの改訂の適用日を無期限に延期していますが、早期適用する場合には将来に向かって適用することが求められます。当グループは本改訂を当該発効日から適用する予定です。

### IFRS第2号「株式報酬取引の分類及び測定」(IFRS第2号の改訂)

IASBは、株式報酬取引の分類及び測定に関するIFRS第2号「株式に基づく報酬」の改訂を公表しました。本改訂は、以下の3つの分野を扱っています。

- ① 権利確定条件が現金決済型の株式報酬取引の測定に与える影響
- ② 源泉徴収義務に関して純額決済の特性を有する株式報酬取引の分類
- ③ 株式報酬取引の分類が条件変更によって現金決済型から持分決済型に変更される場合の会計処理

本改訂は、過年度の修正再表示を行うことを認めていませんが、3つの改訂すべてを遡及適用し、その他の要件も満たされる場合には、遡及適用が認められます。本改訂は2018年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用も認められます。

当グループは現在、本改訂が連結財務諸表に与える影響を評価しています。



## 連結財務諸表の注記

### 34. 公表済未発効の基準（続き）

#### IFRS第16号「リース」

IFRS第16号は、2016年1月に公表され、IAS第17号「リース」、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、SIC第15号「オペレーティング・リース・インセンティブ」及びSIC第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」の規定を置き換えるものです。IFRS第16号は、リースの認識、測定、表示及び開示の原則を定めており、借手はすべてのリースを貸借対照表に認識する単一のモデル(IAS第17号のファイナンス・リースと同様の方法)により会計処理することが求められます。

IFRS第16号では、借手の認識に関して、少額資産のリース(例:パソコン)と短期リース(リース期間が12か月以内のリース)の免除規定が設けられています。借手はリースの開始日において、リース料に係る支払債務(リース負債)と、対応するリース期間にリース資産を使用する権利を表す使用権資産を認識します。その後、リース負債から生じる利息費用と、使用権資産から生じる減価償却費を別個に認識します。

一定の事象(例:リース期間の変更や、リース料の決定のために使用される指数又はレートの変動から生じる将来のリース料の変更)が生じた場合には、リース負債を再評価することが求められます。この際に借手は、リース負債の再測定により生じる変動額を、通常は使用権資産の調整として認識します。

IFRS第16号における貸手の会計処理は、現行のIAS第17号における貸手の会計処理と実質的に同じです。貸手は、すべてのリースをIAS第17号における原則に基づいて分類し、オペレーティング・リース又はファイナンス・リースの2つのタイプに区分します。

また、IFRS第16号はIAS第17号よりも、貸手と借手により広範な開示を求めています。

IFRS第16号は、2019年1月1日以後開始する事業年度から適用されます。早期適用も認められますが、IFRS第15号を適用済又は同時に適用することが求められます。借手は完全遡及アプローチ又は修正遡及適用アプローチのいずれかを選択することができます。なお、IFRS第16号への移行措置として、一定の免除規定が設けられています。

当グループは、2018年度において、IFRS第16号が連結財務諸表に与える影響を引き続き評価します。

#### IFRS第17号「保険契約」

IASBは、2017年5月に保険契約の認識、測定、表示及び開示を包括的に規定する新たな会計基準であるIFRS第17号「保険契約」(以下、IFRS第17号)を公表しました。2004年に公表されたIFRS第4号「保険契約」(以下、IFRS第4号)は、IFRS第17号の発効に伴い廃止されます。

IFRS第17号は、すべてのタイプの保険契約(すなわち、生命保険、損害保険、元受保険及び再保険)に適用され、これらを発行する企業の種類は問われません。また、当該基準は、一定の保証や裁量権のある有配当性を有する金融商品にも適用されますが、一定の適用除外が定められています。

IFRS第17号の目的は、保険契約を発行している企業に対し、より有用かつ一貫した保険契約に関する会計モデルを提供することです。

IFRS第4号は、多くの領域で従前の各国の会計方針を引き継ぐことを認めています。IFRS第17号では、保険契約に関する包括的なモデルを定めており、関連するすべての会計上の取扱いを規定しています。IFRS第17号は、一般モデルとしてビルディング・ブロック・アプローチを規定するとともに、以下の他のアプローチも定めています。

- ▶ 直接連動型の有配当契約の特殊性を反映するために一定の調整を加えたアプローチ(変動手数料アプローチ)
- ▶ 主に短期契約に用いられる簡便的なアプローチ(保険料配分アプローチ)

IFRS第17号は、2021年1月1日以降開始する事業年度から適用され、比較期間の修正が求められます。早期適用は認められますが、IFRS第17号を最初に適用する日又はそれより前に、IFRS第9号及びIFRS第15号を適用することが求められます。

当グループは、IFRS第17号を早期適用していません。

#### IAS第40号「投資不動産の振替」—(IAS第40号の改訂)

本改訂は、どのような場合に不動産(建設中又は開発中の不動産を含む)を投資不動産へ又は投資不動産から振り替えるべきかを明確にしています。本改訂では、用途変更は、不動産が投資不動産の定義を満たした場合又は満たさなくなった場合で、かつ用途変更の証拠が存在する場合に生じると定められています。

本改訂は、本改訂の適用を開始する事業年度の期首以後に生じた用途変更に対して将来に向かって適用します。企業は当該時点で保有する不動産の分類を再評価し、該当がある場合には、同時点で存在する状況を反映して不動産を再分類します。IAS第8号に従った遡及適用は、後知恵を用いず可能な場合に限り認められます。

本改訂は、2018年1月1日以後開始する事業年度から適用されます。早期適用は認められますが、その旨を開示することが求められます。当グループは、本改訂を発効日から適用する予定です。ただし、当グループの現行の実務は、当該改訂で明確化された内容と一致しているため、連結財務諸表に対する影響は生じないと見込んでいます。

## 連結財務諸表の注記

### 34. 公表済未発効の基準（続き）

2014-2016年サイクル(2016年12月公表)

年次改善サイクル(2014-2016年)の改訂の概要は、以下のとおりです。

#### IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」初度適用企業のための短期的な免除規定の削除

IFRS第1号E3項からE7項に定められる短期的な免除規定は、当初意図された目的を終えているため削除されました。本改訂は、2018年1月1日から適用されます。

#### IAS第28号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」投資先ごとに投資先を純損益を通じて公正価値で測定する選択が行われることの明確化

本改訂では、以下の事項が明確化されています。

- ▶ ベンチャー・キャピタル企業又は他の適格企業に該当する企業は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資について、純損益を通じて公正価値で測定する選択を各投資の当初認識時に投資ごとに決定することができます。
- ▶ 投資企業に該当しない企業が、投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する持分を保有している場合、当該企業は、持分法を適用する際に、投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーが保有する子会社の持分に対して、投資企業が適用した公正価値測定を維持することができます。当該選択は、個々の投資ごとに投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーが、以下のいずれかに該当した最も遅い時点で行われます。
  - (a) 投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーの当初認識時
  - (b) 関連会社又はジョイント・ベンチャーが投資企業となった時点
  - (c) 投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーが初めて親会社となった時点

本改訂は、2018年1月1日から適用され、遡及適用しなればなりません。早期適用も認められますが、その場合には、その旨を開示することが求められます。

当該改訂は、当グループには適用されません。

#### IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用－(IFRS第4号の改訂)

本改訂は、IFRS第17号「保険契約」(同基準書によりIFRS第4号は廃止される)を適用する前に、新たな金融商品の基準書であるIFRS第9号を適用することから生じる懸念に対処するものです。本改訂では、保険契約を発行する企業に対して、IFRS第9号適用の一時的免除と上書きアプローチという2つの選択肢を認めています。IFRS第9号適用の一時的免除は、2018年1月1日以後開始する事業年度から適用されます。上書きアプローチは、IFRS第9号を最初に適用する際に選択することができ、IFRS第9号への移行時に指定された金融資産に当該アプローチを遡及適用します。当該アプローチでは、IFRS第9号を適用する際に比較情報を修正再表示する場合に限り、当該アプローチを反映するように比較情報を修正再表示します。当該改訂は、当グループには適用されません。

#### IFRIC第22号「外貨建取引と前渡・前受対価」

本解釈指針は、前渡・前受対価に関連する非貨幣性資産又は非貨幣性負債の認識を中止して、関連する資産、費用又は収益(あるいはその一部)を当初認識する際に使用する直物為替レートについて定めており、取引日とは、前渡・前受対価から生じた非貨幣性資産又は非貨幣性負債を当初認識した日であることを明確にしています。前渡・前受対価を複数回にわたり支払う又は受取る場合には、前渡・前受対価の支払い又は受取りごとに、取引日を決定します。

本解釈指針は、完全遡及適用することが認められています。完全遡及適用しない場合には、本解釈指針の適用範囲に含まれるすべての資産、費用及び収益のうち、次のいずれかの日以後に当初認識されるものに対して将来に向かって適用されます。

(i) 本解釈指針の適用を開始する報告期間の期首

(ii) 本解釈指針の適用を開始する報告期間の財務諸表において比較情報として表示される前報告期間の期首

なお、当グループの現行の実務は、本解釈指針と一致しているため、連結財務諸表に対する影響は生じないと見込んでいます。

#### IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」

本解釈指針は、IAS第12号の適用に影響をもたらす不確実性が税務処理にみられる場合における法人所得税の会計処理を定めています。本解釈指針は、IAS第12号の適用範囲外である税金や賦課金に適用されず、不確実な税務処理に関連して生じる利息や罰金に関する要求事項を定めていません。本解釈指針は、以下の事項を取り扱うものです。

- ▶ それぞれの不確実な税務処理を別個に検討すべきかどうか
- ▶ 税務当局による税務調査について想定すべきこと
- ▶ 課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率をどのように決定すべきか
- ▶ 事実と状況の変化をどのように考慮すべきか

企業は、それぞれの不確実な税務処理を別個に検討すべきか、それとも1つないし複数のその他の不確実な税務処理と併せて検討すべきかを判断しなければならず、不確実性の解消を最適に予測するアプローチを採用することが求められます。

本解釈指針は、2019年1月1日以後開始する事業年度から適用されますが、移行措置として一定の免除規定が設けられています。当グループは、本解釈指針を発効日から適用する予定です。当グループは、複数の国において複雑な税務環境の下で事業活動を行っているため、本解釈指針の適用により連結財務諸表及び開示に影響が生じる可能性があります。当グループは、本解釈指針を適用するために、適時に情報を入手するためのプロセスや手続の確立が必要となる可能性があります。

## 連結財務諸表の注記

### 34. 公表済未発効の基準（続き）

#### 注釈

IAS 第 8 号 30 項は、公表済みであるが未発効の基準に関する開示を求めている。当該開示は、これらの基準を適用することで財務諸表が受ける影響を、財務諸表利用者が評価できるように、現時点で判明している、もしくは合理的に見積可能な情報の開示を求めている。当グループは未発効の基準及び解釈指針をすべて掲載しているが、その目的は開示例を示すことにある。別の方法としては、当グループの財政状態、財務業績あるいは開示に影響を及ぼすであろう基準や解釈指針のみを列挙し、それらについてのみ説明することも可能である。

### 35. 後発事象

2018年1月14日に、正味帳簿価額1,695千CUの建物が洪水により大きな被害を受け、帳簿価額857千CUの棚卸資産が失われました。これらの損害に対する保険金収入は、建物の再建費用及び棚卸資産の損失を750千CU下回ることが見込まれています。 IAS 10.21  
IAS 10.10

# 付録1—連結純損益及びその他の包括利益計算書(1計算書方式の例示)

2017年12月31日に終了する連結会計年度

## 注釈

当グループは、2 計算書方式により損益計算書及び包括利益計算書を表示している。この付録では、1 計算書方式による純損益及びその他の包括利益計算書を例示する。

IAS 1.49

	注記	2017年	2016年	
		千CU	千CU	修正再表示後*
<b>継続事業</b>				IAS 1.10(b) IAS 1.10A IAS 1.51(c) IAS 8.28
物品の販売		161,927	142,551	IAS 1.51(d),(e) IAS 1.81A
役務の提供		17,131	16,537	IAS 18.35(b)(i)
賃貸収益	17	1,404	1,377	IAS 18.35(b)(ii)
<b>収益合計</b>		<b>180,462</b>	<b>160,465</b>	IAS 18.35(b)(ii) IAS 1.82(a)
売上原価		(136,549)	(128,386)	IAS 1.103
<b>売上総利益</b>		<b>43,913</b>	<b>32,079</b>	IAS 1.85, IAS1.103
その他の営業収益	12.1	2,435	2,548	IAS 1.103
販売費		(14,001)	(12,964)	IAS 1.99, IAS 1.103
管理費	12.9	(18,428)	(12,156)	IAS 1.99, IAS 1.103
その他の営業費用	12.2	(2,554)	(353)	IAS 1.99, IAS 1.103
<b>営業利益</b>		<b>11,365</b>	<b>9,154</b>	IAS 1.85, IAS 1.BC55-56
金融費用	12.3	(1,264)	(1,123)	IAS 1.82(b), IFRS 7.20
金融収益	12.4	336	211	IAS 1.82(a)
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分	9,10	671	638	IAS 1.82(c)
<b>継続事業からの税引前利益</b>		<b>11,108</b>	<b>8,880</b>	IAS 1.85
法人所得税費用	14	(3,098)	(2,233)	IAS 1.82(d), IAS 12.77
<b>継続事業からの当期利益</b>		<b>8,010</b>	<b>6,647</b>	IAS 1.85
<b>非継続事業</b>				
非継続事業からの当期利益又は当期損失	13	220	(188)	IAS 1.82(ea) IFRS 5.33(a)
<b>当期利益</b>		<b>8,230</b>	<b>6,459</b>	IAS 1.81A(a)
<b>その他の包括利益</b>				
<i>純損益に振替えられる可能性のある項目</i>				IAS 1.82A
純投資のヘッジに係る利得		278	—	IAS 39.102(a)
在外営業活動体の換算差額		(246)	(117)	IAS 21.32
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得及び損失	12.8	(732)	33	IFRS 7.23(c)
売却可能金融資産から生じた利得及び損失	12.8	(58)	3	
関連会社のその他の包括利益に対する持分	10	(43)	—	IAS 1.82A(b)
その他の包括利益に係る法人所得税費用	14	168	(10)	IAS 1.91
<i>純損益に振替えられないことのない項目</i>				
確定給付制度の再測定	29	369	(389)	IAS 19.120(c) IAS 19.122
日本国に所在するオフィス用不動産の再評価	16	846	—	IAS 16.39
関連会社のその他の包括利益に対する持分	10	43	—	IAS 1.82A(b)
その他の包括利益に係る法人所得税費用	14	(379)	116	IAS 1.90
<b>税引後その他の包括利益</b>		<b>246</b>	<b>(364)</b>	IAS 1.81A(b)
<b>当期包括利益合計</b>		<b>8,476</b>	<b>6,095</b>	IAS 1.81A(c)

\* 当年度において2016年度の財務諸表を修正再表示しており、注記2.5にその内容を記載しています。

# 付録1—連結純損益及びその他の包括利益計算書(1計算書方式の例示)

2017年12月31日に終了する連結会計年度

		2017年	2016年	
		修正再表示後		
		千CU	千CU	*
当期利益の帰属:				IAS 1.10(b) IAS 1.51(b) IAS 1.51(c)
親会社持分		7,942	6,220	IAS 1.81B (a) (ii)
非支配持分		288	239	IAS 1.81B(a) (i)
		<u>8,230</u>	<u>6,459</u>	
当期包括利益の帰属:				
親会社持分		8,188	5,856	IAS 1.81(b) (ii)
非支配持分		288	239	IAS 1.81B(b) (i)
		<u>8,476</u>	<u>6,095</u>	
1株当たり利益	15			IAS 33.66
▶ 親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり利益		0.38 CU	0.33 CU	
▶ 親会社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり利益		0.38 CU	0.32 CU	
継続事業に関する1株当たり利益	15			
▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの基本的1株当たり利益		0.37 CU	0.34 CU	
▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの希薄化後1株当たり利益		0.37 CU	0.33 CU	

\* 当年度において2016年度の財務諸表を修正再表示しており、注記2.5にその内容を記載しています。

## 注釈

この付録では、1 計算書方式による純損益及びその他の包括利益計算書を表示している。

その他の包括利益のそれぞれの構成要素は、上記計算書では純額表示されている。したがって、組替調整額、ならびに当期利得及び当期損失を表示するために追加的な注記が必要となる。あるいは、これらの個々の要素を包括利益計算書の中で表示することも可能である。

この付録では、IAS 第 1 号 91(b) 項で認められることから、当グループはその他の包括利益の各構成要素に係る税効果を単一の合計金額で表示している。

## 付録2—連結損益計算書(費用性質法の例示)

2017年12月31日に終了する連結会計年度

IAS 1.49  
IAS 1.10(b)  
IAS 1.10A  
IAS 1.51(c)

### 注釈

当グループは、費用を機能別に分類して損益計算書を表示している。この付録では、費用を性質別に分類した損益計算書を例示する。

	注記	2017年	2016年	IAS 8.28 IAS 1.51(d),(e) IAS 1.81A IAS 18.35(b)(i) IAS 18.35(b)(ii) IAS 18.35(b)(ii) IAS 1.82(a) IAS 1.102 IAS 1.99, IAS 1.102 IAS 1.99, IAS 1.102 IAS 1.99, IAS 1.102 IAS 1.99, IAS 1.102 IAS 1.99, IAS 36.126 IAS 1.99, IAS 1.102 IAS 1.82(b), IFRS 7.20 IAS 1.82(a) IAS 1.82(c) IAS 1.85 IAS 1.82(ea) IFRS 5.33(a) IAS 1.81A(a) IAS 1.81B(a)(ii) IAS 1.81B(a)(i) IAS 33.66
		千CU	修正再表示後* 千CU	
<b>継続事業</b>				
物品の販売		161,927	142,551	
役務の提供		17,131	16,537	
賃貸収益	17	1,404	1,377	
<b>収益合計</b>		<b>180,462</b>	<b>160,465</b>	
その他の営業収益	12.1	2,435	2,548	
製品及び仕掛品の棚卸増減高		(1,133)	(3,342)	
原材料及び消耗品使用高		(129,974)	(117,456)	
従業員給付費用	12.6	(33,749)	(29,151)	
減価償却費及び償却費	16,18	(3,922)	(3,256)	
非流動資産の減損損失	16,19	(200)	(301)	
その他の営業費用	12.2	(2,554)	(353)	
金融費用	12.3	(1,264)	(1,123)	
金融収益	12.4	336	211	
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分	9,10	671	638	
<b>継続事業からの税引前利益</b>		<b>11,108</b>	<b>8,880</b>	
法人所得税費用	14	(3,098)	(2,233)	
<b>継続事業からの当期利益</b>		<b>8,010</b>	<b>6,647</b>	
<b>非継続事業</b>				
非継続事業からの当期利益又は当期損失	13	220	(188)	
<b>当期利益</b>		<b>8,230</b>	<b>6,459</b>	
帰属:				
親会社持分		7,942	6,220	
非支配持分		288	239	
		<b>8,230</b>	<b>6,459</b>	
1株当たり利益	15			
▶ 親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり利益		0.38 CU	0.33 CU	
▶ 親会社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり利益		0.38 CU	0.32 CU	
継続事業に関する1株当たり利益	15			
▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの基本的1株当たり利益		0.37 CU	0.34 CU	
▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの希薄化後1株当たり利益		0.37 CU	0.33 CU	

\* 当年度において2016年度の財務諸表を修正再表示しており、注記2.5にその内容を記載しています。

## 付録3—連結キャッシュ・フロー計算書(直接法の例示)

2017年12月31日に終了する連結会計年度

### 注釈

IAS 第 7 号 18 項では、営業活動によるキャッシュ・フローについて、直接法と間接法の選択が認められている。当グループは、間接法を用いて営業活動によるキャッシュ・フローを表示している。この付録では、営業活動によるキャッシュ・フローを直接法により作成したキャッシュ・フロー計算書を例示する。

		2017年	2016年	
	注記	千CU	千CU	
<b>営業活動</b>				IAS 1.10(d) IAS 1.51(c)
販売代金回収額		227,113	235,776	
仕入先への支払額		(175,975)	(184,105)	IAS 1.51(d)-(e)
従業員への支払額		(35,815)	(35,048)	IAS 7.10, IAS 7.18(a)
受取利息		336	211	IAS 7.31
支払利息		(484)	(1,025)	IAS 7.31
法人所得税の支払額		(3,131)	(3,200)	IAS 7.35
<b>営業活動による正味キャッシュ・フロー</b>		<b>13,300</b>	<b>12,351</b>	
<b>投資活動</b>				IAS 7.10, IAS 7.21
有形固定資産の売却による収入		1,990	2,319	IAS 7.16(b)
有形固定資産の取得による支出	16	(10,162)	(7,672)	IAS 7.16(a)
投資不動産の取得による支出	17	(1,216)	(1,192)	IAS 7.16(a)
金融商品の取得による支出		(3,054)	(225)	IAS 7.16(c)
金融商品の売却による収入		-	145	IAS 7.16(d)
無形資産の取得による支出	18	(587)	(390)	IAS 7.16(a)
子会社の取得による収入又は支出	7	230	(1,450)	IAS 7.39
政府補助金の受取による収入	27	2,951	642	
<b>投資活動による正味キャッシュ・フロー</b>		<b>(9,848)</b>	<b>(7,823)</b>	
<b>財務活動</b>				IAS 7.10, IAS 7.21
ストック・オプションの行使による収入	30	175	200	IAS 7.17(a)
非支配持分の取得による支出	7	(325)	-	IAS 7.42A
株式発行費	24	(32)	-	IAS 7.17(a)
ファイナンス・リース債務の返済による支出		(51)	(76)	IAS 7.17(e)
借入による収入		6,341	4,871	IAS 7.17(c)
借入金の返済による支出		(2,724)	(4,250)	IAS 7.17(d)
親会社株主への配当金の支払額	25	(1,972)	(1,600)	IAS 7.31
非支配持分への配当金の支払額		(30)	(49)	IFRS 12.B10(a)
<b>財務活動による正味キャッシュ・フロー</b>		<b>1,382</b>	<b>(904)</b>	
現金及び現金同等物の正味増加額		4,834	3,624	
為替変動による影響		340	326	IAS 7.28
1月1日現在の現金及び現金同等物		12,266	8,316	
<b>12月31日現在の現金及び現金同等物</b>	23	<b>17,440</b>	<b>12,266</b>	IAS 7.45

### 注釈

IAS 第 7 号 33 項は、支払利息を営業活動もしくは財務活動として、受取利息を営業活動もしくは投資活動として、企業に適切と考えられる方法で表示することを認めている。当グループは、支払利息及び受取利息を営業活動によるキャッシュ・フローに分類することを選択している。

## 付録4－財務諸表記載例と関連するIFRS一覧

本財務諸表記載例  
 財務諸表記載例  
 (Alternative Format)  
 期中要約版財務諸表記載例  
 初度適用版財務諸表記載例  
 投資ファンド版財務諸表記載例  
 不動産業版財務諸表記載例  
 鉱業会社版財務諸表記載例  
 石油会社版財務諸表記載例  
 銀行業版財務諸表記載例  
 保険会社版財務諸表記載例

各財務諸表記載例において関連するIFRSは以下のとおりである。

国際財務報告基準(IFRS)										
IFRS第1号	IFRSの初度適用					✓			✓	
IFRS第2号	株式報酬	✓	✓	✓	✓		✓			✓
IFRS第3号	企業結合	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓
IFRS第4号	保険契約									✓
IFRS第5号	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業	✓	✓	✓	✓		✓			✓
IFRS第6号	鉱物資源の探査及び評価							✓	✓	
IFRS第7号	金融商品—開示	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IFRS第8号	事業セグメント	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IFRS第9号	金融商品									
IFRS第10号	連結財務諸表	✓	✓	✓						✓
IFRS第11号	共同契約(ジョイント・アレンジメント)	✓	✓	✓					✓	
IFRS第12号	他の事業体への関与の開示	✓	✓					✓	✓	✓
IFRS第13号	公正価値測定	✓	✓	✓				✓	✓	✓
IFRS第14号	規制繰延勘定									
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益									
IFRS第16号	リース									
IFRS第17号	保険契約									



## 付録4－財務諸表記載例と関連するIFRS一覧

	本財務諸表記載例	財務諸表記載例 (Alternative Format)	期中要約版財務諸表記載例	初度適用版財務諸表記載例	投資ファンド版財務諸表記載例	不動産業版財務諸表記載例	鉱業会社版財務諸表記載例	石油会社版財務諸表記載例	銀行業版財務諸表記載例	保険会社版財務諸表記載例
<b>国際会計基準 (IAS)</b>										
IAS第1号 財務諸表の表示	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第2号 棚卸資産	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓		
IAS第7号 キャッシュ・フロー計算書	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第8号 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓
IAS第10号 後発事象	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第11号 工事契約						✓				
IAS第12号 法人所得税	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第16号 有形固定資産	✓	✓		✓		✓	✓	✓	✓	✓
IAS第17号 リース	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓
IAS第18号 収益認識	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第19号 従業員給付	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓
IAS第20号 政府補助金の会計処理及び政府援助の開示	✓	✓	✓	✓						
IAS第21号 外国為替レート変動の影響	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第23号 借入コスト	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓
IAS第24号 関連当事者についての開示	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第26号 退職給付制度の会計及び報告										
IAS第27号 個別財務諸表										
IAS第28号 関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	✓	✓	✓	✓		✓		✓	✓	✓
IAS第29号 超インフレ経済下における財務報告										
IAS第32号 金融商品－表示	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第33号 1株当たり利益	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第34号 期中財務報告			✓							
IAS第36号 資産の減損	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓
IAS第37号 引当金、偶発負債及び偶発資産	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第38号 無形資産	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓
IAS第39号 金融商品－認識及び測定	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第40号 投資不動産	✓	✓	✓	✓		✓				✓
IAS第41号 農業										

# 付録4－財務諸表記載例と関連するIFRS一覽

	本財務諸表記載例	財務諸表記載例 (Alternative Format)	期中要約版財務諸表記載例	初度適用版財務諸表記載例	投資ファンド版財務諸表記載例	不動産業版財務諸表記載例	鉱業会社版財務諸表記載例	石油会社版財務諸表記載例	銀行業版財務諸表記載例	保険会社版財務諸表記載例
<b>解釈指針</b>										
IFRIC第1号	廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動	✓	✓	✓	✓		✓	✓		
IFRIC第2号	協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品									
IFRIC第4号	契約にリースが含まれているか否かの判断	✓	✓	✓	✓		✓	✓		
IFRIC第5号	廃棄、原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利			✓			✓	✓		
IFRIC第6号	特定市場への参加から生じる負債－電気・電子機器廃棄物	✓	✓	✓	✓					
IFRIC第7号	IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に従った修正再表示									
IFRIC第9号	組込デリバティブの再査定	✓	✓	✓					✓	✓
IFRIC第10号	期中財務報告と減損	✓	✓	✓						
IFRIC第12号	サービス委譲契約									
IFRIC第13号	カスタマー・ロイヤルティ・プログラム	✓	✓	✓	✓					
IFRIC第14号	IAS第19号－確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係									
IFRIC第15号	不動産の建設に関する契約					✓				
IFRIC第16号	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	✓	✓	✓	✓					
IFRIC第17号	所有者に対する非現金資産の分配	✓	✓	✓	✓					
IFRIC第18号	顧客からの資産の移転	✓	✓	✓	✓					
IFRIC第19号	資本性金融商品による金融負債の消滅			✓						
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト						✓			
IFRIC第21号	賦課金	✓	✓	✓					✓	
IFRIC第22号	外貨建取引と前払・前受対価									
IFRIC第23号	法人所得税務処理に関する不確実性									
SIC第7号	ユーロの導入									
SIC第10号	政府援助 営業活動と個別的な関係がない場合									
SIC第15号	オペレーティング・リース－インセンティブ	✓	✓	✓	✓	✓				
SIC第25号	法人所得税－企業又は株主の課税上の地位の変化				✓					
SIC第27号	リースの法形式を伴う取引の実質の評価	✓	✓	✓	✓					
SIC第29号	サービス委譲契約－開示									
SIC第31号	収益認識－宣伝サービスを伴うバーター取引									
SIC第32号	無形資産－ウェブサイト費用									

✓:各財務諸表記載例に関連する基準又は解釈指針



## EYについて

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

## 新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、[www.shinnihon.or.jp](http://www.shinnihon.or.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

## ED NONE

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。